

卷頭言	比嘉 政夫	1
-----	-------	---

論文

慶良間諸島海域におけるサンゴ礁保全交渉	藤澤 宜広	3
沖縄における障害者ケアマネジメントの現状と課題 —障害児(者)地域療育等支援事業を中心にして—	谷口 正厚	19
粵北山区瑶族の搬迁与适应（中国語）	馬 建釗 陳 曉毅	29
粵北山間部ヤオ族の下山移住と適応（日本語訳）	木村 自	47
米軍基地返還と「耕作権」保障問題 —読谷補助飛行場の事例	小川 竹一	75
米国における法教育について —Law-related education (LRE)—	三谷 晋	107
コールセンター産業のアーキテクチャと産業集積に向けて —政策課題 一沖縄MMI構想へのインプリケーションー	宮城 和宏 董 宜嫻	121
携帯電話と人間関係に関する研究(1) —携帯電話使用の友人関係・家族関係への影響ー	仲栄真 美奈子 國吉 和子	135

研究ノート

東南アジアにおけるサンゴ礁魚類の養殖、シアン化合物漁と活魚流通—香港での活魚流通とフィリピンでの簡易生簀養殖を例として—	鹿熊 信一郎	155
島嶼経済における情報通信関連産業クラスターの形成過程と課題	宮城 和宏	163
傣—泰民族集團形成の生態的要因についての一考察 —同源異流と森林生態の相互作用—	劉 剛	177

判例研究

小泉純一郎内閣総理大臣靖国神社参拝違憲訴訟那覇地方裁判所判決—那覇地方裁判所平成17年1月28日判決(那覇地裁平14(ワ)959号、損害賠償請求事件、請求棄却)—	武市 周作	197
---	-------	-----

調査報告

第2回那覇都心部における消費者行動調査結果報告	田村 三智子	205
苗族の龍舟競渡 —貴州省台江県施洞のフィールドノートから	佐竹 純美	213
モーリシャスにおける沿岸水産資源・生態系管理の課題と対策	鹿熊 信一郎	223
渡嘉敷島における年中行事とウタキ—2004年の調査から—	長谷川 曾乃江	237

翻訳

呉越地域における文明の曙光(張荷著『呉越文化』第一章)	長谷 千代子 劉 剛	245
-----------------------------	---------------	-----

編集後記 『地域研究』執筆要項	中村 和雄	253
--------------------	-------	-----

地域研究



2006年3月

卷頭言

ここに『地域研究』第2号が発刊できたことを、所員ならび読者の皆様とともに喜びたいと思います。第1号の発刊から少し時間がかかりすぎたくらいがあるが、寄稿された原稿が多くそれだけ校正など編集作業に手間取ったことを理解していただきたい。

刊行の遅れは原稿を寄せられた方々には多くのご迷惑をおかけしたと推察いたしますが、海外からの論文を含め、論文、研究ノート、判例研究、調査報告、翻訳と内容も多岐にわたり、一層充実したものになったと自負しています。沖縄大学地域研究所の『地域研究』の目指すものは、県内外さらに国内、国外を問わず多くの地域のさまざまな問題に挑む視点を維持したものであり、そのことが沖縄島を含む琉球列島の直面する問題の解決に結びつくと考えます。

「地域に根ざし、地域に学び、地域と共に生きる」という本学の理念を掲げ、多くの地域に共通する課題に取りくむ姿勢を崩さず、調査研究、問題解決に精力を傾け、所員一同進んで行く所存です。

学術誌としての性格を強めるために、近い将来、寄せられた論考などに各専門領域の研究者をレフェリーにした査読制度を導入する旨を先号に述べましたが、本号でも一部の論文については編集委員会の意見交換を経て、他研究機関の研究者に査読をしていただいた。可能な限り第3号からは査読を踏まえた編集方針を確立したいと考えています。

沖縄大学に在籍する所員ならびに県内外そして海外の特別研究員の忌憚ないご批判と同時にご支援をお願いするものです。

沖縄大学地域研究所 所長
比嘉 政夫

慶良間諸島海域におけるサンゴ礁保全交渉*

藤澤 宜広**

Negotiations on the Conservation of Coral Reefs in the Kerama Islands, Okinawa

Nobuhiro Fujisawa

慶良間諸島海域は、2005年11月に開催されるラムサール条約第9回締約国会議において、新たに条約登録湿地となる見込みである。これまで、慶良間諸島海域に位置する座間味村在住のダイビング事業者は、サンゴ礁保全について沖縄本島在住のダイビング事業者との交渉を重ねてきたものの、未だに交渉妥結の目処は立たない。本論文の目的は、慶良間諸島海域におけるサンゴ礁保全の重要性について概観するとともに、サンゴ礁保全をめぐる交渉問題について、交渉担当者の態度の相違や保全意識の高まり、ラムサール条約への登録やISO14001の取得が交渉の帰結に及ぼす影響を二層ゲームの枠組みに基づいて考察することである。考察の結果、交渉担当者の態度の相違がサンゴ礁保全活動に大きな影響をもたらすこと、保全意識の高まりが交渉を有利に導く可能性が高いこと、より強気な交渉担当者を選ぶことで交渉が有利に導かれる可能性があること、そして、ラムサール条約やISO14001を活用することでより望ましい帰結が得られる可能性がある一方、その実現性には問題点が指摘されることが示された。

キーワード：慶良間、サンゴ礁保全、交渉、二層ゲーム

The Kerama Islands are to be registered as a Ramsar site at the 9th Conference of Parties to the Convention on Wetlands (Ramsar Convention) which will be held in November, 2005. Although negotiations on the conservation of coral reefs between people who are engaged in the diving business in the Kerama Islands and those in the main island have been held several times so far, agreements on conservation have still not been arrived at. The purpose of this paper is to show the effects of the difference of views among negotiators, of the rise in consciousness on conservation, and of registration for a Ramsar site by using a framework of two-level games. The results of this paper are as follows: first, choosing a hawkish negotiator can lead the talks to favorable results, which is, to conserve the coral reefs at a high level, secondly, the rise in consciousness on conservation also helps the negotiations to be concluded favorably, and thirdly, by applying the Ramsar Convention or ISO14001 as a voluntary control rule on conservation, high level conservation would be possible. Some credibility problems are also pointed out as a third result.

Key words : Kerama islands, Conservation, Negotiation, Two-level games

1. はじめに

慶良間諸島海域がラムサール条約の登録湿地となる見通しであるとの環境省の発表は、その日の地元紙夕刊の1面を飾った^{(1),(2)}。記事によると、環境省は、2005年11月にウガンダで開かれる第9回締約国会議での新規登録を目指している。登録が実現すれば、国は保全や管理を進め、3年ごとに開かれる締約国会議において保全状況を報告する義務が生じる。

この結果を受け、登録予定湿地を保有する座間味村では、登録に向けて対応に追われることになる。ただ、このニュースは座間味村にとって青天の霹靂でも迷惑なものでもない。というのも、ラムサール条約への登録は地元市町村の同意を得た上で行われているからである。むしろ、実に就業者の約92.51%が第3次産業に従事し、その多くがダイビング業や民宿を営む座間味村にとって、観光資源としてのサンゴ礁の保全は死活

* 2005年11月、慶良間諸島海域を含む20カ所の国内湿地は、新たにラムサール条約の登録湿地となった。この論文は2005年10月に投稿されたものであり、11月以降のこれらの動向については言及していない。

**沖縄大学法経学部、902-8521 沖縄県那覇市字国場555、fujisawa@okinawa-u.ac.jp

問題であり、ラムサール条約への登録がその保全への処方箋になるものとの一定の期待が寄せられている⁽³⁾。

これまで、環境保全に関する法的根拠の一つとして、環境影響評価法が挙げられる。ただ、Tanaka (2001)によれば、環境影響評価法に基づくアセスメントは十分な機能を果たしていない。例えば、環境への影響が "very slight" と結論づけられた愛知県藤前干潟におけるゴミ処理場計画は、NGOの強い反対により計画が破棄されることとなり、2002年に当干潟はラムサール条約に登録され、現在ではその保全が図られている。一方で、釧路湿原のように、1980年にラムサール条約登録湿地となりながら湿地周辺の開発等により湿原の減少・劣化が進行している事例が見られる⁽⁴⁾。さらには、荒木 (2003) が指摘するように、ラムサール条約に登録されることなく環境破壊が続けられている沖縄県泡瀬干潟の様な事例もある。

慶良間諸島海域においては、山里ら (2003)、小笠原ら (2004)、谷口 (2002, 2004)、下地 (2000) が示すように、オニヒトデの大量発生、地球温暖化等を原因とする高水温によるものと思われるサンゴ礁の白化現象が確認されている。

しかし、慶良間諸島海域におけるサンゴ礁の白化現象の原因はオニヒトデや高水温だけではない。当海域のサンゴ礁は世界的にも有名であるため、毎年多くのダイバーが訪れ、谷口 (2003) によれば、特に人気の高いダイビング・ポイントでは1日に数百人のダイバーが利用する。このため、ダイビング・ボートのアンカーリングやダイバーたちによるサンゴ礁の破壊がサンゴ礁に過剰なストレスをかける結果となっている。

サンゴ礁に及ぼす人的な影響を重く見た座間味村では、漁協を中心として、1998年7月、座間味村周辺海域のダイビングスポットのうち、ニシハマ、安室東、安慶名敷エダサンゴの3ポイントについて3年を目処に閉鎖し、アンカーリング、ダイビング、漁業の自粛を決定した⁽⁵⁾。これにより、谷口 (2003) によれば、1999年に28.8%であったニシハマのサンゴ被度は、2000年、2001年でそれぞれ40.6%, 48.1%と大幅に増加した⁽⁶⁾。

この、関係者間の合意によるサンゴ礁の保全にむけた自発的制御という現象は、貴重な水産資源保全に対する有効な処方箋の1つと考えられる。鹿熊 (2004) によれば、フィリピンの多くの場所で水産資源の共同管理が行われており、成功事例も観察されているが、漁協を中心としたコミュニティー・ベースの海洋保護区、すなわちMPA (Marine Protected Area)の設定は画期的とされており、今後の進展が期待される。

さらに、ダイバーによるサンゴ礁へのストレスに関して村民が憂慮する点として、沖縄本島のダイビング事業者による慶良間諸島海域の利用が挙げられる。慶良間諸島海域を利用するダイバーには、本島のダイビング事業者を利用する者が相当数含まれると思われる⁽⁷⁾。座間味村商工会 (2004) が指摘するように、慶良間諸島海域のサンゴ礁は、沖縄本島ダイビング事業者を原因とする大きなストレスを受けているものと思われる。先に挙げた人為的なサンゴ礁の破壊についても、本島ダイビング事業者による影響が大きいと座間味村商工会は認識している。

この問題に対して座間味村では、2001年にダイビング協会を設立し、積極的に保全に努めている。彼らによれば、本島ダイビング事業者の中にはサンゴ礁保全意識に乏しく、オニヒトデ駆除活動に関しても非協力的な事業者が少なくない。さらに、本島ダイビング事業者を経由して訪れるダイバーの多くは日帰りで海域を訪れ、座間味村に上陸することが少ないため、座間味村に与える経済的効果は小さい。従って、両者の関係は代替的、競合的であり、経済的な対立は小さくない。

以上のことから、本島ダイビング事業者を含めていかにサンゴ礁を保全するかが、座間味村の現在の大きな課題の一つとなっている。現在のところ、彼らを規制する法的な根拠は存在せず、自らが活動を自粛することで相手に協力を求めるといった話し合いが行われている⁽⁸⁾。また、表1のような村内独自のダイビング・ルールを設けている。一般的に、関西潜水連盟 (1999) にもあるように、ダイビングには漁業における漁業権に相当するものがなく、ダイバーがどの海で潜

ろうと基本的に自由である。

表1 座間味村ダイビング・ルール

● ニジバマ、ウツタマ、ぶつぶつサンゴについては、地元のダイビング船を最優先にし、先に地元ダイビング船が数隻停泊していたら、そのポイントは遠慮する。
● アンカーロープは浮きロープを使用する。
● 無駄な長さのチェーン又はワイヤー付きのアンカーは使用しない。
● アンカーリングの際は、サンゴなどの破壊がない様充分確認してアンカーリングをする。
● アンカーリングの後はアンカーリングの状況をスタッフが潜って確認をする。
● ブイの設置の際は、イカ曳き漁の妨げとならないよう水深2m位に沈め、係船の際はスタッフが潜ってロープを取ること。
● 休憩時（ランチタイム）はダイビング・ポイントには停泊しない。

出所：座間味村リーフレット

この問題に対して、座間味村のダイビング事業者は当初、経済的利害関係を軸に交渉を続けてきた。しかしながら、自らの利益を根拠に競合相手に譲歩を求めることが困難さが次第に明らかになっている。無為にサンゴ礁が破壊され続ける状態をみるにつけ、彼らは、自らの利益を守ることから、利益の源である環境、とりわけサンゴ礁保全を軸に交渉を展開しつつある。現段階においては、座間味村に隣接する渡嘉敷村と共同し、本島事業者との間に保全利用協定を結ぶことを検討している。

座間味村がラムサール条約への登録に対して期待をかけているのには以上のような背景がある。環境保全の観点からの交渉は、法的制約のない交渉相手に対して保全意識の変革を促す可能性がある。実際、保全意識を伴わない資源利用は、Hardin (1968) の示す「共有地の悲劇」の典型例であり、近い将来に、慶良間諸島海域のサンゴ礁が失われ、いずれの事業者も生業を失う可能性を示唆している。本論文における主な目的は、ラムサール条約への登録に向けた動きなど、座間味村の行動や意思決定が事業者間での交渉の帰結に及ぼす影響を考察することである。

サンゴ礁保全において、座間味村側の交渉主体はどこであろうか。座間味村商工会（2004）では、座間味村地域振興計画にかかるプロジェクト計画の一つとして、サンゴ保全プロジェクトを立ち上げ、4年計画で

取り組んでいる。そこでは、関連組織として、ざまみダイビング協会、阿嘉・慶留間ダイビング協会、阿嘉・慶留間ダイビング事業協同組合、座間味村漁業協同組合、座間味村役場むらおこし課が挙げられている^⑨。なお、ダイビング協会に加入する事業者の中には漁組合員でもある者がいる。その他、ダイビング事業者にホテル事業者も加えて商工会が形成されており、関係が複雑化している。このような複雑な関係が、サンゴ礁保全に向けた取り組み、すなわち本島事業者との交渉の帰結にどのような影響を及ぼすであろうか。

交渉に際して、座間味村特有、あるいは離島特有の社会的環境が交渉の帰結に影響を及ぼす可能性もある。座間味村は、沖縄戦における米軍上陸第一歩の地であり、集団自決者402名を含む多くの犠牲者を出している。また、高校がないため、15歳から19歳までの人口が極端に少ない。このようなことから、図1の人口ピラミッドにみられるように、人口構成に特殊性が見られる。具体的には、年齢別に0～15歳、15～60歳、60歳以上の三つのグループ分けが可能であるように思われる。このような世代間の一定程度の断絶が交渉に影響を及ぼす可能性はないであろうか..

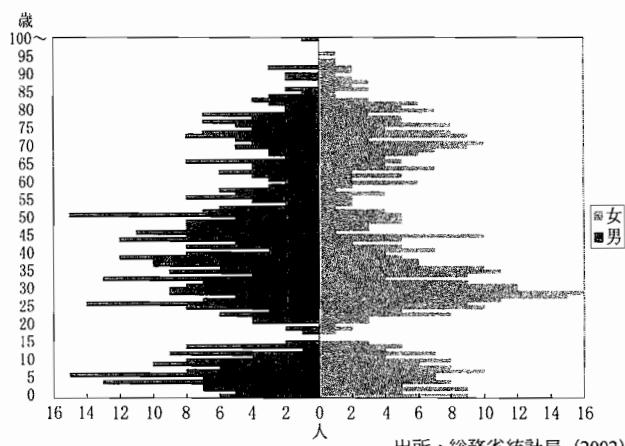


図1 座間味村人口ピラミッド

2. 座間味村における観光産業の重要性

本節では、座間味村における観光産業の重要性について統計資料を利用して明らかにしていく。座間味村役場（1996）によれば、座間味村の人口は、かつお漁業創業期の1900年代初頭から、屋嘉比島や久場島にお

た一方、1998年には74.35%の落ち込みをみせている。また、図6において、村内純生産の成長率と建設業の成長率はほぼ同じ動きをみせている。この関係は図7の寄与度でみるとより明確になっており、経済成長率はほとんど建設業で説明される。



図5 主要産業別村内純生産の推移

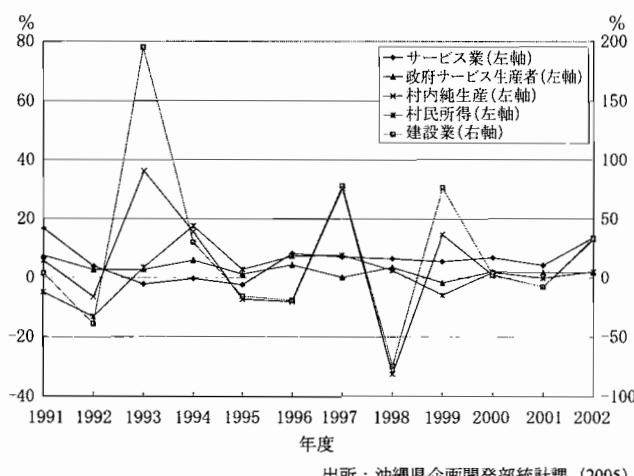


図6 主要産業別成長率の推移

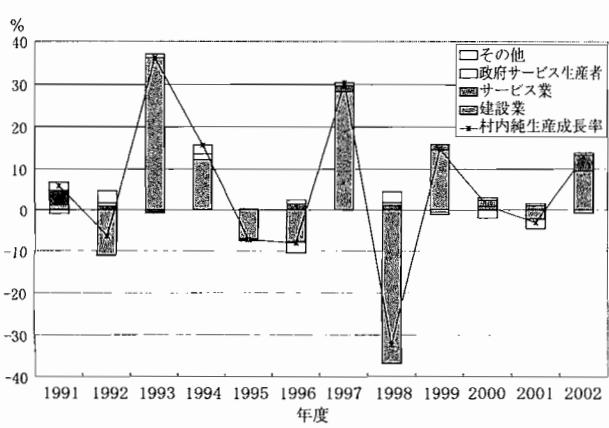


図7 主要産業の寄与度の推移

しかしながら、建設業の多くが村外に発注されると考えられることから、村内経済と村民経済を区別して考えなければならず、村民所得に与える影響には注意を要する。図8が示すように、建設業純生産額と村外からの所得（純）とは強い負の相関関係にある⁽¹⁴⁾。即ち、村内で発生した付加価値のほとんどが村外への所得流出となっており、村民への経済効果は相当程度限定されたものとなっている。また、村内純生産や建設業の成長率と村民所得の成長率の間に有意な相関関係はみられず、変動の激しい建設業が村民所得を左右しているとは考えられない。いいかえれば、建設業は、座間味村経済における内生的なメカニズムに組み込まれているとはいえない。

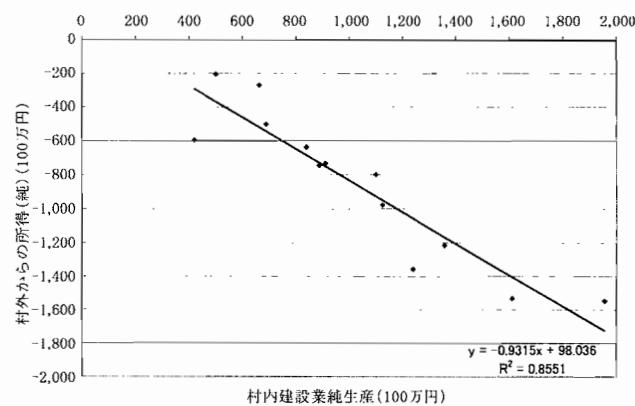


図8 建設業と村外からの所得（純）

第3に、サービス業は、1993年から1995年にかけて落ち込みがみられたものの、その後は安定的に上昇傾向を示し、平均成長率では5.63%となっている。サービス業が性質上、村民によって提供されることを考慮すると、村内経済に及ぼす影響は大きいものと考えられる。また、1993年時点では24,5軒しかなかったダイビング・ショップが、1996年頃になって急激に増え、現在40軒以上あるという趨勢を考慮すると、今後もその重要性が損なわれるとは考えにくい⁽¹⁵⁾。さらに、就業者の92.51%がサービス業に従事することに鑑みると座間味村経済におけるサービス業、ひいては観光業の重要性が明らかとなる。

本節の最後に、座間味村観光入込客数についてふれておく。図9は、1997年、2000年、2003年における月

別観光入込客数の推移が示されている。また、1997年から2004年における月別観光入込客数の平均値が示されている。いずれの年も季節変動が大きく、平均でみて1月が3,000人強であるのに対し、8月には16,000人強の観光客が訪れている。もっとも入込客数の多い7、8月だけで年間総数の30%から40%を占めている。これは、入込客数の多くがダイビングや海水浴を目的に訪れていることを反映している。実際、座間味村商工会が行ったアンケート調査によると、観光客の35.7%が海水浴を、27.9%がダイビングを目的に島を訪れている。すなわち、観光客の約64%が座間味村の海洋資源を主な目的として訪れている⁽¹⁶⁾。

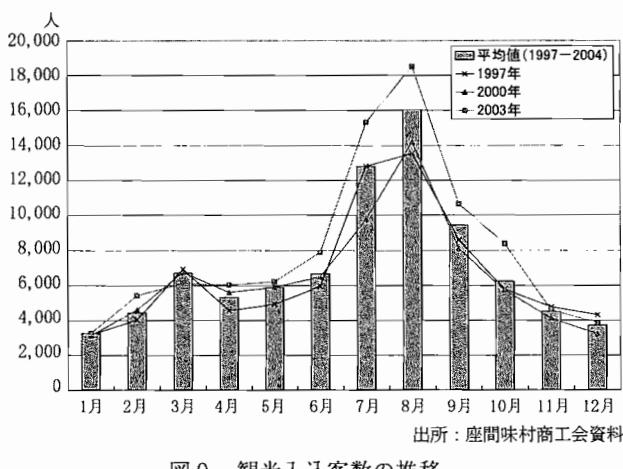


図9 観光入込客数の推移

また、観光入込客数の推移は図10に示されている。1997年時点において約79,400人であった入込客数は、翌年の1998年に約87,800に一旦は上昇したものの、2000年にかけて約83,700人にまで落ち込んだ。2001年以降は回復し、2003年には初めて95,000人を超え、約96,300人となった。ただし、2004年には再び約84,600まで落ち込んでいる。台風接近数との関係で捉えると、1997年、2000年、2004年にみられるように、座間味村における観光産業が台風の影響を受けやすいことがわかる⁽¹⁷⁾。2001年から2003年にかけて、年間台風接近数が多いにも関わらず入込客数が上昇しているのは、客数の最も多い8月における接近数が少なかったためと思われる。このことを月別で詳しくみてみると、図11に示されるように、7月および8月の入込客数とその月の台風接近数の間には強い負の相関関係がみられる。

単回帰分析によると、台風接近数が1つ増加する毎に、7月において898人、8月において1,678人の客数の減少が発生する。

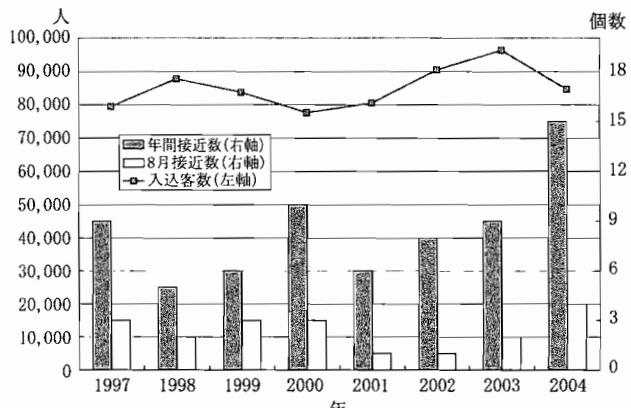


図10 観光入込客数の推移と台風の接近数の推移

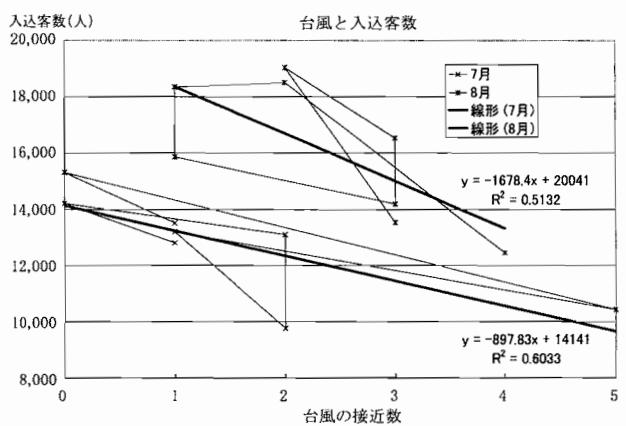


図11 台風が観光入込客数に及ぼす影響

以上のように、本節では、座間味村経済におけるサービス業、とりわけ観光産業の重要性について基本的な資料を用いて確認した。このような背景に基づき、観光産業の中心的な役割を果たすダイビング事業者が、観光資源としてのサンゴ礁の保全に向けて、本島事業者といかに交渉を行っているか、また行うことが望ましいかについて、次節以降で分析をすすめることとする。

3. 二層ゲーム分析

本節では、慶良間諸島海域におけるサンゴ礁保全交渉についてPatnum (1988)の示した二層ゲームに基づいて考察を試みる。彼は、国際政治の交渉問題において、国内の制約が国際交渉に対して強い影響を及ぼすもの

化することとなる。これは先に述べたとおり、ハト派が保全に対して無関心であることの結果である。次に、交渉担当者が中道派の場合とタカ派の場合を比較する。座間味村民の選好が、原点からタカ派の理想点まで一様に分布しているものと想定すれば、中位投票者定理により、交渉担当者は中道派となる。このとき、契約曲線は、現状点を通る本島事業者の無差別曲線と中道派の無差別曲線に囲まれ、かつそれぞれの理想点を結ぶ線分上に示される。結果として、交渉の帰結はこの契約曲線上のどこかに位置する。交渉の帰結は、保全水準の上昇と本島観光客数の増加となる。

これに対し、交渉担当者がタカ派の場合の交渉の帰結はより右上方に位置することがわかる。これは、より多くの保全水準を達成する代わりにより多くの本島観光客数を受け入れることを意味する。ただし、村民の選好が一様分布であるかぎり、タカ派が交渉担当者に選ばれることはない。実際に、タカ派が交渉担当者の場合の交渉の帰結は、中道派の理想点からより遠くに位置している。しかしながら、選好が一様分布ではなく、より保全意識が高い場合には、タカ派が交渉担当者に選ばれる可能性がある。なお、経済的対立、すなわち、本島観光客数のみを交渉対象とするようなゼロ・サムな状況は既にパレート効率であるため、交渉は進まない。本論文における考察においても、座間味村民が経済的対立の視点から交渉を行い、妥結をみなかったことは穏当な帰結と考えられる。座間味村民は、経済的対立の視点からサンゴ礁保全の視点へと交渉の主眼点を変化させており、ここでの分析は、そのような状況を表現するのに適している。従って、より高い保全水準を得ることは、より多くの本島観光客を受け入れることの裏返しとなる。

次に、座間味村民の保全意識の高まりが交渉の帰結に及ぼす影響として、二つの事例を考察する。第1の事例は、サンゴ礁保全利用協定を巡る交渉についてである。座間味村内のダイビング協会と安対協との交渉の過程において、渡嘉敷島沿岸までを本島事業者に開放するという案が浮上したことがある。沖縄県もこれ

に同調し、渡嘉敷村も一部の区域を除いてこれを受け入れる意向であった。しかしながら、座間味村事業者の働きかけにより、両村は渡嘉敷島東岸までの海域を共同管理することとし、排他的ダイビング海域とすることに同意した。これにより、交渉の妥結は一層困難になることが予想される一方、慶良間諸島海域のサンゴ礁保全への道筋がより明確になったと考えられる。

第2の事例は、沖縄県が設置したオニヒトデ対策会議を通じたサンゴ礁最重要保全区域の設定である。オニヒトデ対策会議とは、オニヒトデの大量発生からサンゴ礁を守るために2002年7月に設立された会議であり、国や県、市町村の行政担当者や学識経験者、観光・レジャー関係者、漁業関係者から構成されている。当会議では、オニヒトデ分布状況調査等を経て、慶良間諸島海域のうちサンゴ礁の生息状況が最も良好な5区域を選定し、最重要保全区域とした。座間味村では、これらの5区域を足がかりに一層の保全活動を推進しつつある。この決定は、オニヒトデの駆除という視点からサンゴ礁の保全という視点をより強調した戦略への変化を意味している。

これらの事例は、レベルIIにおける状況の変化が、win-setの縮小をもたらしたものと解釈することができる。この様子は、図14に描かれる。村民の保全意識の高まりにより、タカ派が交渉担当者に選ばれたとする。当初、交渉は現状点を通る両者の無差別曲線の内側でかつ両担当者の理想点を結ぶ線分上、すなわち契約曲線上のいずれかで妥結することが予想されていた。しかしながら、win-setの縮小は無差別曲線の右下方へのシフトをもたらすため、もし本島事業者の無差別曲線と接する位置までタカ派の無差別曲線がシフトすれば、唯一の交渉の妥結点は両無差別曲線の接点となる。このとき、本島事業者側の効用が維持されつつ、より高い保全水準とより高い本島観光客数がもたらされる^[21]。いいかえれば、保全活動の実施・協力と引き替えに、慶良間諸島海域の利用を認めている。これは、何らかの強制機構の存在を想定しない交渉問題においてはもっともらしい帰結といえる。

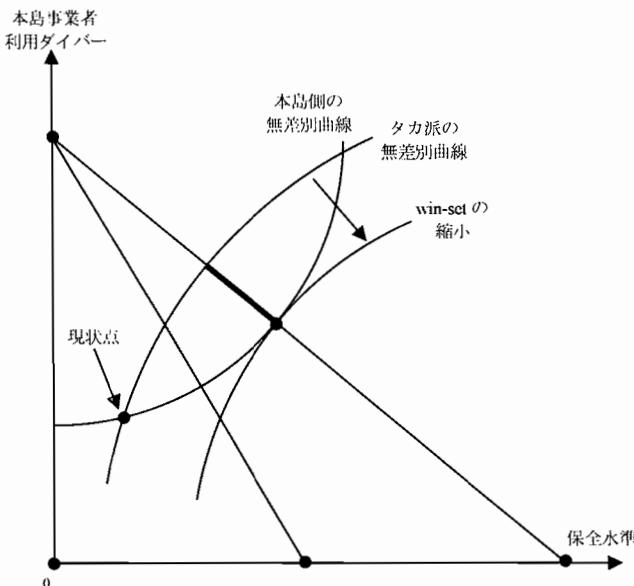


図14 win-setを狭める政策の効果

先に言及した本島慶良間海域保全協会が、座間味村側とともに海域を利用することを図るべく交渉への参加を表明したのに対し、座間味村内のダイビング協会がその存在の継続性や保全活動への積極性に懸念を表明した⁽²²⁾。このことは、座間味村内の保全意識の一層の高まりを示すとともに、win-setの縮小を示唆したものと考えられる。慶良間諸島海域で指摘してきた本島事業者を通じたダイバーの過剰利用によるサンゴ礁へのストレスやマナーの悪さ、生活圏への侵害などに対する不信感が背景にあると思われるものの、交渉の視点がサンゴ礁保全にあることは、今後のサンゴ礁保全活動の高まりを示唆するものと思われる。

一方、図12で示したように、座間味村側のレベルIIにおける状況の複雑さが交渉の帰結に不確実性をもたらす可能性も指摘される。すなわち、座間味村内には、ダイビング協会の他に宿泊事業者や漁協といった利害関係者が存在する。例えば、本島事業者の保全活動への参加を条件に慶良間諸島海域での事業活動を認めるることは、座間味村における宿泊客数の減少や漁業条件の悪化をもたらす恐れがあり、レベルIIでの合意形成に支障をきたす可能性がある。従って、各利害関係者の合意形成を図るような協議会の設立が期待される⁽²³⁾。また、図1に示した世代間の一定程度の断絶がレベル

IIにおける合意形成の妨げとなることが考えられる。この場合、合意形成を通じてwin-setを縮小させ、交渉を有利に導くことが困難となる可能性がある。この問題について座間味村では、阿嘉島臨海研究所の協力のもと、自然観察会などを開催するなど児童に対する啓発活動を行っている⁽²⁴⁾。

最後に、ラムサール条約への登録やISO14001の取得といった環境整備が交渉の帰結に及ぼす影響について考察する。ラムサール条約とは、1971年にイランの都市ラムサールで採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」を指す。登録条件として、国際的に重要な湿地であること、国内法によって保全が担保されていること、地元住民などの登録への賛意が得られることとしている⁽²⁵⁾。また、ISO14001とは、国際標準化機構が策定、発行する国際標準のうち、14001番という規格番号を指す。黒澤(2005)によれば、当該組織体系が環境マネジメントシステム、すなわちEMS (Environmental Management System)であるために満たすべき18の基準が設けられている。

このような社会的に認知度の高いシステムを活用することで、法的担保を伴わない緩やかなものではあるものの、本島事業者が座間味村の設定した規制ルールに従わざるを得ない状況が発生しうる余地がある。このような状況が交渉の帰結に及ぼす影響は、図15に描かれる。ここでは、本島事業者が許容しうる規制ルールの条件として、本島事業者にとって、現状点における保全水準と本島観光客数の間の限界代替率が維持される状況を考えることとする。このとき、規制ルールは、現状点を通る本島事業者の無差別曲線の接線で表される。中道派を交渉担当者とする場合、本島事業者の理想点と中道派のそれを結ぶ線分と規制ルールを表す直線との交点が交渉の妥結点となる。このとき、契約曲線に比べて一層中道派の理想点に近い点が達成されるため、座間味村により有利な交渉が実現される。交渉担当者がタカ派の場合も同様に分析され、タカ派の理想点と本島事業者の理想点を結ぶ線分と規制ル

協調の可能性を示唆している。なぜなら、現実的にみて座間味村事業者が自主規制している海域でのダイビングは難しいと思われるからである。従って、最重要保全区域を増加させることで制限海域を増加させ、保全水準を上昇させるとともに、本島事業者の利用を制限することが可能かも知れない。しかしながら、このような区域の増加はかえって本島事業者の利用制限意識を低下させる恐れがある。従って、有効な施策として、慶良間諸島海域におけるなんらかの保全活動に協力することを条件として、制限海域での営業を保証する仕組みが求められる。本島事業者による慶良間諸島海域の利用を制限する仕組みは、ラムサール条約やISO14001には本質的には備わっていない。これらにはむしろ、慶良間諸島海域の価値付けを高めるとともに、本島事業者の当海域における保全意識を高める役割が期待される。

謝辞

この研究は、文部科学省科学研究補助金基盤研究(B)「過疎化・超高齢化に直面する沖縄「近海離島」における持続的発展モデルの構築」(課題番号:15310172)による助成研究の一部である。

注

- (1) 環境省自然環境局「候補湿地の調整状況について」第3回ラムサール条約湿地検討会配付資料、2005年。
- (2) 沖縄タイムス「名蔵・慶良間も合意／20湿地ラムサール登録へ」2005年5月20日夕刊。
- (3) 平成12年国勢調査。
- (4) 2003年1月施行の自然再生推進法に伴い、釧路湿原自然再生協議会が設立され、再生プロジェクトが進行している。詳細は<http://kushiro.env.gr.jp/saisei/>参照。
- (5) <http://www.zamami.net/kankyo.htm>参照。
- (6) 2001年12月以降、サンゴ礁の回復がみられたと判断されたニシハマは試験的に開放されている。翌2002年9月の調査時点におけるサンゴ被度は31.1%にまで減少したが、これはダイバーによるストレスというより、慢性化したオニヒトデの異常発生の結果と思われ、海域の閉鎖によってオニヒトデの発見が遅れるという課題が浮き彫りになった。
- (7) 本島の約150の事業所が慶良間諸島海域で営業を続けている。座間味村おこし課によれば、シーズン最盛期の7、8月ともなれば、毎週末に15~20名のダイバーを乗せた船が10隻程度は慶良間諸島海域を利用している。また、当海域を訪れる

ダイバーの半数が本島事業者を利用しているとの島民や研究者の声もあるが、ダイバー数に関する正確な統計資料は存在しない。

- (8) 谷口(2003)が指摘したニシハマの事例は、自主規制が相手の自制を生み出した画期的な事例とされている。
- (9) 座間味村には三つの有人島があり、座間味島、阿嘉島、慶留間島にそれぞれ人口の約60%, 32%, 8%が居住している。また、阿嘉島は慶留間島に隣接しており、橋梁がかけられていることから同一の経済圏と考えられる。
- (10) 座間味村リーフレットによれば、宿泊施設は70軒ある。
- (11) 国、地方公共団体等の事業所数は25である。
- (12) 当資料は2001年10月時点のものであり、2004年6月時点の調査報告が2005年10月に公表される。速報によると、新設事業所数22に対し廃業事業所数が19あり、差し引き事業所数は全体で3だけ増加している。
- (13) この特徴は沖縄県全体でも広く観察されている。詳しくは、内田(2002)参照。
- (14) 村外からの所得(純)=村外からの要素所得移転-村外への要素所得移転、村民純生産=村内純生産+村外からの所得(純)=村民所得。
- (15) 座間味村商工会資料「ダイビング・宿泊事業開業累積動向」によると1994年時点のダイビング開業累積数は10となっている。
- (16) その他、ホエール・ウォッチングの2.2%, シー・カヤックの1.6%を加えると、3人に2人が海を目的に座間味村を訪れている。なお、観光客の約70%がリピーターであり、半数以上が関東からの観光者であるなど、座間味村の魅力の大きさが伺える。
- (17) 台風の接近とは、台風の中心が、那覇、名護、久米島、宮古島、西表島、与那国島、南大東島のいずれかの気象官署から300km以内を通過することをいう。
- (18) 両協会は、オニヒトデ駆除活動などを通じて密接かつ良好な関係を構築しており、本論文においては単一の意思決定主体と考えることとする。なお、阿嘉・慶留間地域はダイビング事業協同組合も設立している。
- (19) 観光客数の代わりに利用可能ダイビングスポット数と置き換えることもできる。
- (20) 本島事業者においても、安対協を中心に積極的なサンゴ礁保全活動を行っており、当モデルの想定に疑問の余地がある。しかしながら、本論文におけるサンゴ礁保全水準とは慶良間諸島海域のそれのみを指しており、当海域におけるオニヒトデ駆除作業などは専ら座間味村事業者によって行われている。本論文は、簡単化のため、このような側面を強調している。
- (21) 中道派が交渉担当者の場合にも同様の考察が可能となる。また、村民の選好が一様分布のままであればタカ派が交渉担当者に選ばれることがないという結論に変化はない。ただし、この帰結は無差別曲線に関する仮定に依存している。結論で仮定を緩めた場合について考察する。

- (22) 琉球新報「慶良間の海保全へ／38事業者協会設立 1／ルール策定し連携」2005年6月16日夕刊。
- (23) 比較的人口規模の小さい座間味村においては、同一世帯がダイビング事業と宿泊業を兼ね、世帯主が漁協組合員である場合も少なくなく、合意形成が図られやすい素地を備えている。
- (24) 世代間の断絶が交渉の帰結に及ぼす影響に関する解析的・実証的分析は、今後の課題とする。
- (25) サンゴ礁の登録に関しては、第8回締約国会議決議VIII.11 「十分に選出されていないタイプの湿地を国際的に重要な湿地として特定し指定するための追加手続き」においてサンゴ礁に対する湿地選定基準が示されている。環境省自然環境局野生生物課（2004）参照。

引用文献

- 荒木晴香、2003、「泡瀬干潟埋め立て事業に関する調査報告」『アジア・太平洋の環境・開発・文化』6:27-65。
- Cave, J., 1987, "Long-Term Competition in a Dynamic Game: the Cold Fish War," *RAND Journal of Economics* 18: 596-610.
- Evans, P. B., H. K. Jacobson and R. D. Putnam, 1993, *Double-Edged Diplomacy: International Bargaining and Domestic Politics*, University of California Press.
- Friman, H. R., 1993, "Side-Payment versus Security Cards: Domestic Bargaining Tactics in International Economic Negotiations," *International Organization* 47:387-410.
- Hardin, G., 1968, "The Tragedy of the Commons," *Science* 162:1243-1248.
- Iida, K., 1993, "When and How Domestic Constraints Matter: Two-Level Games with Uncertainty," *Journal of Conflict Resolution* 37:403-426.
- 飯田敬輔、1994、「交渉はタカ派か中道か—「二層ゲーム」における交渉者選択過程—」『理論と方法』9:3-19。
- 鹿熊信一郎、2004、「フィリピンにおける沿岸水産資源共同管理の課題と対策—パナイ島バテナ・ネグロス島カディス・ミンダナオ島シリガオの事例—」『地域漁業研究』45:1-34。
- 環境省自然環境局野生生物課、2004、『ラムサール条約第8回締約国会議の記録』環境省自然環境局野生生物課。
- 関西潜水連盟、1999、『ダイビングマニュアル』KD Japan 関西潜水連盟本部事務局。
- Knopf, J. W., 1993, "Beyond Two-Level Games: Domestic-International Interaction in the Intermediate-Range Nuclear Forces Negotiation," *International Organization* 47:599-628.
- 黒澤正一、2005、『2004年改訂対応ISO14001やさしいガイドブック－中小規模組織のための「環境マネジメントシステム」徹底解説』ナカニシヤ出版。
- Lehman, H. P. and J. L. McCOY, 1992, "The Dynamics of the Two-Level Bargaining Game: The 1988 Brazilian Debt Negotiations," *World Politics* 44:600-644.
- Mo, J., 1994, "The Logic of Two-Level Games with Endogenous Domestic Coalitions," *Journal of Conflict Resolution* 38:400-422.
- Mo, J., 1995, "Domestic Institutions and International Bargaining: The Role of Agent Veto in Two-Level Games," *American Political Science Review* 89:914-924.
- Morrow, J. D., 1991, "Electoral and Congressional Incentives and Arms Control," *Journal of Conflict Resolution* 35:245-265.
- 小笠原敬・長田智史・小澤宏之、2004、「オニヒトデ簡易調査マニュアル」による造礁サンゴ類およびオニヒトデの生息状況－慶良間諸島－』『みどりいし』15:12-15。
- 沖縄県企画開発部、2005、『沖縄県勢のあらまし』沖縄県企画開発部企画調整室。
- 沖縄県企画開発部地域・離島振興局、2005、『離島関係資料』沖縄県企画開発部地域・離島振興局地域・離島課。
- 沖縄県企画開発部統計課、2005、『平成14年度沖縄県市町村民所得』沖縄県統計協会。
- Putnam, R. D., 1988, "Diplomacy and Domestic Politics: The Logic of Two-Level Games," *International Organization* 42:427-460.
- Shepsle, K. A., and B. R. Weingast, 1987, "The Institutional Foundations of Committee Power," *American Political Science Review* 81:85-104.
- 下池和幸、2000、「阿嘉島周辺のサンゴ被度とオニヒトデ分布密度の10年間の変化」『みどりいし』11:19-21。
- Shoppe, L. J., 1993, "Two-Level Games and Bargaining Outcomes: Why Gaiatsu Succeeds in Japan in Some Cases but Not Others," *International Organization* 47:353-386.
- 総務省統計局、2002、『平成12年国勢調査』日本統計協会。
- 総務省統計局、2003、『事業所・企業統計調査報告』日本統計協会。
- Tanaka, A., 2001, "Changing Ecological Assessment and Mitigation in Japan," *Built Environment* 27:35-41.
- 谷口洋基、2002、「阿嘉島周辺における2001年の白化現象－1998年との比較－」『みどりいし』13:30-33。
- 谷口洋基、2003、「座間味村におけるダイビングポイント閉鎖の効果と反省点－「リーフチェック座間味村」の結果より－」『みどりいし』14:16-19。
- 谷口洋基、2004、「最近6年間の阿嘉島周辺の造礁サンゴ被度の変化－白化現象とオニヒトデの異常発生を経て」『みどりいし』15:16-19。
- 内田真人、2002、『現代沖縄経済論－復帰30年を迎えた沖縄への提言』沖縄タイムス社。
- 山里祥二、土屋誠、A. P. Trevor, 2003, 「サンゴ礁実態調査」『サンゴ礁に関する調査研究報告書』財団法人亜熱帯総合研究所:7-11。
- 座間味村商工会、2004、『平成15年度広域連携等地域振興対策事業報告書』。
- 座間味村役場振興課、1996、『座間味村第二次総合計画・基本構想』座間味村役場。

沖縄における障害者ケアマネジメントの現状と課題 — 障害児（者）地域療育等支援事業を中心に —

谷口 正厚*

Care Management for Mentally Disabled Persons in Okinawa

Masaatsu Taniguchi

1998年に障害者のケアマネジメント事業が沖縄で開始されてから8年目になる。障害者ケアマネジメントの実践はこれまでの沖縄の障害者福祉を大きく変えるものである。障害児（者）地域療育等支援事業を中心にその実践を紹介する。名護療育園では療育園の機能とスタッフを活用して地域の障害者に対する支援が行われてきた。また名護市を中心とする北部圏域では身体・知的・精神3障害の支援センターとさらに就業・生活支援センターが沖縄で最も早く設置され、障害の種別をこえたネットワークが形成された。糸満市のみなみの里では沖縄で初めて知的障害者のケアマネジメント試行事業が実施され、ケアマネジメントの実践が積み重ねられた。本島中部にある中城村のグリーンホームでは地域の中に入りニーズを掘り起こす活動が行われ、今では養護学校からの相談を含め多くの相談が入るようになり、一人では対応しきれない状況が生じている。石垣市の八重山育成園でも、竹富、与那国など離島も含む訪問活動を積み重ねるとともに、同時に身体障害者の支援センターも設置し身体・知的の障害者に対して統合的に相談活動を進めてきたが、さらに現在は精神障害者生活支援センターも統合する方向を目指している。ケアマネジメント活動のなかで、重症心身障害児通園事業（糸満市）、児童デイサービス（うるま市）、障害者福祉サービスを有償で行うNPO法人設置（石垣市）等新しい社会資源も作り出されている。本稿の最後に、要求の掘り起こしという初期の段階から、増大するニーズに対応する安定した組織の確立や地域の相談ネットワークの確立が求められていることなど新しい段階に入ったケアマネジメントの今後の課題について提起した。

キーワード：障害者、ケアマネジメント、地域生活支援、沖縄

The social activities of care management for disabled persons in Okinawa prefecture began in 1998. Care management for disabled persons has brought important effects on the advancement of normalization in Okinawa. In this report, I introduce care management activities for mentally disabled adults and children in Okinawa. In Nago Ryouikuen (facility for severe disabilities), staff and facility equipment have been used for disabled persons in the community. The northern area of Okinawa island including Nago City founded the earliest networks of disabled persons (persons with physical disabilities and mental disorders including mental retardation) in Okinawa. Minami-no-Sato (facility for mentally disabled adults), in Itoman City began the first trial programs of care management for mentally disabled persons and disabled children in Okinawa. The care management practices in Minami-no-Sato have served as models for other areas. The care manager in Green-Home (facility for mentally disabled adults), in Nakagusuku Town has been visiting people in their communities during the day. Many new needs of disabled persons have been found. The welfare needs of children of school-age (including high schools for the mentally disabled) are also increasing and the care manager is obliged to cover over 100 cases. The care manager of Yaeyama Ikuseien (facility for mentally disabled adult persons) in Ishigaki City has been visiting people including Taketomi Island, Iriomote, Yonaguni and other small islands. Yaeyama Ikuseien also established a support center for physically disabled persons (Muyurukan). Muyurukan and Maaru (support center for mentally disordered persons) have been run together and now are aiming to merge. Finally, I make several suggestions for the improvement of the care management of disabled persons in Okinawa.

Key words : Care management, Mental disability, Okinawa

*沖縄大学人文学部、902-8521 那覇市国場555, tan@okinawa-u.ac.jp

はじめに

1988年から障害者ケアマネジメントの試行事業と研修が沖縄で始まった。2003年4月の支援費制度実施と同時に「本格的実施」と位置づけられて2年が経過した。ケアマネジメントが実施される最も重要な現場である障害者生活支援センターも2005年2月現在で身体・知的・精神の3障害あわせて31カ所が沖縄本島の南部、中部、北部と宮古、八重山の五つの障害保健福祉圏域に配置されている。

障害者のケアマネジメント事業の開始と障害者生活支援センターの設置はこれまでの障害者福祉の在り方を変えつつある。筆者は、2001年7月から2003年3月まで「沖縄県障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会」の委員としてこの取り組みに関わってきた。本稿では、18歳以上の知的障害者と身体・知的の障害児を対象とする「障害児（者）地域療育等支援事業」を主な対象としてその現状を報告し、今後の課題について述べる。

第1節 ケアマネジメント体制整備の動向

（1）ケアマネジメントとは

厚生労働省の「障害者ケアガイドライン」（2002年3月31日）は「障害者のケアマネジメント」を次のように定義している。

障害者のケアマネジメントとは、ノーマライゼーションの実現を目指して、「障害者の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉、保健、医療、教育、就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法である。」⁽¹⁾

具体的には、次の五つの基本理念、すなわち、

- 1) ノーマライゼーションの実現に向けた支援
- 2) 自立と社会参加の支援
- 3) 主体性、自己決定の尊重・支援

4) 地域における生活の個別支援

にもとづいて、次の六つの点を考慮しながら実施されるものと述べている。

- 1) 障害者の地域生活を支援する
- 2) ケアマネジメントを希望する者の意向を尊重する
- 3) 利用者の幅広いニーズを把握する
- 4) 様々な地域の社会資源をニーズに適切に結びつける
- 5) 総合的かつ継続的なサービスの供給を確保する
- 6) 社会資源の改善及び開発を推進する

ここに述べられた観点からみるとそれまでの障害者福祉の不十分さがよくわかる。一例をあげると、じゅうらい障害児教育と障害者福祉の連携は弱く、また卒業後の進路保障も在宅福祉施策も貧困であった。養護学校高等部の卒業式は、本来はうれしく希望にみちたものであるはずだが、実態は「明日から昼間の活動と仲間との交流の場がなくなる日」として障害者（特に重度の障害者）とその家族の悩みと苦しみが始まる日でもあった。沖縄の1990年代は重度の障害者達の「普通に地域で生きたい」という願いが広がった時期であるが、筆者達が重度障害者の卒業後の通所施設づくりを目指して実施した「鏡ヶ丘養護学校卒業生生活実態調査」をふまえて1995年に開いた懇談会で、ある母親が次のように話した。

『娘は去年卒業しました。卒業当時は、「学校行く」と言っていました。小学校、中学校を卒業した後、また学校に行ったので、高校を卒業してもまだあるんじゃないかと思っていたみたいです。「もう終わりだよ」と何度か言ったらやっとわかったみたいです。今は障害者福祉センターのデイサービスに週1回通っています。』⁽²⁾

娘に「もう終わりだよ」と言って説得しなければならなかった母親のつらい気持ちと同時に、まったく「終わり」ではなく、例え週1回でもデイサービスに通えていることを今後への「期待」としていただきつつ懇

談会に参加した気持ちが伝わって来る言葉であった。

厚生労働省に設置された「障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会」の文書は、障害者のケアマネジメントにおける「総合性」として次のように言っている。

『これまで、「福祉」は福祉事務所等、「保健」は保健所または市町村保健センター、「医療」は病院または診療所、「教育」は学校等、「就労」は公共職業安定所と、サービス提供機関が異なるために、サービスを利用しにくい状況にあった。障害者が地域で生活するためには、福祉、保健、医療、教育、就労等のサービスが総合的に供給されなければならない。』⁽³⁾

ケアマネジャーは福祉の分野における相談機能を担う専門職であるが、学校とも連携しつつ相談支援を行う。もし提供できるサービスが存在しない場合には、ボランティアを含むインフォーマルな支援サービスや制度的なサービスを作り出すこともケアマネジメントの課題となる（「社会資源の改善及び開発」）。現在では、多くの相談が養護学校を通してケアマネジャーに持ち込まれるようになっている。

（2）国と県の取り組みの経過

2001年3月31日に出された「障害者ケアマネジメントの普及に関する報告書」（厚生労働省に設置された「障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会」）にもとづいてその取り組みの経過を見ておく。

障害者のケアマネジメントの取り組みは、2000年の介護保険におけるケアマネジャーの制度開始より前にさかのぼる。1995年に「日本障害者リハビリテーション協会」の中に「障害者に係わる介護サービス等の提供の方法及び評価に関する検討会」が設置され、「障害者のニーズを把握し、的確なサービスを提供し、地域における障害者の自立生活を支援するためのケアガイドラインについて」検討が行われた。翌1996年、前年度の継続発展として、ケアマネジメントの試行的事業が実施された（身体障害者の分野で全国5カ所）。

1997年からは国の事業として取り組まれ、身体・知

的・精神の3障害各分野で基礎研究や具体的なガイドラインづくりが進められた。1997年には、都道府県・指定都市でも取り組みが開始され、4県で「介護等支援サービス体制整備検討会」が設置され、1県でケアマネジメントの試行的事業が実施された（身体）。また「知的障害者介護等サービス調整指針試行事業」が3県・市で実施された（ここでいう「市」とは指定都市のことである）。

1998年に、市町村が実施するケアマネジメントにおいて指導的役割を果たす障害者介護等支援専門員（ケアマネジャー）の養成を目的とした国による研修が初めて実施された。以後、「障害者のケアマネジメント」の理論と方法にもとづいて、およそ1週間の泊まり込みで国の研修が行われ、都道府県では、国の研修の受講者が講師の一員として参加し5日間の研修が行われるという方式で全国的にケアマネジャーの養成研修が行われるようになった。

都道府県においては、「障害者介護等サービス体制整備支援試行的事業実施委員会」が設置され、ケアマネジメントの試行的事業が身体障害領域で16都県・市、知的障害領域で15県・市、精神障害領域で5県・市で実施された。

同じ1998年に、沖縄県で初めての研修とケアマネジメント試行事業が実施された（身体障害者対象で沖縄県と那覇市から社会福祉士会沖縄県支部に委託されて実施）。この取り組みの報告は『障害者ケアマネジャー養成テキスト（身体障害者編）』⁽⁴⁾に掲載され全国に紹介され、またその後の沖縄での取り組みの原型を作った。

1999年度から、国において従来障害別に進められてきたものを3障害統合で進めることになった。都道府県での取り組みも広がり、身体障害領域で38都道府県・市、知的障害領域で39都道府県・市、精神障害領域で31都道府県・市で事業が実施された。沖縄県ではこの年には養成研修（国と県）のみが実施されている。

2000年5月に国に「障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会」が設置され、「障害者ケアマネジャー養成

指導者研修マニュアル」の作成等整備がすすめられた。これまで、委員会名や事業名がめまぐるしく変更されてきたが、これ以後この名称で事業が進められてきた。この年には、都道府県では、身体障害領域で56都道府県・市、知的障害領域で55都道府県・市、精神障害領域で54都道府県・市とほとんどの都道府県で事業が取り組まれるようになった（全く事業を実施していないのは2県であった）。沖縄県でもこの年から「ケアマネジメント体制整備検討委員会」が設置され、そのもとでケアマネジャー養成研修とケアマネジメント試行事業が実施された。

支援費制度が開始された2003年度より「体制整備」、「試行事業」という名称をはずし、ケアマネジメントの本格実施体制に移行し、「障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会」に代わって「都道府県障害者ケアマネジメント推進協議会」が設置された。「推進協議会」は「圏域ごとの連絡調整会議の総合調整、市町村が実施する事業への支援、専門職員等の人材確保のための研修の推進、新たな社会資源の開発、ケアマネジメント利用者の権利擁護の推進等」の役割を担うとされている⁽⁵⁾。

2005年2月現在までの実績を見ると、ケアマネジメント従事者養成研修については、1998年から2005年2月現在までの8年間に沖縄県で合計802名が研修を修了している。研修終了者や試行事業でケアマネジメントを行ったスタッフを中心に、2005年2月現在で、沖縄県の各地で31カ所の生活支援センターが設置されケアマネジメントを実施している（図1）。

第2節 沖縄における支援センターとケアマネジメントの実践

ケアマネジメントの試行事業と支援センターの実践について、公表された資料、沖縄県の体制整備検討委員会の資料（個人情報に関わる部分を除く）および筆者が訪問して得た情報をもとにして、知的障害者と身体・知的障害児を対象とする「障害児（者）地域療育等支援事業」（以下、本論では地域療育等支援事業と

言う）を中心に沖縄での実践とその特徴を紹介する。

（1）名護療育園における「障害児（者）地域療育等支援事業」

2001年に知的障害児（者）と身体障害児の分野を対象とする沖縄で初めての支援事業が北部圏域の重症心身障害児施設「名護療育園」で開始された（地域療育等支援事業）。

地域療育等支援事業では、基本となるケアマネジャー（地域療育等支援事業では「コーディネーター」と呼ばれているが、本稿では「ケアマネジャー」という）による相談・支援活動である「地域生活支援事業」の他に、「在宅支援訪問療育等指導事業」、「在宅支援外来療育等支援事業」、「施設支援指導事業」を実施することができる。名護療育園でも施設の資源を活かして、養護学校や授産施設、保育所等での療育技術指導を行ってきた。また、名護療育園は從来沖縄市の小児発達センターが行ってきた北部地域の「心身障害児者巡回療育相談事業」を引き継いだ北部地域の離島等を対象とした巡回相談を含め、北部地域全体を対象とした「在宅支援訪問療育等指導事業」、「在宅支援外来療育等支援事業」を実施してきた。

2002年度から地域療育等支援事業に登録している児童の母親を対象として「赤ちゃん体操教室 よちよち」が開始された。ここでは、母親が乳幼児の発達の理解を深めること、障害児のための赤ちゃん体操を指導し、家庭内での療育に役立てること、母子教室のグループ活動を通じて、障害児療育に対する母親同士のピアサポートを支援することを目標としたグループ活動が取り組まれてきた。月1回、第1土曜日の午前に実施しており、療育園の医師、リハビリスタッフ、保育士、支援コーディネーターの計7人が担当している⁽⁶⁾。

北部圏域の特徴として、名護療育園における地域療育等支援事業だけでなく、第一に、北部圏域内に身体、知的、精神各分野の支援センターが各々1カ所ずつ、さらに3障害すべてを対象とする就労・生活支援センター（1カ所）が作られたこと、第二に、名護市では

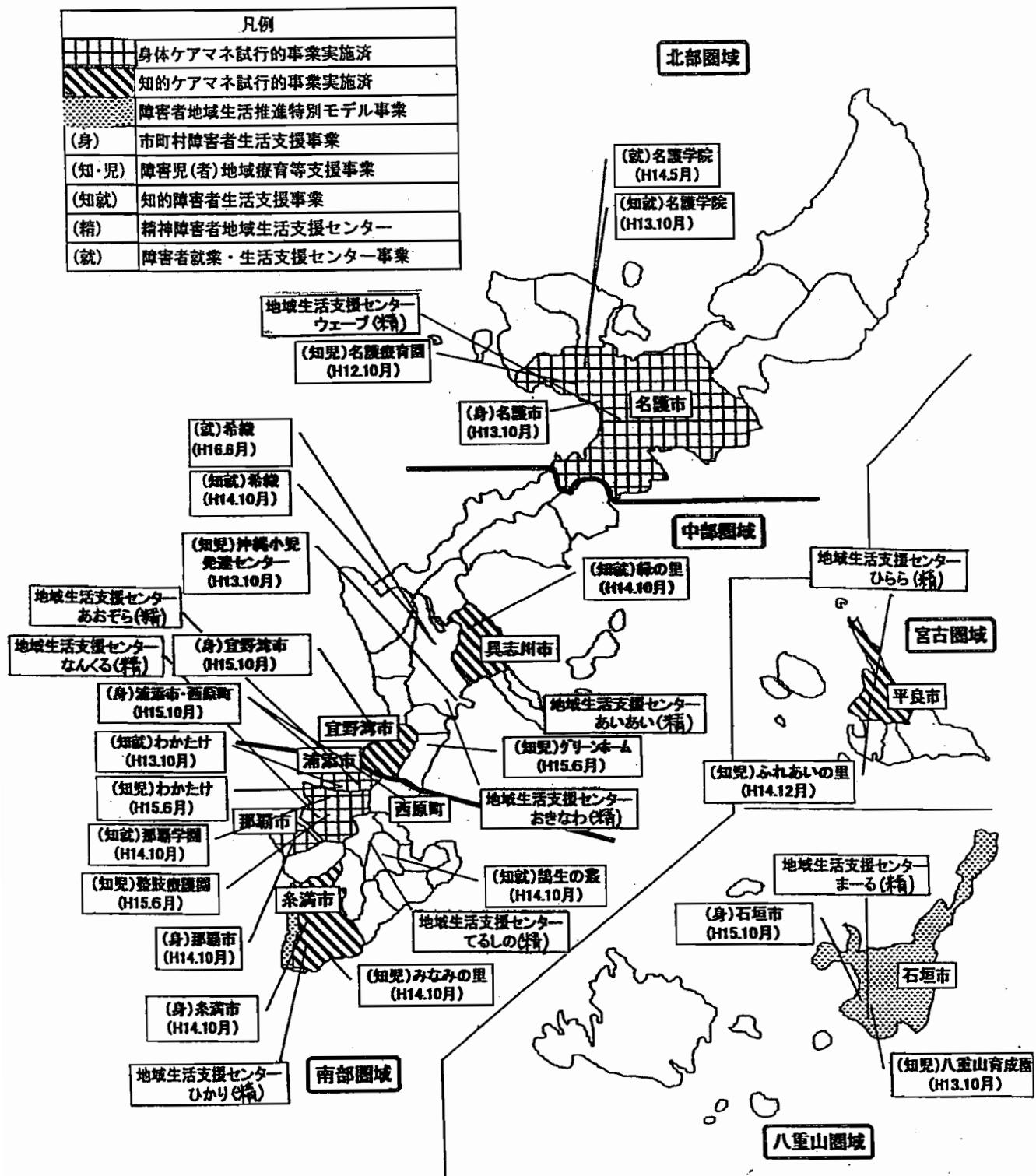


図1 相談支援事業実施状況（2005年1月現在） 資料：沖縄県保健福祉部障害福祉課。

3障害すべてを含む「名護市障害者関係団体連絡協議会」が作られたこと、第三に、北部福祉保健所でも積極的に圏域内の地域療育体制の在り方についての取り組みが実施され、「北部圏域障害児（者）地域生活支援事業連絡調整会議」が設置されて圏域内のネットワークづくりが進められてきたことがあげられる。

（2）みなみの里におけるケアマネジメント

糸満市の南、摩文仁の丘の近くにある知的障害者更生施設みなみの里（志紋福祉会）が2000～2001年度に「ケアマネジメント試行的事業」を実施した。名護療育園では試行的事業は実施していないので、知的障害の分野では県内では初めてであった。2000年度には12人のケアマネジャーが活動した。それぞれ一人のケースを担当しケアマネジメントを実施することを基本にしながら、全体を四つのグループにわけてお互いが情報交換をしつつ学びあう仕組みを作って進められた。ケアマネジャーの構成をみると、2000年度はみなみの里の職員3名の他、他の施設関係から5人、自治体・社協から3人、養護学校から1名が参加している。また、2001年度には15人のケアマネジャーが参加している。

志紋福祉会発行の『平成13年度障害者ケアマネジメント推進事業（知的障害者）実績報告書』⁽⁷⁾には三つの事例が詳しく報告されている。知的障害の35歳の女性（Yさん）が対象者となった事例を紹介する。

この事例では、家族は将来の親亡き後については不安を抱いていたが、Yさんに対する家族の協力体制がよく、事業の開始当時、家族は「今は困ったことは何もない、今のままでよい」と感じていた。

Yさんは発語が数語程度で、「～がしたい」という自らの意思を表明することは困難であり、健康上は何ら問題はないが、時々妹たちと外出する以外は日中ほとんどを屋内で過ごす生活をしていた。ケアマネジャーが数回訪問して信頼関係を作りつつアセスメントする過程で、ある日の訪問の後の帰り際に、Yさんが「2階のベランダより外を眺めている姿がとても気になった」と、そしてそこから「QOLの向上を視点に据え、

生活の幅を広げる事を目的にして、能力に応じた社会参加ができないものかと援助を開始した。」

その後の訪問で本人は身体障害者手帳4級を持っていることがわかり、やがてYさんとともに身体障害者療護施設のデイサービスを見学し、そこに通うことになった。Yさんはこの週1回のデイサービスをとても楽しみにするようになり、一緒に参加していた全盲の利用者の誘導役を主体的にひき受けるようになった。デイサービスに通い始めて半年経過した頃、QOLの向上という新たな視点から、ケアマネジャーは手芸活動への参加を提案し、週1回手芸教室に参加するようになった。それから2ヶ月たった頃訪問した際の記録に、母親の話として次のように述べられている。「（本人は）自分で作った作品（プレスレット）をとても大事にし、自分で保管している。このような作品づくりができる事が信じられない。また週2回のサービス利用日の前日から準備している姿があり、曜日がわかるのだろうかと家族が驚いている。」

この事例の「考察」では、Yさんが積極的に自分の意思表示ができない状態で、家族は「この子は何もわかつていながらこのままでよい」と考えており、家族の協力も良く何も問題なく「一見幸せそうな暮らしされている知的障害者」が、実は「保護される側、世話をされる側」の人間として暮らしていたこと、それが社会参加することで「他者の役に立つ・世話ををする側」に変容したと述べている⁽⁸⁾。

この報告書には書かれていらないが、難治性てんかんをもった重度の知的障害の女性の場合について紹介しておく。このケースでは、本人の社会参加と家族の介護負担の軽減の二つの目的でこの女性の日中活動の場を保障する支援を検討したが適切な社会資源が見つからなかった。作業所では十分対応できないし、また、かつて作業所に通ってうまく行かなかつた経験があったこともあって家族の了解を得ることも難しかった。その時、ケアマネジャーは知的障害者更生施設で「重症心身障害児（者）通園事業」を実施することが可能であることを知り、ケアマネジャーの所属する知的障害

者更生施設「みなみの里」に働きかけ、2002年10月より事業を開始することにこぎつけた。もともとは、福祉施設であると同時に医療施設でもある重症心身障害児施設や肢体不自由児施設を前提に開始された事業であり、これが拡大されて一般の福祉施設でも実施されるようになってから、沖縄でこの事業が開始された初めてのケースになる。ケアマネジメントにおける公的サービス分野における「社会資源の開発」の例である。

本稿の冒頭で紹介した、10年前に筆者達が取り組んだ重度障害者のための日中活動の場を作る課題は少しずつ前進しているが、沖縄では未だに解決されない。10年前の当時はまだこの「重症心身障害児（者）通園事業」は「試行的事業」であり、また医療的スタッフの配備されていない一般の福祉施設でこの事業に取り組むことは難しかった。また、当事者と家族の側から見ると、在宅サービスも極めて貧弱であり、生活支援センター やケアマネジメントもなかった状況では、この試行的事業が「地域で暮らしたい」というねがいを実現できるものになるか不安もあった。

しかし、当時と比べると、支援費制度が開始され、また地域の社会資源も少しずつではあるが増え始めてきた。障害者のケアマネジメントを含め地域で重度障害者を支える社会的資源が広がってくれれば、「重症心身障害児（者）通園事業」も当時とは違った新しい可能性をもつ。宮古、八重山地域では医療的機能も兼ねた重症心身障害児施設・肢体不自由児施設は作られておらず、当然そこに付置されうる「通園事業」もまだできていない。宮古、八重山地域にも設置されている知的障害者更生施設で取り組まれる通園事業「なのはな」の経験は貴重である。専任の医師の配置が義務づけられていらない制約はあるが（専任の看護師が配置されている）、この通園事業の制度の充実、ケアマネジメントによる総合的な支援の充実、地域の中での多様な社会資源の開発等と並行して、通園事業が今後どのような役割を果たすことができるか、期待される。

（3）知的障害者更生施設「グリーンホーム」におけるケアマネジメント

沖縄本島の中部の中城村にある知的障害者施設「グリーンホーム」のケアマネジャーはいつも地域を回っている。最近は養護学校関連でよく相談が入り、それだけで100件を超している。中等部や高等部あるいは養護学校を卒業した人たちの地域生活での相談が次々に入ってきて、一人では手に負えない状況になっている。最近では「特別支援教育」の取り組みや「学校コーディネーターの設置」等、教育の側から福祉につないでいくとする動きが始まったことも背景にある。しかし、教育分野における研修やスタッフの配置が不十分なこと（専任スタッフを置かないこと、増員しないこと）など問題も抱えている。ケアマネジャーの話によると、相談が入ってくるのはいいが「ケアマネジャーにお任せします」という傾向があり、福祉と学校のそれぞれからともに取り組んでいくという姿勢もって欲しいということであった。ケアマネジメントが地域の中で受け入れられてくればくるほど一人では対応できない状況になる。今、沖縄本島中部圏域における相談活動のネットワーク作りが重要な緊急課題になっている。（この項、ケアマネジャーからの聞き取りによる）。

2年前、グリーンホームのケアマネジャーから、筆者に「友だちボランティア」の話が持ち込まれた。養護学校から相談のあった人たちに関して、同年配の友だちとして関わるボランティア活動を組織したいということであった。「無理をしないで、気が向いたときに自由に友だちや先輩としておしゃべりしたり遊びに行ったりしてほしい。ケアマネジャーや年配のヘルパー達との関わりとは違った何かがそこから生まれるはず」という発想である。

ケアマネジャーと連携して障害者ケアマネジメントの中にありながら、そこからはみ出て自由に関わっていく友だちボランティアの関わりは、最終的には、同年配の「友だち」を含む地域の人たちのネットワークづくりに進んでいくことが期待される。養護学校の生徒達にとって地元での友だちが少ない現状のなかでの

実践である。福祉を学ぶ学生にとっても学ぶことが多い活動になる。今も、沖縄大学の卒業生を含む数名がこの活動に取り組んでいる。

また、みなみの里のケアマネジメント実践の中で「なのはな」が作られたように、グリーンホームのケアマネジメントの取り組みの中で児童デイサービス「わーい」が作られた。これ以後、沖縄県の各地域で障害児の学童保育の取り組みを中心課題とする児童デイサービスが広がってくる。

(4) 八重山育成園におけるケアマネジメントと「むゆる館」

2001年10月に、八重山育成園（知的障害者通所授産施設）で八重山圏域の地域療育等支援事業が開始された。石垣市だけでなく竹富町や与那国町の離島地域に入って相談支援事業が行われてきた。2003年10月に同じく育成園を経営する法人である若夏会が石垣市の委託を受け市町村障害者生活支援事業（身体障害者を対象とする）を開始した。

ここでは市町村障害者生活事業の開始と同時に、市の中心部にあるアーケード街の一画にセンター（「むゆる館」という）を設置し、地域療育等支援事業の活動と一体的に事業を運営している。むゆる館は2003年2月に石垣市に設置された精神障害者生活支援センター「ま～る」と連携し、3障害合同の支援センターを作る方向で取り組みを進めている。

八重山においても、ケアマネジメントの活動の中で障害児の学童保育の問題をきっかけに、NPO法人「ちゅらねっと」が設立された（2004年6月）。「ちゅらねっと」は学童保育だけでなく、タイムサービス、ナイトサービ、レスパイトケア、調理や水泳などのクラブ事業、及び知的障害者を対象とするデイサービス等多様なサービスを提供している⁽⁹⁾。

第3節 今後の課題

第2節で述べたように、障害者のケアマネジメントはこれまでの沖縄の障害者福祉、特に地域福祉を大き

く変えつつある。1998年の事業の開始以来、障害者のケアマネジメントの理念と方法にもとづいて地域の中での要求の掘り起こしが進んできた。地域療育等支援事業だけで見ても県下8カ所、8人のケアマネジャーが事業に取り組み、5822件の相談件数があった（2004年度）（沖縄県障害福祉課の資料）。ここでは今後の課題としていくつかの重要なポイントをあげて本稿を締めくくる。

1. ケアマネジメントの実践分析。これまで行われてきた初期研修および現任者研修のみでなく、実践の評価を通して新たな社会資源の開発や障害者福祉システムの改革に結びつけていく実践分析（事例研究）が行えるような研修が求められる。日々の実践に追われて終わるだけでなくその分析を行う研修の時間と機会が保障されなければならない。また、取り組みの輪を広げるために、プライバシーの保護に留意しつつ、障害当事者・家族や市民、研究者の参加も含めた共同作業も重要である。沖縄の障害者福祉を変えつつある実践を広範な市民が知り、それを支えることは今極めて重要な課題である。

2. 実践分析の視点の一つとして、地域における多様な相談機能のネットワーク作りがある。ケアマネジャーがすべてを引き受けるのではなく、利用者（クライアント）を中心として、地域の様々な人が相談のネットワークに関わっていくことが望ましい。また、そうでなければ増大する相談件数に対応できない。地域には、学校の教員、医師・看護師や臨床心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士等のリハビリ関係、保健師等さまざまな専門スタッフがいる。また、施設職員や児童デイサービスやヘルパーなどサービス提供機関のスタッフがいる。「友達ボランティア」などのインフォーマルなものまで含めて、最終的には、地域住民による生活活動と一体となった「相談的な機能」、「支え合い機能」のネットワークを作り出すことが課題となる（地域福祉計画）。ケアマネジャーにはこれらを、本人のエンパワーメントを軸にして支援する専門的な力量が求められる。また、次々にニーズが発見され、多く

のケースを抱えているケアマネジャーに対するスーパー・ビジョンも必要であろう。

3. うまく進まなかった事例、解決の難しい事例についての分析も重要である。そこから、新しい社会資源の開発につなげるような打開策が求められる。ケアマネジャーに対する苦情もあるかもしれない。地域の中で住民やボランティアなどのインフォーマルな支援システムの形成は極めて重要ではあるが、それだけでは不十分であることが多い。そのため、厚生労働省・県の方針では、福祉保健所を核として「圏域ごとの連絡調整会議の総合調整」を行い、「新たな社会資源の開発」についても取り組むと位置づけられている。しかし、私も委員として参加した2002年度までの3年間の「検討委員会」ではこの分野では十分な成果を上げられなかった。ケアマネジャーの養成と生活支援センターの設置が先ず第1の課題となっていた試行的事業の段階ではそれもやむを得なかった。しかし、本格実施後の2年間も含め多くの実践が積み重ねられてきている今、新しく設置された「推進協議会」においては特に重視されるべき課題である。

4. 個々の支援センターの活動や組織の在り方についての情報交換と検討が必要である。その際の視点として、ケアマネジメント（相談活動）とサービス提供活動との関係、それぞれの地域における身体・知的・精神3障害の支援センターの連携あるいは統合の在り方や市町村自治体ベース（特に市の場合）での地域内の支援センターの連携と市町村の役割の強化、相談件数（ニーズ）の動向も把握した上での今後の支援センターの配置とスタッフの増員等が不可欠である。「第3次沖縄県障害者基本計画」では2008年度までに身体障害者分野の「市町村障害者生活支援センター」を6カ所から11カ所へ、知的障害者分野の「障害児（者）地域療育等支援事業」を8カ所から10カ所へ、同じく知的障害者分野であるが主として就労支援を行う「知的障害者生活支援センター」を6カ所から8カ所へ、「精神障害者生活支援センター」を9カ所から10カ所へ、3障害のすべてを対象とした「就業・生活支援センター」

を2カ所から3カ所へ、合計で31カ所から42カ所に増やす目標を掲げている。当面、これを確実に実施することが重要である。2009年以後の「沖縄県障害者基本計画（障害者プラン後期計画）」に向けての障害者福祉の在り方についての検討も目の前の課題になりつつある。市町村障害者プランの見直しも重要である。そのために、8年間のこれまでのケアマネジメント実践の総合的な評価が行われるべきである。

5. 一度廃案になり、衆議院総選挙後に国会に再提出され成立した障害者自立支援法は「介護給付費」等の自立支援給付について国の負担義務を定めたことや、精神障害者分野も含めて施策を統合することなど評価すべき部分もあるが、サービスの利用者負担を原則1割の「定率負担」（「受益者負担」）とすることにより、重度の障害者や低所得の障害者のサービス利用を困難にするという重大な問題を引き起こすことが予想される。ケアマネジメントに関しては「制度化」されることになるが、介護保険と違ってソーシャルワーク本来の目標を追求し、その実践を積み重ねてきた成果を後退させないよう前進させることができるかどうか不安が持たれている。また、障害者福祉が最も住民に近い市町村行政に一元化されることになった現段階であらためて市町村の役割が問われている。「三位一体の改革」は地方自治体の当初の期待とは違って、小規模な自治体の財源を保障する方向ではなく、逆にこれを削減し、その存立基盤を切り崩す方向で進んでいる。地方自治法第1条は、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と述べている。この思想を、障害者が広範な市民とともに自らの思想として共有し、21世紀の新しい自治を作っていくことが求められている。

謝辞

ケアマネジャーのスタッフの方、沖縄県障害福祉課のスタッフ等多くの方に資料および情報を提供していただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

注

- (1) 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部、2002.3.31、「障害者ケアガイドライン」。
- (2) 谷口正厚編集、1996、『障害者の生活と権利を切り拓く沖縄研究集会報告書』、74。
- (3) 障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会(厚生労働省)、2001.3.31、「障害者ケアマネジメントの普及に関する報告書」。
- (4) 島村聰、1999、「第5章 試行事業の実施 第3節 試行事業をどのように進めたか」および「同上 第4節 あきらかになったこと」、身体障害者ケアマネジメント研究会監修『障害者ケアマネジャー養成テキスト(身体障害者編)』、中央法規、126-176。
- (5) 「障害者ケアマネジメントの普及に関する報告書」(同上)。
- (6) 社会福祉法人五和会 重症心身障害児施設名護療育園、2003、『生きている声—障害児(者)地域療育等支援事業・在宅支援報告集』、11-15。
- (7) 糸満市志紋福祉会、2002、『平成13年度障害者ケアマネジメント推進事業(知的障害者)実績報告書』、21-56。
- (8) 同上。この事例の報告者およびケアマネジャーは大城たつ子氏(鶴生の農、社会福祉士)と大城幸子氏(みなみの里、社会福祉士)である。
- (9) 八重山育成園における地域療育等支援事業とむゆる館について、筆者は、育成園のケアマネジャーの津嘉山航氏を含む共同研究(今年度の対米請求権事業協会の地域振興研究助成金)を進行中であり、年度内にその報告書を発行する予定である。

(日本語訳) 訳者：木村 自*

Translated by Mizuka Kimura

粵北山間部ヤオ族の下山移住と適応

馬 建釗**・陳 曉毅***

On the Resettlement and Cultural Adaptation of Yao People in the Mountainous Area of North Guangdong

Ma Jianzhao and Chen Xiaoyi

本稿は、粵北山間部ヤオ族の移住と文化的適応について論ずるものである。本稿ではまず粵北山間部ヤオ族の移住の基本状況について紹介し、続いて粵北ヤオ族の移住の要因に関して多角的な視点から分析する。筆者は、建設工事にともなう移住以外にも、政治的、経済的、生態的要因が粵北山間部ヤオ族の移住を引き起こしていると考える。粵北ヤオ族の典型的な移住村において行った調査や多くのインタビュー調査をもとに、物質・社会・精神の三つの側面から、ヤオ族移民がその三側面においてどのように適応したかについて分析する。そのうえで、様々な要因から移住したヤオ族の文化的適応状況について比較分析を行う。最後に、そのなかから問題点を指摘し、解決の糸口を探る。

キーワード：粵北山間部、ヤオ族、移住、文化的適応

In this paper we will discuss the resettlement of the Yao nationality and its cultural adaptation. At a beginning we will try to depict the basic situation of resettlement of the Yao nationality in the mountainous area of northern Guangdong, and then inquire into the reasons for their resettlement from several viewpoints. We discuss political, economic, and ecological aspects, as well as the construction of a hydroelectric dam, which caused the resettlement of Yao nationality in this area. Based on data which we gathered through interviews with many Yao people living in the typical resettlement villages in northern Guangdong, we analyze cultural adaptation in terms of material, social, and spiritual aspects. And then, we compare several patterns of their cultural adaptation caused by the different processes of resettlement. And finally we will point out the problems related to their resettlement and, at the same time, try to suggest ways to solve these problems.

Key words : Resettlement, Cultural adaptation, Yao Nationality, Mountainous Area of Northern Guangdong

1. はじめに

「粵北」とは広東省北部を指しており、清遠市と韶關市とがその中心である。粵北は連綿と連なる山々と、珠江と長江との分岐点を有する。一部盆地と峡谷を除き、海拔1000-1500メートルに位置する地域がほとんどであり、広東省の最高峰、1902メートルの石坑崆はまさに粵北に鎮座している。広東省の「世居ヤオ族」⁽¹⁾

は、この地域を中心に分布する。第5次人口センサスによると、広東省のヤオ族は202,667人⁽²⁾であるが、この人口数には外来ヤオ族と広東省の世居ヤオ族とが含まれる。広東省の世居ヤオ族の主な分布地域は連南ヤオ族自治県、乳源ヤオ族自治県、連山チューイ族ヤオ族自治県であり、連州、始興、曲江、陽山、翁源、仁化、樂昌、懷集、陽春、英德、龍門などの10余の市や県に

* 国立民族学博物館, mizuka66@idc.mnpaku.ac.jp

** 広東省民族研究所, 广東省广州市, 510180 [Ma jianzhao,Guangdong,Institute of Ethnic Studies,Guangzhou,PR,China,510180]

***広東省民族研究所

一定の教育や技術を有した一部ヤオ族の要望に応えるために、移住指導小組は鎮の計画に基づいて適切に優遇措置をとり、ヤオ族住民が所管郷鎮の中心地域や県域に自由に家屋を建設できるようにした。同時に、現地の企業と提携して就業問題を解決し、中心地域へ移住したもの、生活を維持できずに故地へと帰還するということがないようにしている。

連南において移民管理工作に長く従事してきた房國良によると、1960年代末から1970年代の初めにはすでに粵北における移住が始まっており、金坑鎮塘沖村はその当時の移住者によるものである。当時各世帯には400–600元の手当があり、移住者の一部は政府の支援を得たものであるが、自発的に移住した人々もいる。しかしながら、大規模な移住はやはり1980–90年代に行われている。この時期には、各地方政府に設置された移民弁公室が上級政府の要求を遵守して、石灰岩地域と寒冷高山地域からのヤオ族の集団移住工作を行っていた。移住事業は省内の三つの要求に従っている。その三つとは、それぞれ次の通りである。1) 近接地域への移住定着、つまり同一郷鎮、同一県内への移住を行う。2) 子供の教育や農業工作、市場や医療施設への簡便を考慮し、移民村は基本的には土地が平坦で、水や電気、交通の便利なところに建設する。3) 移民新村の建設は「四つの統一」を遵守する。つまり、統一規格（各世帯とも70–80平方メートルの赤レンガ及び鉄筋コンクリート作り）、統一計画、統一設計そして統一施工である。

以上の石灰岩地域からの移住原則に基づき、三つの自治県から断続的に合計10,382世帯47,565人の人々が、三つの県の24の郷鎮、152の行政村に移住し、357の移民新村を建設した。そのうち、連南では5,656世帯27,298人が、12の郷鎮と50の行政村に移住し、200の移民新村を建設した。乳源では2,433世帯10,361人が、五つの郷鎮に移住し、82の移民新村を建設した。連山チユワン族ヤオ族自治県では、1,993世帯9,906人の少数民族が、32の行政村に移住して、57の移民新村を建設した（陳夏春, 2003）。

上記以外にも、粵北に居住する散居ヤオ族の移住問題も存在していた。韶関市始興県羅壠鎮小安村、隘子村及び花山郷合水村という三つの村367世帯1651人のヤオ族が寒冷高山地域に居住していた。ここは、いわゆる「三無村（農耕地無し、伐採可能な森林無し、歩行可能な道路無し）」であり、生存環境は劣悪で生活は困窮していた。このため、広東省政府は600万元を特別に割当て、同県が移民新村において家屋を建設する補助金とした。省扶貧弁公室と省民族宗教事務委員会は協力して上記事業の推進に当たった。様々に検討した結果、同県は三つの村の貧困少数民族を「山・水利・耕地・森林・道路」すべての条件が整った沈所鎮とその交易中心地に移住させた。2002–2003年の間には、始興県は沈所鎮の上圍渓、下圍渓、羅壠東山水、羅壠山崗背坪の四つの移住地と沈所鎮内の交易中心地、県城城区に228の家屋を建設し、水田386ムー、桑畠108ムー、畠地300余ムー、養殖池90ムー、造林地800余ムー、養蚕工場6000平方メートル余りを購入し、移住地における道路、水、電気さらに電話などのインフラストラクチャーをおおかた完備させた。ここ2年間の建築資材の価格膨張が、移住者たちが家屋を建設する進捗状況に直接的に影響し、移住者のなかには2005年の春節前になってやっと家屋の完成を見たものもあった。現在105世帯の移民が新たな家屋に入居し、残りの123世帯は目下移住準備中である（凌偉建, 2005）。

粵北のダム建設にともなう移住は1950年代からすでに始まっており、合計3,468世帯16,163人が移住している（陳夏春, 2003）。本稿では粵北ヤオ族移民の適応の問題を探求するが、時代を限定して1980–1990年代のダム建設移民に基本的に焦点を当てる。1986年、広東省政府は連南に板洞ダムを建設するために7,000万元を投資し、現地の石灰岩地域に居住する人々の飲料水や灌溉、電力の問題を解決しようとした。ダム建設地域からは、206世帯700人近いヤオ族住民が移出し、二つの地域に分かれて移住定着が行われた。そのうち、80世帯281人はダムから8キロほど離れた牛塘營林場に移住し、18–40歳の労働力人口は県城内の県所轄公営機

関や工場、鉱山などの企業で働くことになった（連南県板洞食水工程管理局, 2005）。上記以外では、1996年と2000年に乳源において、楊溪ダムと墳尾ダムを建設する際に、700世帯の3,000人近い人々が移住している（陳夏春, 2003）。

3. 粵北山間部ヤオ族の移住の要因

粵北の山間部のヤオ族は、1980年代から多くの移住者が出ていている。その要因は政治的側面、経済的側面、生態的側面、及び建設工事や災害にともなう側面に大別することができる。粵北山間部の山地と峡谷との高低差は非常に大きく、水力発電資源が豊富である。そのため、こうした資源の開発と利用を目的としてダムや水力発電所が建設され、板洞ダム建設移民に見られるように、ヤオ族の非自発的な移住を引き起こしている。建設工事にともなう要因以外にも、政治、経済、生態それぞれの要因について、ここで深く検討する価値があろう。

3.1 政治的要因

ヤオ族の祖先は南朝末期に広東省に入り、隋唐宋元を経て一定の規模を有する集団へと発展した。しかし、歴代朝廷は広東域内のヤオ族について具体的な政策を打ち出してはこなかった（練銘志ら, 2004: 301）。元朝期から清朝期にかけて、数々のヤオ族起義が発生しており、そのため朝廷は粵北のヤオ族地区に対して何度も兵力を差し向かた。広東ヤオ族に関する史料には、数多くの「剿瑤（ヤオ）」上奏文を見る事ができる（黄朝中・劉耀荃, 1984: 380-456）。こうしたことから、粵北のヤオ族にとっては安全の確保が何よりも必要となり、そのためヤオ族の多くは、侵攻されにくい山間部を自分たちの居住地として選択したのである。そこから粵北ヤオ族に典型的な分布形態が生み出された。元代以降民国に至るまで、歴代の政権はいずれも民族抑圧政策、民族差別政策を行ってきた。唐宋期に使われていたヤオ族の呼称「徭」は、「猺」もしくは「蛮猺」などの侮辱的意味合いを帯びた漢字に置き換

えられていった。これらの漢字は強烈な差別的意味を有しており、山間部におけるヤオ族と漢族との交流や融合を妨げ、同時に山間部ヤオ族の外部地域への移動や下山移動を妨げてきた。

新中国の民族平等政策、共同発展政策により、ヤオ族が山間部を離れるうえでの政治的障碍が取り除かれた。民族平等政策と民族地域自治法が実施されたことで、それまで歴代封建政権の圧制のもと、山奥に身を隠していたヤオ族たちが、外部地域に居住することを希望するようになった。こうした現象は、1950-60年代にはすでに見られた。現在では「戸籍政策」が緩和されたことにより、ヤオ族が「窮すれば遷ずる」ための条件が整った。実際には、ヤオ族が移住定着した農地は、現地の漢族（客家）が政府のスローガンに答える形で寄付したものであり、移住者の家屋も現地の漢族の支援を得て建設したものである。

石灰岩地域と高山寒冷地域からの移住は、多分に政治的な色彩を帶びている。政府もこうした移住事業を政治的課題として認識し、完成させている。貧困地域の支援や居所の安定化などの事業は、政府のマイノリティに対する関心の高さを示しており、社会全体とともに発展し、ともに豊かになるよう配慮したものである。このため移住は、現地の政策決定者が移住をどれほど重視しているかと密接な関係があり、たとえば始興県の貧困ヤオ族の移住は、県委員会書記が自ら花山郷合水村に赴いて実地調査を行い、検討の後に提起したものである。官僚のなかには、山間部のヤオ族に対して、経済的に遅れたエスニック・マイノリティであるとして憐憫の情を抱いている人もいる。たとえば、中国共産党清遠市委員会書記の駱雁秋は、1992年に国务院扶貧開発指導小組を引き連れて、連南三排郷を視察した際に、現地の状況を見て次のような詩を詠んでいる。「古くからの三排村は雲ほども高いところにあり、石段を一步一步登っていくと肩も汗でずぶぬれになる。ヤオ族の家屋の壁や垣根は破れ、家具は古びてしまっている。門前の竹ざおに衣服が干されているが、それもぼろぼろである〔三排古寨挂雲辺、石径登攀汗淌肩。〕

破壁瑤家空蕩蕩、一竿鼈樓吊門前」。潘偉の著作（潘偉, 1998）はまさに、1993–1998年間に政府が清遠市で行った移住の過程を、ドキュメンタリーとして描いた文学作品である。

3.2 経済的要因

北宋以降、粵北のヤオ族のなかには漢族の影響を受けて定住化、農耕化した新たな支系である排ヤオ族が生まれていた（練銘志ら, 2004: 296）。彼らは伝統的な「焼畑耕作〔游耕〕」の生活方式を放棄して村落を形成し、農耕を行うようになった。しかしながら、「低技術の労働力が集約し、資源が不足したなかで零細農業を行うことになり、都市部からの相対的な資源の篡奪と、都市との歪んだ経済格差に直面し、かなりの農村社会においてインヴォリューションが引き起こされた」（張小軍, 1998）。山間部においては、資源が限られているにもかかわらず、人口が増加し続けており、経済の「インヴォリューション」現象がヤオ族の生活をさらに困難なものにしている。一方、低地部の急速な経済発展は、珠江デルタ地域から放射状に伸びる強力な経済的影響力と、それが引き起こすプル要因によって、もともと距離的に近接しているはずの粵北と珠江デルタの間において、同程度のコストと労働力によって獲得できる報酬に格段の差を生じせしめた。これが極めて大きな経済格差を生み出している。山間部以外の地域における発展の勢いは極めて迅速で、山麓に位置する地域ですら、山上と比較すると極めて多くの労働機会を有している。よって、外部地域へと移住した人々が富裕化する確率は、移出地域よりも格段と高く、山間部のヤオ族が移住したいと考える要因となっている。

石灰岩地域や寒冷高山地域では移住を促す様々なプッシュ要因が存在している。生態環境が悪化して飲用水や食料が確保しにくく、結婚相手を見つけにくいなど、様々な問題が生じている。珠江デルタ地域の経済が急激に発展することで、低地経済は急速に成長し、医療や子弟の教育、飲用水、交通などの面において山間部より明らかに優れた状態にある。こうした状況が、

山間部のヤオ族にとり非常に大きな経済的プル要因となっている。こうしたプッシュ要因とプル要因の相互作用の中で、情報収集に優れ頭脳明晰なヤオ族は、政府が移住を決定する以前に自主的に低地部へと移住し、生産や生活を行っていた。なかには、自主的に山を降りて農耕地の賃借や、外部での賃労働に従事するものもいる。彼らはある程度の貯蓄ができると、未移住者に一定の影響を与えることもある。こうした移住者については、現地政府も重視しており、それが最終的にかれらの故地の貧困層ヤオ族に対する移住措置を、政府に決定させることもある。

交通の不便さや計画出産管理が行き届いていないため、山間部のヤオ族人口は不斷に増加している。そのため人口を養えるだけの土地が日増しに不足し、経済状況は悪化している。土地は農業生産を行ううえでもっとも重要な資源であり、その広さと質は農民にとって最も肝要である。石灰岩地域には開発利用可能な土地は極めて限られており、乳源東坪鎮における土地不足現象は極めて深刻である。耕地の平均所有面積が極度に少ないわけではないが、土地は傾斜地が多くて土地が小さく、土地は浅くて、石が混在している。保水率も低く、肥料が流れ出て土地が痩せており、生産率は低い。現在の人口規模と平均的な地力から計算すると、石灰岩地域の中には平均耕地面積が0.5ムーに満たないところもあり、生活は困難を極めている。よって、外地で生計を立て、生活することになる。

石灰岩地域のヤオ族の経済状況は逼迫しているが、それは実際に移住を行なう際にも見て取ることができる。連南南崗郷新村管理区のヤオ族が、清新県三坑鎮明聯ヤオ族新村に移住した際には、政府は3世帯に1台のトラックを手配したのみであったが、こうしたことからも彼ら家財や所持品が極めて少なかったということがわかる。彼らが山上から背負ってきた荷物は、一括りの木板と一束の柴、数袋のもみや雑穀、それに古着だけであった。車に載せて新居へと運んだ荷物のほとんどは木材と薪であった（潘偉, 1998: 38-39）が、これらはすべて彼らが大変重要で価値があると認識し

ているものであり、また現実的にも彼らの家の中で最も価値のある「財産」であった。

連南高嶺の移住者たちによると、移出村には1994年に電灯が設置されたが、収入が少ないため、多くの村人が電気代すら払うことができなかった。1.3元／1キロワット時で、毎月の電気代は8元であったが、その8元すら払うことができず、そのため約30%の家庭が電気を止められていたそうである。また、1996年の時点ではまだ山間部に居住していて、米とサツマイモを中心栽培していたが、一人当たりの年収はわずか460元であり、極めて厳しい生活状態であった。ある世帯の老人は、病気になったが医者にかかる費用がなかつたため、結局家の中で病死したと話す移住者もいた。

3.3 生態的要因

粵北山間部のヤオ族の流動性は非常に複雑な要因を有しており、様々な要因が複合的に影響しあった結果生じるものである。そのうち最も基本的なものが生態的な要因である。粵北山間部ではカルスト地形が多くを占めており、石灰岩地域と寒冷高山地域が広がっている。生態環境が養うことのできる人口は限られているうえ、不適切な森林の伐採により生態環境がさらに悪化しており、自然災害の発生率も高くなっている。

建国初期の粵北ヤオ族の生活は極めて貧しく、「つぎはぎだらけのぼろ着を着て」「多くが裸足で生活し」「生産量が非常に悪くて、生活は困難を極めていた」(黄朝中・呂燕華, 1951)。寒冷高山地域に長期にわたって生活していた貧困少数民族は、人口の大幅な増加にも関わらず、「山に生活の糧を求め」すぎたために、人口を養えるだけの土地が極度に不足し、獲得可能な資源が日増しに減少していった。開墾可能な空間も徐々に狭くなり、生活水準も日ごとに低下していった。貧困の度合いがますますひどくなり、「一片の土地と水で、一片の人を養えない」という状況にまで至った。こうした山間部ヤオ族の貧困は、多くが生態的要因によっている。森林の破壊と汚染は動植物の生存を脅かすだけではなく、連南の農業生産をも困難な状況に陥れ、

同時にヤオ族地区の水力資源も優勢を失いつつある(許文清, 2002: 81-89)。こうした要因も、ヤオ族住民の生存と発展を脅かしている。

しかし、粵北山間部の生態環境は以前から劣悪だったわけではなく、幾度にもわたる「人災」によって脆弱になった。建国初期にはまだ石灰岩山のいたるところに雜木や灌木が生えており、二人がかりで手を伸ばしてやっと手が届くほどの太い松の木があったことも、いまだ人々に記憶されている(潘偉, 1998: 20)。ここからわかるのは、当時の生態環境は必ずしも悪かったわけではなく、石灰岩質の山ではあっても、植物が茂り、水が豊富にあったということである。しかし、1958年の「大躍進」運動の時期に、「大煉鋼鐵」「以鋼為綱」などの急進的思想の影響下で、膨大な量の樹木を伐採して薪として燃やし、十分な保水力を維持していた森林を台無しにしてしまった。「文化大革命」の時期には、森林は誰にも管理されておらず、「以糧以鋼」「向山要糧」などのスローガンに惑わされて、森林を乱伐して山を焼き払い、植生が大きな打撃を受けた。脆弱な生態環境は、暴風雨などの試練に耐えることができず、土石流や土砂崩れがしばしば人や家畜を襲い、村を破壊した。結局、政府や国内外の慈善団体、個人の寄付金などにより、故村を離れて異郷に村落を再建設するを得ない状態になった。連南ヤオ族自治県では1990年代後期から、同県において海拔500メートル以上の寒冷高山地域に居住している少数民族を対象に、大規模な移住政策を実施した。現在のところ480余世帯がいまだに山々に散居している。2002年7月には、大きな洪水が発生し、同県金坑鎮が深刻な災害がもたらされ、土砂崩れが発生した山村では、400世帯以上のヤオ族が家を失った。こうしたことから、広東省扶貧弁公室は200万元を準備し、同県の寒冷高山地域の最貧困少数民族を対象とした移住政策を実施した。省民族宗教事務委員会は、宗教界に呼びかけて集めた寄付金200万元を用いて、同県金坑鎮で最も被害の深刻であった竹新、泥樓、魚岔坑の三つの村落計179世帯881人のヤオ族を対象として移住政策を実施した(凌偉建, 2005)。

始興県花山郷合水村には、田丘段、田心、塘斗、左抜一組、左抜二組という五つの村民組と七つの居住区があり、177世帯784人が居住している。県城からは20キロほどの距離にあって、山間部の内奥に位置し、交通は不便である。同地に居住するヤオ族は、左抜一組及び左抜二組43世帯250人が、平均一人0.3ムーの耕作地を所有しているほかは、誰も土地を持っていない。その結果、現地のヤオ族には経済的な財源が存在しない。統計によると、合水村の特別貧困世帯は全村世帯数の75.7%にもものぼり、特別貧困人数は全村人口の68.1%に相当する。もともと現地の人々は山から生活の糧を得ており、薪の販売や狩猟、筍やきのこ類の採取によって生計を立てていたため、森林資源が過度に伐採されて以降、現地のヤオ族の生活水準は必然的に下降の一途を辿ることとなった。森林育成のために山を封鎖し、伐採狩猟を禁止して以降は、こうした生計方法に様々な問題が出現している。生活水準は1994年以降毎年下降し、年収は一人平均1,000元に満たず、それぞれの村民組も700元に満たない。森林が減少し、植生が破壊されて以降は、貯水能力が低下し、そのため水資源が日増しに枯渇することとなった。たとえば、合水渓の現在の流量は、以前の流量の30%しかない。同時に、過度の森林伐採により山林の保水機能が徐々に喪失し、生態のバランスが崩れて災害防止力が激減し、悪果を醸成することとなった。2000年9月には、森林保護が行われていなかった合水村で大雨が降り、その後生じた洪水により重大な損失が生じた。統計によると、同村での被災者数は400人にも及び、ダムや農園が水で流され、7世帯の家屋が倒壊し、直接的な経済損失は100万元にものぼる（凌偉建, 2005）。洪水の影響で給水システムが汚染され、県城住民の飲用水が何日にもわたって汚染された。また、まれなことではあったのだが、連南ヤオ族自治県金坑鎮では、暴風雨による洪水によって、いくつかの村落で土砂崩れが発生し、帰るべきところを失った人々が新たに生活する場所を探さざるを得なくなった。

こうした自然による懲罰に直面し、人々は徐々に生

態環境の重要性に気づくようになってきた。近年は植林による緑化も重視されるようになっているが、樹木の成長は遅く、生態環境のバランスや生産条件が整えるには、短期的には根本的な改善も望めそうにない。

4. 粤北ヤオ族移民の移住と文化的適応

施国慶と鎮阿江によると、広義の社会システムには、経済、（教義の）社会、それに文化の三つのサブシステムが存在している（施国慶・陳阿江, 1999）。そのため、移民の変容もこの3方面から考えることができる。程瑜は「外在」と「内在」両方面から、三峡移民の適応について描写している（程瑜, 2004: 117-136）。山間部住民の移住にともなう文化的適応の文化人類学的な研究については、物質、（教義の）社会、精神の三つの側面から描き出し解釈することができる。物質的側面では、移民の生業形態に着目しなければならず、これには経済的なリソース、生産様式、生産技術などと移住者の生活の詳細に関わる諸方面を含んでいる。社会的側面に関しては、移住者の元来有していた基本的社会ネットワークの破壊と新たな社会ネットワークの構築に注目する必要がある。精神的側面では、移民の思想観念と宗教信仰の適応状況について着目する必要がある。

移住者たちは、その移住要因が様々であっても、移住地においては文化的適応の問題に直面せざるを得ない。粵北ヤオ族は寒冷高山地域から下山し、石灰岩地域から土地の肥沃な平地へ、ダム建設により水に沈んだ地域から新たな地域へと移住しているが、いずれにおいても文化的適応のプロセスが存在する。こうしたことは、新たな生業形態への適応、新たな生活様式への適応、社会関係が断絶した後の社会的ネットワークの構築、移出地の宗教信仰の持続と交通などの側面において、主に現出してくる。粵北のヤオ族移民のほとんどが、村ごと、あるいは数家庭から数10家庭がそろって移住しており、空間的な移動距離は大きくない。そのため、彼らは制度的な側面での適応については典型事例であるとは言えず、本稿では触れない。多くの

インタビュー調査資料をもとに、次節以下では物質、社会、精神それぞれの側面での、ヤオ族移民の文化的適応について描写する。

4.1 物質的側面

粵北ヤオ族移民にとっては、生活問題の解決が最も重要な問題であった。そのため、食糧の確保、経済状況の改善が、彼らの最も関心を寄せる問題である。これらはすべて、移住者たちの生業形態の問題、生業形態の改変に関係しており、彼らの生活様式にも大きく影響を与えている。

4.1.1 生業形態

建国前には、排ヤオ族の多くが高峻な場所を選んで居住し、農業（水田工作）、林業、狩猟、採集を生業としていた。現在排ヤオ族の居住地は、林業地域（金坑、渦水）、半林半農地域（大坪、香坪、盤石郷及び大麦山鎮の九寨、白芒など）それに農耕を主とする石灰岩地域（三排郷、南崗郷及び大麦山鎮の中心崗、後洞、三洲など）の三種類の地域に大別することができる。過山ヤオ族は辺鄙な山間部に居住しており、水田は極めて少なく、畑地が耕地面積の90%以上を占めていて、焼畑耕作や狩猟、採集を生業としている。農耕は季節に従って行うが、やり方が粗雑で、施肥量は少なく、広く植えても収穫量が少ないことが多い（連南県弁公室, 1996: 168）。

山上から下山移住した後は、粵北山間部のヤオ族の生業形態は必然的に様々な変容を蒙らざるを得ず、移住地に見合ったコストのかからない適応戦略を採用している。

【茶亭村趙永明】山の上にいたときには、乾季には水田の灌漑が保証されず、生産量は300斤余だった。山を下りてからは、どの世帯も名目上は2ムーの未開墾の土地があることになっているけれども、実際には1.5ムーしかなくて、食糧が不足するので、近くの地域で水田を借りて耕作するしかない。政府がく

れた田には水がなく、小作地には水がある。2ムーの小作地を借りると、1ムー毎に毎年150斤の米を払わなければいけないが、博羅村にいたときよりも50斤少ない。家には全部で3人の子供と夫婦2人がいる。長男はもう結婚していて、現地で賃労働をすることもある。三人目は男の子で、今は民族実験中学の中学生2年生だ。二人目は女の子で、県の錫箔工場で働いている。毎月400元前後の収入がある。朝晩は家で食事をして、昼は工場がまかなってくれる。中学校を卒業してから働き始めて、もう1年になる。

【東莞商会民族村趙錦輝】1963年生まれで、もともとは東坪鎮茶坪村委五組に居住していた。1995年の冬に茶坪村から龍王潭に移住した。当時の龍王潭は附城鎮に属していたけれども、今では附城鎮がなくなつて乳源鎮と合併した。農閑期には賃労働に従事していたが、普通は左官業をして、日給はだいたい20元余りだった。多いときには毎年数千元の収入があった。土地が少なかったから、2ムー余りの水田を借りていて、1ムーごとに毎年1.5-2石（1石は100リットル）の米を収めなければならなかつた。1ムーの生産高は700-800斤だったが、よくないときには500-600斤ほどであった。村にはほかに養豚場があり、うちでは豚を2頭飼っている。1頭は売るため、もう1頭は食べるためだ。

上記2人の移住者へのインタビューからは、寒冷高山地域のヤオ族移民が山間部に居住していた時には、田畠も土地もあったが、海拔や灌漑、耕作技術などに限界があり、食糧生産量は低かったということが分かる。そのため食糧確保に関してやはり問題があり、多く栽培することでそれを解決していた。移住後、食糧生産量は増大しているが、自分たちの土地が少ないので、食糧確保の面ではやはり問題が生じている。食糧の不足した移住者たちも、山間部に帰って耕作することはせず、現地で漢族や農耕を生業としない人々の土地を借りて農耕を行っている。これは様々な事柄を天

秤に掛けた後に選び取った適応である。食料以外で移住者たちが考えるのは、いかに収入を増やすのかということである。農閑期には、かれらは日雇いの賃労働などをしてお金を稼ぐ。子供たちが成長すると、彼らの生活様式の選択は、上の世代の人々とは部分的に異なってくる。父親世代が行っていた農業を受け継ぐ人もいるが、アルバイト的な労働は現在ではすでに不可欠の収入獲得手段の一つとなっている。あるいは、現地の企業で働き始めるものもあり、第二次産業が彼らの労働の中心となり、農業生産は副次的な位置を占めるにすぎない。

こうした移住者たちの生業形態は新村と旧村の実情や、移住者自身の素質などの制約や影響を受けることになる。

【福民新村李明俊】私は修理工で、家電の修理もできる。多くの人は私がここにいることを知っているので、街頭に商品を並べる必要はない。ここには耕地がないし、野菜を植える場所もない。すべて龍頭にある。多くの人は朝起きてから龍頭に帰り農地を耕す。田は1.2ムー、山地は8ムーほどある。山の田畠はどこも栽培しにくく、土地は小さい。1ムーの土地で700斤ほど生産でき、毎年1期しか作れない。水田には水稻を植えていて、畠地には生姜を植えている。山では造林を行っていて、家屋の周囲では野菜を植えている。私の世代の中には、外地で賃労働に従事している人もいる。珠江デルタが中心で、深圳や珠海、順徳などに行った人もいる。しかし、大多数は龍頭村の山に戻って農耕を行っている。

ここからは、福民新村の移住者たちの生業形態に、移住ご変化が生じていることが分かる。李明俊は家電を修理する技術を有しているので、移民村での生活については憂いがない。しかし、一般的の移住者たちは元來の生業形態を維持し続け、龍頭に帰って土地を耕している。心配事のない人々や大胆な人たち、あるいは機転の効く人々は、珠江デルタの都市部で賃労働に従

事している。

【高嶺村】山の上にいた時には、育てた豚も全く売れず、市場まで担いでいっても、売れないまま畠に店を閉めていた。今は1世帯がおよそ2頭の豚を飼っているが、豚のえさには簡単な野菜や野草を与えるだけでよい。現在一人につき4分(0.4ムー)の水田があり、それ以外にも川べりの水田や畠地20数ムーを借りて耕している。どれもいい土地である。毎年の借り賃は1ムーにつき2石で、ちょっと質の劣る水田の借り賃は1石である。畠地の1年の借り賃は、1ムーにつき5-10元である。畠地では野菜や落花生、香粉樹などの商品作物を植えている。香粉樹は線香を作るための原料で、2年ほど前に始めたところだ。数10ムーを香粉樹に当てている。1本の香粉樹は400斤前後あり、100斤を12元で売ることができる。8-12年で成木となり、1ムーに100-110本植えることができる。この木は特色があって、切ってもまた生えてくるので、水や土地の保全に適している。毛竹はどの家にもある。現在は、たまに老人が山に登って草を刈ったり、茶葉を摘んだりする。木材の伐採については、毎年一人につき1.5立方メートルしか切ってはいけないと政府が規定している。人件費を除くと、1立方メートルにつき120元でしか売れない。以前からずっとそんな感じである。今では村民は誰も山を開いて木を植えたいなど思わない。というのも、杉の木を植えても16-17年でやっと成木になり、周期が長くかかりすぎるからだ。

【上園溪村趙建春】現在の村には小包工（訳注：小規模で臨時の請負業）のボスがおり、山林の開発を請け負っていて、竹を切って運ぶと日に40元前後もらえる。数10人が行っている。松脂の採取も20人以上がやっていて、すべて松の木の山を請け負って松脂を採取する。松脂の採取では、年収7,000-8,000元になる。養蚕をしているところも5世帯あり、うち2世帯の年収は10,000余元で、ほかの3世帯は

5,000–6,000元である。桑の木も自分たちで植えている。水田は普通下半期の1期のみで、毎ムー600–700斤の生産量がある。水稻を収穫した後には落花生を植える。県農業局や鎮農業センターがしばしば人を派遣してきて指導している。元来の五つの組のうち、左抜一組と二組のみが水田工作をしていたが、水田も少なく、水田耕作をしているということだけ知っていた。他の三組の農民はみな移住後に水田耕作を学んだ。旧村中の左抜一組と左抜二組は200人余りおり、中期の収穫のみを行っていた。種もみが悪いので山の上の水稻は、1990年代には1ムーにつき200–300斤しか生産できなかった。移住後はよい種もみを使っているので、1ムーにつき600–700斤の産量がある。山の上での虫害は、山の下ほどひどくなく、1605号農薬を使って1回除草すればよく、平均1ムーに1瓶を使えばよかつた。今の我々の田畠は、1回の作付けで6回も除虫しなければいけない。肥料はとても高く、山ではこれほど多くの肥料を買わなくてもよかつた。というのも、藁などを燃やして肥料とすればよかつたからだ。

上記からは、高嶺ヤオ族の生業形態が主に養殖業や小作農地、それに商品作物の栽培などであり、これまで見たいいくつかの移民村とそれほど違わないことが分かる。また、上圍渓では松脂の採取、養蚕、竹の伐採などを行うだけで、山間部にいたときよりも収入が多い。注目に値するのは、同様に稻作とはいっても、山上と山麓とでは環境が異なることから、必要となる知識や技術も著しく異なっている。そのため、移住者たちはそれぞれ適応の過程を経ることになる。様々な訓練を行うことで、こうした過程は順調に進んでいる。

上述の生業形態はすべて農業従事者から農業従事者への移行であり、彼らの生産様式は変化したもの農民身分そのものは変化していない。しかし、板洞ダム建設にともなう移住はこれとは大きく異なっている。彼らは農業従事者から非農業従事者へと転換したが、それは移住の際に、村民全員の「農から非農」への転

換を統一的に実施したからである。

【牛塘営林場陳宏隆】故郷には田があり山林もあり、雑木を切って売りにいくこともでき、毎年幾分でも収入があった。板洞にいたときには、我が家は10数人おり、10数ムーの田を持っていて、農業で生活していた。元来の田は一人1ムー余であったが、牛塘営林場に移住して後は、田は余りにも少ないので、居民委員会が毎月配る90元の生活費のみに頼り、衣食も十分保証されない。1994年に私は径口発電所に配属されて働き始めたが、月給は350元であった。息子はまだ成人していなかったが、私が発電所で働いていたので、子供の生活費の半分は負担せねばならなかつた。そのため、毎月45元しか子供の生活費をもらえなかつた。妻には仕事がないので、毎月配られる90元の分配金に頼っている。すべてを足すと、我が家全体の収入は毎月合計485元である。息子は三江鎮で勉強していて、生活費は毎月200元必要になる。一家の収入の半分は使ってしまうわけだ。私の2番目の弟がこの居民委員会で働いており、月収は215元である。それに加えて90元の分配金があり、一月の収入は合計305元になる。1番下の弟は水道管理所で働いており、月収は300–400元の間だ。1番上の妹は黄連発電所で働いており、月収は400元足らずである。妻と残り二人の妹には仕事がなく、不定期にアルバイト的仕事をしているだけだ。例えば、鉱山で働いている人に食事を作るとかだが、毎年およそ2,000–3,000元の収入がある。彼女らは外で寝泊りするときもあるが、大体はやはり家に帰ってくる。

この発言からは、「農から非農」への転換した牛塘営林場ヤオ族移民が、これまで述べてきた移住者たちと異なる状況を呈していることが分かる。生業形態も前述のいくつかの移住者のモデルとは異なる部分が見られる。牛塘営林場ヤオ族移民の典型的な生業形態は、まさに上記の陳宏隆の家のようない状況である。家族の

設後に一括してお金を差し引かれる。以前住んでいた泥レンガの家の立退き手当ては60元／平方メートルで、それ以外にも一人2,000元の移住資金を受け取ることができる。当時の家屋は1階のみであったが、現在2階を建設中である。去年政府は10,000元の追加建設費用があると言っていたので、お金を借りて2階を建て増ししている。お上は窓のところまで建設したらまず5,000元を支給し、建設が終わってから残りの5,000元を渡すと言っている。これまでに我家の建て増し費用はすでに17,000元以上（建材費と人件費）を使っている。これ以外にも、雇った人の食事代も必要だった。

経済条件が悪いので建築資材の運搬が難しく、山間部に住むヤオ族の家にはトイレがなかった。牛や豚にも畜舎がないので、人と家畜が混在していることもあった。移住後の新しい生活空間では、これらの問題はすべて解決されている。どの家にもトイレ、豚の囲い、牛舎が設けられている。しかし、移住後の家屋は以前の家屋よりもよいものであるにも関わらず、いくつかの要因が重なって、以前の「草の小屋」に戻ったほうがよいと考えている移住者もいる。

【福民新村李明俊】就学中の子供がいなくなれば、新村に住み続ける必要はない。もし家に就学中の子供がいれば、学校との行き来で10数キロも歩かなければ行けないので、ここで子供の面倒を見なくてはいけないだろう。子供が大きくなつて、自分で生活できるようになると、子供たちだけを新村に残しておくことができる。

子供の就学の関係上、福民新村の移住者の一部は故村と新村との間を行き来する「二重」生活を送っている。そして、子供の養育という負担のない移住者は、あっさりと自分たちの故村へと帰ってしまう。連山小三江鎮立星村の移住者にも同様の状況が存在している。このように、移住者の「回帰」現象と移民新村の「空

洞化」問題が生じている。

山上にいたころには、多くのヤオ族の家具には最低限の質素なものしかなく、食卓と腰掛、水瓶、鉄鍋、椀、箸、食器棚、石臼、杵などであり、これらすべてがそろっている家庭は富裕なほうであった（練銘志ら, 1992: 240）。移住後、こうしたものすべてに大きな変化が生じている。富裕な家庭には、現代的な家具、豪華な飾りつけ、高価な家電製品などがすべてそろっている。普通の家庭においても変化は生じている。たとえば、山の上にいたころにもヤオ族の中には漢族を模倣してレンガでかまどを作っている家庭もわずかながらあったが、移住前のかまどと移住後のかまどとは大きく異なっている。というのも、一般的に山上のヤオ族の家屋では、すべての部屋に囲炉裏〔火炉塘〕を設けており、寝室の寝床のすぐわきに置かれている。囲炉裏は炊事と暖を取るのに用いられ、冬には囲炉裏のそばで暖を取ったり、そこで眠ったりさえする（練銘志ら, 1992: 239）。ヤオ族的な特色を備えたこの囲炉裏は俗に「三脚猫」と呼ばれており、小さな鉄の輪を、下から3本の鉄の棒で支えるものである。移住後は、かまどは建設施工者側の統一規格となっており、基本的にレンガとコンクリートで壁につける形で作られている。炊事用のためだけに台所のみに設置されていて、より一層衛生的・経済的で、安全である。

交通面では、移住地域には自動車道があり、故郷よりも便利である。粵北の山道は非常に歩きにくく、確かに黄朝中と呂燕華が述べるように、「ヤオ族の住む山の道は山に沿って切り開かれているので、起伏があって曲がりくねっており、大変な傾斜である。……ヤオ族の家屋の並びと、山のふもとの定期市を結ぶ道路は、つづら折りの小道が続き、非常に歩きづらい。家屋の並びの間はより一層狭い小道である」（黄朝中、呂燕華, 1937: 423-424）。これが粵北において「商品流通」を妨げるボトルネックとなっており、粵北経済の発展を妨げてきたのである（顧宝炎ら, 1999）。移住前、始興県花山郷合水村の居住地域はすべて山道であり、自動車の通る余地はなかった。居住地域によっては、鎮

まで出るのに25回小溪を渡り、5回山を越えなければならず、片道で2時間以上かかるところもあった（凌偉建, 2005）。われわれも調査のなかで、交通環境に移住前と後で非常に大きな差が生じていることを確認している。

【上園渓村】私たちが現在住んでいるところは、自動車道から2キロ余り離れたところで、その一部はもともと開発区が作ったものである。今では、外に出て行くときには普通バイクを使い、80%の家庭にバイクがある。古いバイクもあれば、免許を持っていない人もいる。一家に2台のバイクがある家も20%ぐらいある。

【高嶺村】交通環境は改善された。平坦な車道が家の前まで延びていて、これまで徒歩に頼るしかなかったヤオ族移住者たちも、自転車やバイクを交通手段として買うようになった。高嶺村の中年女性も皆自転車に乗ることができる。

【福民新村李明俊】私の故郷は福堂鎮の肖渓村委員会龍頭組にあって、ここから11-12キロのところだ。今は1時間半歩いて龍頭の故郷に帰ることはない。今は皆故郷との往来には自転車を使う。下まで降りてくるのは45分ほどかかり、山道を登って帰るのに1時間くらいかかる。

交通環境が改善されて以降は、ヤオ族移民たちが外出するときには徒歩ではなく、自転車やバイクを交通手段として用いていることが分かる。子供たちの適応はずっと早く、中年の人々は努力してそうした交通手段の扱いに慣れる。体力の限界などもあり、老人の適応状況は全体的に芳しくない。

通信伝達も山間部よりも速いので、それが移住者たちの生活の質や発展のチャンスに直接影響を与えることになる。そのため、移住者の家庭の多くには電話が設置されており、なかには携帯電話を持つものもいる。

こうしたことは、経済条件の問題や、通信状況が悪く電波が届かないところもあることから、山間部では全く不可能なことであった。

一部の成功していない移民の例を除いて、粵北ヤオ族移住者は衣食住などの側面において変化が生じたばかりではなく、生活様式そのもののあらゆる側面が変容している。たとえば、連南金坑郷高嶺村の68世帯295人の居住者は、海拔800メートル以上の高山地域に居住しており、1996年の平均収入は900元余りであった。1997年に寒冷高山地域から下山移住して後は、その年の内に衣食住の問題が解決されただけではなく、生活そのものに大きな変化が生じた。2002年の平均年収の純収入は2,350元であり、80%の農業世帯がその年のうちに家電を購入し、ケーブルテレビを導入して、3分の1の家庭が電話を取り付けている（陳夏春, 2003）。村落内部での文化生活も多様化し、文化サロンやバスケットボールコートなどが作られている。以下はヤオ族移民が自分たちの生活様式について述べたものである。

【上園渓村趙建春】テレビは90%の家庭にあり、電話は60%の家庭にある。テレビについて言えば、20%が白黒テレビで、自分で作ったアンテナを使って見ている。ケーブルテレビはまだないが、家にデジタル受信機を取り付けると、10-30のチャンネルを見ることができて、ケーブルテレビともそれほど変わらない。うちには湯沸かし器やVCD、脱水機などもある。通信面では、以前は電話を持っている家はなかったが、今では60%の家に固定電話があり、携帯電話の普及率も40-50%である。われわれの村には少なくとも50台の携帯電話がある。水道については、故郷ではため池から竹を使って家の中までみずを引き入れていたが、乾季には遠くまで水を汲みに行っていた。今では水道ができる、移住工事のなかで給水設備も整えられている。気候については、山上では6-8月は比較的涼しかったが、移住後は暑く感じる。夜には床の上で寝ないと、暑くて眠れな

有し、リスクを共同で負担する有機的な統合体であった。しかしながら移住後には、元来存在していた社会関係は、破壊され、ゆがめられ、身分や環境の変化にともない有効性を失っていった。そのため、ヤオ族移民の社会関係ネットワークは、いずれも混乱から再構築へというプロセスを経験している。移住することが割に合うのかどうかは、かならずしも経済的な損得計算の問題ではなく、社会資本の損失をも十分に考慮に入れねばならないのである。農村においては、農民は隣近所や農民の友達、親戚などの人間関係を処理しておきさえすれば、生活上何ら支障はなく、生計も自分でコントロールできていた。このため、彼らの社会関係の一部が不足しても、生活に憂いがない状況であれば、こうした基本的な社会関係を通して、それを補完する方法を見つけることができる。しかし移住後には、状況は全く異なっている。自分の経済生活（就業配分）は全く他人の手中にあり、こうした経済生活上の問題が長期間にわたって適切に処理されない状態が続くと、移住後の生活リスクに対する認識不足や、移住当初に抱いていた期待が外れてしまったことによる失望感などが引き金となって、彼らの心のバランスが大きく崩れて、極端な行為に走ることになる。

それ以外にも、移住者たちの新居住地における言語上の適応の問題も社会的な側面の適応問題である。なぜならば、移住者たちが成功するかどうかの指標は、移住地に順調に溶け込むことができるかどうかにかかっているからである。移住地に溶け込めるかどうかの重要な指標の一つは、移住地で使われている共通言語を、移住者たちが順調の習得できるかどうか、あるいは流入者と移住地の原住者双方が受け入れることでできる交流様式を獲得できるかどうかである。移住者たちは普通、元来有していた社会資源を利用して、このプロセスを短縮する傾向にある。連南三江鎮高嶺村ヤオ族移民の子供たちは多くは、新塘小学校（三江鎮に属する）で学んでいる。新村のそばにも小学校があるので、教師がヤオ語を解さず、教育水準が低いので、そこでは10人が学んでいるのみである。一方、広東省

計劃發展委員会が予算を配分し、新塘と高山村に独自に建設した新塘小学校は、ヤオ語を話すことのできる教師が3-4人おり、学齢前のクラスと1年生のクラスではバイリンガル教育を行っているため、2000年の設立以後20数名の子供たちが学んでいる。

4.3 精神的側面

粵北山間部のヤオ族は、移住後相対的に閉鎖的であった山村を離れ、市鎮に近く、経済状況のよりよい地域で、他のエスニック・グループと接触する機会の多い環境に流入した。そのため、移住後には周囲の一切が彼らが元来有していた思想観念や宗教信仰に影響を与えていている。

4.3.1 思想観念

移住以前は情報が限られており、外地で労働に従事する人は少なかった。下山移住の後は、賃労働がすぐに賃金を獲得できる生業形態となり、多くの人が賃労働を選ぶようになった。こうした状況は、上圍溪と高嶺などのほとんどの移民村落で見られるものである。

【上圍溪村村長】 移住前に、外地で働く人はほとんどいなかった。移住後は、全村で30-40人が外地で賃労働に従事している。大部分は、徳宝玩工具場（香港資本）、標準玩工具場（香港資本）、造花工場などの付近の工場で働いているが、そのうち徳宝と標準で働いているものが20名ほどいる。万達玩工具場に数人、健滔化学工場（香港資本）には3-5人、標準と徳宝は求人広告をこの村にまで送ってきて、労働者を募集している。それから、広州で労働しているものが、この村には10数人いる。

【高嶺村】 以前故村にいたときには、賃労働に従事していた人はほとんど誰もいなかった。往復で2時間以上かかったからだ。移住後は交通も便利になり、臨時労働などに従事する人も多い。この村では、外地での賃労働が主な経済収入で、全村の総収入の

80%を占めている。賃労働の職種は建築が中心で、どの家にもいる。全村では、利發毛織物工場（香港資本）で働いているのが5-6人おり、月収は450-500元である。この村には施工隊があって、小包工（小規模で臨時の請負業）のボスがおり（全村で4人）、臨時に加わることができる。しかもその日のうちに現金を手にすることができる。

これは、表面的に見れば、生業形態の便宜的変容に見えるかもしれない。しかし、粵北ヤオ族移住者の思想観念における変化、つまり市場経済意識の増大というより深部の変化をも反映している。過山ヤオ族の生産活動の中で、報酬を得ずに労働応援を行う集団労働が2種類存在しており、一つは「耕工」と呼ばれており、もう一つは「打会」と呼ばれている。前者は労働の際、順番に労働応援を行い、自分で食事や宿を確保して、報酬は求めないというもので、全労働が終了したときに労働を頼んだ家が一度食事に招待するというものである。後者は、労働力が不足しているときに、「会頭」がタバコで皆を招聘し、規定の時間に来てもらって労働応援をしてもらうというもので、報酬は求めず、労働返済も必要ない。仕事を依頼した家が簡単な昼食を招待し、正月（春節）2日か4日にもう一度彼らを食事に招待すればよい、というものである（連南県志弁公室, 1996: 168）。この二つは、過山ヤオ族の「報酬を求めるない」で人助けを喜びとする精神を物語っている。つまり、前者が労働返済によって相殺し、後者が大変な労働をしても2回の食事で謝意を表すもので、市場経済観念との違いは歴然としている。現代の市場経済社会においては、こうした「義を語って」「利を語らない」精神は、村落型の知り合い同士の文化環境の中に存在しているのみであり、生計を立てねばならないというプレッシャーを前にしては、労働力が商品化するのは自然の成り行きであるといえる。ヤオ族移民たちも、こうした賃労働の流れに乗っているのであって、現代商業社会に対するある種の積極的な適応である。

【大麦山鎮党委書記】思想や観念の変化は非常に大きい。移住してくる以前は、せいぜい臨時の賃労働に従事した程度であったが、移住後は広州や珠江デルタに出て働く人もいる。しかし、今でも商売をしている人はやはり少ない。

これは大麦山鎮の状況に過ぎず、ほかの地域のヤオ族移民の思想観念は、彼らと比較すると市場経済意識が相当強い。たとえば、次の例を見てほしい。

【上圍溪村趙建春】二組には王武生という人がおり、現在40歳前後だ。2002年から太平鎮の山の開発を請け負い、シイタケを栽培するようになった。その後、山林の松脂採取を請け負うようになり、松脂工場を開いていて、年収は毎年20,000元以上ある。すでに家は2階建てに改築しており、この移民村では最初に2階建てにした家である。

民族地区からの移住者が城镇の近くに集住し、近代文明と商品経済の影響を受けていることが分かる。また、先に富裕になった移民のモデル効果によって、繁栄への自信と欲望を増強し、人々が積極性を最大限に引き出している。生存環境を改変し、労働の価値が十分に理解されると、ヤオ族移民のなかには商品経済の利潤原理を十分に理解し、市場経済の大波へと漕ぎ出すものもいる。

移住後には、ヤオ族移民の婚姻観念にも一定の変化が生じている。以前は集団の生存と発展のために女子の外部民族との婚姻を規制していたが、そうしたタブーはすでに廃れており、ヤオ族と漢族との通婚率が徐々に増加している。上圍溪村委書記の趙建春によれば、同村のヤオ族人口は山上にいたときよりも減少しているが、その大きな要因の一つが漢族に嫁いで村へ帰ってこない女性が増加していることによる。こうした婚姻面での観念の変化がヤオ族漢族双方のインテラクションを加速させ、深化させている。たとえば、乳源桂頭鎮の蓮塘辺では、ヤオ族と漢族それぞれによ

って構成されている二つの村は、互いに道路を一本隔てただけのところに存在しており、相互の経済的、文化的側面での往来は非常に緊密である。こうした結果が生じたのは、ヤオ族と漢族双方の通婚圏が拡大し、民族間の融合が深まり、心理的距離が徐々に解消されたことによる。

出産養育面でも、移住後ヤオ族のなかに一定の変化が生じている。しかしその変化は、排ヤオ族と過山ヤオ族とは異なっている。過山ヤオ族は計画出産政策を比較的自発的に遵守しているようである。

【牛塘營林場陳宏隆】以前板洞龍帰寨にいたころには、車道が補修されていなかったので、計画出産関係の幹部は誰もやって来ず、村外では計画出産がすでに行われていたのだが、われわれの村ではまだ生みたいだけ生んでいた。しかし、移住してくると、交通の問題が解決したので、計画出産の仕事がやりやすくなり、男が生まれても、女が生まれても、手術をしにいかなければならぬ。男の子でも女の子でもどちらでも一緒だとおもっているし、たくさん子供を生む必要もない。

これが過山ヤオ族の状況である。一方の排ヤオ族は状況が異なっており、国家の規定する計画出産政策の標準を達成するには、まだまだ長い道のりが必要であろう。扶輪新村の排ヤオ族の計画出産の状況は、およそ次の通りである。

【大麦山鎮党委戚書記】扶輪新村で計画出産を遵守している人は、今のところ半数にも満たない。他の人々は、基本的に出産超過していて、計画出産率は40%ほどである。鎮の合併前に計画出産の状況が最も悪かった村は、移住後もやはり4-5人の子供をもうけている。なかには計画出産を避けるために、三洲寨に帰る人もいる。もし計画出産委員が山に上がっていくと、それを知らせる人がいて、今では乳源や懷集、あるいはさらに外に逃げて、計画出産を

避けようとする人もいる。というのも、ヤオ族（排ヤオ族を指す）はやはり女性だけの世帯という事態は受け入れられず、交通の問題が解決しても同じである。観念が変化するには、一定にプロセスが必要なのだ。

こうしたことは排ヤオ族の生育観念や生育意識と密接な関係がある。以前、排ヤオ族の人口は少なく、女性が子供をたくさん生むことが名誉なことであり、生んだ子供の数が多いほど、社会的には尊重された（連南県志弁公室, 1996: 166）。こうした観念にはある種の持続性があり、建国前及び建国初期にはこのような状況が見られていた。

【大麦山鎮党委戚書記】建国前、望佳嶺村の漢人のなかには複数の妻をもつ人がおり、子供が多くて養えず、ヤオ族に贈っていた。ヤオ族がそれを快く受け入れていたのは、医療条件や助産条件が悪く、彼ら自身が生んだ子供が成長する割合が低かったからである。建国初期には、地主階級に分類された漢人は、自分の子供が影響を受けるのではないかと心配して、子孫をヤオ族に託して育ててもらった。自分で育てたものではないにしても、子供は成長して成人するものである。養子をとることは、過山ヤオ族でも排ヤオ族でも見られた。新寨村には子供を生んでから、養子をもらう人もおり、1980年から2005年の間に100人の子供を養子として育てているが、どれも養子縁組の手続きは取っていない。三洲のヤオ族が養子にしたこどもも20人前後いる。ヤオ族は漢族の子供を養子にもらうと非常にうれしがり、女の子でも喜んで受け入れる。漢人は男尊女卑なので、女の子が生まれて育てたくなければ、ヤオ族に養子として渡してしまう。だから、現地の漢人は、「女の子を脅かして、「言うことを聞かないとヤオ族にやっちはまうぞ」と言うのだ。

子供たちは、新たな環境には非常に高い適応力を見

せる。移住後は、子供たちの見聞も広くなり、思想も開放的になるが、大きな問題も引き起こす。

【高嶺村】 移住前は条件が悪かったので、中学校で勉強する子供も少なかった。今は条件が良くなつたの、逆に勉強のできる子供が少なくなってしまった。1997年、故村では4人の学生が大学に受かったのに、1998年から現在に至るまで、まだ一人も大学に受かっていない。移住後は、いろいろなことに触れるようになり、夜に子供たちがゲームをしたり、タバコを吸ったり、賭博をするようになったことが原因だ。ある中学生は、家にあった両親の1,000元を盗んで、毎日ゲームセンターで遊んでいた。小学校を卒業すると賭博に走ったり、VCDを見たりする人もいる。ここは城区からたった5キロのところにあるから、影響も非常に大きい。両親は外で労働して生計を立てているので、子供の教育にまで頭が回らず、それが大きな難題となっている。

消費観念の面でも、ヤオ族移住者の間には大きな変化が生じている。たとえば、高嶺新村の移住者は、山上にいたころには家具はすべて自分で木材を切り、木工職人に頼んで自分の家で作ってもらっていた。しかし、移住後はすべて既成のものを買うようになっている。連南南崗郷蜈蚣田管理区では、普通少なくとも月に1度映画を放映しているが、ヤオ族移民はある時期、結婚式の際にも映画屋や劇団を呼んで、映画を放映したり、演劇を見せたりすることが流行っていた。たとえば、ヤオ族の鄧十八一が嫁をもらうときに、映画屋を呼んで村内で12回映画を放映し、三日間夜通し賑わった [潘偉, 1998: 102]。結婚式は、飲酒から映画へと変化しているが、これは新たなものに果敢に挑戦しようとしていることであり、同時に新たな生活環境における積極的な適応である。こうしたことから、ヤオ族移民の生活の追及にも大きな変化が生じていることが分かり、消費観念も物質的享受を追及することから、精神的享受を追及することへとレベルアップしていると

言える。

4.3.2 宗教信仰

粵北ヤオ族の移民新村は、設計の段階で移住者たちの「現世」での需要しか考慮しておらず、「来世」での需要は全く埠外であった。そのため、移住者の中には、移住後自らの心の寄る辺を見つけることができず、多くの宗教信仰活動は故村に帰って行うことになる。これが、彼ら移住者と故村との結びつきを強化し、故村に対するアイデンティティを強めており、彼らの「身体」は移住地にあるが、「魂（靈魂）」は故村にあるという興味深い現象を生み出している。

宗教信仰の面では、粵北ヤオ族には移住後積極的な適応の過程が見られる。新たな場所に環境に身を置くこととなったために、宗教信仰の対象の一部や、プロセス、内容に変化が生じている。

【上園渓村趙建春】 山の上には土地廟があり、旧暦12月30日もしくは正月一日に拝んでいた。今いる新村でも30日か一日に拝まねばならないのだが、土地廟がない。だから、門の前に机を並べ、精進料理を置いて、今住んでいるところの土地神と故郷の、元來の土地神にお供えするしかない。

ここでは、移住によって、移住地の土地神が拝すべき神として加えられている。これは新たな環境に適応することによって生じた変化である。真に意義のある移住を行うには、師公（宗教職能者）に頼んで吉日を選び、故郷の家の香炉を新家まで運んでもらう必要がある。移住者たちにとって、彼らの根がまだ故郷にあり、最も重要な宗教儀礼の一つは、故郷に帰って「拝山（山に埋葬された祖先を拝むこと）」することにある。

【東莞商会民族村】 拝山儀礼は非常に重要なので、みんな故郷の茶坪に帰る。1軒から1-2人でよい。香と紙、酒などの供物を持っていくが、人に頼めな

いときには鶏は持っていない。食事は家に帰つてとる。夜には茶坪の以前の家に帰る。普通は神を拝しないけれども、正月や節句の時には香を燃やす。清明節の時には「拝山」に行かねばならず、そのときには故村で一晩過ごす。

山上で一晩過ごすことで、故村に残った友人たちと交流し、故郷での思い出を追憶し、故郷の土に眠る祖先の靈を安心させることができる。現在では、以前のコミュニティと新たなコミュニティとの間に空間上の移動が生じたために、原住地において広く行われていた宗教活動のいくつかが消え去ろうとしている。というのも、移住地においては、こうした宗教儀礼はあまり時宜に適さなくなってしまっているからである。

【上園渓村趙建春】故村には3~5人の師公（宗教職能者）がいて、病気になるものがいれば師公を呼んできて「跳王」を行い、盤古王に感謝し、病気が良くなると盤古王にお礼参りをしていた。儀礼には3~5日を要した。移住後はまだ1度もしたことがない。交通が便利になって、すぐに治療が受けられるので、病気になんでも直接病院で治療してもらい、師公に頼むことはなくなった。

山上にいた時には、医者にかかるのも不便だったので、医療の知識が広く、「呪術力（神通）」に通じた族内の知識人、師公に助けを求めるしかなかった。しかし移住後は、師公たちも近代技術に取って代わられるという運命に、直面せざるを得なくなっている。よって、新たな内容を加味する努力をし、それを時流にあわせて変革していかなければ、学んできたことを發揮できる空間はますます小さくなる。

近代社会の中に移住してきたとはいえ、粵北ヤオ族の師公たちや、ヤオ族文化の遺産を重要視する有識者は、ヤオ族の伝統的文化の媒体としての瑤（ヤオ）経や、世代を超えて伝えられてきている各種の書籍を大切に保管している。始興県の趙建春や趙凌陽、乳源一

六鎮の近くにいる盤勝光、新村の趙新徳、趙新康兄弟などは、相当数のヤオ族の宗教古籍を所蔵している（陳曉毅, 2004）。興味深いのは、こうした師公たちは移住後、城内に居住しているものもいるが、故村で必要があると、労をいとわず故村に帰り、儀礼を行って問題を解決することである。城内の生活はより一層合理化されており、城内のヤオ族の宗教的な需要は農村部と比べると切迫したものはない。そのため、師公の中には移住後暇をもてあますものもあり、宗教で糧を得ることができないものもいるが、一方で名声が高く多くの人が招聘する師公もいる。都市部はあまりにも騒々しく賑やか過ぎて、莊嚴で盛大な雰囲気に欠けており、よって師公たちにとっては、故郷の環境こそが儀礼を行う理想的な場所なのである。筆者は2004年末に乳源王茶村で過山ヤオ族の度戒儀礼を調査し、連南泥樓村で過州堂儀礼を調査した（そのうちの一部は掛灯であった）が、その際、師公たちの多くがすでに別の地域に移住しているにもかかわらず、宗教儀礼を行うために、例外なく帰郷し、これらの儀礼に参加し主催しているのを発見した。これらの儀礼は非常に重要な「成人」儀礼であると考えられているので、広州に移住して賃労働を行っている人や広州で勉強している大学生なども、休みをとてこれらの儀礼に参加していた。こうした伝統文化が、故村においてのみ举行可能であるとするならば、多くの人々が下山移住した後には、それを伝承し保存していく上で、必然的に問題が生じるであろうことは、深く検討に値する。彼らの宗教儀礼を、移住地において完全に複製することができてはじめて、彼らの「靈」と「体」との統合がなし得たということができる。しかし、それは相当な困難が伴うであろうと考えられ、移住地において誰もが承認できる宗教施設を建立し、移住者たちが以前のような「完全な」ヤオ族コミュニティを再建することではじめて可能になるものである。もちろん、先述の医療に関する儀礼のように、新たな環境で適応できずに生命力を絶たれ、徐々に消失していくであろう宗教儀礼も存在している。

5. 結論と考察

これまで述べてきたことをまとめると、粵北山間部のヤオ族の移住には、建設工事にともなう移住、土地不足にともなう移住、災害などにともなう移住のほかに、主に政治、経済、生態の三つの側面の要因が存在していた。先行する研究でも、こうした移住傾向が明らかにされている。胡耐安は1940年に現在の連南ヤオ族自治県を調査した後、粵北ヤオ族を深山型の「八排ヤオ族」と過山型の「浅山ヤオ族」に大別している（胡耐安, 1974(1964) : 222）。その翌年に王啓澍が中山大学の楊成志教授とともに、乳源瑤山の烏坑などの地域のヤオ民の経済生活について詳細な調査報告を行っており、乳源ヤオ族が「深山と浅山に分類され、浅山は城区に近い」と述べている（王啓澍, 1942 : 6）。この二つのヤオ族が共通に有している特徴は、彼らが山間部で生活しており、その生態環境によって粵北ヤオ族の生活が長期的に影響を受け続けているということである。深山ヤオ族は山の奥地を選択して定住、集住しており、一方の過山ヤオ族はより開放的な山麓地域を選んで散居、一時居住を行っているが、そうした違いが人と土地との関係に異なる結果を生み出している。「八排ヤオ族（筆者注：ここでは深山ヤオ族を指す）は……人口増殖の末、一種のじり貧状態に陥」り、「過山ヤオ族は、収益の遞減を頻繁な新地開墾と移住とによって回避したのであった」（竹村卓二, 1981: 23）。しかし、早くも1936年にはすでに、王興瑞らが楊成志教授らとともに曲江、樂昌、乳源の境界地域である荒洞で調査を行い、その報告の中で次のように述べていることは周知のことである。すなわち、「瑤人の農業は、かなり古くから相当発達しており」、その耕作方法は「漢人と同じくし」、「今日のヤオ族の経済生活においては、狩猟はすでに全く重要ではない」（王興瑞, 1986(1937): 68）。このことは、この地域における過山ヤオ族がすでに農耕化、定住化していたことを物語っている。その結果、人口増加にともない、土地が人口を支えることができなくなり、周辺地域への移住が必然的にもたらされたことである。こうした現象は、民

国期や建国初期にはすでに始まっていた。

本稿で言及した粵北ヤオ族の移住地域は、二つに類型化できる。一つは建設工事移住による移住地域（牛塘営林場など）であり、もう一つは、非建設工事移住による移住地域（扶輪ヤオ族新村）である。前者は、初期のころは移住者の支持を得ていたが、日常生活に問題が生じるようになると、移住者たちはその要因をダム建設にともなう移住プロセスそのものに帰するようになり、過激な行動により憤懣を晴らすこととなつた。後者はさらに、成功したものと成功しなかったものに分けることができる。移住後、土地やその他の設備が完備しているところ（沈所鎮など）や、移住地が移出地よりも耕作地に近いところ（連南高嶺など）は、成功することが多い。一方、連山福民新村や立星村のように、移住地にあるのが家屋のみであり、土地や畜舎、薪置き場など、生産や生活にともなう施設がないところでは、多くが成功していない。福民新村や立星村では、多くの村人が生産活動のために故郷に帰って耕作し居住しており、移住者の「回帰」現象や移住地の「空洞化」現象が生じている。よって、移住政策を実施するに当たっては、すべてを一律に行うことはできず、政治政策を貫徹する目的のためだけに、移住事業をぞんざいに行うべきではない。移住を行う前に、移住地の施設に関して総合的に考慮し、移住を実行してもよいかどうかについて、物質、社会、精神の三つの側面に関する、人類学、経済学など多様な学問分野からの検証を総合的に行う必要がある。移住後には、人本主義の精神に基づき、移住後の生産活動や生活における需要をよく考慮し、同時に生産活動や生活について追跡調査を行うべきであろう。そして、問題を見つけたならばすぐに対応することで、移住にともなう問題が感情的に拡大するのを防ぐことができる。

粵北ヤオ族の移住は、二つの最も基本的な転換を経ている。一つ目は、空間的な転換である。山上から山麓へ、山間部から平地へ、石灰岩地域から非石灰岩地域へ、寒冷高山地域から海拔の低い地域へと、転換している。二つ目が社会的身分の転換である。「山民」か

ら「農民」へ、「山民」から工場労働者へ、農民から「非農業従事者」へ、農民から「都市居住者」へと、社会的身分を転換させている。それにともなって、粵北山間部のヤオ族移住者は、物質、社会、精神の三つの側面における、様々な適応プロセスを経験している。

物質面について述べると、粵北山間部のヤオ族は、生業形態と生活様式の適応に関して、ある種の規則性が見られる。生活環境の影響を受けて、山間部のヤオ族の生業形態は、狩猟や農耕（その一部は焼畑耕作である）、採集からなる「山民形態」であった。しかし、下山移住後は、専業の農民となり、農業栽培を中心とする典型的な「農民形態」を体現したものへと変化するものが現れた。また、農地を離れ、第2次、第3次産業に従事したり、賃労働や自分の店舗を開いたりするものも現れ、これらは「非農業形態」を体現しているといえる。粵北山間部のヤオ族移住者のなかには、沈所鎮上園溪民族村のヤオ族の一部や連南石灰岩特別困窮山地から清新県三坑鎮明聯ヤオ族新村へと移住してきたヤオ族の大多数のように、山間部にいたときに農業耕作を行っていなかったために、移住後「田を耕せない農民」となるケース（潘偉, 1998: 40, 44）や、「田酔い（訳注：車酔いのように、耕作になれないために田に酔うこと）」からすぐには耕作を始めないような農民は出現している。こうした状況を前にして、移住関係部門は農業技術員を派遣して指導に当たったり、社会各界が資金提供して科学的な農耕に関する書籍を購入して移住者に贈ったりしている。しかしながら、理論は実際に活用されることでその本領を發揮するのであって、こちら側が代替手段を講じても前進せず、やはりヤオ族自身が生産技術を習得することによって完成されるべきものである。そのプロセスとは、ヤオ族が新たな生産技術や生存空間に適応していくプロセスである。こうしたプロセスのなかで、ヤオ族と現地の漢族との間に、「駁牛脚」と呼ばれる相互協力関係が形成されている。「駁牛脚」とはすなわち、ヤオ族が現地の漢族のために牛を放ち、現地の漢族がヤオ族のために田畠を耕すというものである。こうした協力関係

は、ヤオ族移民が新たな生産様式に適応するように努め、移住社会に十分早く溶け込んでいったことを示すものである。もちろん、ごく一部の移住者たちは、移住地の農耕条件や生活習慣に馴染めずに、貧困から脱するチャンスを放棄してしまっている。

社会的な適応については、すでに大きな社会的变化が生じているものの、社会構造の面から見れば、粵北ヤオ族社会は依然として濃厚な郷土的特徴を具备している。費孝通は、伝統的な中国社会が郷土社会であり、「差異と序列の構造（差序格局）」を有した社会であって、血縁や地縁関係が社会に支配的な作用を及ぼしていると認識している（費孝通, 1985: 26）。しかし、こうした基本的な社会関係が破壊されてしまうと、自発的なヤオ族移民の適応力のほうが、非自発的な移民の適応力よりも勝っており、これは主に移住後に生じたりスクに対する抵抗力として現れている。自発性移民は自らの故地に帰って、移住生活の中で受けた様々な傷を癒すことができる。社会的役割とは、社会的な地位と一致する一連の行為様式であり、社会集団の基礎をなすものである。移住によって、移住者の社会的役割がしばしば変更されるが、そうした社会的役割がうまく変更できるかどうかが、移民事業の成功にかかっている（李華・蔣華林, 2002）。板洞ダム建設にともなう移民が、農民役割から「非農民」役割へと変化し、農場や発電所、工場などで働くようになると、当然「農門」を離れて「商品糧を食べ」「収入が天候に左右されない」喜びを味わった。しかし、多くの人々がレイオフされ、「失業」青年などのマイナスの社会的役割が出現するに至り、こうした役割の転換に問題が生じてきた。以前農民であったときの「田もあり土地もある」田園生活を懐かしむようになり、連南大麦山鎮西南の畑地を開墾したいという強い要望を政府に提出するものも出始めている（連南県板洞食水工程管理局, 2005）。

精神面では、粵北ヤオ族移民の思想観念と宗教信仰には、適応プロセスが顕在化している部分や、調整過程にある部分がある。ヤオ族と漢族の居住地域が、それぞれの民族の集住を中心とした居住形態から、雑居

を中心とする形態へと変化するにつれて、ヤオ族と漢族との相互関係も深まっている。こうしたインターラクションが加速することで、ヤオ族の出産生育観念や、消費観念、宗教信仰面において変化が生まれている。移住地が自然環境や社会環境の面で移出地と異なっていることも、ヤオ族に伝統儀礼の調整を迫る。ヤオ族の伝統的宗教儀礼の多くは、いずれも新たな居住空間では行われておらず、移出地に帰って執り行われる。粵北ヤオ族移民の神棚（神台）での書式も現地の漢族家庭の神棚における書式を採用しており、粵北ヤオ族移住者の宗教信仰における更なる漢化を示すものであるとも言えよう。

粵北石灰岩地域や寒冷高山地域からのヤオ族の移住は、その大部分が移住の意志を有したものであり、政府が移住を確定するずいぶん以前に、すでに先行して移住していた人もいるということは、指摘しておくべきであろう。彼らにとっては、政府の移住政策は、まさに雪中に炭を送るものであった。たとえば、以下のような事例がある。

【東莞商会民族村趙錦輝】 我が家は以前東坪鎮の茶坪村委五組に住んでいた。1995年の冬に茶坪村から附城鎮（現在の乳城鎮）の龍王譚に移住し、家と土地を借りて自活の道を歩んでいた。2004年8月から、民族村へ移住し始めたが、その際各家庭は10,000元を出し、残りは商会が出資した。これでわれわれの大きな問題が解決した。

彼らにしてみれば、誰からの援助がなかったとしても移住を行っていたのであり、政府や社会各界からの支持と援助があれば、当然喜んでその恩恵にあずかるうとする。しかしながら、ダム建設とともに移住者たちにとっては、状況は全く異なっている。彼らはそもそも移住の意志がなく、国や集団というより大きな利益のために、自己の利益をある程度犠牲にして、長年住み慣れた土地を離れたのである。タイプの異なる2種の移住者が、移住後に全く異なる適応過程を経験

したことには、こうした違いが複線として潜んでいるのかもしれない。

石灰岩地域の少数民族が家を挙げて移住することは、新たな土地を開発することで貧困を脱するための有効な措置である。長期にわたって脱しきれずにいた貧困の問題をうまく解決することで、少数民族民衆と民族地区において脱貧困化し、富裕化するための良好な条件を生み出している。いうまでもなく、このことは非常に大きな投資効果、経済効果、社会効果、生態効果がある（王安忠, 1998）。同時に、移住事業はシステムチックに行われるべきものであり、移住者の現在と将来における生産活動や生活問題をよく勘案し、移住者が移住し、住みやすくする必要があるということが、これまで述べてきたことから分かる。生産活動の発展という側面においては、移住部局が幹部を派遣し、実情に基づいて移民による生産構造の計画や、産業構造の調整を補助する必要がある。その上で、山間部で行われていたような、農作物を重視し、経済作物を軽視するような慣習を改革し、移民地区における新たな生産構造を科学的・合理的なものにし、山からの生産のみに頼るそれまでの生業形態を改め、財源の多様化を実現することで、経済リスクに対処する力を強化しなければならない。技術サポートの面では、政府の関係部門は、専門の養蚕技術職員や農業技術員などを派遣し、移住者の生産指導を担当させている。技術養成クラスを開いたり、農業技術の授業を行ったり、現場実習などを行ったりして、稻作や落花生、養蚕などの栽培・飼育技術を伝授している。また、手取り足取り指導し、移住者たちが関連知識や技術をよりよく理解し、平地での生産様式に少しでも早く慣れることができるようしている。比較的融通の利く金儲けの手段としては、賃労働が移住者たちの収入の一部を占めており、地域によっては大きな比率を占めるところもある。こうしたことはすべて、ヤオ族移民が新たな生業形態に迅速に適応するのに作用している。近隣の農民が農業を止める一方で、山地民が田を借りて耕作し、そうした農業労働力の空隙を補填している。このことは、漢

族とヤオ族、あるいは経済的な中心地域と周辺地域の、近代社会に対する適応の差を示しており、同時に都市化のプロセスにおける階梯を移住者が補っていくという現象をも示している。

「山は人と人を隔てさせる」とよく言われ、以前の粵北の山村においては、新聞は発刊後1週間経なければ届かなかった。交通は不便で、粵北山間部のヤオ族は九十九折に曲がりくねった山道を、長い時間と労力をかけてあるいていたため、外部世界との接触は極めて少なかった。教育施設は遅れており、教育レベルは低く、多くの子供たちが小学校も卒業できずに家に縛られていた。そのため、山間部のヤオ族たちは、外部世界の金銀の家よりも、自分たちの「犬小屋」の方がましだと考えてきた。そして、それが多くの発展のチャンスを奪っていた。賑やかで不案内な外部世界に対する理解が不足していたことで、気持ちは向かうが力が伴っていなかった。そのため、彼らは外の世界に飛び出してみたいとも思わず、飛び出す勇気もなかった。かれらが木の伐採や養蜂、鼠狩りなどの「山民様式」の生業手段しか理解し得ない状況が生み出されており、自分たちのよく見知った分野のなかを駆け回るだけで、外部世界に歩み出るだけの勇気と自身、活力が欠けていた。そのため、現代社会が立脚している様々な生業技術を習得できずにいた。こうした技術が不足していたことで、彼らと現代社会との距離がより一層拡大し、結局は意識的に自らを「殻に閉じ込める」ことで、自己を保護しようと努めることになる。こうした意味で言えば、政府組織や社会各界がこうした移住行為を支持することは、粵北山間部のヤオ族が貧困を脱して、ともに富裕化するための機会を与えると同時に、山間部を抜け出して、現代社会の洗礼を受け、最終的に市場経済システムにおける有機的な構成員の一部になる契機を付与するものである。様々な要因から、再集住化が行われた移民新村は、伝統的な村落と比較すると、より開放的で、現代社会に適応したものとなっている。粵北ヤオ族の村落は、比較的独立したコミュニティであり、一般的に民族的伝統の色彩が極めて濃厚である。

こうした村落と現代社会とを比較すると、自給自足の生産方式や、権力秩序と管理秩序が長幼の順や宗教的神權、習慣法を基礎としていること、通婚範囲が狭隘であることなど、数多くの適応不能な側面が存在している。移住後は、移民たちは様々に異なる村落から集まっており、それがヤオ族の伝統的村落に存在していたある種の血縁や地縁関係構造を打破し、こうした社会構造をより近代的な特徴を備えたものにしている。短期的で一時的な痛みの後には、これらの移住者たちと彼らの組織する村落は、現代社会の競争原理により一層適応したものになるはずである。

注

- (1) ヤオ族は広東に土着のものではない。南朝末年以降、湖南から粵北へと流入したものであり、徐々に発展して今日の様相をなすに至っている。1980年代以降に広東の珠江デルタ都市部に大量に流入したヤオ族と区別するために、ここでは「世居（先祖代々居住している）ヤオ族」という呼称を用いる。
- (2) <http://www.mzzjw.gd.gov.cn/acms/export/big5/gdssmz/sjssmz/yz/index.html>（広東民族宗教網）を、2005年9月23日に参照。
- (3) 「清遠市人民政府」のホームページ
<http://www.qy.gd.cn/gov/qingyuan.htm>を、2005年9月20日に参照。

参考文献

- 陳阿江・施国慶・吳宗法, 2000, 「非志願移民的社会整合研究」『江蘇社会科学』6:81-85.
- 陳夏春（広東省民族宗教事務委員会民族工作處）, 2003, 『關於民族地区移民情况的調研報告』。（未刊稿）
- 陳曉毅, 2004, 「乳源瑶族調查報告」『廣東民族研究通訊』34: 22-31.
- 程瑜, 2004, 『一個三峽移民村落在廣東的生活適應』中山大学博士論文。（未刊稿）
- 顧寶炎・彭志剛・傘慶榮・劉中露・賈振強, 1999, 「粵北山区經濟發展投資切入點研究」『南方經濟』第2-3期: 64-66.
- 胡耐安, 1974. (1964), 『中国民族志』台湾商務印書館.
- 黃朝中・劉耀荃主編, 1984, 『廣東瑤族歷史資料』廣西民族出版社.
- 黃朝中・呂燕華, 1951, 「粵北瑤族的經濟生活形態」『社會經濟研究』(第一期) 私立嶺南大學西南社會經濟研究所出版: 251-277.
- 李華・蔣華林, 2002, 「三峽工程外遷移民的社会角色轉換」『河海大學學報』(哲學社會科學版) 2: 60-63.
- 連南縣板洞水庫食水工程管理局, 2005, 『板洞水庫移民目前的生活

- 現状及今後發展的初步設想』内部調研報告。
- 連南県志弁公室, 1996,『連南瑶族自治県志』廣東人民出版社。
- 鍊銘志・馬建釗・李筱文, 1992,『排瑤歴史文化』廣東人民出版社。
- 鍊銘志・馬建釗・朱洪, 2004,『廣東民族關係史』廣東人民出版社。
- 凌偉建(廣東省民族宗教事務委員会民族工作處), 2005,『廣東少數民族移民搬遷工作情況調研報告』。(未発表)
- 塞尼・邁克爾, 2000,「社会整合与人口遷移：社会科学的貢献」『社会科学与公共政策』社会科学文献出版社 (Cernea, Michael M. 1995 "Social Integration and Population Displacement: The Contribution of Social Science." International Social Science Journal, 143 : 91-112.)
- 潘偉, 1998,『走出"寒極"—粵西北十八万山民大遷移現場筆記』花城出版社。
- 施國慶・陳阿江, 1999,「工程移民中的社会学問題討論」『河海大學學報』1: 23-28.
- 始興県貧困瑶区移民安置弁公室, 2004,『始興県瑶区移民安置工作狀況的報告』。(内部資料)
- 王安忠, 1998,「寧夏南部山区移民吊庄模式和經濟效益分析」『寧夏社會科學』2: 40-44.
- 王啓澍, 1943,「粵北乳源瑤民的經濟生活」『民俗』2 (1・2) : 6-15.
- 王興瑞, 1937,「廣東北江瑤人的經濟社會」『民俗』1 (3) 『廣東北江瑤人調查報告專号』。
- 許文清, 2002,『粵北瑤族研究』香江出版有限公司。
- 張小軍, 1998,「理解中国鄉村内巻化的機制」『二十一世紀』45: 150-159.
- 竹村卓二〔金少萍・朱桂昌訳〕, 2003,『瑤族的歴史和文化—華南、東南亞山地民族的社会人類学研究』民族出版社。(竹村卓二, 1981,『ヤオ族の歴史と文化—華南・東南アジア山地民族の社会人類学的研究』弘文堂。)

粤北山区瑶族的搬迁与适应

马建钊*·陈晓毅**

On the Resettlement and Cultural Adaptation of Yao People
in the Mountainous Area of North Guangdong

Ma Jianzhao and Chen Xiaoyi

本文研究粤北山区瑶族的移民搬迁及其文化适应。文章首先描述了粤北山区瑶族搬迁基本情况，然后对粤北瑶族搬迁的动因进行了多方面的解析。作者认为除了工程原因之外，主要有政治原因、经济原因、生态原因导致粤北山区瑶族的移民搬迁。在粤北瑶族典型移民村和大量访谈资料的基础上，文章从物质、社会、精神等三个层面全面分析了山区瑶族移民在物质、社会、精神三个层面的适应情况。在此基础上，文章对因各种不同原因而迁移的瑶胞的文化适应状况进行比较分析，指出其中存在的一些问题，并力图提供可能的解决策略。

关键词：粤北山区 瑶族 迁移 文化适应

Key words: Resettlement cultural adaptation, Yao nationality, Mountainous area of North Guangdong

1. 引言
2. 粤北瑶族移民搬迁的基本情况
3. 粤北瑶族移民搬迁的原因探析
 3. 1 政治原因
 3. 2 经济原因
 3. 3 生态原因
4. 粤北瑶族移民搬迁的文化适应
 4. 1 物质层面
 4. 1. 1 生计模式
 4. 1. 2 生活方式
 4. 2 社会层面
 4. 3 精神层面
 4. 3. 1 思想观念
 4. 3. 2 宗教信仰
5. 结论与思考

1. 引言

“粤北”即指广东北部，主要包括清远市和韶关市。该地域群山连绵，是珠江流域和长江流域的分水岭，除了一些盆地和切谷之外，当地的海拔一般在1000—1500米。广东省最高峰石坑崆，海拔1902米，就是坐落在这个区域。广东省的“世居瑶族”⁽¹⁾主要就分布在这个区域。据第五次人口普查统计，广东的瑶族有202667人⁽²⁾，这个数字包括外来瑶族和广东省的世居瑶族。广东省的

世居瑶族主要分布在连南瑶族自治县、乳源瑶族自治县、连山壮族瑶族自治县及散居在连州、始兴、曲江、阳山、翁源、仁化、乐昌、怀集、阳春、英德、龙门等10多个市县境内。其中，连南有近8万瑶族人口，乳源有2万多瑶族人口，连山有近万瑶族人口，因此可以说，除了珠三角城市大量的外来瑶族人口之外，三个自治县的瑶族人口占了广东省世居瑶族的绝大部分。

从20世纪80年代开始，随着广东乃至全国经济的强劲增长，各地经济出现较大的发展差距。生活在粤北山区中的贫困瑶族，90年代到现在出现了一个较为引人注目的移民搬迁浪潮。有些是在经济的推力和拉力的综合作用之下自愿搬出了祖祖辈辈生活的地方，有些则在政府的引导和资助下、在慈善团体的帮助下走出了生活难以维继的贫困山区。从1993年5月11日广东省清远市委、市政府在英德市召开“第一次石灰岩特困地区人口迁移会议”时起，清远市在近5年的时间里，有计划地组织了18万石灰岩特困地区和高寒山区少数民族贫困户的人口迁移，这是岭南地区自近代以来最具规模的大移民，而移民们则将特困地区人口大迁移这项宏大的扶贫行动称之为“第二次解放”（潘伟1998“题记”）。据保守估计，改革开放后粤北瑶族的移民人口至少有4万余人。他们为什么要离开自己的乡土，他们搬迁之后的适应状况怎样，学术界至今尚无全面而深刻的研究。有鉴于此，本文拟对粤北山区瑶族移民搬迁的情况、迁移原因和文化

* 广东省民族研究所, 510180 中国广东省广州市米市路58号中心楼, m.jzh88@21cn.com

** 广东省民族研究所, chenxiaoyi8@yahoo.com.cn

外迁和山上瑶族的下迁。

新中国的民族平等、共同进步发展的政策，解除了瑶胞走出大山的政治顾虑。民族平等政策、民族区域自治法的切实实施，使得当初受到历代封建政府压制而遁入深山的瑶族群众愿意迁到外面来居住。这在20世纪50—60年代已有所表现。当代社会“户口政策”的松动，为瑶胞的“穷则思迁”创造了条件。事实上，有些地方安置瑶族群众的田地就是由当地汉族（客家）人响应政府号召捐献出来的，移民的住房也是当地汉族人帮助建起来的。

石灰岩移民和高寒山区移民都带有浓厚的政治色彩，政府确实也是将这项工程当作政治任务来完成。扶贫、安居等工程都凸显着政府在关心弱势群体、希望全社会共同发展、共同富裕的良苦用心。因此，移民与否和当地决策者的重视程度有密切关系，比如始兴县贫困瑶胞的移民搬迁，就是在县委书记亲自到花山乡合水村实地调研后倡议发起的。一些官员本身对经济上落后的山区瑶胞这一弱势群体也有着强烈的悲悯情怀，比如中共清远市委书记骆雁秋1992年陪同国务院扶贫开发领导小组在连南三排乡检查工作时，就看到的情况作了一首诗：“三排古寨挂云边，石径登攀汗淌肩。破壁瑶家空荡荡，一竿褴褛吊门前。”潘伟（1998）就是一部记载清远市1993—1998年间政府移民过程的纪实性报告文学著作。

3. 2 经济原因

北宋之后，粤北部分瑶族受到汉族影响，定居化、农耕化为新的支系——排瑶（练铭志、马建钊、朱洪2004：296）。他们摒弃传统的“游耕”的生活方式而聚落为村，耕田种地。然而，“低技术的劳动密集，资源匮乏下的精耕细作，面对城市的相对剥夺和庞大的剪刀差，形成了相当部分乡村社会的内卷化”（张小军1998）。山里的资源有限，随着人口的增加，山里经济的“内卷化”现象使得瑶胞生活的艰难程度增加，而山下经济的快速增长，珠三角强势经济的辐射与吸引（拉力），使得空间距离本不是很遥远的粤北和珠三角地区，获取同等报酬所付出的成本和劳力相差到令人难以置信的地步。这就形成了一种强烈的经济势差。山区之外的地方发展势头迅猛，即使在山脚下的地区也比山上多有很多谋生赚钱的机会，外出者发财致富几率远远高于原居地，这使得山区瑶族人心思迁。

石灰岩地区、高寒山区存在着各种移民的推力，生态环境恶化，带来吃水难、吃饭难、结婚难等诸多问题。山下经济在珠江三角洲地区经济迅猛发展的带动下也出现了快速增长，各种相关生产生活设施迅速改善，比如就医、子女教育、吃水、交通等方面都明显优于山上，这些都对山上的瑶胞产生了巨大的经济拉力。在这些推力和拉力的综合作用下，一部分信息灵通、头脑灵活的瑶胞在政府确定搬迁之前就已经主动搬到山下的平川地带生产生活了。有些人自发下山租地耕种或外出打工，挣到钱之后对未迁移者造成了一定影响，也引起当地政府的重视，最终促使政府决心采取行动对这部分贫困瑶胞进行搬迁。

交通不便，计划生育管理鞭长莫及，导致山里的瑶族人口不断膨胀，从而导致人地矛盾日渐凸显，经济状况恶化。土地是农业生产最重要的资源，其数量和质量对于农民来说至关重要。石灰岩地区能被开发利用的土地十分有限，乳源东坪镇的缺地现象就较为严重。虽然人均占有耕地不算太少，但由于坡地多、地块小、土层浅、土石混杂、漏水漏肥、地力贫瘠、产出率低。按目前的人口规模和平均地力估算，有些石灰岩地区的人平均耕地不足0.5亩，生活很难维持下去，于是只好外出谋求生存和发展。

石灰岩山区瑶族百姓的经济极为窘迫，这在他们搬迁时就可以看出来。从连南南岗乡新村管理区迁到清新县三坑镇明联瑶族新村的瑶族，在搬迁时政府只给每三户移民安排一辆货车，可以想象其家中财物之寡少。他们从山上背下来的东西是一扎扎的木板、一捆捆的柴草，几麻袋稻谷、杂粮和旧衣服，装上车运到新居地的东西，大多数是木料柴草（潘伟1998：38—39），这些就是他们自认为很重要、很值钱的东西，而事实上这也就是他们家中最为值钱的“家当”。

连南高岭的移民说，老村1994年才安装电灯，但是因为收入少，很多人连电都用不起。每度电要收1.3元电费，每月电费8元，但是就连这8元钱也交不出来，因此约有30%的人家因此而被停电。1996年时他们还住在山上，以种植大米和地瓜为主，人均收入仅为460元，生活极为贫苦。有一户人家的老人因为生病而无钱医治，最终在家中病死。

3. 3 生态原因

粤北山区瑶族的流动有着极为复杂的原因，是多种原因综合

作用的结果,其中极为根本的一个原因就是生态原因。粤北山区多数地方地质地貌属喀斯特地貌结构,石灰岩地区和高寒山区地域面积分布较广,环境承载量低,由于某些不恰当的砍伐,使得生态环境更形恶化,自然灾害发生率亦随之趋高。

建国初期时粤北瑶族的生活极为贫苦,瑶民“鹑衣百结”、“多赤足”、“生产量甚差,生活非常艰苦”(黄朝中、吕燕华 1951)。长期居住在高寒山区的贫困少数民族,随着人口的大量增长,过分的“靠山吃山”使得人地矛盾突出,可获取的资源越来越少,发展空间越来越窄,生活水平日益下降,贫困程度越来越重,甚至出现“一方山水养不活一方人”的局面。这种山区瑶族的贫困在很大程度上是生态原因。毁林和污染不仅危及到动植物的生存,也使连南的农业生产陷入困难的境地,使瑶区逐渐失去了水力资源优势(许文清 2002:81-89),从而威胁到瑶族居民的生存和发展。

粤北山区的生态环境并非原来就不好,而是在遭到多次的“人祸”之后才变得这样脆弱不堪。建国初期,人们还记得当地的石山上到处生长着杂树和灌木,有的老松树要两人合抱才能围树干一周(潘伟 1998:20)。可见,当时的生态环境并不坏,即使是石山,也还是青山绿水。但是,1958 年“大跃进”运动时,在“大炼钢铁”、“以钢为纲”等急躁冒进思想的指导下,大量砍树伐薪烧炭,大量的承载着水土保持功能的林木被砍伐一光。“文革”时期,山林无人管理,在“以粮为纲”、“向山要粮”等口号的蛊惑下,乱砍滥伐、烧山开荒,使得石灰岩山区的植被遭到严重破坏。脆弱的生态环境经不起暴雨山洪的考验,泥石流、山体滑坡常常伤害人畜、摧毁村庄,最终不得不由政府、国内外慈善团体、个人筹款捐资,异地再建村庄。连南瑶族自治县在 20 世纪 90 年代后期,对该县居住在海拔 500 多米以上高寒山区少数民族实施大规模移民搬迁,尚余 480 多户分散在各个山头。2002 年 7 月,一场洪涝导致该县金坑镇遭受重灾,部分乡村山体滑坡,近 400 多户瑶族同胞无家可归。有鉴于此,广东省扶贫办筹资 200 万元对该县高寒山区最贫困的少数民族实施移民搬迁,省民族宗教事务委员会则通过向宗教界募捐筹资 200 万元,帮助该县金坑镇受灾情况最严重的竹新、泥楼、鱼岔坑三个村共 179 户、881 名瑶族群众实施移民搬迁(凌伟建 2005)。

始兴县花山乡合水村有田丘段、田心、塘斗、左拔一组、左

拔二组等 5 个村民组,7 个居住点,177 户 784 人,离县城 20 多公里,地处大山腹地,交通不便。山内瑶胞除左拔一组、二组 43 户 250 人平均拥有耕地 0.3 亩外,其余无田无地。这就导致当地瑶族群众没有经济来源。据统计合水村特别贫困户数占全村户数的 75.7%,特别贫苦的人数占全村人数的 68.1%。原来当地人靠山吃山,以卖木柴、抓山猪、割山笋、采香菇等手段谋生,而当森林资源过度采伐之后,当地瑶族百姓的生活水平不可避免地呈现出下滑趋势。封山育林和禁伐禁猎后,这些谋生手段都相继出现了问题,生活水平从 1994 年逐年下降,人均不足 1000 元,个别村民组不足 700 元。山林减少,植被受到破坏,蓄水能力降低,这使得水资源日益枯竭,如合水溪目前的流量就只有当初流量的 30%;同时,过度砍伐使得山林保护水土的功能日渐丧失,生态失衡而导致灾害防止能力下滑,这最终酿成了恶果。2000 年 9 月,缺乏林木保护的合水村在大雨之后爆发的山洪中损失惨重。据统计,该村受灾人数多达 400 人,坝地菜园被冲,7 户房屋被毁,直接经济损失达 100 多万元(凌伟建 2005)。山洪污染供水系统,造成县城居民饮用水污染好几天。无独有偶,连南瑶族自治县金坑镇在暴雨山洪导致几个村庄所在地出现山体滑坡之后,无家可归的受灾群众不得不另觅安身立命之所。

在自然的惩罚面前,人们逐渐认识到生态环境的重要性,近年来已经开始重视绿化造林,但是树木生长缓慢,生态平衡、生产条件难以在短期内得到根本性的改善。

4. 粤北瑶族移民搬迁的文化适应

施国庆、陈阿江(1999)认为,广义的社会系统包含经济、社会(狭义的)和文化三个子系统,因而移民变迁可以从这三个方面入手;程瑜(2004:117-136)则从“外在”和“内在”两个方面描述了三峡移民的适应性。我们认为,对于山区移民搬迁之文化适应的文化人类学研究,可以从物质层面、社会(狭义)层面和精神层面进行描述和解释。在物质层面,应该关注移民的生计模式,这包含了经济来源、生产方式、生产技术等与移民生活息息相关的诸多方面;在社会层面,应该注重对移民原有初级社会关系网络的破坏和新社会关系网络的构建;在精神层面,应当关注移民的思想观念和宗教信仰方面的适应状况。

尽管移民搬迁的原因各有不同，但是这些搬迁者都面临着对迁居地的文化适应问题。粤北瑶族从高寒山区迁到山下，从石灰岩地区迁到土地肥沃的平川地带，从水库的涉淹区迁到新的地方，都必然存在着一个文化适应的过程。这主要体现在对新的生计模式的适应，对新的生活方式的适应，对断裂之后的社会网络的重建，对原居地的宗教信仰的坚持和变通等方面。因为粤北瑶族移民中，绝大部分都是以村庄或几个乃至几十个家庭一起搬迁的，空间移动距离不大，因而他们在制度性层面的适应性表现并不典型，本文不赘述。在大量访谈资料的基础上，下文从物质层面、社会层面和精神层面对这些瑶族移民的文化适应做出描述。

4. 1 物质层面

对于粤北瑶族移民来说，解决生活问题无疑是最重要的，因此粮食的获得，经济情况的改善都是他们最为关心的问题。这就涉及到移民的生计模式问题，生计模式的改变，也在很大程度上影响到移民的生活方式。

4. 1. 1 生计模式

建国前，排瑶多择高峻之处而居，以农业（耕田种地）、林业、狩猎、采集山货为生。现在，排瑶居住地有三种地域：纯林地区（金坑、涡水）、半林半农地区（大坪、香坪、盘石乡和大麦山镇的九寨、白芒等地）和耕山为主的石灰岩地区（三排乡、南岗乡和大麦山镇的中心岗、后洞、三洲等地）（连南县志办公室 1996:165）。过山瑶居住在偏远的山区，水田极少，旱地占耕地面积的 90% 以上，以从事耕山、狩猎和采集山货为生。耕作按照季节时令进行，但方法较为粗糙，施肥很少，常常广种薄收。（连南县志办公室 1996:168）

从山上搬到山下之后，粤北山区瑶族的生计模式不可避免地发生了或大或小的变化，而他们也都采取了相应的、最低成本的适应策略。

【茶亭村赵永明】在山上，干旱的时候农田不能保证灌溉，产量只有 300 多斤。搬下来之后，每户名义上有 2 亩荒地，但是实际只有 1.5 亩，粮食不够吃，只有到附近的地方租耕水田。政府给的田没有水，租种的土地有水，租种了 2 亩地，

每亩每年要交 150 斤谷子，比博罗村的要少交 50 斤。全家有 3 个小孩，夫妻二人，大儿子已经结婚，有时在当地打工，老三男孩，在民族实验中学读初二。老二是女儿，在本县的锡箔厂打工，每月有 400 元左右，早晚在家吃饭，中午由厂里负责。初中毕业后已经在厂里干了一年。

【东莞商会民族村赵锦辉】1963 年出生，原来住在东坪镇茶坪村委五组，1995 年冬季从茶坪村搬到龙王潭。当时龙王潭属于附城镇，现在附城镇已经撤消，合并到乳城镇。农闲时候打工，一般是泥水工，每天约有 20 多元，多的时候每年有几千元的收入。因为土地少，租了 2 亩多的水田，每亩每年交 1.5—2 石稻谷，亩产量有 700—800 斤，差的时候有 500—600 斤。本村另有养猪的地方，我家养了两头猪，一头卖一头吃。

从上述两位移民的访谈中可以看出，高寒山区瑶族移民在山上时，虽然有田有地，但是因为海拔、灌溉、耕作技术等的限制，粮食产量不高，因而吃饭还是存在一定的问题，其解决之道是多种；搬下来之后，粮食产量高了，但是自己的田地数量不够，粮食保障也存在一定的问题。粮食不足，这部分移民没有回到山上耕作，而是就地租种汉族人或其他不以田地为主要生计的人家的田地来耕种，这是经过权衡之后而采取的适应措施。在粮食之外，移民们考虑的是如何增加自己的经济收入。农忙之余，移民们采取打零工的方式来挣钱。孩子长大之后，他们的生活选择与上辈人有一定的差别：有的还是沿袭父辈的农耕生活，但是打零工已经成了不可缺少的经济来源之一；有的干脆进入当地企业，主要从事第二产业工作，农业生产对于他们来说退居次要地位。

这类移民的生计模式有时也受到新村和旧村之间的某些实际情况、受到移民自身素质的制约和影响。

【福民新村李明俊】我是修理工，可以搞家电维修，很多人知道我这里，因此不用到街上摆摊设点。这里没有耕地，连种菜的地方都没有，全都在龙头。一般人起来之后，就回到龙头耕田种地，田有 1.2 亩，山地有 8 亩多，山上的田地都不好种，很小块，亩产 700 多斤，每年只种一造。田里种水稻，地里种山姜，山里种树造林，房屋周围还种些蔬菜。

我这个年龄段的人有些去了外面打工，珠三角城市为主，有去深圳、珠海、顺德等地，但是大多数都回到龙头村山里去耕种了。

由此可见，福民新村的移民搬下来之后，谋生方式产生了差异。李明俊因为有修理家电的一技之长而在移民村生活无忧，而一般移民则还是得延续原来的谋生方式，回到龙头去耕种土地。有些没有牵挂或胆子较大、头脑灵活的就到珠三角城市打工。

在笔者调查过的这些瑶族移民中，高岭移民和上围溪移民活得似乎要滋润一些。他们说：

【高岭村】在山上的时候，养了猪也卖不出去，抬出去已经中午，集市收摊了。现在户均2头猪，喂猪只要种一些菜叶或野生菜叶即可。现在人均4分水田，还租种河旁的水田和旱地20多亩，都是好田，每年每亩租金为2石，差一些的田的租金只有1石，旱地一年租金为5—10元/亩。旱地种菜、花生、香粉树等经济作物。香粉树用于制作烧香的原料，这两年才开始种，有几十亩。一棵香粉树有400斤左右，100斤卖12元，8—12年成材，每亩可种100—110棵。这种树有一种特点，砍伐后还会再长出来，有利于水土的保养。毛竹家家户户都有。现在偶尔有老人上山去挖草、摘茶叶。砍木材，政府规定每人每年只给砍1.5立方米，除去人工费用，每立方米才卖120元，一直到现在都是这样。现在村民都不想去继续开山种树，因为种杉树16—17年才成材，周期太长。

【上围溪村赵建春】现在村里有小包工头，承包山地开发和搬、砍竹子，每天有40元左右，有几十个人。采松香的有20多人，都是承包松树山的，采松脂。采松脂的每人每年有7000—8000元收入。有5户养蚕，年收入2户有10000多元，其他3户有5000—6000元，桑叶是自己种植的。水田一般只种下造，每年一造，亩产600—700斤，收水稻之后种花生。县农业局、镇农业站经常派人来指导。原来的五个组只有左拔一组、二组种田，田也很少，也就知道有这么回事儿。其他三组的村民都是搬迁之后才学习种田的。老村中左拔一组、左拔二组有200多人，种田只种中造。因为种子不行，山上的水稻在1990年代亩产只有200—300斤。搬下来引入良种之后，亩产达到600—700斤。山上虫害没有

下面这么厉害，只要用1605农药除一次草就可以了，平均一亩用一瓶就可以了。现在我们的田地，一造要杀6次虫。肥料也很贵，山上不用买这么多的肥料，因为用稻草等土杂肥，火烧之后就是肥料。

可见，高岭瑶族的生计模式与上述几个移民村大同小异，主要是养殖业、租种田地和经济作物，而上围溪仅采松脂、养蚕、砍竹等就比在山上的时候收入要高。值得注意的是，同样是种稻，山上山下由于环境不同，所需的知识、技术也判然有别，因此，移民们都有一个适应的过程。在各种培训措施的帮助下，这一过程进行得还算顺利。

上面谈到生计模式都是从农民到农民的移民，虽然他们的谋生模式改变了，但是身份并没有改变。板洞水库的移民则与此大不相同，他们经历了农民到非农的转换，因为在搬迁的时候全体村民就已经统一实行“农转非”了。

【牛塘林场陈宏隆】在老家有田地，有山林，可以砍伐杂木去卖，每年都有些收入。在板洞的时候，我家10多个人，10多亩田地，种田为生。原来的田地每人1亩多，搬到牛塘林场就太少了，每月仅靠居委会发给每月90元的生活费，温饱都保证不了。1994年安排我到径口电站工作，每月工资350元。儿子未成人，因为我在电站有工作，就要负担孩子生活的一半，因此每月只有45元生活费。我老婆没有工作，每月只有靠90元的分配款生活。算起来，我整个家庭的工资收入每月一共是485元。我儿子在三江镇读书，生活费每月就要200元，差不多就要花掉家里一半的工资收入。我二弟在我们的居委会工作，每月工资有215元，加上90元的分配款，月收入一共就是305元；我小弟弟在食水管养所工作，月工资在300—400之间；大妹妹在黄莲电站工作，月工资也不到400元。我老婆和我的另外两个妹妹没有工作，就只有在外面打零工以补家用，比如给矿场的工人做饭，每年大约有2000—3000元的收入。她们有时候在外面居住，大多数的时候还是要回家。

可见，“农转非”之后的牛塘林场瑶族移民与前面提到的移民情况都不一样，其生计模式也显示出与前面几种移民不同的地方。牛塘林场瑶族移民比较典型的生计模式就是陈宏隆家的这种情况：一个家庭成员按照移民政策安排在电站工作，一个家庭成员只领90元的生活津贴但是可以在外面打零工挣外快，

孩子领取 45 元每月的生活费。这种收入水平相对于现在粤北的消费水准来说还是偏低了，因此陈宏隆在采访过程中多次抱怨连南第一中心小学不给自己解决孩子每学期 400 元的借读费，还抱怨每月摩托车的油费都要花 100 多元。

总之，粤北山区瑶族移民之后，他们的生计模式都普遍发生了或大或小的变化，而谋生手段则出现了多元化趋势，较之在山上时相对单一的模式有了更强的抵御风险的能力。比如，连南南岗乡蜈蚣田管理区的瑶族 236 户移民，只是从山上搬到山下，然而其生计模式却发生了巨大的变化，出现了多元化趋势。山上缺水少田、交通不便，以耕山种苞谷和番薯为生，生计模式单一；迁到山下之后，有的买拖拉机跑运输，有的开摩托车载客，有的开商店，有的搞煤炭销售，有的在煤矿上打工，有的延续原来的农业生活。有的人则抓住时机，实现了自身的跨越式发展。比如，连南南岗乡蜈蚣田管理区唐亚利，在山上时住茅寮，穷得连结婚都要借猪借粮，搬迁之后通过开采煤矿，终于发家致富，家中防盗门都装了四道（潘伟 1998:102-105）。

4. 1. 2 生活方式

有人用顺口溜来形容石灰岩特困地区的瑶胞生活：“六根木桩一间房，几片木板一张床；三块石头一个灶，一根竹竿晾衣裳。”这生动地呈现出山区瑶族贫困和因陋就简的生活方式。

在吃的方面，因为空间跨度不大，没有什么变化，因而没有什么不适应的方面。福民新村李明俊说，因为田地都在原来的居住地，菜、粮食都是从龙头搬出来吃，如果碰上下雨回不去的时候，也在街上买一些常吃的菜，因此吃的方面与搬迁之前没有什么大的差别。只不过是搬下来以后生活水平提高了，吃的肉类比以前多了。

在用水方面，山上时，有些瑶族在积水的池子或山泉处，用竹筒将水直接引到家中。而现在，一般都有自来水。但是也有个别没搞好配套工程的移民点，移民们为吃水问题伤透了脑筋。比如：

【茶亭村赵永明】现在有自来水，但是水源不足，下雨天才有水，冬天和没有下雨的时候就没有水喝。村那边挖了一口井，下雨天的时候才有水，冬天井里面没有水。在沙塘有个水井，走路要 40 多分钟，要到那里挑水来吃，整个冬季都要挑水。全家 6 口人，养有两头猪，每天要挑 3 担水

才够。

可见，茶亭瑶族村的吃水配套工程存在着很大的漏洞，因此就给移民带来了极大的麻烦。

煮饭所需的燃料，有两条解决途径：一是每年冬天回到山上原居地，砍伐那里的木柴，用拖拉机运下来；二是在附近的加工厂买一些木糠。乳源茶亭的赵永明家就是这样解决燃料问题的：

1992 年开始，本人就来到附城镇博罗村租水田耕种，2003 年搬下来后，烧的木材是从老村的山上砍伐的，每年砍 2 车，一般是冬天去，用拖拉机拉回来。另外也烧一些木糠，从地板加工厂买来，每拖拉机木糠 50 元，运费要 30 元，合计 80 元，每年也要买 2 车。

在燃料方面，事实上相当数量的移民已经用上了煤气灶，但是对那些获取木柴等燃料较为方便的移民来说，很多人还是会沿袭在山里面的那种烧柴煮饭的习惯，即使房间会被烟熏火燎之后变得很脏很黑也无所谓，因为煤气“浪费”钱，而柴草只需付出劳力和时间，显得更为经济实惠。所以，我们调查的一些移民村中，木柴燃料的储备一般都比较“丰富”，有的移民村的通道上甚至会被这些柴草堵塞了。

在穿着方面，原来在山里的时候，都是熟人，穿衣就随便一些，显得较为朴素。搬下来之后，年青人对穿衣打扮要求高了一些，总是不自觉地与镇上的孩子攀比，向那些人靠拢。有的怕别人笑，有的是为了赶潮流，因此穿民族服装的机会少了。事实上，这是由于新环境对瑶族移民产生的文化压力引起的文化适应现象。大麦山镇的镇党委书记戚先生谈到瑶族移民的穿着时说道：

原来是自己织土布来穿。现在极少有人穿土布，即使穿也很干净。因为通婚、出来工作等原因，使得现在瑶族的民族服装、民族特色有些退后。但是，在嫁娶时，还是必须穿上民族服装。大麦山镇还有一些具有民族特色的东西，比如刺绣、腰鼓、打铜锣、吹牛角等。

由此可见，瑶族服饰在粤北呈现出逐步减少的趋势，瑶族同胞的穿着逐渐与当地汉族人趋同。但是，在某些场合是必须要穿民族服装的，比如结婚。这就是说，瑶族服饰在日常生活中呈现一个逐渐淡出的趋势，而只有在某些强调民族特点的仪式、场合中才当作一种民族符号、族群边界得以强调。

在住房方面,移民后的房屋大多是由移民的主管方统一设计,然后征求移民代表的意见而拍板。总体来说,移民之后的房屋要比移民之前好得多。

【高岭村房光良】在山上住的房子都是用泥巴砌成墙壁,有60%的用杉皮盖房顶,只有40%的用瓦片盖房顶。1998年搬迁之前,我家中有父母亲,6兄妹,本人排在第二。当时全家住4间房子,都是泥土杉皮房,父母亲住一间,大哥住一间,早上、晚餐吃白米饭,中午吃地瓜,早上六点多钟就下来耕田。搬下来之后,住房都是平房,砖、木、钢筋混凝土结构,现在有60%的人家改建过,其中二层以上的人家有20户左右。

【牛塘林场陈宏隆】我家于1993年底时搬到现在的居住地。当时的住房是由集体用移民款和旧房折款建造,造价为220元/平方米,每户共120平方米。房屋由指挥部统一筹建,建好之后统一扣钱。原来住的泥砖房,折价60元/平方米,另外发给每人2000元的移民费。当时的住房只有一层,现在正在加建第二层。去年政府说有10000元的补建房费,所以我借钱补建第二层。上面要求建到窗口那么高才给5000元,建完之后再给5000元。现在我家补建房已经花了17000多元(材料费、人工费),还不包括请人的伙食费。

因为经济条件差,建筑材料搬运困难,瑶山上人无厕所,猪牛无舍,人畜混居的状况偶尔有之。而在新的移民点,这些情况都得到了很好的解决。每家都有独立的厕所、猪圈和牛舍。尽管移民之后的房屋比在老家时的好,但是在某些因素的综合考量之下,有些移民还是宁愿回到自己的那个“草窝”。

【福民新村李明俊】没有小孩子读书,没有必要住在新村。如果有小孩子读书,那就要在这边照顾孩子,因为孩子来回走10多公里很辛苦。等到孩子长大一些可以自己料理生活的时候,就可以让他们自己在新村。

为了孩子的上学问题,福民新村的部分移民过起了老村和新村之间来回奔波的“两栖”生活,而那些没有这种负担的移民,干脆回到自己的老村。连山小三江镇立星村的移民,也有类似的情况。这就出现了移民的“回流”现象和移民新村的“空心化”问题。

在山上的时候,很多瑶族同胞家中的家具极为简陋,仅

有饭桌、凳子、水缸、铁锅、碗、筷、碗柜、石磨、碓等,这些家具全都拥有的家庭可以算得上是富裕家庭了(练铭志、马建钊、李筱文1992:240)。搬下来之后,这一切都发生了很大的变化,有的富裕家庭中,现代家具、豪华装修、昂贵电器等等应有尽有。一般家庭中的家具也有很大的变化。比如,尽管山上瑶族也有少数家庭仿照汉族人砌有炉灶,但是搬迁之前的炉灶与搬迁之后有很大的区别,因为一般来说,除了寝室外,山上瑶族在每个厅、房内都设置一个火炉塘,其位置在紧靠寝室睡床一侧;火炉塘用于炊事和取暖,冬天有时也在塘火附近烤火取暖甚至睡觉(练铭志、马建钊、李筱文1992:239)。这种有瑶族特色的炉灶俗称“三脚猫”,即用1个小圆铁圈,下有3支铁条支撑。搬下来之后,灶台由建房的施工方统一建造,一般都用砖和混凝土靠墙砌成,专门用于炊事,专设于厨房,更为卫生、节省和安全。

在交通行走方面,移民点一般都有公路,比在老家的时候要好。粤北山路之难行,诚如黄朝中、吕燕华(1986[1937]:423-424)所云:“瑶山道路,多依山势开辟,崎岖曲折,倾斜异常……瑶排与山下市集的通道,亦多羊肠小径,难于行走,排与排间,更是兽蹄鸟迹之道”。这是粤北不能实现“货通”的瓶颈,从而长期困扰着粤北经济的发展(顾宝炎等1999)。搬迁之前,始兴县花山乡合水村的一些居民点全是山路,无法通机动车;有的居住点单程到镇上一次要涉水25次,翻越山坳5座,历时两个多小时(凌伟建2005)。我们在调查中也发现,搬迁前后的交通情况确实有着天壤之别。

【上围溪村】我们现在居住的地方隔公路有2公里多一些,有一段路原来是开发区搞的。现在我们出外主要靠摩托车,80%的人家有摩托车,有的旧一些,有的没有行驶执照。一家有两部摩托车的有20%左右。

【高岭村】交通条件改善了,平坦的水泥公路一直延伸到家门口,使得原来一直依赖双腿走路的瑶族移民,也开始买自行车、摩托车作为交通工具。高岭村的中年妇女人人都会骑自行车。

【福民新村李明俊】我老家在福堂镇肖溪村委会龙头组,离这里有11—12公里路,现在我一般不回龙头(老家),要走1.5小时的路。现在人们与老村之间的来往大多用自行车,出来下坡用45分钟,回去爬坡多一些,要花一个小时。

可见，交通状况改变之后，瑶族移民们出行时不再仅仅以双腿来走路，而是用上了自行车、摩托车等代步工具。小孩子自然适应得比较快，而中年人经过努力之后也能熟练掌握这些交通工具。由于受到身体条件的限制，老年人在这方面的适应状况总体来说要差得多。

由于信息传递比山里快得多，这在一些时候直接影响着移民们的生活质量和发展机会，因此很多移民家中都装上了电话，一部分也配上了手机。这在山里的时候基本上不可能，一是经济条件不允许，二是山里的通讯信号很差，有的地方甚至完全没有信号。

除了一些不成功的移民案例外，粤北瑶族移民不只是吃穿住行等方面发生了变化，生活方式也发生了全方位的变迁。比如，连南金坑乡高岭村有 68 户 295 人居住在 800 米以上的高山上，1996 年人均收入仅 900 多元。1997 年从高寒山区搬迁到山下，不仅当年就解决了温饱问题，而且生活发生了很大变化，2002 年人均年纯收入 2350 元，当年有 80% 的农户购买家用电器，并安装了有线电视，三分之一的家庭安装了电话（陈夏春 2003）。村里文化生活也丰富了，建有文化室和篮球场。下面是瑶族移民对自己新生活方式的陈述：

【上围溪村赵建春】电视方面，90% 的人家都有，电话 60% 人家有。电视有 20% 的是黑白电视，用自己弄的天线收视。现在有线电视还没有安装，但是可以在家里搞一个数码接收器，能收到 10—30 个频道，与有线电视也没有太大的区别。我家中还有热水器、VCD、脱水机等等。通讯方面，原来一部电话都没有，现在 60% 的人家有固定电话，手机普及率也有 40—50%，我们村里至少有 50 部手机。自来水方面，老家从坑中用毛竹将水引到家中，干旱季节有时要挑水饮用，现在用自来水，移民工程有供水工程配套。气候方面，山上在 6—8 月比较凉爽，而搬下来之后觉得比较热。晚上要睡在地板上，不然睡不着，因此感到很不适应。有些人在 6—8 月份的时候就回到山里居住，避暑。

【高岭村】原来在山上的时候，老人家很少洗衣服，因为要下山耕田，只有那些没有妹妹的，才自己洗衣服。操劳了一生的老人们下山之后，有时候坐在家里没事可干，闲得心理发慌，感到不习惯，于是就找些活儿干，比如洗衣服。

【大麦山镇党委副书记】三洲村原来是无电村，没有电话、

没有电视机，搬到港澳扶轮新村之后电灯、电话、电视都一应俱全。

【扶轮新村房惠明】原来住在三洲的时候，很少下山来，非常辛苦，每年种田不够吃，一些粮食要从下面用肩膀挑上去。带山货到市场上来交换有无，“一担来一担回”，买米和生活用品回去。山里物产少，自己种的不够吃，现在这里比在山上好几倍。要是在山上，现在孩子娶老婆都成问题，因为教育落后、山路难行。因此，有时候我带上孩子回到山里去体验生活，教育他们要努力读书，否则就要回到祖辈居住的山里。

4. 2 社会层面

在粤北瑶族的移民中，因为前述几大原因，大多数有着搬迁的意愿。在搬迁的过程中，政府机构、社会各界都给予了很大程度的支持和帮助。因此，总体上而言，瑶族移民在搬迁过程中获得了不少的利益。况且，如果对搬迁不满意、对迁居地感到不适应的时候，他们还有一条退路——回到自己的老家，重复过去那种已经习以为常的生活。茶亭瑶族移民现在与在老家没有搬下来的亲戚还经常来往，过年过节的时候也要互相探亲。福民新村的很多瑶族移民则干脆将建造得宽敞明亮的移民房空置不用，而回到老家龙头村去过那种外人眼中看来落后不前的生活。高岭瑶族移民中有些老人夏天要到旧村去住半年，名为养鸡养鸭，而实际上还可以缓解自己长时间离开故土的思想情绪，治疗自己在移民中遭受的各种刺激带给自身的心理创伤，同时也可以满足自己与当地留下的老朋友们进行社会交往的需求。他们对于社会不适应的最差结果，就是“回流”，回到那个曾经想要离开的地方。

但是，对于水库移民这种非自愿性移民来说，情况显然不同。他们移民之后，没有了原先的家园，没有了退路，因而在搬迁之后极容易产生患得患失的感觉。在生活如意的时候，他们对社会的不适应，对故土的怀念、认同等方面的缺失就被掩埋了起来。但是，一旦生活中产生了某种危机，而移民们如果都认为这与搬迁有关，或者本身就是搬迁造成的，那么，他们对于新居地社会的不适应、对于故土强烈的怀旧和认同就会以一种显性的方式表现出来。这正如迈克尔·塞尼（2000:303）谈到“社会性的关节脱臼”时所说：“被迫的人口迁移，虽是”

泛而有益的开发工程的一个部分而有其必要,但却往往总是引发危机。对其受影响的居民,它总是带来深刻的社会经济和文化方面的破坏。这样一种脱臼中断了原来的生活模式和社会关系。它摧毁了现存的生产方式,打乱了社会网络,使人们背井离乡而陷入贫困,危及他们的身份认同,增加了传染病和健康问题的风险。而引发人口迁移的国家机关在大多数情况下却往往未能实施有效的计划以消除这些不利影响。”

下面我们就以板洞水库移民为例来谈谈这种社区解组、社会脱臼引起的不适应问题。令人忧心的是,部分迁到连南城区厂矿的移民因为各种原因有职工及家属 128 人下岗失业,尤其是三星水泥厂因转制而新增下岗人员及家属 86 人,其生活只是由政府发给每月 120 元的生活补助费。据说,从 2005 年 7 月起调整为每月 130 元(连南县板洞食水工程管理局 2005)。这部分人心理很不平衡,有的跑到牛塘林场帮助砍柴打零工,有的提出要开垦大麦山镇西南、离牛塘林场 17 公里的菜坑,而有些人抱怨移民不公平。同样一件事,关系好的很快就批下来,没关系的则老是不批;读书毕业的孩子,有关系的很快就找到工作,没有关系的则难以找到工作,比如陈宏隆的老婆、妹妹都没有找到工作。陈宏隆说:“年青人觉得很气愤,才去砸水库管养所的门窗。”笔者调查期间,板洞水库管养所和食水工程管理局被移民踢坏或用木棒砸坏的木门和玻璃窗仍然没有修复。

【牛塘林场场长祝世海】我们现在的生括比在板洞的时候难得多,因为大部分人没有活儿干,要是在板洞的话,大家还可以有田地可耕。现在年青人出不去,有对立情绪。移民的时候只安排 18 岁以上的,而 18 岁以下的全部没有安排工作,因此有些人大之后就到下面(广州、东莞等地)去找工作,找不到,又回来,因而很苦闷。广州、东莞给他们的工资很低,劳动强度太大,技术型要求太高,而这些孩子文化低,因而有的进不去,有的进去也干不长,只有 4—5 个人在下面干得还算可以。年青人一般都想几个人一起下去,但是有些人有了老婆和家庭,也就不再去了或去不到了。

这显示出部分水库移民对自己移民生活不适应的方面,在下岗、不公平待遇、找工作碰壁等导火索的驱动下,这种不适应以一种比较激烈的方式显现出来。

这种不适应究其实质来说,就是对于社区解组、社会脱臼之后的不适应。移民以家庭为单位,一般不会危及到家庭结构

和家庭成员之间的社会关系。但是,非自愿性移民一般很难保证他们家庭之外的所有初级社会关系,这就是造成社会适应方面问题的关键。以血缘、地缘为特征的初级社会关系,有着四个方面的功能:是农民维持和发展生产的重要社会资本;对基层社会具有良好的整合功能;具有一定的社会安全和社会保障意义;是文化得以存在和发展的重要载体(施国庆、陈阿江 1999)。当初在板洞时,龙归寨、大洞、大石、灯芯塘、福门等五个村庄的居民已经有了一种互为依赖的社会关系,而每一个村庄本身更是一个共享信息、共同分担风险的有机整体。但是移民之后,原有的社会关系有的被割裂,有的被扭曲,有的因为身份、环境的变化而失去效用,因而瑶族移民的社会关系网络都普遍经历了一个从混乱到重构的时期。移民是否划算,不仅要计算经济上的得失,还要充分考虑到社会资本的得失。在农村作为一个农民,只需要处理好邻居、农友、亲戚等关系,生活问题就是安全的,生计也是掌握在自己手中的。因此,他们在社会关系出现缺环的时候,只要在生计无忧的情况下,总会通过这些初级社会关系找到很多的补救措施。但是在移民之后,情况就大不一样了,自己的生计(就业安排)完全掌握在别人手上,而当这种生计危机长时间得不到有效处理之后,这种由于对移民后生活风险的估计不足,在当初移民时抱有的某些期望值落空带来的失落感,都会引发他们强烈的心态失衡,从而导致做出某些过激的举动。

另外,移民们对于新居地的语言的适应也是社会层面适应的一个方面,因为移民是否成功,一个指标就是看他们能否顺利的融入迁入地。融入迁入地的一个重要指标,就是看他们能否顺利地习得与迁入地原有居民共同使用的共同语,或者说能否达成某种双方都认可的交流方式。移民们总是倾向于充分利用自己原有的社会资源来缩短这一适应过程。连南三江镇高岭村瑶族移民的小孩一般都到新塘小学(属于三江镇管)读书。虽然在新村旁边就有一个学校,但是因为老师不懂瑶语,教育水平低,因此仅有 10 人去读。而由省计委拨款、为新塘和高山村单独建的新塘小学,在 2000 年建成之后就有 20 多个孩子去读书,因为该校有 3—4 个老师会讲瑶话,学前班和一年级的时候使用双语教学。

4. 3 精神层面

粤北山区瑶族在搬迁之后，由于离开了相对封闭的山村，进入到与市镇更近、经济状况更好的区域，进入到与其他群体接触更多的环境，周边的一切都在影响着他们已有的思想观念和宗教信仰。

4. 3. 1 思想观念

搬迁之前，信息闭塞，出外打工的人很少。搬到山下之后，打工作为一种来钱比较快的生计模式，为移民所乐于采纳。这在上围溪和高岭等几乎所有的移民村都有所体现：

【上围溪村村长】搬迁之前，很少有人外出打工。搬下来之后，全村有 30—40 人到外边打工，大部分在附近的工厂，比如德宝玩具厂（港资）、标准玩具厂（港资）、花厂（塑料花），其中德宝和标准有 20 多人。万达玩具厂有几个人，健滔化工厂（港资）有 3—5 人，标准厂和德宝厂发招聘广告到本村招工。另外，本村还有 10 多个人在广州打工。

【高岭村】以前在旧村一般是没有去打工的，因为往返要 2 个多小时。搬下来之后，交通方便，因此打散工的人很多。本村的经济收入以打工为主，占全村总收入的 80%，打工的职业以建筑为主，每家每户都有。全村有 5—6 人在利发毛织厂（港资）打工，每月 450—500 元。本村有施工队、包工头（全村有 4 人），临时可以加入，而且当天就可以拿到现金。

这在表面上看是生计模式方面的一种权变，但是其深处同时也反映了粤北瑶族移民在思想观念方面的变迁——他们的市场经济意识增强了。在过山瑶的生产活动当中，有两种帮工而不取酬的集体劳动，一种叫“耕工”，一种叫“打会”。前者指做工时轮流帮工，自带膳食，不留宿，不计报酬，只在完工时才由主家招待一餐饭；后者指劳力不足时，找“会头”用烟丝邀请大家按时前来帮工，不计报酬，不用还工，主家只招待一餐简单午饭，在春节初二或初四的时候再请帮工者吃一餐即可（连南县志办公室 1996:168）。这两种情况都谈到过山瑶“不计报酬”的助人为乐的精神，前者以还工为报答，几可相抵；后者办很大的事情，只以两餐便饭为谢，其价值之差显而易见。在现代的市场经济社会里，这种“喻于义”而不“喻于利”的精神毕竟只能存在于那种村庄型的熟人文化环境中，面对谋生

的压力，劳动力商品化是很自然的事情。因此，瑶族移民们也加入了这种流行的打工潮流，这事实上是对现代商业社会的一种积极的适应。

【大麦山镇党委副书记】思想观念变化较大。未搬下来之前，顶多只是打些零工，下来后有些就到广州、珠三角打工了，但是至今做生意的人还是很少。

这只是大麦山镇的情况，而其他一些地区的瑶族移民的思想观念与他们相比，市场经济意识就强多了。比如：

【上围溪村赵建春】二组有一户叫王武生，现年 40 岁左右，从 2002 年开始承包太平镇的山头，开始种香菇，后来又承包山林采松脂，办松脂厂，每年收入 20000 多元。现在家里已经盖了两层楼，是本移民村最先建两层楼的。

可见，民族地区移民迁到靠近城镇集中居住，受现代文明和商品经济的影响，以及一些先富起来的移民的典型效应，增强了他们追求发展的信心和欲望，极大地调动了人们的主观能动性。当改变了生存环境，劳动的价值得到充分的体现之后，一部分瑶族移民掌握了商品经济的利润原理，融入市场经济的大潮。

搬迁之后，瑶族移民的婚姻观念也有了一些变化。原来为了群体的生存壮大而限制女子外嫁的婚姻禁忌业已废弛，瑶汉通婚的比例逐渐增多。上围溪村委书记赵建春说，该村瑶族人比在山上的时候少了，一个重要的原因就是嫁给汉族不回村子的瑶族女子增多了。这种婚姻方面的观念变化是瑶汉双方互动频率加快、互动程度加深引起的。比如，乳源桂头镇的莲塘边，瑶汉两个族群组成的两个村子就只是隔了一条街道，双方在经济、文化等方面的来往极为密切。这样的结果是瑶族、汉族双方的婚姻圈都扩大了，民族之间的融合程度加深，隔阂逐渐消除。

生育观念方面，瑶族移民之后有了一定程度的改变，但是这对于排瑶和过山瑶来说有着不一样的表现。过山瑶似乎比较愿意遵守计划生育政策。

【牛塘林场陈宏隆】原来在板洞龙归寨的时候，公路没有修通，没有计生干部进来，外面已经实行计划生育了，但是我们村子里还是想生就生。但是，现在搬出来了，因为交通解决之后，计生工作方便了，生男生女都得去做手术。我们认为生男生女都一样，没有必要多生孩子。

这是过山瑶的情况。排瑶的情况就大不一样了, 要完全达到国家规定计划生育的标准还有个较长的过程。扶轮新村排瑶的计划生育情况大致如下:

【大麦山镇党委副书记】扶轮新村现在遵守计划生育的人不到一半, 其余的人基本上超生了, 计划生育率仅有 40%, 并镇之前是计划生育最差的一个村, 搬迁下来之后还是有 4 孩、5 孩的情况。有些人为了逃避计划生育, 就回到三洲老寨, 如果计生人员上去, 有狗叫通知, 现在也有些人到乳源、怀集或者外逃躲避计划生育, 因为瑶胞(指排瑶)还是接受不了纯女户的现实, 即使现在交通解决了也不行, 观念变化毕竟有个过程。

这与排瑶的生育观念、生育意愿有密切关系。过去, 排瑶人丁稀少, 视妇女多生孩子为荣, 生小孩越多的妇女, 在社会上越受尊重(连南县志办公室 1996: 166)。这种观念有着一定的惯性, 建国前、建国初就有这种情况。

【大麦山镇党委副书记】在建国前, 望佳岭村有些汉人有几个老婆, 孩子太多, 养不了, 就送给瑶族。而瑶族之所以愿意接受, 是因为他们自己生养的孩子成活率不高, 原因是医疗条件较差, 接生条件不好。建国初, 被划为地主的汉人怕孩子受到影响, 就将后代送给瑶人养, 虽然不是自己养大, 但是孩子毕竟可以长大成人。收养孩子的情况, 过山瑶和排瑶都有。新寨村有些人生了孩子之后还要去领养, 1980—2005 年就收养了约 100 个的孩子, 都没有办理收养手续。三洲瑶胞收养的孩子也有 20 人左右。瑶胞接受汉族送给的孩子, 很高兴, 女孩子他们也乐于接受。汉人重男轻女, 生了女孩子不愿意带就送给瑶胞收养, 因此当地汉人有时吓唬女孩子说: “不听话就把你送给瑶族。”

对于新的环境, 孩子们无疑具有极强的适应能力。搬下来后, 小孩子见识多, 思想也开放了, 但是也带来了很大的负面影响。

【高岭村】搬迁以前, 条件差, 读初中的孩子不多。现在条件好, 没想到能读书的孩子更少了。1997 年旧村还有 4 个学生考上大学, 但是 1998 年到现在没有一个考上大学。原因是搬下来之后, 接触面广, 晚上孩子喜欢去打游戏机、抽烟、赌博等。有一个初中生偷了家里父母母亲的 1000 元, 每天都去打游戏机和玩儿。小学毕业以后就有人跑去赌博、看

影碟, 这里距离城区才 5 公里, 受到的影响很大。父母亲出去打工谋生, 顾不上教育小孩子, 这是个大难题。

在消费观念方面, 瑶族移民也发生了较大的变化。比如, 高岭新村的移民在山上住的时候, 家具都是自己砍木料请木工上门来做, 而搬下来之后都是到商场去买。连南南岗乡蜈蚣田管理区平时一般每月至少要放一次电影, 而有段时间瑶族移民在办喜事时也时兴请电影、请戏。比如, 瑶胞邓十八娶媳妇时, 就请来电影队到村里放了 12 场电影, 热闹了三个通宵(潘伟 1998: 102)。办喜事从请喝酒到请电影, 这是对新鲜事物的勇敢尝试, 也是在新生活环境中的积极调适, 从中可以看出瑶族移民的生活追求发生了巨大的变迁, 他们的消费观念也从追求物质享受提升到了追求精神享受的层次。

4. 3. 2 宗教信仰

粤北瑶族的移民新村在规划时都只是考虑到移民的“属世”的需要, 而“属灵”的需要根本就不在考虑范畴, 因此搬迁之后, 有些移民在新村找不到自己的精神寄托之所, 于是很多宗教信仰活动都要回到老村进行。这就加强了他们与旧村的联系, 增强了他们对旧村的认同, 造成了他们“身体”主要在迁入地, 而“灵魂”主要在迁出地的有趣现象。

在宗教信仰方面, 粤北瑶族搬迁之后也有一个积极的调适过程, 因为在新的地方, 宗教信仰的某些对象、程序和内容都发生了变化。

【上围溪村赵建春】在山上有土地庙, 大年三十或年初一要去拜。现在的新村在三十和初一也要拜一下, 但是没有土地庙, 只好在门口摆桌设斋, 供奉现居地的土地神和老家的、原来的土地神。

这里, 因为搬迁, 所拜神灵增加了迁入地的土地神, 这是适应新环境而做出的权变。要完成真正意义上的搬家, 需要将老家的香炉请一个师公选个良辰吉日搬到新家。对于移民来说, 他们的根还在老家, 他们最为重要的宗教礼仪之一就是回到老家去“拜山”。

【东莞商会民族村村民】拜山仪式很重要, 大家都回到老家茶坪, 每家一两个人就可以。带上香、纸、酒等祭物, 鸡不请人时就不用带, 吃饭是回家才吃。晚上回到茶坪的老房子里面。平时不拜神, 但是逢年过节要烧香。清明节的时候

要去拜山，届时要在老村住一个晚上。

在山上住一个晚上，可以同留在老家村子里的故友交流，可以回味关于老家的记忆，可以告慰安息在老家故土上的各位先辈亡灵。现在，由于原有社区和新型社区在空间上的移动，有些流行于迁出地的宗教活动即将寿终正寝，因为在迁入地这些宗教礼仪已经变得有些不合时宜。

【上围溪村赵建春】旧村有3—5个师公，如果有病就请师公来“跳王”，感谢盘古王，病好之后要“还盘王愿”，届时要花3—5天的时间举行这个仪式。搬下来后还没有搞过，主要是现在交通方便，治疗及时，因此有病时可以直接到医院治病而不用请师公了。

在山里的时候，就医不便，只有求助于医疗知识更广、“神通”更大的族内知识分子——师公。搬下来之后，师公们在一些方面不可避免地面临着被现代技术手段代替的命运，因此如果不努力加入新内涵而使之实现及时转移的话，他们发挥所学的空间将会日见其微。

即使搬迁到现代社会中来了，很多粤北瑶族的师公们和珍视瑶族文化遗产的有识之士还是珍藏着作为瑶族传统文化载体的瑶经和各种传世书籍。始兴县上围溪的赵建春、赵凌阳，乳源一六镇旁边的盘胜光、新村的赵新德赵新康兄弟等都藏有一定数量的瑶族宗教古籍（陈晓毅 2004）。有趣的是，这些师公搬了下来，有的还居住在城里，但是当有老家农村的人们有需要的时候，他们还是非常乐于回到村里为他们举行仪式，解决问题。城里的生活更加理性化一些，城里瑶族人的宗教需求也没有农村人那么迫切，因而有些师公搬到城里之后就闲下来了，没有什么宗教方面的活儿干，而有的师公则因为名声在外而延请者众。这些师公的心中，家乡的环境才是他们理想的仪式举行之地，因为城市里太过于喧嚣、闹腾，没有那种庄严隆重的宗教氛围。笔者 2004 年底到乳源王茶村调查过山瑶的度戒仪式和到连南泥楼村调查过州堂仪式（其中有个环节就是挂灯）时发现，尽管很多师公都已经搬迁到另外的地方，但是因为宗教仪式的缘故无一例外都回来参加和主持了这个仪式，有些已经移民到广州工作的人和在广州读书的大学生也都请假回家来参加这些仪式，因为这在他们眼里看来是很重要的一种“成人”礼仪。值得深思的是，这样的传统文化如果只能在老家举行，那么随着大量的山民下坝之后，其传承和保护都不可避免地要

出现一些问题。只有在迁入地能够完整地复制他们的宗教仪式，这些移民才能完成“灵”与“肉”的统一，但是这一点还是存在着一定的难度，必须要在迁入地建立一些为大家所承认的宗教设施，必须要等移民们重新组合成一个像当初那样“完整”的瑶族社区之后才有可能。当然，在新的环境中，因为不适应而导致生命力逐渐萎缩以至于趋于消失的宗教仪式也还是有的，比如前面提到的那些关于医疗方面的仪式。

5. 结论与思考

综上所述，粤北山区瑶族搬迁除了工程、人地矛盾、灾害等原因之外，主要有政治、经济、生态等三方面的原因。事实上，前人的研究已经昭示了这样一种搬迁的趋势。胡耐安 1940 年调查了现在的连南瑶族自治县之后，将粤北瑶族大致分为深山型的“八排瑶族”和过山型的“浅山瑶族”（胡耐安 1974[1964]:222），次年王启澍随中山大学杨成志教授对乳源瑶山的乌坑等处瑶民的经济生活作了较为详细的调查，亦称乳源瑶族“分深山和浅山，浅山较近城”（王启澍 1942:6）。两种瑶族都有一个共同的特征——都生活在山区，而这一生态环境对粤北瑶族的生活产生着长期的影响。深山瑶选择在山的深处定居、聚居，而过山瑶则选择比较开放的山麓地带散居、暂居，这样来应对人地关系必然会导致不同的结果：“八排瑶（案：指深山瑶）由于人口增殖的结果，必陷于一种贫困状态”，“过山瑶则依靠频繁开垦新地和迁徙，避免了收益的递减”（竹村卓二 2003:18）。然而，我们知道，早在 1936 年王兴瑞等人随同杨成志教授对曲江、乐昌和乳源交界的荒洞所作的调查报告中就已经说“瑶人农业老早就已有相当发达了”（王兴瑞 1986[1937]:68），其耕田的方法“和汉人相同”（王兴瑞 1986[1937]:71），“狩猎在今日瑶人的经济上，已毫不足轻重了”（王兴瑞 1986[1937]:75），这表明当地的过山瑶也已经农耕化、定居化了。这带来的一个结果就是随着人口的增长，土地不堪重负，必然要向周围地区迁移，这个过程事实上在民国和建国初的时候就已经开始了。

本文论及的粤北瑶族移民点，有两种类型：一是工程移民点（如“牛塘林场”）；二是非工程移民点（如“扶轮瑶族新村”等）。前者开始阶段时曾经得到移民者的拥护，但是当他们的生产生活出现危机时，迁移者就归咎于水库移民工程，因而采取

了一些比较过激的行为来发泄心中的愤懑不适。后者又有成功和不成功两种类型:移民后土地和其他配套设施齐全的(如沈所镇),迁入地比迁出地更加靠近自己耕地的(如连南高岭),一般都比较成功;移民点只有住房,没有配套土地、猪圈、牛舍、柴草房等其他生产生活设施的,大多不成功,如连山福民新村和立星村。在福民新村和立星村,很多村民因为生产需要而返回旧村耕作和居住,出现了移民“回流”现象和移民点“空心化”现象。因此,实施移民工程不能搞“一刀切”,不能为完成政治任务而草率搬迁:移民前,应该对迁入地的配套设施等进行综合考量,对移民可行性就物质、社会、精神三个层面进行全面的人类学、经济学等多学科的综合论证;移民后,要本着人文主义精神,多考虑移民搬迁后的生产生活需要,并对其生产生活进行跟踪调查,发现问题及时处理,才能避免移民问题情绪化、扩大化。

粤北瑶族的搬迁经历了两个最为基础的变换:空间变换——从山上到山下,从山地到平川,从石灰岩地区到非石灰岩地区,从高寒山区到低海拔地区;身份变换——从“山民”变为“农民”,从“山民”变为工人,从农民变为“非农”,从农民变为城市居民。与此相伴的是,粤北山区瑶族移民经历了物质、社会、精神三个层面很多方面的适应过程。

在物质层面而言,粤北山区瑶族在生计模式和生活方式的适应方面都显示出一定的规律性。由于受到自身生活环境的影响,山区瑶族的生计模式主要是一种“山民模式”,生活来源由狩猎、种植(部分为刀耕火种)、采集构成。搬到山下之后,有的成为专门的农民,以种植业为生,其生计模式体现为一种典型的“农民模式”;有的则离开土地,从事第二、第三产业,通过打工挣钱或者自己开店当老板,这就体现为一种“非农模式”。有些粤北山区的瑶族移民,比如沈所镇上围溪民族村的部分瑶民、从连南石灰岩特困山区搬迁到清新县三坑镇明联瑶族新村的大多数瑶胞,在山上的时候他们确实没有耕过田,于是搬迁之后他们成为了“不会耕田的农民”(潘伟1998:40,44)、因“晕田”(潘伟1998:40)而不敢贸然下田的农民。在这种情况面前,一方面是有关移民部门安排农业技术人员进行辅导,一方面社会各界捐款购买科学耕田方面的书籍送给移民,但是理论要转化为实际操作的本领,一切的包办代替都是行不通的,这还必须通过瑶胞自身对这些生产技能的习得来完成。这个过程就是

瑶胞对新型生产技能、对新型生存空间的一种适应过程。在这个过程中,瑶胞与当地汉族人形成了一种叫做“驳牛脚”的合作互帮关系:瑶胞为当地人放牛,当地人为瑶胞犁田耙田。这是瑶族移民努力适应新型生产模式,尽快融入迁入地社会的一种表现。当然,也有极少数的人因为不适应迁入地的耕作条件、生活习惯而放弃了改变贫困命运的机会。

在社会适应层面而言,虽然已经发生了巨大的社会变迁,但是从社会结构层面看,粤北瑶族社会仍然具有浓厚的乡土特征。费孝通(1985:26)认为,传统的中国社会是乡土社会,是一个“差序格局”的社会,血缘、地缘关系对这一社会起着支配作用。但是,当初级社会关系遭到破坏之后,自愿性瑶族移民的适应性要强于非自愿性移民,这主要体现在面对搬迁后出现的风险的抵御能力方面,毕竟那些自愿移民还有自己的故土可以回头,可以疗治在搬迁中遭受的各种“伤痛”。社会角色是与人的社会地位相一致的一整套行为模式,是构成社会群体的基础。搬迁常常导致迁移者社会角色发生转变,而社会角色转变的成功与否,也就标志着移民工程的成功与否(李华、蒋华林2002)。当板洞水库的移民从农民角色转变到“非农”角色,进入农场、电站、工厂工作的时候,自然也曾经体会到“吃商品粮”、“旱涝保收”等摆脱“农门”的喜悦,但是在出现了相当数量的下岗工人、“待业”青年等负面的社会角色时,这一转换过程出现了问题,有些移民开始怀念自己作为农民时“有田有地”的田园生活,因而向政府提出要到连南大麦山镇西南的菜坑去开垦的强烈要求(连南县板洞食水工程管理局2005)。

在精神层面而言,粤北瑶族移民的思想观念和宗教信仰的某些方面已经经历了比较明显的适应过程,有些方面正处于调适过程中。随着瑶汉民族居住地从聚居为主的状态走向杂居为主的状态,瑶汉族群的互动程度随之加深,互动频率也随之加快,这带来了他们婚育观念、消费观念和宗教信仰方面的变化。迁入地与迁出地不同的自然环境、社会环境也使得这些传统仪式面临着一定的调适问题,很多传统的瑶族宗教仪式都没有在新居地举行,而是回到迁出地去举行。粤北瑶族移民神台的书写格式部分采纳了当地汉族家庭神台的书写格式,这在一定程度上显示了粤北瑶族移民宗教信仰的进一步汉化趋势。

应该指出,粤北石灰岩地区、高寒山区瑶族的搬迁,大部分是有着搬迁愿望的,有的人甚至在政府确定搬迁之前很长时

间就已经先行搬迁出来了。对于他们来说，政府的移民搬迁乃是雪中送炭。比如：

【东莞商会民族村赵锦辉】我家原来住在东坪镇茶坪村委五组。我1995年冬季从茶坪村搬到附城镇（即现在的“乳城镇”）的龙王潭，租房租地，自谋生路。2004年8月份开始搬到民族村，每户自己出10000元，其余由商会出资。这帮我们解决了大问题。

对于他们来说，即使没人帮忙，他们也会将搬迁进行到底，有了政府和社会各界的支持和帮助，他们当然乐享其成。然而，对于水库移民来说，情况就不一样了。他们本来没有迁走的意愿，但是为了国家或集体的更大利益而在某种程度上牺牲了自己的利益，离开自己生活多年的故土。也许，这就为两种不同类型的移民在搬迁之后经历的迥然不同的适应过程埋下了伏笔。

石灰岩地区的少数民族群众举家搬迁，是进行异地开发脱贫致富的一项有效措施，较好地解决了他们长期以来难以脱贫的问题，为少数民族群众和民族地区脱贫致富创造了良好的条件，不言而喻有着极为重要的投资效益、经济效益、社会效益和生态效益（王安忠 1998）。同时，我们应该看到，移民安置是一项系统工程，要为移民多考虑今后的生产、生活问题，使移民搬得进、住得稳。在发展生产方面，移民部门派出干部根据实际情况帮助移民规划生产布局，调整产业结构，尽量改变山上那种重视农作物，轻视经济作物的习惯，使移民新区的生产布局趋于科学合理，改变从前单一靠山吃山的生计模式，实现经济来源的多元化，从而增强经济的抗风险能力。在技术扶持上，政府有关部门派出了专职的蚕桑技术员、农业技术员，负责移民的生产指导工作，通过举办培训班、上农业技术课、召开现场会等传授水稻、花生、蚕桑等方面的种养技术，并手把手地教练，使移民较好地掌握有关知识、技术，从而更快地适应山下的生产模式。作为一种灵活机动的赚钱方式，打工在移民的经济来源当中占有一席之地，有的地方还占有很重要的比例。这些都起到了让瑶族移民尽快适应新型生计模式的作用。近城农民洗脚上岸，山民租田种地，填补农田耕作劳力的空缺，这显示出汉族和瑶族、经济中心区域和边缘区域对于现代社会适应程度的差别，也在一定程度上体现了城市化进程中的移民的梯级递补现象。

俗语云“山性使人隔”，以前粤北一些山村的报纸要七天之后才能收到。交通不便，粤北山区瑶族走出十八弯的山路总是要耗费很多的时间和体力，因而与外界接触寡少；教育设施落后，教育程度低下，很多小学未毕业就辍学在家，使得山区瑶族盲目地认为山外的金窝银窝不如自家的“狗窝”，从而失去了许多发展的机遇；对于外面的繁华而陌生的世界，由于了解不多，心向往之而力有不逮，因而他们不愿也不敢到外面闯荡。这就造成了他们只懂伐林砍树养蜂猎鼠的“山民模式”的谋生手段，只能在自己熟悉的领域里驰骋而缺乏走向外部世界的勇气、信心和动力，从而不能习得更多在现代社会立足的谋生技能。这种技能的欠缺，进一步拉大了他们与现代社会的距离，最终又只能通过有意识地“封闭”自身来达到对自我的保护。从这个意义上说，政府组织、社会各界支持的这一搬迁行为，给了粤北山区瑶族摆脱贫困、走向共同富裕的良好机会，给了他们走出大山、接受现代社会洗礼并最终成为整个市场经济中的有机组成部分的良好契机。因为各种原因而重新组合聚居的移民新村，比起传统的村庄来，更具开放性，更适应现代社会。粤北瑶族的村庄，是相对独立的社区，一般都有着浓厚的民族传统。这些村庄与现代社会相比，存在着诸多不适应的方面，比如自给自足的生产方式，权力秩序和管理秩序以辈份、宗教神权、习惯法为基础，通婚范围狭窄，等等。搬迁之后，移民来自不同的村庄，这打破了传统瑶族村庄的某些血缘、地缘关系格局，并使之更具有现代特征。在短暂的阵痛之后，这些移民和他们组成的村庄必然更加适应现代社会的各种竞争。

注释

- (1) 瑶族不是广东土著，自南朝末年之后由湖南进入粤北，逐步发展而成今日之模样，为了区别于20世纪80年代后大批涌入广东珠三角城市的瑶族，因而称为“世居瑶族”。
- (2) 下载自 http://www.mzzjw.gd.gov.cn/acms/export/big5/gds_smz/sjssmz/yz/index.html（广东民族宗教网），2005年9月23日。
- (3) 下载自 <http://www.qy.gd.cn/gov/qingyuan.htm>（“清远市人民政府”网站），2005年9月20日。

参考文献

- 陈阿江·施国庆·吴宗法 2000《非志愿移民的社会整合研究》,《江苏社会科学》(6):81-85。
- 陈夏春(广东省民族宗教事务委员会民族工作处) 2003《关于民族地区移民情况的调研报告》,未刊稿。
- 陈晓毅 2004《乳源瑶族调查报告》,《广东民族研究通讯》(34):22-31。
- 程瑜 2004《一个三峡移民村落在广东的生活适应》,中山大学博士论文,未刊稿。
- 顾宝炎·彭志刚·牟慶榮·劉中露·賈振強 1999《粵北山区经济发展投资切入点研究》,《南方经济》第2—3期,pp. 64-66。
- 胡耐安 1974[1964]《中国民族志》,台北:台湾商务印书馆。
- 黄朝中·刘耀荃 主编,李默 校补 1984《广东瑶族历史资料》,南宁:广西民族出版社。
- 黄朝中·吕燕华 1986[1951]《粵北瑶族的经济生活形态》,原文刊载于《社会经济研究》(第一期),广州:私立岭南大学西南社会经济研究所出版,pp. 251-277,本文参考刘耀荃、李默 编《乳源瑶族调查资料》,广东省社会科学院内部资料,pp. 392-426。
- 李华·蒋华林 2002《三峡工程外迁移民的社会角色转换》,《河海大学学报》(哲学社会科学版), (2):60-63。
- 连南县板洞水库食水工程管理局 2005《板洞水库移民目前的生活现状及今后发展的初步设想》,内部调研报告。
- 连南县志办公室 1996《连南瑶族自治县志》,广州:广东人民出版社。
- 练铭志·马建钊·李筱文 1992《排瑶历史文化》,广州:广东人民出版社。
- 练铭志·马建钊·朱洪 2004《广东民族关系史》,广州:广东人民出版社。
- 凌伟建(广东省民族宗教事务委员会民族工作处) 2005《广东少数民族移民搬迁工作情况调研报告》,未刊稿。
- [美]迈克尔·M·塞尼 2000《社会整合与人口迁移:社会科学的贡献》,载中国社会科学杂志社 编《社会科学与公共政策》,北京:社会科学文献出版社, pp. 295-334。英语原文出版信息为:Cemea, Michael M. 1995. "Social Integration and Population Displacement: The Contribution Of Social Science," *International Social Science Journal*. 143:1:91-112.
- 潘伟 1998《走出“寒极”——粤西北十八万山民大迁移现场笔记》,广州:花城出版社。
- 施国庆·陈阿江 1999《工程移民中的社会学问题探讨》,《河海大学学报》(1):23-28。
- 始兴县贫困瑶区移民安置办公室 2004《始兴县瑶区移民安置工作情况的报告》,内部资料。
- 王安忠 1998《宁夏南部山区移民吊庄模式和经济效益分析》,《宁夏社会科学》(2):40-44。
- 王启澍 1983/1943《粵北乳源瑶民的经济生活》,《民俗》第二卷第一、二期合刊,上海:上海书店影印, pp. 6—15。
- 王兴瑞 1986[1937]《广东北江瑶人的经济社会》,原文刊载于《民俗》第一卷第三期《广东北江瑶人调查报告专号》,本文参考刘耀荃、李默 编《乳源瑶族调查资料》,广东省社会科学院内部资料,pp. 64—125。
- 许文清 2002《粵北瑶族研究》,香港:香江出版有限公司。
- 张小军 1998《理解中国乡村内卷化的机制》,《二十一世纪》(45):150-159。
- [日]竹村卓二 著,金少萍、朱桂昌 译 2003《瑶族的历史和文化——华南、东南亚山地民族的社会人类学研究》,北京:民族出版社。

米軍基地返還と「耕作権」保障問題—読谷補助飛行場の事例*

小川 竹一**

Farming Right in US Military Base in Okinawa and the Restitution of Yomitan Sub-airport

Takekazu Ogawa

本稿は、2006年4月に米軍から返還予定の読谷補助飛行場跡地（既返還地あわせて291ha）について、現在そこで耕作を行っている者（いわゆる「黙認耕作者」）の権利保障の観点から考察する。

読谷補助飛行場は、かつては旧日本軍が沖縄戦に備え、住民の土地を強引に「買収」したものであり、旧土地所有者は村と一緒にになって、その返還を求めてきた。今回この要求が実現したものであるが、国は、問題解決の枠組みを、国から村に売り渡した上で、村は、跡地利用計画を国の補助事業を活用しながら実施する。農業区域については、旧土地所有者が参加する農業生産法人が先進的農業を行う。生産法人の形態は、株式会社形態をとる。将来的には、村は、この法人へ土地所有権を移転する。このような枠組みのもとで、いわゆる「戦後処理」がなされようとしている。

しかしながら、米軍が基地を接收し、住民を追い出していく中で、自然発生的に基地内で耕作を行う者が生じてきた。これを黙認耕作と呼び、土地所有者である場合もそうでない場合もある。このようにして、今日まで続いている黙認耕作については、国はこれを不法占拠者として、村とともに、立ち退きを迫った。黙認耕作者の抵抗のため、実施計画策定の前には、立ち退きを約束した耕作者のみを、法人に参加させることにした。これは、黙認耕作者の75%にあたる。これらの者がどのような形で、法人に参加できるかは今後注視しなければならない。その他の耕作者は、自身が旧土地所有者である者も多いのであるが、あくまで法人とは別個に、黙認耕作者にも土地の売渡を求めている。今後、強制的な排除がありうるのか懸念される。

黙認耕作は、生存のために基地に接收された所は至る所で自然発生的に生じた。1959年布令20号によって、耕作・薪炭採取許可証を市町村長に交付することによって法的に認められてきた。復帰後は、地位協定による基地管理権に基づいている。国や村は、返還後は、耕作者は不法占拠者になるとする。

キーワード：米軍基地返還、黙認耕作、戦後処理、読谷補助飛行場、人役権

目次

はじめに

はじめに

1. 読谷補助飛行場返還と戦後処理問題
2. 跡地利用と「戦後処理問題」
3. 旧軍用地返還問題の構造
4. 読谷補助飛行場における「黙認耕作」
5. 「黙認耕作」の理論的検討
6. 「黙認耕作」問題の意義

本稿の問題意識は、沖縄戦に備えて飛行場にするために国有地に「買収」され、その後米軍によって読谷補助飛行場として接收、使用されていた土地の返還問題に際して、生じた問題を例にとり、「黙認耕作権」という特殊な耕作権と土地所有権との対抗関係について、考察する。本件土地は、近時返還が予定され、国から地元自治体（読谷村）に譲渡され、村の跡地利用計画に沿って土地利用がなされることになり、黙認耕作者は排除されることとなった。軍用地内で長期間、米軍

* 本稿は、研究成果報告書『沖縄における近代法の形成と現代における法的諸問題』（平成13年度～平成16年度科学研究費補助金基盤研究（A））に発表した著者の論文を改稿したものである。

**島根大学法務研究科、690-8504 島根県松江市西川津町1060、ogawat@soc.shimane-u.ac.jp

から許可を受けて耕作を行っていた「黙認耕作者」が、返還後は、不法占拠者として、耕作権を否定されようとしている。ここで言う「黙認耕作者」は、米軍用地内において、米軍が「許可証」を発行したり、あるいはフェンスが無く許可証が不要な地域では、米軍の默示の承認をしたりして、耕作を行っている者を指す。しかし、返還後は、米軍の許可も失効するので、不法占拠者として扱われているのである。

返還予定地の相当部分が「黙認耕作者」によって耕作されているが、国、県、読谷村は、黙認耕作者たちの作付けを禁止して、返還時には、更地として引き渡すように耕作者に求めていた。黙認耕作者に対する手当が明確ではないままに立ち退きを迫られている状況である。農地法の建前からは、現況が耕作地として保護されなければならないような肥沃な農業地域になっていたのである。本件返還地は、「黙認耕作者」たちが現に耕作を続けてきた結果、肥沃な農業地帯ともなっている。ここから、「黙認耕作者」たちを排除することは、戦後60年近くにわたって機能してきた農民間の耕作権システムによる農地利用秩序を無かったものとしようとしている。このような営為が無かつたものとして、跡地利用計画を実現していくことが、新たな混乱、不公平を作り出すことにならないのか疑問が生じる。

このような事態は、国、県および読谷村が掲げている「戦後処理問題」の解決という理念に基づいている。本件土地をはじめ、沖縄の多くの地域で、沖縄戦に備えて、軍が耕地を「買収」したことによって、多くの住民が土地を失い、その「買収」の不当性を訴え、返還を求めてきた経緯があった。国は、「買収」は有効だとしながら、実質的に、旧土地所有者への土地所有権の回復を行おうとしている。しかし、これは過去の不当な土地収奪を正す反面、長期間にわたって作られてきた生存権的な土地利用であった黙認耕作を排除しようとして新たな土地収奪を行うものである。戦後処理という枠組みで、形式的には地元自治体の地域振興計画の実施の形をとり、自治体を間にはさんで国から旧

所有者へと土地所有権を戻すという実質を実現しようとするものである。このような国と土地所有者の間のみで問題を解決しようすることは、60年以上経過した今日においても妥当性を有するものであろうか、それは一方的な所有権の偏重にならないのではないか、など検討すべき課題が多い問題となっている。

1. 読谷補助飛行場返還と戦後処理問題

1. 1 旧日本軍飛行場処理問題の概要

沖縄には、沖縄戦に備えて日本軍が民有地であった土地を「買収」して、急遽建設した飛行場が多数あった。これらの跡地は、米軍用地として使用されているのが、読谷をはじめ、伊江島、嘉手納、浦添市に所在し、那覇市小禄、平良市（現宮古島市）、石垣市に存在していたのが、民間空港（那覇は自衛隊と共に）として用いられた。その他では、旧土地所有者に払い下げられている地域もある。

これらの土地の旧地権者たちが、返還を要求しているなど複雑な状況になってきていた。

旧地主の所有権回復の主張は、旧日本軍用地が国有地となった経緯についてから生じてきているものであって、戦時下において、軍の力が働いた特殊な事情のあった売買契約に基づくものであったことなどから、旧所有者らが売買の無効を主張し、所有権返還等を求めてきていた（付表1参照）。

現在、国は、これらの問題を戦後処理問題として位置づけ、国有地を地元に払い下げて、問題を解決しようとしている。現段階では、各地の旧地主会の中には、あくまで所有権返還ないし払下げを求めるものもあり、具体化は将来の課題である。その中で、早くから、自治体と旧地主会が一体となって、問題解決を求めてきた、読谷補助飛行場跡地の読谷村への払下げが実現しようとしている。このように、読谷とそれ以外の地域では、問題解決に向けての進展状況が異なり、読谷方式が他の地域の問題処理モデルとなりうると同時に、他の地域の解決も視野に入れなければならないために、読谷地域の特殊性に配慮した方策を加味することが困

難となった側面もあり得よう。

1. 2 読谷村における基地返還問題

1. 2. 1 読谷村の概況

読谷補助飛行場跡地の利用について、読谷村は、将来的の村の発展に不可欠の重要性を有していると考えている。

読谷村は、沖縄本島の中部、西海岸に位置し、東シナ海にカギ状に突き出た半島で人口3万8千人余り(2004年4月)の村である。那覇より浦添市、嘉手納町と続く南部は都市化が進んで市街地化していて、北部は、農地が開けている。

農業は、さとうきび、甘藷、メロン、パパイヤが作付面積の上位を占めている。その中でさとうきびは年々減少傾向にあり、代わって小菊の作付けが拡大している。粗生産額では、1992年には小菊がさとうきびを追い越した。

また、土地改良事業等の農業生産基盤や沖縄本島内最大の農業用ダムである長浜ダムを基点とした灌漑排水が土地改良と共に整備され、農業用水の確保により、読谷村の銘柄として定着している紅イモやメロン、小菊の産地形成が始まっている。特に、紅イモは、作付面積・収穫量が増加してきている。

1956年には、耕地面積は、約557haで、1980年には、経営耕地面積(黙認耕作地を含む)が約800haとなり、その後減少し、2001年では、約400haである。

読谷村は、本島において最初に米軍が上陸し、日本軍の読谷飛行場、中飛行場(嘉手納)などを接収し、さらに周辺の土地にまで拡大して基地を建設していった。

日本に施政権が返還された時には、村域の約73%が基地であったが、78年には、47%となった。このように、読谷村は基地の中に存在する村づくりを図らなければならず、現村庁舎や運動公園などは、今回実現する返還を見越して、読谷補助飛行場内に米軍との共同使用の許可を得て設置したものである(付図1 参照)。

1. 2. 2 読谷補助飛行場の接收

戦史などの記述をもとに、旧陸軍中飛行場の「買収」(関係住民には「接収」と認識されている。)の経緯は以下のようにまとめられている⁽¹⁾。

昭和18年夏、飛行場用地とするところに、軍が赤い旗をたて、1週間後、関係地主を国民学校に集め、県警保安課長が立会い、担当課長から「この地域は飛行場として最適である」などとして、土地を提供してもらっても、戦争が終わればこの土地を返す」などという説明がされたという証言もあった。これと矛盾する証言もあるとされている。

「接収」された土地は村内6字および1965筆、面積約266万平方メートル、地域内には48の民家と548人の地主があった。土地代についての説明の無いまま、村長と軍(航空本部經理局)との間で仮契約が行われた。ある調査では、土地代金を受け取った者は無く、家屋や作物補償を受け取っていないが106人、受け取ったか否か分からぬ者が179人となっている。補償金を受け取った場合でも、現金ではなく、強制的に国債や郵便貯金に振り返られた⁽²⁾。

これらの土地に対して、地主の所有権回復の主張を受けて、国は調査を行い、有効な売買契約が存在し、国が所有権を得たとした。

読谷補助飛行場は、沖縄戦の過程で米軍に接収されたが、沖縄戦の過程や戦後においても、米軍は、どんどん土地を占拠していく、村域のほぼ全部が接収されていた。米軍に接収された土地で、これまで返還されていないものには、民有地のままで接収されたために、現在では巨額の軍用地料が支払われている。これに対し、読谷補助飛行場は、国有地と認定されたため、旧地主は、軍用地料を受け取れないでいる。この不公平感が大きいのであろう。

また、収奪の大きな影響として、読谷補助飛行場ではないが、基地に接収された土地にあった部落が土地を追われてしまったことがある。

1. 2. 3 読谷村における基地返還の経緯と特色

上に見たように、読谷村においては、米軍によって住民の多くの土地が奪われ、住民は、出身部落に戻ることができなくなった。部落を失った住民たちは、他の字に分かれて暮らしながらも、旧部落単位で区（字）を形成していた。旧部落の地域の土地が返還されれば、そこに戻っていった。一方で、戦後読谷村に転入してきた新住民は、旧来の区（部落）に入ることができず、行政連絡上の不便な状況に置かれていた。このように、極めて共同体意識が強いことに読谷地域の特色があることが見えるだろう。読谷村村民の土地に対する意識もおそらくこのような共同体意識に影響されているだろう。

これらの部落住民は、村内各部落に居住しながら、依然として、旧部落に所属して、それが、行政区としての単位となっている。基地が返還された場合には、旧部落住民たちがそこに戻り部落を再建している。読谷では、行政区（字）が属地的ではなく、属人的となっている。一方で、他村からの移住者たちを行政区に加入するのを拒んでいて、行政区に入れないと村民が多数生じ、これらの住民は、新たに行政区を作っている⁽³⁾。

本件読谷補助飛行場跡地返還によって、この土地の旧地主が直接的な利益を受ける。また、それは、村有地と国有地との交換によるものであり、一般村民の財産の減少にもつながる問題である。それにもかかわらず、一般村民から不満や批判が出ないとすれば、それは、補助飛行場跡地は、関係字住民の共同の財産であるという認識があり、黙認耕作者を排除して彼らに返還されて当然であるという意識があるのであろうか。そうすると、字の属人的帰属、移住者の区加入拒否と本質を同じくする問題といえるのであろうか。

1. 3 読谷補助飛行場返還・跡地利用問題の経緯

読谷村は、6期村長を勤めた山内徳信前村長のもとで、基地に対抗して、平和なむら作りを進めるために、独自の取り組みを積極的に進め、前村長の功績は、高く評価されている。沖縄新村政の星として神話的な輝

きを持って語られていた⁽⁴⁾。その村政の目玉がこの読谷補助飛行場跡地を活用して、むらづくりの中心的施設を作ることであった。米軍基地内ではあるが、共同使用の申請をすることによって、村庁舎、村民センターが作られた。ここは国との賃貸者契約に基づく使用なので、国に土地代を払っている。以下、読谷補助飛行場返還に至るまでの経緯をまとめてみよう。

復帰の際に、読谷補助飛行場は、国有財産に登載され、米軍への提供施設となった。

この措置に対して、座喜味部落有志が、国有財産とされたことへの疑問をいただいた。座喜味部落関係の土地は、48%を占めていた。これをきっかけとして、1976年2月、「読谷補助飛行場用地所有権獲得期成地主会」（以下旧地主会）が結成された。（会員は、当初444名ほどであったが、現在664名である。次三男なども加入したため増えたようである。）同じ時期に、耕作者側が、「座喜味耕作者の会」を結成した⁽⁵⁾。

この間、1978年（昭和53年）には、飛行場跡地の一部87haが米軍より返還された。国有地であったが、返還後も従前と同じように黙認耕作が継続された。

県や各地の旧地主たちは、1976年5月、「旧日本軍飛行場用地（読谷、伊江、下地、石垣）の旧地主への返還について」大蔵大臣及び防衛施設庁長官に要請し、以後、要請を繰り返してきた。

国会審議の中で、国は村の跡地利用計画の策定を待って、具体的な施策の検討を行うという言質を得たことにより、村は、村内合意を得て、利用計画を策定することを急いだ。

そのような中において、読谷村は、当時の山内村長を中心に、読谷補助飛行場跡地利用について審議機関である「読谷飛行場転用計画審議会」を設け、村議会、村内各種団体、旧地主会（「読谷飛行場用地所有権回復地主会」）および「旧読谷飛行場耕作者」の会が参加し、11回の審議を重ねた。途中、黙認耕作者にも払い下げを求める耕作者の会の意思が入れられず、耕作者の会は退席した。以後、村長と黙認耕作者との対立が生じた。「読谷旧飛行場耕作者の会」（当時147人）は、村内

の少数派として、村当局と接点が無いまま今日に至っている。

その後の動きを年次を追って見てみよう⁽⁶⁾。

- ①1981年（昭和51年）8月、読谷補助飛行場問題は国会において取り上げられ、長らく審議が続けられた。この審議の過程で、沖縄開発庁長官（三原朝雄）により「利用計画による問題解決」の提案（昭和54年6月）がなされるに至った。
- ②これを受け、所有権回復地主会は、昭和57年5月に、「読谷補助飛行場転用計画策定会議」を発足させ利用計画の検討を開始し、読谷村は昭和58年5月に「読谷飛行場転用計画調査報告書」をまとめた。さらに昭和59年3月「読谷飛行場転用計画審議会」を発足させ、転用計画の審議を進めてきた。
- ③一方、国会においても「早急にその利活用が図られるよう努めるべき」との衆議院決算委員会（昭和60年3月）の決議がなされるにおよび、問題解決への気運が高まった。
- ④1985年（昭和60年）11月に読谷飛行場転用計画審議会の答申がなされ、これを受けて読谷村はこの答申を「読谷飛行場転用計画」として政府機関に提出した。この審議の過程で、「転用計画」に基づいて問題解決をはかるという基本方向が確認され、具体的な方策の検討を進めてきた。跡地利用は、公共用地と農地とに分け、公共用地を3割とり、農地については、旧地主に配慮して利用方法を定めるというのが基本方針となった⁽⁷⁾。
- ⑤さらに、先の衆議院決算委員会の決議を受けて、中曾根総理大臣は「地元の土地利用構想を尊重しつつ、沖縄振興開発特別措置法の趣旨を踏まえて対処する」と読谷飛行場の問題解決を明確にした（昭和61年2月7日）。
- ⑥転用計画の実現のために、1980年10月の日米合同委員会において演習場移設が決定され、昭和57年度から移設調査が実施された。

- ⑦一方、1990年1月、庁舎の老朽化に伴い庁舎建設委員会を発足、諮問。平成3年9月、庁舎建設委員会

より答申。建設場所を読谷飛行場転用基本計画の村民センター地区内とした。1994年8月、用地が軍用地のため庁舎用地一時使用について申請、1995年6月29日日米合同委員会は読谷村の庁舎等用地31,000m²の共同使用について合意した。

庁舎は、1996年3月完成、1998年には同敷地内に文化センターも完成し村づくり活動、村民活動の拠点が作られた。

- ⑧1996年（平成8年）12月2日、SACO（沖縄に関する特別行動委員会）により沖縄における基地の整理・統合・縮小が報告され、その中でパラシュート降下訓練と楚辺通信所の移設条件付で読谷補助飛行場の返還も盛り込まれた。1999年10月21日、パラシュート降下訓練の移設が合意され、楚辺通信所の移設についても、那覇防衛施設局が2005年5月末にキャンプハンセンへの移設工事及び物件撤去工事が完了する見通しが得られたとして、駐留軍特措法に基づく裁決申請書を提出した（2000年9月6日）ことから同時期の返還の見通しがつき、読谷飛行場の全面返還が実現する見通しになった。

- ⑨一方、転用基本計画の一環として1978年（昭和53年）に返還された101haの一部（20a）については、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業（通称：島懇事業）により先進農業支援センターの整備に向けて作業が進められている。事業は、読谷飛行場転用基本計画の先進集団農業地区計画に向けた「農業生産法人」の育成を目的とした施設として、花き（12）野菜（3）の先進農業経営の実践による農業従事者の育成が可能な規模と施設を整備する計画である。

1996年6月8日に、沖縄総合事務局、那覇防衛施設局、沖縄県、村は、飛行場跡地の既返還用地について、「読谷飛行場内黙認耕作問題解決要綱」に調印して、それぞれの取るべき措置を定めた。村は、黙認耕作者の調査とその解消を図ること、総合事務局は、村の交渉を受け、国有地の有効活用のため法的措置をとることなどが定められた⁽⁸⁾。

- ⑩返還が目前に迫り、戦後処理問題の解決とその手法

としての転用計画を具体的に推進するため、読谷村が国から一括して用地処分を受けるための方針を示し、平成16年度をめどに読谷補助飛行場跡地利用実施計画策定を計画する。(実際には平成17年5月に発表した。)その中で土地利用計画、各種整備計画、用地処分の手法等の方向付けと旧地主への戦後処理についても検討する。平行して、跡地利用主体としての旧地主関係者の受け皿づくりが必要となった。

⑪楚辺通信施設の移設作業が遅れ、これに連動して読谷補助飛行場返還は2006年7月になった。これは、補助飛行場が通信傍受のための電波緩衝地帯になっているためであるとされている。

2005年5月に村が策定した「実施計画」がまとまり、跡地利用の詳細が定まった。払下げ代金負担については、嘉手納弾薬庫の村有地と等価交換することとなった。

⑫2005年8月、旧地主会は、団体補償の受皿となる特定非営利活動法人「むらおこし共進会」を設立、認可を受けた。法人会員である「旧地主会」のほか、個人会員30名である⁽⁹⁾。

2. 跡地利用と「戦後処理問題」

2. 1 「読谷補助飛行場跡地利用実施計画」の内容

開発整備目標における開発整備の課題として三点をあげている(付図2参照)。

第一は、沖縄振興開発計画で、戦後処理に引き続き取り組み読谷補助飛行場等での公共施設整備、集落整備を含んだ総合的整備の推進を図ることとしている。第二は、「読谷飛行場転用基本計画」(昭和62年)の実施であり、第三は、社会経済変化への対応として、リゾート産業の保養機能のニーズにこたえることが必要であるとする。

従前の跡地利用計画の骨子は、次のようにあった。計画対象地域は、すでに返還された101haとこれから返還予定の191haをあわせた292ha中の255.5haである。計画の主要な内容は、①村民センター地区公共設備

(29ha)、②先進農業地区(201ha)、③国道58号バイパス沿線ロードパーク芸術回廊(35ha)、⑤大木地区区画整理(商業、文化、観光地点)(22ha)である。

全域を農業振興地域に指定し、農用地については農用地区域に指定する予定である。農業経営基盤促進法による基本構想は平成14年に改定されているが、村が農地法保有合理化法人となり事業実施の際に、これを付記する。先進農業支援センター事業は、農地保有合理化事業の研修事業等として発展させる。

跡地利用の推進方策としては、旧地主関係者等が組織する農業生産法人に貸し付け、事業を実施し、将来、この法人に農地を売り渡すことを基本にすえ、黙認耕作は、農業生産法人等の行う事業と調整して段階的に解消するとする。この法人は、農業者等からなる常時従事者と産直契約する個人としての非農業者とから、旧地主関係者の構成員要件を整え、法人形態は株式会社とし、譲渡制限を設けて構成員が株式を保有する。その他、戦後処理問題は、公益性と地域振興の課題があるので、特定非営利活動法人の活動(①農作業支援、就農支援、②体験農園、農地管理等事業(研究事項)等)を検討する。

2. 2 「戦後処理問題」としての位置づけの意味

1997年の日米合意(SACO合意)により読谷補助飛行場の返還を行うべきことが決まり、2002年10月日米合同委員会で返還の正式合意がなされた⁽¹⁰⁾。

他の旧日本軍用地の返還要求も活発になった。県も国に対し、積極的に要請し、国は、これらの返還問題に対し、「戦後処理問題」という枠を始めた上で、具体的な方法を検討することとなった。それは、戦時下において生じた不適切な処理(軍の力が関与した土地買収)が戦後の混乱を経て今日まで未解決になっているものを、当時の地主の利益に対して実質的に配慮するというものである。したがって、国有地の買収を無効とする旧地主ら主張は入れられないが、国有地を解消して、地元への所有権移転(返還)を行うのかということが具体的に検討されることになった。読谷補助飛行場の

旧地権者は、当初は、地権者団体（旧地主会）への返還を望んでいたが、地元自治体に売り渡す方法を受け入れることに定まった。

国の言う「戦後処理問題」の枠組みは、戦時に生じた不正常な状態が戦後、適当な時期に処理されるべきであったのにされていないことを是正するために、時を隔てた現在の時点で解決しようとするものである。

「旧日本軍飛行場用地」問題の当時の関係者は、国と旧地権者ということであるが、当時の関係者の間の問題のみとで解決をすますことはできない。本件土地に係る利害関係者は両者だけではない。そこで国も、地元自治体に公共的な跡地利用計画を策定させて払下げを行うという方式を基本にしている。

しかしそれでも不十分であり、旧軍飛行場跡地が、土地所有者以外の默認耕作者によって、耕作されている事態がある。注意しなければならないのは、旧地権者であると言っても、耕作を行っているのは、かつての自己の所有地であるということでは必ずしもないということである。土地の形状が変わっているので、自己の土地を確定することができない。従って、個別的に見ていくと、旧地権者であっても、かつての自己の土地を権原を持って耕作しているとも言えない場合がある。

読谷補助飛行場跡地においては、1947年頃から、米軍用地内での耕作が開始された。これらの者は旧地権者であるか否かを問わず、「默認耕作者」と呼ばれてきた。

「默認耕作者」たちは、飛行場跡を開墾して農耕地とし、この「耕作権」を売買したりして、耕作面積を増やしていく。これにより、本件跡地で耕作可能な土地のほとんどが、耕作されている。

戦後処理問題の枠組みで問題となるのは、問題が生じたときと現在においてそれを正そうとするときの時間ギャップ、つまり戦後長期間にわたって複雑な利害関係が積み重ねられてきているときにそれをどのように評価するのか、処理枠組みに入れなければならない関係者の範囲をどのように定めるかということが問題となる。そして、默認耕作者の存在が中心的問題である。

2. 3 旧軍用地の旧土地所有者の主張

米軍の沖縄進攻に備えて、日本軍は多くの地域で、飛行場建設のために住民から、戦争が終わったら返還するなどと約束して、平時の観点からは公序良俗に反するような売買方式で、国有地とした。軍人が一方的に軍用地とすることを宣言し、戦時の状況として住民は否応無く売買契約を結んだものであった。代金も国債で支払われたり、強制的に郵便預金とされたりして現実的に金銭が支払われることはほとんど無かった。その国債や郵便預金も戦後の貨幣の価値低下で価値がなくなってしまった。沖縄においてはこれらを引き出したり換金したりすることもできなかった。

これらの日本軍飛行場は、沖縄戦の過程で、米軍に接収されていった。戦争終了後は、本島においては、米軍に引き継ぎ使用されたが、先島（宮古島、石垣島）では、国有地のまま耕作者に耕作させていた事例がある。

以上のような国による買収の有効性について、各地の地主の組織は、無効であり地主に返還されるべきであると主張してきた。沖縄県も国に対し、対処を要請してきた。これに対し、国は昭和47年から6ヵ年間の調査を行い、昭和53年4月に、衆議院予算委員会に報告書を提出した。これは、売買は正当な手続きによってなされたとしている⁽¹¹⁾。これを訴訟で争った事案として、「嘉手納飛行場用地返還訴訟」がある。旧嘉手納飛行場地主たち「嘉手納旧飛行場権利獲得期成会」は、1977年7月、売買契約が無効であったことを理由に、土地の返還を求めて提訴した。第1控訴審とも売買契約が有効であったとして、原告が敗訴した。1977年4月25日、最高裁判決も、原告の上告を棄却した。この最高裁判決によって、国が有効な売買によって国有地としたという論拠が強化された。

2000年9月に、「沖縄県旧軍飛行場用地問題解決促進協議会」が設立され、各地の地主が一本化して、県に戦後処理問題での解決を要請したことによって、事態が変化した。旧地主への所有権の返還にはこだわらないで、実質的な権利の補償を求める方針への転換であろう。この協議会に、読谷の読谷補助飛行場

によって解決の枠組みが示されれば、売り渡しを行うとしていたところである。第3次沖縄振興開発計画に、この問題を戦後処理問題として位置づけることにします、読谷補助飛行場跡地から解決を図ることされた。県報告書は、読谷方式を次のように整理し、今後の旧軍用地問題解決の参考事例となるとしている⁽¹⁷⁾。

「①地域振興計画に基づく事業を展開し、その中でいかに旧地主について考慮するかを検討する。

②新たに作成する「読谷村飛行場跡地利用実施計画」に基づき土地処分を行う。

③国から読谷村に一括して払下げを受ける。その際に払下げ価格については、これまでの経緯を踏まえ配慮を求める。

④村において土地改良等農業基盤整備事業を行う。

⑤村民に対し、払下げ、貸し付け等を行う。その際旧地主に配慮する。」

黙認耕作に対する言及は無い。

第三は、跡地利用主体問題である。国は、売り渡しの前提として、国有地の有効利用を図るために、地元市町村に跡地利用計画を策定することを要求していた。読谷補助飛行場で、新たに土地を一括して有効活用するということであれば、国の補助事業が必要になることや、読谷補助飛行場は面積の広さから売り渡し代金を大きな額になるので、それが負担できることを考えると、売り渡しを受けるのは、村にならざるを得ないであろう。村は、一貫して跡地利用の主体に、旧地主会を参加させることしてきた。村は、旧地主会との調整を進めて利用計画を策定しているが、2005年4月ようやく双方の一一致する方向性が見えたようである。

村は1985年「読谷飛行場転用計画」で、跡地の3分の1を公共用地ゾーンとし、3分の2を農業用地ゾーンとに分けるとした。1987年に、農業用地は、旧地主会が組織する農業生産法人が経営に当たる可能性が検討された⁽¹⁸⁾。

読谷村は、「読谷補助飛行場跡地利用実施計画」の策定段階の2005年3月に以下の内容を確認した。農業用地は農業振興地域への編入を行い、読谷村が農地保有

合理化法人になり、農地の保有主体となる。黙認耕作に対しては、方針をかえ、黙認耕作者から、跡地利用計画への協力の「確約書」を求め、これを提出したものには、農地保有合理化法人で配慮することとした⁽¹⁹⁾。この計画は、実施計画検討委員会で検討され、メンバーに、所有権回復地主会会长が入っている。

村は、国との調整を重ね、2005年5月に「読谷補助飛行場跡地利用実施計画」(平成17年3月) 計画を発表した。

農業生産法人関係は次のように定められている。

①村の農地保有合理化法人が旧地主らが組織する農業生産法人に貸付けを行う。

②村は、将来、この農業生産法人に農地を売り渡す。

③この法人が事業を実施する中で、現地課題を集団的に解決し跡地利用の推進を図る。

④農業法人は、株式譲渡制限をつけた株式会社とし、構成員が株式を保有する。旧地主関係者の構成員資格は、農業者からなる常時従事者と産直契約をする個人の非農業者とする。

⑤黙認耕作は、農業生産法人等の行う事業と調整して、段階的解消を図る。

所有権回復地主会関係者は、次のようにコメントしている。(琉球新報4月13日)。関係集落単位で6農業生産法人が設立される。(実施計画には記載されていない) 地主会は、将来の生産法人への払い下げを追及するという。また、旧地主会は、NPO法人「むらおこし共進会」設立を準備している。地主には農家が少ないので、後継者、農業者養成を行い、所有権回復地主会は、このNPO法人に移行していくという。

なお、確約書を提出した黙認耕作者は、最終的には、75%になり、村外者も含めて、農業生産法人に参加できるという。

第四は、黙認耕作者の位置づけ問題である。国は、黙認耕作者は、不法占拠者であるという態度を崩していないことから問題が生じている。国、県、読谷村における『読谷補助飛行場跡地利用促進連絡協議会』において、黙認耕作者問題の解決に取り組むことにな

った。基本的には、村にその責任が負わされている。村は、先の先進農業センター事業の実施のための予算措置の中に、黙認耕作者に対する補償を盛り込みたいということで、国に要請したようであるが、国は、厳しい態度を取ったようである。それまでは、村は、本件跡地利用についても黙認耕作者の立場を配慮するということを表明したり、黙認耕作者に補償を行ってきたりしていたが、一転して、黙認耕作者に補償を行わないこととした。それ以上に問題があるのは、跡地利用計画で実施する事業の当事者としての扱いをしてこなかったことであった。なお、この用地について、村は国から坪2000円で取得したという。

黙認耕作者を実質的に跡地利用に参加させることについては、1984年に、山内村長と耕作者の会とが決別して以来、村、地主会、黙認耕作者の3者間での話し合いができない状況であったので、先述した確約書提出者に農業生産法人への参加を認めることを「実施計画」に定めることが決まるまでは全く具体化していなかった。先の新聞報道によれば、安田村長は、「確約書」（返還時には立ち退くことを約束する。）を提出したものには、農地保有合理化法人で配慮するとされていたが、どのような形で耕作を保証するのであろうか。黙認耕作者が耕作することができる面積は、かなり減少することになる。

村外の黙認耕作者の扱いで、地主会は、これらの者について配慮することはできないという態度であったが、2005年4月には、確約書を提出した耕作者は、村外者も含めて農業生産法人に参加を認めるとされるようになった。

確約書提出黙認耕作者は、農業生産法人への参加が認められるようになったが、それがどのような資格になるのかが問題となる。また、さらには、確約書提出拒否した黙認耕作者たちを、米軍からの返還後には、強制退去させるのかなど問題が残っている。

なお、当初、2005年5月末の返還が予定されていたが、楚辺通信所への金武町への移設が遅れたために、2006年4月に変更になった。読谷村は、楚辺通信所と

切り離して年内の返還をのぞんでいる。

4 読谷補助飛行場における「黙認耕作」

4. 1 黙認耕作の実態

読谷村が委託した平成10年度「亜熱帯農工業研究・試験場整備事業（基本構想策定）業務報告書」は、現地調査を行い、初めて黙認耕作者の実態を明らかにした。

国有地全域（255.5ha）で、黙認耕作者数299人、うち、旧地主関係者109人であった。返還地と未返還地の重複を含む延べ人数は346人（返還地145人、未返還地201人）である。

全域のうち、耕作面積は204.6haで、他は軍施設及び滑走路跡等を除いてほとんどが耕作されているが、11.6haについては、捕捉できなかつたので、調査で実態が明らかになったのは、192.9haであった。

旧地主関係者の耕作面積は、全域で83.0ha（返還地28.3ha、未返還地54.7ha）である。

耕作者299人中、村内耕作者は267人で、村外居住者は32人である。旧地主関係では、109人中107人が村内居住者であった。

飛行場は、多くの字にまたがっている。伊良皆、喜名、座喜味、波平、楚辺、大木であり、村内居住者は、これらの字に居住している者が多く、中でも座喜味が97人と最多であった。

村外居住者は那覇市10人、浦添市6人、嘉手納町4人、宜野湾市3人、沖縄市2人、その他となっている。

耕作開始時期は、復帰前が196人、復帰後94人で、旧地主関係者は復帰前からが、88.9%である。

耕作者の年齢は、60代が111人、70代が84人で、60代以上の合計210人で、耕作者の7割以上を占める。

農業への従事状況は、当人が農家と回答した274人のうち、専業169人、兼業105人であったが、専業の内実については、高齢者で他に仕事がない者が多いのではないかと推測されている。

耕作筆数は、村内耕作者が643筆で、平均約2.3筆強で、村外居住者は、73筆で平均約2.28筆である。

作目は、サトウキビのみが136人、サトウキビと他作

物との複合的栽培61人である。返還地では、野菜の割合が14.5%と多く（未返還地4.0%）、未返還地ではサトウキビの割合が54.2%で大きい（返還地37.9%）。

耕作開始の方法は、自己開拓135人、購入（耕作権売買）64人、双方53人である。

耕作範囲は、飛行場のみ119人、他にも耕作している者169人である。

以上は、村委託報告書からデータを引用したものである。本来、農業委員会がやるべきことだったのではないかと思われる。

読谷村は「紅イモの里」として村おこしを行っているが、村内での紅イモ産地がこの読谷飛行場跡地であり、生産の9割が黙認耕作によるものであるという。確約書に署名しなかった黙認耕作者は、あくまでも土地の払下げを求めている。約70名くらいであるが、耕作面積は4分の1を占めるという。

村外からの耕作者で規模が大きいのは、多良間島出身のM氏（昭和2年生）は、那覇で畜産仲買をやっていたが、牛の価格が上がったため、見切りをつけ、本格的に、1982年から耕作を始めた。知り合いの耕作者を頼って、耕作権を買った。6ヵ所くらいで2万坪を、次男（50代）と孫（20代）の3名で耕作している。トラクター4台（うち、2台は、キビ植え用）を使っていて。サトウキビを主体でやっている。耕作権を2000円ぐらいで買っても、3～4年で回収できるという。なお、2005年にM氏は亡くなつたが、耕作は継続されている。

耕作者の会会長である宇座喜味のT氏（昭和14年生）は、1974年、軍作業員を辞めて、父の土地を継いで、耕作を始めた。当時は、海洋博覧会景気で土木工事に働く人が多く、耕作をやめる人が多かった。当初3千坪であったが、1万3千坪にした。土地が荒れていたので、ブルを借りて拡張していった。1982年に、5千坪を売った。（坪千5百円）現在7・8千坪でやっている。紅イモ主体である。紅イモは、1町歩で6百万円くらい収穫できる。旧地主もある。耕作が続けられれば、娘にも継がせることが可能であるという。

会長としての立場から言うと、旧地主に対して農地としての払い下げの骨子が定まり、75%の耕作者も生産法人に参加できるという形ができたことによって、村民あるいは座喜味部落住民からの非難が緩和されたことではっとしているようではあった。座喜味部落住民は、黙認耕作を行っているが、旧地主も多い。会は、円滑な解決を妨害していると見られていたためである。反面、自分たち確約書拒否耕作者の処遇については、不安を持っている。

4. 2 村農業委員会と「黙認耕作」

農地法は、現況の土地利用が農地として利用されていれば、農地として扱うとしている。したがって、黙認耕作地であろうと、そこで農耕の用に供されていれば、それは農地であり、農地法の適用を受けるのである。

ところが、読谷村農業委員会は、黙認耕作地を農地として扱ってこなかったのである。

農政サイドにおいては、県農政課の指導を通じて、黙認耕作地を農地として扱うように指導してきた。それにも、かかわらず、読谷村農業委員会は、農地としての扱いをしてこなかった。

農地として扱われないことは、黙認耕作地以外に耕作をしていない農家にとっては、農家台帳に登載されないので、農業委員会選挙権がない、農業者年金の被保険者資格が得られない、農地の購入、借入れが認められないなどの不利益をもたらす。

県農政課は、1976（昭和51）年に「農家基本台帳の作成について」（農政第881号）という指示文書を出している。

その別紙で、軍用地内（米軍用地、防衛施設用地）にある現に耕作の業務に供されている農地についても、農地として認めるべきことを基本方針としている。

具体的基準として、「土地所有者が耕作目的での使用収益権を留保しないで、米軍にその所有農地を提供している場合であっても米軍からその使用収益を許されている時はその農地を下限面積に参入することができる。土地所有者以外の黙認耕作者についても米軍から

使用収益を許されている時も同様であるとして取り扱われたい。」と指示している⁽²⁰⁾。ここでは、明確に「黙認耕作地」は、農地であることが明らかにされている。

それでも、読谷村においては、農地として扱わない方針であったので、1988（昭和63）年1月27日には、再度「農業委員会委員選挙の選挙人の資格要件の審査について（通知）」が出されている。

「資格要件の基礎となる耕作面積の認定にあたって、いわゆる黙認耕作者における耕作を正当な権原に基づく耕作ではないとして耕作面積に算入しないという取扱いをしている事例が見られたので、「農家基本台帳の作成について（農政第881号、昭和51年2月5日、農林水産部長通知）」の別紙、農家基本台帳の作成上の留意事項の2に留意して、今後の取扱に遺憾のないようにしていただきたい。」⁽²¹⁾

このように、読谷村は、黙認耕作地を農地として公的に認めることを拒んできた。読谷村が農業を中心とした村づくりを行うという理念を有し、軍事基地から平和的利用に転換を図るという平和の村づくりの理念から言えば、軍用地内の黙認耕作を積極的に応援すべきように思われる所以、すぐには理解することができない対処である。軍事基地内で農業を営むということは、住民の生存権に基づく抵抗であり、基地の存在の不当性を明らかにすることにつながる可能性があるのであるが。

村農業委員会のこのような態度は、村内において、黙認耕作地を農地として扱うことや、黙認耕作者を農家として扱うことに反対する勢力が存在したことが大きな影響を与えていたのであろうか。

読谷村軍用地等地主会は、読谷村に軍用地を有する個人の土地所有権者が結成している団体であり、会員は、村内に3千人あまり存在するという。

この会は、黙認耕作地を農地として扱うことに反対していて、村農業委員会に要請文を出している。

その趣旨は以下のようなものである。

①軍用地は、民法に基づく先行された法律行為（双務契約）であり、農地法等の及ばないのが正当であり、

基本理念である。

②小作地としての権原に基づく者とは、農地法、農用地利用促進法に基づく法律行為であり、これ以外のいかなるものも権原に基づくものとはいえない。この①、②は、農政サイドの農地法解釈に反対し、軍用地として契約されたものについては、農地法が及ばないとする。①については、軍用地の使用関係は、土地所有者と国との賃貸借契約に基づいて、国が賃借し、これを米軍に提供しているという関係である。耕作目的の賃貸ではないことであろうか、趣旨は理解できない。農地法は、現況主義であるから、農地として耕作されれば、農地法の適用があることに変りが無い⁽²²⁾。他人が不法に開墾した土地の所有者が売買するには農地法の適用がないという判例（最判昭和40年10月19日）があるが、黙認耕作地は不法開墾地ではない。また、黙認耕作者自身の経営耕地面積に関わることであるから、不法開墾地であるかどうかは関係が無い。

②については、土地所有者の同意を得て耕作している黙認耕作者を含めて、農地法等に基づく契約ではないから、権原が無いとしている。それに対し、農政サイドは、米軍から使用収益を許されている者の耕作地も経営面積に算入すべきとしている。これは、米軍が土地の使用権を有しているとすれば、米軍がこれに基づいて、耕作を許しているのであるから、米軍から許された者は、少なくとも不法占拠者として排除されないのであるから、その限りで安定的に耕作可能であるので、このような安定した経営耕地を有する耕作者を農家と捉えるべきだという趣旨であろう。

米軍基地であっても、可能な限り日本法の適用を行るべきであろう。ここで問題となっているのは、黙認耕作者を1個の農家として認めようということであり、米軍との関係で権原を持って安定的に耕作して者を①、②の理由からでは、法の外に置くのは、適切ではない。

さらに、地主会は、次のようなことも論拠にしてい

る。黙認耕作地合は、公簿公図の整備がされていないので、耕作面積の把握ができないこと、読谷補助飛行場転用計画の事業と一致しないので、村民同士のトラブルが起こる可能性があること、国は黙認耕作者に共同使用手続きを探ることを進めようとしていてことをあげている。さらに、那霸防衛施設局は、軍用地料を受け取りながら耕作をする、あるいは地料をとるのは、財政法違反であるという主張をしているが、それがより強くなることも挙げている⁽²³⁾。地主は、共同使用手続きを取らされることになれば、耕作の分軍用地料が減額されたり、国に賃借料を払わなければなくなったりするということを畏れている。また、黙認耕作者が権利主張をしてくることを心配しているのであろう。軍用地主にとってみれば、自らが黙認耕作をしている場合であっても、農業補助事業は受けられないし、農地として認められるメリットは無いので、黙認耕作者の地位をなるべく不正規のままにしておきたいという趣旨であろう。この会の会員の中には、黙認耕作を行っている者もいるはずであるが、それにもかかわらず黙認耕作にこれほど否定的になることは興味深い。

読谷村の地主会の中には、私有地上で、黙認耕作を行っている農家もあるが、自己の所有地に関連して耕作を行っている場合には、黙認耕作が耕作権の主張であるという意識が薄くなるのであろうか。

要請文は、「貴委員会が村民少数の意見を反映して黙認耕作地を経営面積に算入するとした場合、我々全地主は、地主以外の耕作者を排除し、最悪の場合は阻止行動を取る。」と結んでいる。

読谷村農業委員会は、一貫して、黙認耕作地を農地として扱わない方針を貫いている。一つの理由は、軍用地内なので、十分な実態把握ができないということであろうが、売買等であればともかく、経営耕地面積の把握には支障が無いのではなかろうか。

基地に抵抗するために、様々な創意工夫を積み重ねてきた村の態度としては、意外であろう。基地内の土地に農地法を適用する道を開くことは、基地に対抗することにならないであろうか⁽²⁴⁾。

4. 3 「黙認耕作」に対する補償事例

以下、村委託報告書によりながら、補償事例を示しておこう⁽²⁵⁾。基本的に、補償は、作物補償という形式をとっていて、離作補償のように、耕作権を前提として、所有権価格の何割かに相当する額というものではない。用地補償の場合は、作物補償に開墾費とか営農準備費を加算することによって、耕作権の売買の相場の坪あたり2千円前後よりも大目の額が補償されることになる。

① 1978年運動広場整備に伴う補償（返還地）。サトウキビ補償が中心で、単価は、夏植坪当たり516円（1平米当たり約156円）、株出し坪当たり401円（同121円）であった。算出方法は、「作付面積にキビの価格を乗じた価格から労務費を差引くべきと考えるが、キビは多年作目であり又農家の協力を得るという立場から収穫の労務費を差引かないで算出」した。

② 1984年国体会場用地補償。軍用地内に共同使用という形をとった。補償単価は、坪当たり2200円で、作物補償542円+開墾費1千円+営農準備費（作物補償6ヶ月分）271円+調整費387円であった。

「作物補償に加え、開墾費、営農準備費等の項目に拡大している」（同報告書105頁）。補償支払い総額は、約2648万円であった。

③ 1995年村庁舎・村民センター用地に係る補償。坪当たり2700円で、考え方は②事例を踏襲した。支払い総額2808万円。

④ 波平地区かんがい排水事業に係る補償。工事に施行に伴う（畑地へのパイプ引き込み）作物補償で、サトウキビ夏植坪115円、株だし坪105円が大体の基準となった。サトウキビ、ハイビスカス、牧草に分けて算出された。

以上は、村委託報告書掲載事例である。その後の事例もある。

⑤ 先進農業センター整備に関する補償。関係耕作者64名中、51名が反対したが、最終的には、坪2700円の補償で決着した。

読谷補助飛行場跡地での事例である。村は、黙認

耕作者に対しては、補償を行わなければならぬという立場にたっていたことは疑いない。その補償の根拠は、事業費の中に含まれていることが前提であったようである。国有地について、これまで黙認耕作者が使用収益していたのを、村が利用するので、村が補償金を支払うという形式で行われた。⑤事例ではじめて、村が実質負担して補償を行った。

返還が行われた他の地域では、個人の地主であるため、黙認耕作者は補償なしに立退いているという。これまで、読谷村は、読谷補助飛行場地域において事業を行うにあたって、「黙認耕作」に対する補償をおこなってきた。これは、「黙認耕作」が補償されるべきなんらかの権原を有している耕作権であることを認めるものであった。ここで行われたのは、金銭補償であり、耕作継続保障ではなく、その補償金も当初は補助事業経費の中に含まれていたようであった。このような方式は、耕作地を奪うことの条件として補償金を出し、国の補助事業による事業経費の中から調達するというものであった。本件読谷補助飛行場全面返還時の黙認耕作の解決についても、当初、村は、このような論理で解決しようとしていたようである。このような論理は、軍用地料の論理とあまり変わることになろう。村にこのような金銭補償を行って黙認耕作問題を解決するというもくろみがあったとしたら、それは耕作権そのものを保護するために耕作の場を確保するという本質的な方策とは言えない。これは土地所有権の補償を地代のみで処理してきたのと同じような問題が含まれている。

しかしながら、国は態度は、もっと厳しかった。⑤事例の島田懇談会事業による先進農業センター建設による黙認耕作者立退きについては、国は、補償費用を事業費の中に含めて補助することを拒否したようである。このため、黙認耕作解消のための村の方針は頓挫することになり、今回の全面返還に関して金銭補償は行わないことになった。

4. 4 黙認耕作と裁判事例

読谷補助飛行場の黙認耕作をめぐる訴訟事例は、すべてすでに米軍から返還されている土地について発生したものである。

村が返還された国有地を使用するために、黙認耕作者を排除した事案である。黙認耕作者は、この排除を不当として訴え提起をした。この場合に、本権（土地を使用収益する正当な権原（所有権、地上権、賃借権など）を有していることを理由に行う場合と、排除の手続きが平和的でなく法的な手続きを踏んでいなかつたことを理由として、とりあえず排除前の状態に戻すことを求める占有権に基づく場合とがある。以下の3件の訴訟事例は、占有権訴訟であり、第3事件で、黙認耕作者の占有を奪った手段が平和的でなかったことを認めたことが注目される。ただし、これは、黙認耕作者に土地を使用収益する正当な権原までを認めたものではないことに注意しなければならない。

正当な権原の問題については、第二事件で、黙認耕作者側が、「使用貸借権の時効取得」を主張したが、裁判所は、「賃借権の時効取得」に関する最高裁判例を引用して、なんらかの契約がなされていることが必要であるとして、主張を否定した。

黙認耕作者の正当な権原については、米軍基地として使用されている間は、米軍の基地管理権に基づいて、米軍が耕作を認めていたのであるから、耕作者は、米軍から耕作権を与えられていて、耕作すべき正当な権原を有していたのに対し、返還後は、米軍により与えられた耕作権は消滅し、権原なき耕作となるのであろうか、ということが検討されなければならない。この問題については、訴訟では争われていない。この問題については、5で検討する。

（1）第1事件決定（1988. 5.10）（那覇地方裁判所沖縄支部昭和63年（ヨ）第34号土地立入禁止等仮処分命令申請事件。）

事実：字喜名在住Xは、1973年から本件土地を耕作し、占有してきたところ、1988年3月読谷村は本件土

地の一部を含む道路工事に着工しようとしたため、Xが立入等の禁止を求める仮処分を求めた。

那覇地裁沖縄支部1988年5月10日決定は、那覇地裁沖縄支部決定は、Xの占有権に基づく妨害予防請求を認めたが、占有が妨害されるのは本件土地の僅かな部分にしか過ぎないこと、Xが本件工事を容認していた形跡があること、道路が村民に多大な便宜をもたらすこと、本件工事が相当程度進んでいることなどから、Xの占有妨害予防請求は、権利濫用になるとして認めなかつた。

またXが使用貸借権を有するか、あるいはこれを時効取得したとの主張については次のように否定した⁽²⁶⁾。

① 米軍から本件土地の使用許可を受けたのは、読谷村であったこと（1967年5月10日、1972年4月10日つけ）。この事実をもって、貸主を国とし、借主を債権者とする使用貸借契約が成立したと認めることはできない。

② 時効取得のためには、土地の用益が使用貸借の意思に基づくものであることが客観的に表現されていることが必要であり、このためには、なんらかの使用貸借契約が締結されていなければならぬ。①にみたように、使用貸借契約は締結されていない。

（2）第2事件決定（1988. 2.22）（那覇地方裁判所沖縄支部(ヨ)第75号事件。占有妨害等の禁止を求める仮処分申請事件である。）

事実：債権者は村であり、債務者は、X1（黙認耕作者）とX2（読谷飛行場耕作者の会）である。読谷村は、1978年4月1日、「読谷貯水池」（コンクリート造の構造物）を沖縄県から譲り受けその敷地を国から無償で借受けた。すでに米軍から返還された土地であった。

X1は、この敷地の一部を1975年1月頃から継続して耕作していた。当時も甘藷を栽培していたが、1988年に、県の「調整池整備事業」に協力するため村は、本件土地を提供することとし、そのため、本件土地に鉄製フェンスを設置した。

耕作者の会会員らは、これに抗議し、上記敷地に座り込むなどしたので、村は、妨害排除ならびに妨害予防請求の仮処分を申請した。

決定：裁判所は、村が上記敷地の占有を開始し、6ヶ月を経過しているので、安定した事実状態を形成しているとして、村の占有権を認めた。保全の必要性につき、「調整池事業」は国庫補助事業であり予算措置を得るために安定した敷地を確保する必要があること、もし敷地が確保できなくなり予算措置が得られない場合の読谷村ならびに給水を受ける受益者の損失が大きいこと、これに対しX1の損害は僅少であるとして、村の申請を認めた。また、X1の黙認耕作地に対する使用貸借権を時効によって取得したとの主張は認めなかつた。解釈法学的に重要な論点は、使用貸借権の時効取得を認めなかつたことであるが、この点は後で検討する。

（3）第3事件決定（1991. 9.12）（沖縄簡易裁判所平成元年（ハ）第百20号占有回収の訴）。沖縄簡易裁判所平成3年9月12日決定。

第2事件の被告X1であったM氏が村を相手として占有回収の訴えを提起した事件である。M氏の耕作を排除して本件土地をフェンスで囲んだ村は、占有を国に引渡し、県が国から無償で借受けて占有している。訴訟中に、村が脱退し県が引受け参加人となった。裁判所は、M氏の占有中に村が行った行為は、M氏の長年の平和的支配秩序を破壊するものであるとして、M氏の請求を認容した。訴訟は、県の控訴中に和解が成立した。

占有訴訟では、不法占拠者に対して、所有者がいきなりその支配状態を覆すような事実的な力を及ぼして所有権を回復することを認めていない。その意味で、本件決定は、黙認耕作者に何らかの権原を認めたものではない。村や県の立場が、黙認耕作者が不法占拠者であるとするならば、本来的には、村あるいは県は、使用貸借権に基づくあるいは国を巻き込んで所有権に基づく妨害排除請求訴訟において勝訴判決を得てから

執行することが必要であったのである。

本権を有する者であっても、占有者の現在の平和的な支配状態を実力でもって排除することはできないのであり、これを守るために占有訴権が認められていることからすると、第2事件判決は、誤った判断であり、第3事件判決が解釈学的に正当な判断であると言えよう。ただし、これは、占有の平和的秩序維持の目的からするところの、占有権の独特の問題であり、黙認耕作者に何らかの権原を認めることとは別次元の問題である。

原告・黙認耕作者側は、使用貸借権の時効取得を主張したが、裁判所は認めなかつた。理由は、なんらかの占有の開始時において使用貸借契約が存在しなければならないというものであるが、これは不当である。これは基地の黙認耕作の実態を無視したあまりに形式的な論議である。黙認耕作の許可によって作られた関係を使用貸借契約類似の関係と見て、所有者である国は、米軍と同視しうる立場にあるとすれば、使用貸借権の時効取得の要件を満たしていると解することも可能である。

ただし、基地返還後の国との関係を、使用貸借関係と判断するかは、米軍基地管理権のもとでの黙認耕作権の性格を踏まえて検討しなければならない。後述するように、米軍基地管理下において形成された慣習に基づく物権的権利として捉えることができる。また、国は米軍に基地管理権を与えたことによって、米軍が特殊な内容を持つ黙認耕作権を与えることを承認していたのであり、国有地の所有者でもある国は、自己の所有地について、返還後に黙認耕作権を直ちに否定することは、信義則に反して許されないと言うこともできよう。

本件では、裁判所の和解勧告により、和解が成立した。

4. 5 現在の状態

黙認耕作問題について、第一次的責任を負わされた村は、当初黙認耕作者にこれまでの補償事例にならっ

て補償を行うことを模索してきたようである。これまでの補償事例では、国の事業に伴うもので、その事業費の中に補償費も計上されていたのである。村としては、返還跡地で行われる国の補助事業実施の中で、補償を行うことを検討していたようである。ところが、國の方針は、黙認耕作者を国有地上の不法占拠者と捉えて補償を行うことはできないとするものであった。このような國の固い態度のために、村も、黙認耕作者に対する補償で事態を解決することは困難であると方針を転換したようである。

2003年4月頃から、防衛施設局は、黙認耕作者に対して2005年3月31日に滑走路西側が米軍から國に返還される予定であるとして、この日限りに立退くことを認める確約書に署名を求めていた。

黙認耕作者側は、恒常的には集まっていたわけではないので、会員の再結集を図った。耕作者の会会員らは、この確約書に署名をしないよう取り決めた。しかしながら、総合事務局、村などから、一方では、法的手段を取る可能性があること、他方で、確約書署名者には、一定期間の耕作を認めることなどを述べるなど、村が接触を図ったために、署名者は最終的には、75%となった。

2005年4月に返還が予定されていた当時は、立看板によって、平成17年3月末を持って耕作を打ち切るように通知されているが、ほとんどが耕作を継続していた。なお通知には、在日米軍名も載っている。

確約書に署名しなかった黙認耕作者は、70名余りであり、面積からいうと4分の1を占めるという。村外耕作者は、署名をしなかった人の比率が高いという。あくまでも、農地の払い下げを求めるといふ。

読谷村跡地利用実施計画が策定された段階では、確約書に署名した黙認した耕作者と拒否耕作者とでは、異なる扱いがなされることが決まった。確約書提出者は、農業生産法人への参加が認められるが、提出拒否者には、強制排除の可能性も懸念されるところである。

両者に処遇の差が出てくる根拠は、明確ではない。

5において明らかにするように、黙認耕作者には、

使用権原があり、国に対しても使用権原を主張できよう。確約書には関係が無い。歴史的経緯から見ても、国あるいは村が耕作者に立退きを求めるのは、信義に反し無効である。

5. 「黙認耕作」の理論的検討

5. 1 黙認耕作の性格

4. で、読谷補助飛行場跡地における黙認耕作の実態を簡単に見た。黙認耕作の本質を知るには、その形成過程にさかのぼらなければならない。

黙認耕作とは、現象的に見れば、米軍施設区域内において、行われている耕作のことであり、地権者、地権者の契約・承認による者、あるいは地権者の承諾の無い者によって行われている。かつては、相当な面積にわたっていたが、今日では減少している。

黙認耕作が生まれた事情にさかのぼって見ると、黙認耕作は、米軍が住民の農耕地を基地に収奪したことによって、土地を失った住民が生存の手段として基地内に入り込んで耕作をせざるを得なくなったこと、米軍が排除しようとしても、住民が基地内に入り込んで耕作を続けたことによって生じたものであった。このような黙認耕作の実態について、報告しているのは、石井啓雄である。石井は、沖縄復帰時に、農林省の担当者として沖縄の農地実態と農地法の適用問題について調査を行った。

「…まず沖縄県民の土地所有と土地利用があり、それを米軍が圧倒的な力によって軍用地として指定し、さらに囲いこみ、地料を払うことともしたが、なお住民の耕作農民としての抵抗が強く残りつづけ、遂に排除できず（時には一旦排除した後にまた立入・利用の回復を認めざるをえず）、軍用地内に残りつづけてきた農業的な利用土地、そして「農耕ならびに薪炭採取」を占領政策上公然と認めざるをえなくなつて「許可証」まで発行せざるをえなくなった土地、それが「黙認耕作地なのである。」⁽²⁷⁾

黙認耕作を考えるときに、以上のような石井の把握を出発点に据えるべきである。

第一に、米軍基地は、本来、沖縄住民の耕作地であったこと。

第二に、基地接收後も、住民が耕作を続けたのは、住民の生存権に基づく耕作権の主張とみるべきこと、

第三に、住民の耕作権の主張に対し、米軍も「許可」を与えるを得なくなったこと。

ここから、「黙認耕作」が、米軍基地において使用権原を有していた、米軍から公認（「許可証」の発行）されていたものであり、不法占拠ではなく、当時の法秩序に適った行為として見られていたとすることができよう。

このように捉えることによって、「黙認耕作」が法的な権原が無く、正当な法的評価を得られない、不法占拠と見るべきであるという見解を打ち破ることができるであろう。

「黙認耕作」は、基地のおかれた状況によって異なる形をとつて現れる。石井の分析に従つて、記述してみよう。

第一に、米軍の基地管理形態との関係。

- ①フェンスによって囲まれていて、立入りについては、許可証の携帯が必要な場合、
- ②フェンスによって囲まれることもなく外形的には全く他の土地と区別しがたく、立入りもほとんど全く自由な場合には、許可証が不要であり、許可証の発行を受けていない場合、とがある。

第二に、耕作者の土地に対する権原との関係。

- ①所有権者が耕作を行う場合、
- ②所有者との契約あるいはその承諾によって耕作を行う場合。
- ③契約・諒解が無いが、発生経過的には、割当土地に淵源するものや、地域社会の承認・奨励によるものの場合。

「基地接收後に自治体や住民の運動によって立入りと耕作を米軍に認めさせ、地域社会の公然たる承認ないし奨励によって開墾されたものが支配的であつて、単純に無権原の占有・耕作とみなすことはできない」ので

ある⁽²⁸⁾。以上の石井の分析から、以下のように言うことができる。

黙認耕作地はすべて、米軍の承認を得ているものと考えてよく、フェンスがありゲートを通らなければならぬ場合には、許可証が発行され、そうでない自由に立ち入りできる場合には、許可証は必要ではなかった。許可証の有無は本質的な相違ではなく、いずれにおいても米軍は、これを排除する意思が無かったものであり、必要に応じて、許可証を求めたり求めなかつたりしたに過ぎない。いずれも、使用権原を有する米軍との関係では、許可証を有していないても、「黙認耕作者」の使用を認めていたのであり、許可証の有無は、米軍から使用を認められていたことについては本質的相違は無い。

他方において、読谷の黙認耕作の開始は、村が土地を割当てたことから始まり、村が開墾資金の補助を行ったりして、地域社会の承認あるいは奨励があった事案である。地域社会との関係でも、不法占拠ということができないであろう。

読谷村楚辺における黙認耕作の形成を石井のまとめによりながら記してみよう。

- ①沖縄戦の終了後、移動を命じられていた村民たちが1947年頃から村に戻りはじめるが、軍用地に接収されて、住居や耕作する土地が失われてしまった。
- ②軍用地との混住の形で割当土地の耕作が始まり、この状態が4～5年続く⁽²⁹⁾。
- ③所有権確認とかかわりあいながら次第に所有地（ないしそれとおぼしきところ）の耕作へと移っていく。
- ④講和条約発効後、基地拡大が始まると、トライ施設をはじめ楚辺の施設が建設される。この囲い込み反対で住民は敗れるが、米軍は、構造物のあるところ以外での耕作を認める。
- ⑤1954年に米軍は耕作を禁じたために、村民は抵抗をし、火入れをしないなどの条件で再び耕作を認めさせた。

石井は、耕作の開始当初から、楚辺では所有土地と耕作する土地とが必ずしも一致していなかったことを

指摘している。「楚辺の土地の、所有と耕作は必ずしも対応しあわず、面積と位置の選択は、いわば早い者勝ちで行われ、自己所有地ないしそれとおぼしきところを耕作しているのが半分、そうでないのが半分という程度だろう」という。当時なお農耕より軍労務等のほうが手取り早く、土地の選定をめぐる競争はなかったというが、村当局は軍用地の内外を問わず、村の農地を復元させるために荒蕪地解消のための補助金を坪当たり2セントだし、この軍用地内耕作をも奨励したといわれる。」

このような経緯を持つ楚辺の土地所有権意識について、農業委員を含む地元有力者の意識を石井は、紹介している。

「返還になつたら、地主の土地なのだから、他人はどうのが当然だ」という所有者の言葉に対して、石井は、「黙認耕作を続けてきた人を、地主が勝手に追いかけるならば、米軍や施設庁が耕作を禁止しても文句をいえないわけだったはずではないか」と反問して、「沖縄における所有権絶対優位の状況がはっきりとしている」する⁽³⁰⁾。

石井の記述は、楚辺は私有地であるので本件が国有土地であったので事情は異なる面があるが、読谷補助飛行場跡地の黙認耕作の成り立ちを見るのに、参考になる。

読谷補助飛行場跡地は、国有地であるが、黙認耕作が行われるに至った状況は、楚辺とは基本的には変わりが無い。やはり、村は、当初、開墾資金を補助して、「黙認耕作」を奨励していた事情は、同じである。国が、黙認耕作者を排除しようとしたことも最近まで無かった。

黙認耕作権は、最近においても当事者間において売買されている。当事者間で耕作をやめる人があれば、声をかけて、耕作権を譲ってもらいながら、土地を集積していく。耕作権の対価は、その時の事情に応じて違ってくる。1000円から2000円程度であったという。このように耕作権売買の自生的秩序ができあがっていて、トラブルは生じていない。

無の違いはあるが、本質的には、米軍が耕作者の利用を許しているという点では異なるならない。なお、読谷補助飛行場は、許可証が必要ではないが、読谷村が包括的に耕作の許可を受けていた⁽³¹⁾。読谷補助飛行場にあっても、ベトナム戦争当時など頻繁な演習があったときは、サトウキビの作付け禁止とか構築物をおいてはならないとか制限が課せられてことからも分かるように、米軍が耕作者をただ放置しておいたという関係ではなく、明確な意思に基づいて耕作を許していたのである。

復帰後に布令20号が効力を失った後は、地位協定3条の基地管理権に基づいて、米軍は、耕作を許可している。復帰前と同じように、基地の管理形態の相違によって、許可証を発行する場合と必要としない場合がある。

米軍と黙認耕作者との関係は、一面では無償の使用権であり使用貸借に類似した関係である。しかしそれは、民法の使用貸借契約が想定していた関係から生じたものではない。民法の使用貸借関係は、貸主借主間に家族的関係あるいは一時の恩恵関係を前提として有償の賃貸借関係をあえて選択しないで生じた関係である。これに対して、黙認耕作関係は、米軍に対する住民の抵抗から生じたものであって無償であることを前提にした恩恵関係でもない。このことは、黙認耕作権が売買されていたことからも明らかであろう。使用貸借契約は、特殊な人的関係に基づくものであるのに対し、黙認耕作権は、人的な関係に基づいていない。米軍は、自治体に包括的な許可権限を与えた上で、米軍の演習時には使用が制約されるなど一定のルールを受け入れれば誰にでも耕作を認めていたのである。そもそも、米軍と耕作者との間に個別の契約関係もなかつたであろう。現に、本件では読谷村に包括的に許可証が渡されていた。読谷村は耕作者に許可することが認められていた。

その権利の性格は、米軍の基地管理権を根拠に合法的に設定された耕作権であり、無償であるために、基地使用管理上の制約に服さなければならないものであ

った。

黙認耕作権には、個別に許可証が交付されるものと許可証が必要の無いものがあり、なぜ許可証が必要かと言えば、フェンスに囲まれた基地内に入るためには、通行証となるためである。したがって、許可証があるから黙認耕作権があるという関係ではない。このような使用関係は、使用貸借関係であるよりも、読谷村民という人的資格でもって認められた土地利用権であり、物権的な性格を有する権利ではなかろうか。当初、本件地域でも、パラシュート降下演習が行われるときは、立ち入ることができないなど、占有関係も制約があったことからすると、地役権的な権利であった。地役権が要役地のために他人の土地を承役地とするという関係とも異なる。そうすると、米軍によって設定された権利は人役権であると見るのが妥当である⁽³²⁾。

そのような人役権としての黙認耕作権は、長期間継続する中で、米軍の演習実施に対する抵抗の中で次第に土地を耕作によって全面的に使用収益することが可能になってきたり、黙認耕作権の売買がなされるようになって、村民以外の耕作者が権利を有するようになり、耕作を全面的に自由に行えるようになり、村民資格と結びついた人役権的性格とは離れた権利となってきた。そのような権利形態の変化は、地域社会、米軍、土地所有者たる国による一種の社会的承認とみることができる。耕作を目的とする慣習法的物権的権利に変わってきたと評価できる⁽³³⁾。

国との関係でも、黙認耕作者がどのような権原を有しているのであろうか。特別な関係から生じた人役権的な権利が、「慣習法」的に承認された物権的権利になったと捉えることができる。国は当然には、強制的に退去を求めるることはできない。

慣習法上の物権的な権利であることを認めないとても、少なくとも基地が返還されたからといって、土地所有者である国は、直ちに黙認耕作権を否定することは許されない。民有地を収奪して生まれた米軍の基地管理は、黙認耕作を認めなければ成り立たないほど住民生活の圧迫の上に成り立っているものであり、黙

認耕作の承認は基地管理上不可欠であった。米軍は、基地使用について、地域社会との軋轢を避けるために黙認耕作を認めている。これは、本来の基地提供の趣旨に反するものではなく、黙認耕作関係は、国に対して信頼関係を破壊するようなものではなく、国も、基地の円滑な使用がなされることに責務があったわけである。一方で、地域の農地を奪い、基地内での黙認耕作が不可欠な状況を作り出したのは、米軍であり、それを放置していたのは国であった。

6. 「黙認耕作」問題の意義

6. 1 默認耕作性格と土地所有権の絶対的優位の論理

石井啓雄は、沖縄社会の構造的矛盾を、高額な軍用地料に見出し、この原因を沖縄において、耕作権に対する所有権の絶対的優位という現象に見ていた。石井の前出した二つの論考（①石井・来間（1976）『沖縄の農業・農地問題』、②石井（1984）「生存・労働条件としての土地所有と軍用地料」）によってまとめてみよう⁽³⁴⁾。

米軍統治下のもとにおいて、基地による土地収奪に対抗する論理として、耕作農民の土地所有権の金銭的補償の論理ではなく、生存権補償の論理が必要であったとする。実際には、復帰後において、土地所有権の主張が高額地代の保障の論理になってしまったために、耕作権に対する土地所有権の絶対的優位の構造が定着し、基地化社会のゆがみが加速したとする。石井は、生存権に基づいた耕作権の確立が課題であるとし、沖縄における土地所有権の絶対的優位の問題点を指摘している。

読谷補助飛行場跡地利用における土地所有者と黙認耕作者との対立がまさに、土地所有権の絶対的優位と耕作権の未確立の状況の好例の例であった。このことは、石井が30年前から指摘していたことだが、今日さらにそれが強化された形で生じている。

石井は、沖縄住民が、本来主張していた土地所有権は、生存権的な土地所有権であったとする。「…沖縄における土地所有は、狭い島のなかでの圧倒的な人口過剰の下での生存条件としての土地の確保であって、本

來的には自らの耕作労働によって生活していくための場所の確保であった。」（石井、1984、p.286）。

したがって、土地所有権は、生存権的な耕作権を保障するものであったのである。ところが、沖縄では、「その耕作の場の確保要求が住民相互間の間では、所有権に対立する範疇としての耕作権ないしは耕作の論理を分立せしめなかつた。」（石井、1984）。

石井は、このことが、土地所有権の主張として、「島ぐるみ闘争」以来、復帰前の土地闘争が、耕作の場の確保を求めるのではなく、地代の要求に収斂してしまっているとする。すなわち、「労働の場の確保・『補償』こそが決定的ポイントだとする主張を沖縄側がほとんどしておらず、所有権制限の対価として地代額の問題に重点をおいてしまっていた」。（石井、1984、p.287）

そして土地所有者による、「いわゆる『黙認』耕作地に対する耕作権否認の論理はその今日的形態だといふこともできる。」

以上の石井の論理は、今回の問題にもあてはまる。60年ほど前に生じた軍による所有権の接收という事態を、今回回復するために、50年以上続いてきた耕作を消滅させるという事態を、国、県、村をあげて協力して行うとしているのである。

「日本国有地や製糖会社の大所有地においては、耕作権が容易に樹立し、対価性をもって農民間で譲渡・転貸されてきた。…これと一般私的所有地の賃貸借における耕作権の著しい弱さを、いかに整合的に理解しうるのか」（石井、1984）という課題を出している⁽³⁵⁾。

たしかに、石井の指摘のごとくであるが、一方で、そのような耕作権であっても50年以上も続いてきた事実がある。このことをどのように理解したらよいのであろうか。

読谷補助飛行場跡地においては、農民たちの自生的な耕作権売買システムができあがっていて、互いの耕作権が尊重され、耕作権が確立していた。これは、国有地ではあるが、米軍用地であったために、国が管理を放棄していたことから、観念的な土地所有権の排他

土地所有権が土地所有者の利益実現のためにだけ存在すると考えるのは、本来の土地のあり方、土地の地域社会的性格に反するものである。土地は本来的には地域の資源であるのに、高額軍用地料によって土地所有者の利益実現だけを図ることによって、土地所有者が基地からの受益者に変貌し、地域住民は、基地からの受苦者となっている関係に見られるように、極めてバランスを欠いている。読谷補助飛行場跡地利用問題でも、黙認耕作者が排除されたとしたら、かつて土地所有者であったということで、一方的に受益し、長期間耕作を継続してきたものが、そのために犠牲になるという一方的な受苦の構造が、ここでも見られることだろう。

戦前の沖縄製糖株式会社の小作人が開拓した小作地が米軍基地に接収され小作が不可能になったが、軍用地料を会社だけが受け取っているのに対し軍用地料の配分を求めた事件があった。会社側は、小作権が消滅したとして支払いを拒否し、第一審裁判所は、履行不能を理由に小作権の消滅を認め、高裁、最高裁もこれを支持した⁽³⁸⁾。沖縄では農地改革が行われていたら、小作人が土地所有権を得ていた事案である。この問題については、沖縄社会ではほとんど関心をもたれなかった。

本件は過去の出来事と違い、現に耕作者が排除される可能性がある。本件の黙認耕作の解消策が、所有権の優位構造をさらに強化するものにならずに、黙認耕作者の耕作の継続を実現するものであることを望みたい。沖縄の土地所有権偏重の社会観念を正す契機となる。

謝辞

本稿作成につき、組原洋沖縄大学教授からご助力をいただいた。

注

- (1) 沖縄県総務部総務課、1978、『旧日本軍接収用地調査報告書』
(沖縄県農林水産部、1991、『米国統治下の沖縄農地制度資料、第3巻』に抄録されている。)
- (2) 前掲、沖縄県総務部総務課（1978）p.37.

- (3) 神田嘉延、「沖縄県読谷村の農業生産構造と公共事業」、(鹿児島大学、www-kyou.edu.kagoshia-u.ac.jp/users/kanda/k33.htm) は、このような部落への帰属意識の強さと排他性がもたらされた要因は、伝統的な意識のほかに、字に帰属する軍用地料の存在もあると指摘する。
- (4) 読谷村政による基地返還を極めて高く評価するものとして、高橋明善、2001、『沖縄の基地移設と地域振興』日本経済評論社、pp.404~。これに対する一定の批判を含んだ書評として、来間泰男、2003、『村落社会研究』10(1):60。なお、来間は、宮古・石垣の旧日本軍飛行場用地返還問題について、①強制収用であっても対価があった以上は、国有地となったこと、②国有地の旧地主に対する返還は有り得ず、払い下げを求めるべきこと、③払い下げの主体は、現耕作者がふさわしいこと、④払い下げ価格は、耕作権価格を差引いた地価であること、⑤旧地主には一定の補償がなされるべきことを主張していた。来間泰男、1978. 1.10~、「旧日本軍接収用地問題—宮古・石垣島の場合①-⑦」沖縄タイムス。
- (5) 耕作者の会は当初、共産党系村議の支援のもと生活補償を要求していた。
- (6) 読谷村ホームページ参照。
- (7) 旧地主にとっては、国からの払い下げのために現実的出捐をすることを避けなければならないので、旧地主らの出捐分に相当するものとして跡地の3分の1を公共用地とすることに同意した。
- (8) ここで、実質的に黙認耕作者解消の方針と役割分担が決定されたのであろう。村が第一次的に黙認耕作解消の責任を負わされたのは、問題が極めて現地性の高いということからであろう。耕作が国有地で行われていることからすれば、当事者としての責任があるはずであったが、村の解消策を受けてから法的措置を取るということになって、国は耕作者と直接対峙する当事者としての責任ある立場を放棄している。国が「耕作者は、不法占拠者である」とし、補償を行わないという基本方針を定めていたのであるから、村は交渉カードをほとんど有しないまま現地解決を命じられたものと言えよう。
- (9) 沖縄タイムス2005年8月16日「…今後は、法人会員の同地会以外の約30人の個人会員を増やしながら会費を集め、農地としての具体的な跡地利用計画の調査などを行う方針。」
- (10) 福田毅、2003、「沖縄米軍基地の返還SACO合意の実施状況を中心に」『レファレンス』2003年10月号参照。
- (11) 大蔵省理財局国有財産課調査。
- (12) 沖縄県、2004、『旧軍飛行場用地問題調査・検討報告書』。この資料は沖縄県ホームページで全文公開されている。山之内卓也・大西緝・田代正一、2004、「黙認耕作と戦後処理問題」『鹿児島大学農学部学術報告』No54,p.30.
- (13) 村は、確定的な跡地利用計画を5月に発表することになった。村の農地保有合理化法人が旧地主らが組織する農業生産法人に貸付けを行う。関係集落単位で6農業生産法人が設立され

る。所有権回復地主会によれば、将来の生産法人への払い下げを追及するという。また、所有権回復地主会は、N P O 法人「むらおこし共進会」設立を準備している。地主には農家が少ないので、後継者、農業者養成を行い、所有権回復地主会は、このN P O 法人に移行していくという。(琉球新報4月13日) なお、確約書を提出した黙認耕作者は、75%になり、村外者も含めて、農業生産法人に参加できるという。)

- (14) 1959年、布令20号「賃借権の取得について」は、米軍用地の使用権原を定める法令で基地賃借権の設定と強制使用手続きを定めた。耕作並びに薪木採取の許可については、「合衆国に緊急の必要がなく、また琉球経済の最上の利益に合致するならば、合衆国はその規定した条件のもとに賃借地を一時使用する特権を所有者又はその他の者に許可することができる。」と定めた。これを根拠に、読谷村長あてに、許可証が発行されていた。耕作者は、村長から許可証を受けることになる。許可証に、「…被許可者は…他のものに許可をなす際、この許可は金銭上の要求をしないが、その財産の使用、修理、維持、回復並びに保護について…他のものに要求する、…」とされていた。許可証については、後掲注(24)論文p.97参照。
- 布令20号以前の軍用地内の耕作について、1950年2月1日付けて、米国軍政府指令二号「建築及び耕作制限」が出されていた。軍用地内耕作の許可是、当該軍舞台指揮官の判断で行うこと、軍事上の必要になったときは、耕作の中止、撤去を免れないことが規定されている。宮里政玄編、1975、『戦後沖縄の政治と法』東京大学出版会、p.483。
- (15) 土地収用法105条は、収用目的の消滅等による返還制度を設けている。前掲、沖縄県、2004、『軍飛行場用地問題調査・検討報告書』p.106参照。
- (16) 財務省理財局国有財産審理課によるヒアリング回答。沖縄県、2004、『旧軍飛行場問題調査・検討報告書』p.17。農地売り渡しについては、次のような手続による。国有地については、行政財産から普通財産に変更する。その上で、公共用途を優先し、それ以外は、入札によって処分可能である。農地として処分するときは、財務省から農水省に所管替えを行う。農地として耕作されていれば、所管替えが可能となり、現耕作者が売り渡し対象者となる。
- (17) 沖縄県、2004、『旧軍飛行場問題調査・検討報告書』。
- (18) 1988年の意向調査では、構成員参加希望者が203人、預託意向者が460人であった。1995年では、43名で、うち17人が60歳以上であった。後掲注(24)小川(1994)p.54参照。
- (19) 2005年に、方針の変更がなされた。
- (20) 山之内卓也・大西緝・田代正一、2004、「黙認耕作と戦後処理問題」『鹿児島大学農学部学術報告』No54、p.38再引用。
- (21) 山之内ら(2004)p.38からの引用。
- (22) 農地法は現況主義をとる。「農地かどうかは、…その土地の事実状態によって決定される」。加藤一郎、1985、『農業法』(法律学全集)有斐閣、p.118。
- (23) 山之内ら(2004)p.39。

(24) 小川竹一、1994、「黙認耕作の法律問題」『沖縄大学地域研究所報』No 9:45-68.

(25) 読谷村、1999、『亜熱帯農工業研究試験場整備事業(基本構想策定)業務報告書(1999年度)』、p.105~に1~4事例が紹介されている。5事例については、山之内ら(2004)に紹介されている。

読谷村は、烏田懇談会の提言による「沖縄米軍基地所在市町村のプロジェクト事業を実施することとし、その提言にあった黙認耕作問題解決策に期待した。提言は、黙認耕作の規模と経緯から「読谷飛行場跡地利用連絡協議会」で合意形成のため国としても協力すべき」とされていた。読谷村は、当初、東側返還部分約78haを対象として事業計画を策定し地主会の承認の上、政府提出した。これには、黙認耕作補償費が含まれていた。しかし政府は予算計上に難色を示したので、規模は20haに縮小し、黙認耕作解消費は、村が負担した。

(26) 黙認耕作者側が主張した、「使用貸借権」の時効取得という論理は、第2事件(那覇地方裁判所沖縄支部決定昭和63年)でも、次のように否定されている。

「土地の使用貸借権を民法163条に基づき時効によって取得したことを認めるには、他人の土地の継続的な用法という外形的事実が存在し、かつ、用益が使用貸借の意思に基づくものであることが客観的に表現されていなければならない(参照、昭和43年10月8日最高裁判所第3小法廷判決・民集22巻10号2145頁)。そして、土地の用益が使用貸借の意思に基づくものであることが客観的に表現されているといわれるためには、土地について何らかの使用貸借契約が締結されていなければならない。…しかし、右認定の債権者による本件土地の継続的な占有に基づく用益が、債権者と本件土地につき何らかの権限を有する者との間において締結された使用貸借契約に基づいてなされたものであることは、本件における疎明資料によってもこれを認めるに足りない。したがって、前記の債権者による本件土地の用益は、使用貸借権の意思に基づくことが客観的に表現されている場合に当たるものとはいえない。」(前掲、読谷村(1999)p.82~引用)。

使用貸借権の時効取得を認めることについては学説上反対説が有力である。判決は、賃借権の時効取得の判例から、使用貸借の一般的要件として、「使用貸借の意思に基づくことが客観的に表現」されていることが必要だとしている。ここから、本件決定が、「何らかの権限を有する者との間において締結された使用貸借契約」に基づいていることが必要であるとするのは妥当であろうか。

本件決定が引用する、最高裁昭和43年判決の判決要旨は、「土地の継続的な用益という外形的事実が存在し、かつ、それが貸借の意思に基づくことが客観的に表現されているときは、土地貸借権を時効により取得することができる。」とされている。

事案は、原告が、被告所有土地を賃借し、建物敷地、耕作地、果樹地に分けて使用し、一括して地代を払ってきたが、

被告が、賃貸借契約が締結されていたのは、建物敷地部分だけであるとして、それ以外の部分の土地に原告の賃貸借権を否定した事案であった。原審判決は、被告主張を認め、また、原告が主張した敷地以外の土地部分の賃借権の時効取得についても否定した。これに対し、最高裁は、原告が敷地以外の部分についても、地代を一括して支払っていたことから、「当然賃借部分にふくまれていると確信していたのであるから賃借権を享受する意思を以って占有していたものというべきである。」とした。

本件決定は、何らかの権限を持った者と使用貸借契約を締結していることが必要であるとした。本件の事情から言えば、米軍が使用権原を与える権原を有していたのだから、黙認耕作がなされていたことから使用権原の存在を認めることも可能である。ただし、私見は、黙認耕作を一種の入役権として設定され、それが国有地上において、慣習法上の物権的権利に変化していくものと理解している。

- (27) 石井啓雄, 1984, 「生存・労働条件としての土地所有と軍用地料」『駒沢大学経済学論集』15(3・4)p.279.
- (28) 石井 (1984) p.279.
- (29) 割当土地制度とは、米軍の土地接収により住民の帰る場所が無くなったり、沖縄戦戦火により境界が不明になったりした一方、収容所から解放された住民のために、「沖縄群島割当土地条例」が制定され、所有者不明のまま住民に軍用地を除く土地を割当てて、居住、耕作をさせた制度である。耕作土地は1952年、建物所有のための土地は1955年まで続いた。宮里 (1975), p.496~(14)。
- (30) 石井啓雄・来間泰男, 1976, 「沖縄の農業・土地問題」『日本の農業』(農政調査委員会) No106・107, p.182.
- (31) 石井・来間 (1976) p.183.
- (32) 許可証は、市町村長に無償で交付される。前注(14)参照。また、石井・来間 (1976) p.174。

市町村長は、住民に対して許可証を発行する権原が与えられる。この許可証による耕作権が市町村単位の住民に耕作権を認めるものであった。なお、復帰後、布令20号は、失効したので、許可証は交付できなくなるのかということが問題となる。現在、共同申請なしに読谷村のトライ基地へ入るために許可証が発行されている。小川(1994)p.60 (注(24)) 参照。

黙認耕作許可が、多くの住民を相手にするものであり、自治体の長に包括的な許可権原を与えることによって処理するものであることを考えると、一定の地域住民であることを資格とし、制限的な耕作権原を基地内の土地に設定する入役権であると捉えることが妥当である。

なお、稻本洋之助は、米軍の基地使用権を地役権的に構成することを示唆している。稻本洋之助, 1983, 『農家の土地保有・利用関係基礎調査報告書』(名護市辺野古地区) 参照。

入役権は、特定の人の便益のために他人の物(動産、不動産)を利用する物権で、他人の土地で魚つり、狩猟などをする権利で、旧民法では規定されていた。(有斐閣, 1989, 『新

法律学辞典(第三版)』有斐閣)。また、現民法に規定はないが、地役権または人的役権とみられるものに、農用林の利用権(農地法)、森林の土地使用権(森林法)などがあるという(中尾英俊, 1968, 『注釈民法第7巻』有斐閣)。

- (33) 民法175条の規定にもかかわらず、法例2条の要件を満たせば慣習法上の物権的権利が成立するという説が有力である。黙認耕作権は、耕作目的のみで他人の土地を利用する権利である。復帰の前後を通じて、米軍の基地管理権によって権利を付与され、長期間の耕作継続により、米軍による利用の排除がなくなり、耕作者間で一定の利用秩序が形成されてきた。復帰前においても、慣習上の権利(人役権)として認められると考えられる。本件の例でも、読谷村が黙認耕作を近年に至るまで単なる不法占拠者と見ていなかったことは明らかであり、島田懇談会事業実施までは、黙認耕作者に対する補償を行っている。一方で、訴訟事例では、村は、黙認耕作者に耕作権原がないことを主張しているが、特定の土地をめぐっての利用が対立した事案であり、一般化して捉えることはできない。国は、基地提供者として米軍の作出了した黙認耕作関係を、基地が返還されたからといって直ちに否定するのは、信義則に反する。それ以上に、基地が地域社会の中で安定的に存在するためには、黙認耕作関係を承認することが便宜であったのであり、本件でも既返還地があったのにかかわらず、黙認耕作関係を解消しようとせず、むしろ返還跡地の管理を黙認耕作者に委ねていたという側面もある。

復帰後も、国は、国有地であっても、基地管理は米軍に任せ、フェンスの無い軍用地についても管理は行わず、黙認耕作秩序を認め、土地管理を耕作者に委ねていたと見ることができよう。これは、読谷補助飛行場のすでに返還がなされた部分においても、同じであった。国においても、黙認耕作秩序の是認があったと見ることができる。

この慣習上の物権的効力をもつた入役権は、対象が米軍用地上に成立する特殊な権利であるから、法令に規定がなく、この権利の行使の基礎には、生存権的な必要性があり、耕作による地域社会の便益の増大にも貢献し、公序良俗に反していない。米軍が設定した入役権的な用益権能が制限された。耕作権に由来して、徐々に全面的用益権を得て、返還基地内に慣習的に成立した耕作権を、それが法令に規定がない種類の物権であり、社会的に有益な権利として、慣習法に基づく物権的権利として認める余地があろう。

- (34) ①は注(30)、②は注(27)参照。
- (35) 石井の宿題は、より深い調査を待ってしか答えられないが、仮説だけを述べておこう。

沖縄社会において、国有地あるいは製糖会社所有地に対して、その土地所有権を尊重する意識は、共同体(シマ)の土地に比べて低い。沖縄の住民にとっては、共同体(字)の範囲の土地は、相互に尊重しなければならないという意識が強い。そのため、国有地・会社有地が他者に占有されているなどの事態については耕作者に寛容なのではなかろうか。これ

に対し、共同体の範囲の土地については、耕地が零細であつたため土地の共同体総有制による割替制が行われていた。これが各戸に分割されたものであったため零細な土地所有が生活の全基盤となり、土地所有権に対する絶対的依存が生じた。このような所有意識の中で、黙認耕作権を主張することは、共同体の土地を侵害すると捉えられることになろう。これが、石井の指摘するような国有地における耕作権の確立、私有地における所有権の絶対的優越性という表面的な現象を生み出したのかも知れない。ただし、本件のごとく、国が所有権の排他性を主張し、政治的な力を背景にして、耕作を排除しようとしたときには、地域社会において耕作権が根本的に確立していたわけではないので、黙認耕作者が地域社会の支持を得ることが困難になる。

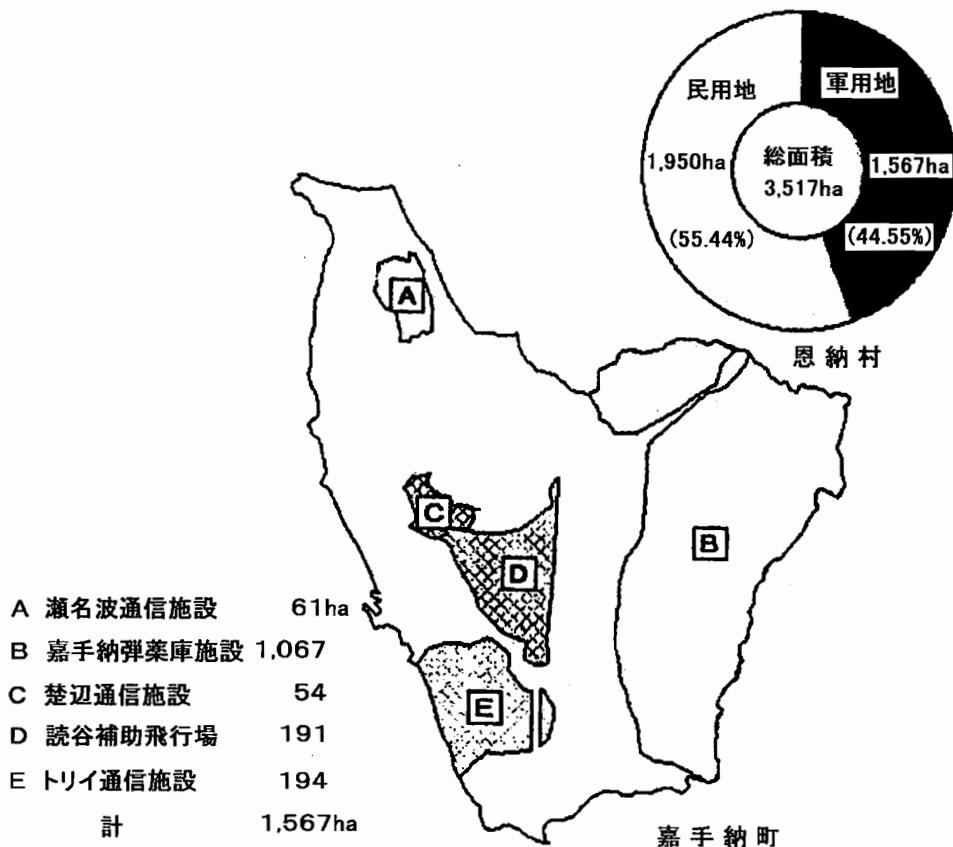
(36) 組原洋は、フィリピン農民が道路脇の空地などを開墾する

ような事例と黙認耕作を関連させてみている。組原洋, 2004, 「読谷飛行場跡地の黙認耕作」『沖縄大学地域研究所年報』No 18:31-41.

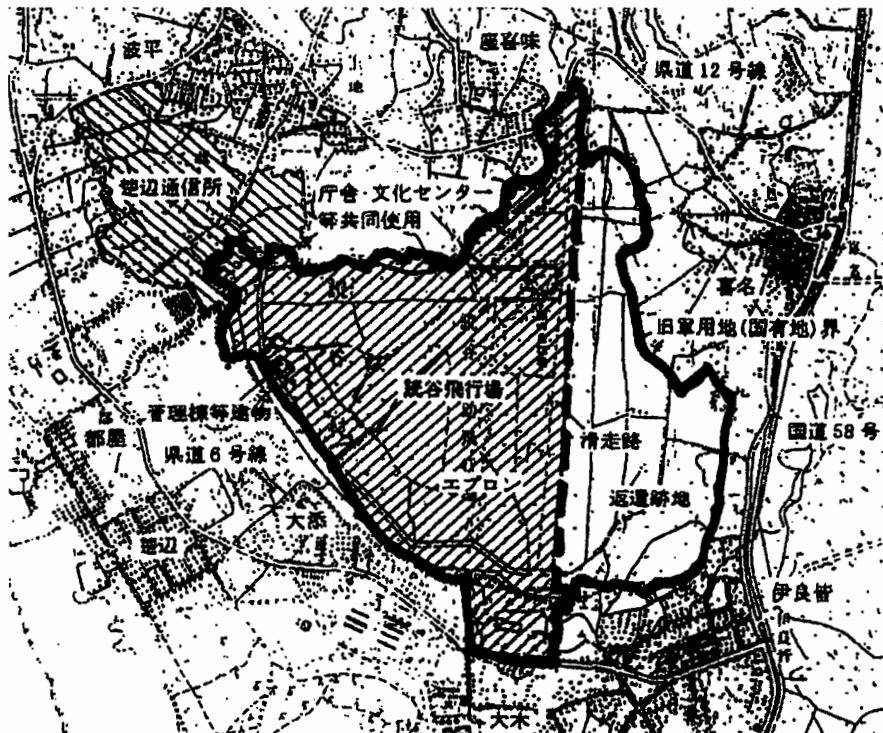
- (37) 沖縄の土地所有権と基地との関わりの中で、軍用地料追求に所有権が向かうメカニズムについては、小川竹一, 2000, 「米軍基地問題と市民法」, 浦田賢治編『沖縄米軍基地法の現在』一粒社,復帰前の軍用地法制については、小川竹一, 1993, 「沖縄の法体系の変遷と米軍用地小作人訴訟」『沖縄大学地域研究所年報』No 4:3-29.
- (38) 組原洋, 1991, 「米軍用地小作人訴訟における利益衡量」『沖縄大学地域研究所所報』No 4:12-14. 小川竹一, 1991, 「沖縄土地住宅対小作人事件」『沖縄大学地域研究所所報』No 4:15-30. 小川竹一, 1995, 「沖縄の米軍用地内にあった小作人らの賃借権の効力について」『沖大法学』No 16:80-132.

付表1 旧軍飛行場現況一覧 出典:沖縄県「旧軍飛行場問題調査・検討報告書」

施設名、接收時期	現在の状況、所有、経緯等	9. 海軍飛行場 (平良市) 18年10月	宮古飛行場、畠(国有地) ・耕作者が国と借地契約して使用しており、耕作者からは払い下げの要望がある。 ・H13 旧宮古海軍飛行場用地等問題解決促進地主会結成、協議会加盟 ・H15 協議会を脱退し、連合会を結成・加盟
1. 伊江島飛行場 (伊江村) 18年10月	伊江島補助飛行場、伊江島空港(国有地) ・一部の土地は所有者不明(県管理)となっている。 ・ほとんどが黙認耕作地。 ・H15年 伊江村旧飛行場用地問題解決地主会結成		
2. 沖縄北飛行場 (読谷村) 18年夏	読谷補助飛行場(国有地) ・S49 読谷飛行場用地所有権獲得期成会(後に読谷飛行場用地所有権回復地主会)結成 ・S54 三原開発庁長官国会答弁「国は地元の利用計画などが提出されれば払い下げを検討する」 ・S62 読谷村「読谷飛行場転用基本計画」作成 ・H8 那覇防衛施設局、総合事務局、県、読谷村による「読谷飛行場跡地利用促進連絡協議会」設置 ・H12 旧軍飛行場用地調査問題解決促進協議会(以下、協議会)加盟 ・H13 ~島田懇談会事業(先進農業支援センター)に着手		
3. 沖縄中飛行場 (嘉手納町) 19年4月	嘉手納飛行場(国有地) ・復帰前 旧中飛行場関係権利獲得期成会(後に嘉手納旧飛行場権利獲得期成会)結成 ・S52 土地所有権確認訴訟を旧地主が提訴 ・H7 最高裁において原告が敗訴 ・H12 協議会加盟 ・H15 協議会を脱退し旧軍飛行場地主会連合会(以下、連合会)を結成・加盟		
4. 沖縄南飛行場 (浦添市)19年着工	牧港補給地区(キャンプキンザー)(民有地) ・所有権申請で旧地主の所有権が認められた。		
5. 小禄飛行場 (那覇市) 16年~19年	那覇空港(国有地) ・旧那覇飛行場所有権回復地主会(後に旧那覇飛行場問題解決地主会) ・H12 協議会加盟 ・H15 鏡水地区の旧地主が旧小禄飛行場字鏡水権利獲得規制会を結成、連合会加盟		
6. 石嶺秘密飛行場 (那覇市)19年着工	民有地 ・所有権申請で旧地主の所有権が認められた。		
7. 沖縄東飛行場 (西原町) 19年	民有地 ・所有権申請で旧地主の所有権が認められた。 ・S34まで米軍が使用後、解放された。		
8. 与根秘密飛行場 (豊見城市)19年着工	民有地 ・未使用のまま放棄され、自然発生的に地主が使用したようである。		
9. 海軍飛行場 (平良市) 18年10月	宮古飛行場、畠(国有地) ・耕作者が国と借地契約して使用しており、耕作者からは払い下げの要望がある。 ・H13 旧宮古海軍飛行場用地等問題解決促進地主会結成、協議会加盟 ・H15 協議会を脱退し、連合会を結成・加盟		
10. 中飛行場 (上野村) 19年4月	畠(民有地)、一部国有地 ・S55,56 旧地主と現耕作者がほぼ一致していので、農地法36条にもとづく売払いが行われた。		
11. 西飛行場 (下地町) 19年11月	畠(民有地)、一部国有地 ・S55, 56 旧地主と現耕作者がほぼ一致していたので、農地法36条にもとづく売払いが行われた。		
12. 平得飛行場 (石垣市) 18年~20年	石垣空港(国、県、市、民有地)、畠(民有地) ・S61,62 旧地主と原耕作者がほぼ一致していたので、農地法36条にもとづく売払いが行われた。(旧地主と現耕作者が一致していない土地については、旧地主から同意書をとって現耕作者に売払いしている。) ・H15 旧日本海軍平得飛行場地主会設立、連合会加盟		
13. 白保飛行場 (石垣市) 18年~20年	畠(国有地、一部民有地) ・耕作者が国と借地契約して使用しており、耕作者からは払い下げの要望がある。 ・H13 旧日本陸軍白保飛行場旧地主会結成、協議会加盟 ・H15 協議会を脱退し、連合会を結成・加盟		
14. 平喜名飛行場 (石垣市) 8年	国際農林水産業研究センター沖縄支所(国有地) ・大日本精糖、大浜村と海軍省が売買契約を締結		
15. 宮良秘密飛行場 (石垣市) 20年	畠(民有地) ・全筆、大浜村の所有地であった。登記簿上は所有権移転の確認はできない。 ・戦後、分筆し農地として払い下げ		
16. 海軍飛行場 (南大東村) 18年~20年	旧南大東空港滑走路(国有地)、畠(民有地) ・日本精糖会社から國へ譲与された。 ・畠部分は復帰後、農地法36条にもとづく売払いが行われた。 ※南大東島は昭和39年まで全島が日糖所有地であり、地籍がなかった。		



付図1 読谷村米軍基地位置図 出典：読谷村資料。



付図2 読谷補助飛行場地図（区域及び使用状況）

「亜熱帯農工業研究試験場整備事業（基本構想策定及び全体計画調査）基本構想推進調査報告書」（平成12年2月・沖縄県読谷村）6頁の地図から作成。太線内が読谷飛行場跡地。西側斜線部分が未返還部分、東側が返還部分。返還部分のうち、北側あの網かけ部分が亜熱帯農工業研究試験場整備事業計画地区である。

出典／石井啓雄 農林省農地課「沖縄における、いわゆる黙認耕作について」

耕作並びに薪木採集の許可証

許可番号
許可証更新番号

合衆国は本書をもって、合衆国により何時にても取消しの出来る____年____月____日から____年____月____日迄5ヶ年を越えない期間にわたり、下記定義の条件並びに本書別紙添書「A」の「土地使用規則」を受ける所の、本書別紙添書「B」の図書上に緑色にて区画された土地約エーカー_____、第_____号と命名された合衆国軍施設の部分地に耕作及び薪木採集のみの目的にて現金の補償なくして許可証を_____長の代表せる_____当局に対し交付する。

本許可証を受けた以上は、被許可者は合衆国の一級規則に基づき、同財産の使用、修理、維持、回復並びに保護につき、責任をもつ事を要する。耕作或いは薪木採集の為如何なる同財産の使用につき他の者に許可をなす際、この許可は金銭上の要求をしないが、その財産の使用、修理、維持、回復並びに保護について合衆国の規則に従って活動する事のみ他の者に要求する。以上同意する。

了承事項

1. 耕作又は薪木採集の為、他の者がそのいずれの財産を使用する許可を受ける前に於いて、被許可者は合衆国が同財産を取得した所有者に対し使用権を最初に与える事、又被許可者は合衆国に對し、その許可に關し、土地の記載書及びその土地を使用し又は占有する人々の身分証明書を要請のあった時提出する事。
2. 財産の使用、修理、維持、回復並びに保護についての規則に従って確保する為、合衆国が同財産を視察する事が出来る事。
3. 本許可の取消しをせず合衆国は時々同財産の地域の部分を取消し、又は追加をする事が出来る事。
4. 本許可に係る、いずれの地域についての取消しより或いは本許可の取消し、又は通常の定期より生ずる農作物又は薪木蓄積に対する損害につき補償支払はなされないが、合衆国の事情の許す範囲にて、合衆国は纏付け荷みの農作並びに蓄積された薪木の採集を許す事。
5. 合衆国の書面による合意なくして、構造物又は他の永久的な財産は同財産に設置されない。
6. 許可是自然消耗を除き、土地の使用並びに占有によって生じた合衆国の如何なる財産に破損のあった時、その修理、置換、又は支払いにつき取り決めをなす責任がある。又彼の土地の占有の結果又はそれに伴なって生じた財産の破損或いは人的傷害のあった時、合衆国に責任を負わしめぬ事。
7. 米国議会議員または代議員は本許可証より利益をうけてはならない。またもし同地が現在課税対象となっておらず後日対象とされる場合、本許可証は再協定される。

以上を証し、私は本日19____年____月____日陸軍長官の相手により本書に署名した。

アメリカ合衆国

上記証書はその条件とともにここにおいて本日19____年____月____日受理す。

証人

証人

付図3 耕作並びに薪木採集の許可証

米国における法教育について — Law-Related Education (LRE) —

三谷 晋*

Law-Related Education in America

Susumu Mitani

本稿ではアメリカにおいて法曹養成や法律専門職以外の法学教育（Law-Related Education(LRE)）の歴史的変遷及び現代のLREの内容について検討を行っている。

アメリカのLREの歴史は古く植民地時代にさかのばるが、当時のLREは憲法教育でありまた偏った愛国心を育てるものとして批判がある。その後、大学におけるリベラルアーツ教育においても法学教育が必要であるとの主張を経て、小・中・高と次第に法の専門教育とも公民とも異なる法教育が行われるようになっていく。しかし国家は背後から支援するのみで、法学教育は私的団体を通じて行われている。その内容は、市民性の向上や読み書きや批判的考察力の養成が重視され、一定の成果を収めている。

キーワード：法教育, Law-Related Education, LRE

<目次>

1. はじめに
2. LREの歴史
3. 現代のLRE
4. むすびにかえて

1. はじめに

わが国の法学教育は、大学教育以前においても憲法に関する議論や公害訴訟などの著名な裁判例などが公民等で取り上げられてはいる⁽¹⁾。しかし、それらの検討は概説的なものにとどまり、内容的な深さがあるとはいえない。やはり法学教育といえば大学や大学院における専門教育を中心に、その他、一部の教養科目として設置された講義のなかで行われてきたというのが実情である。このしくみは、これまでのわが国の実情に照らして、不足はあるもののそれなりに承認されてきたものなのかもしれないが(異論が出なかったという意味で)、裁判員制度の導入、治安の悪化、ルール不遵守その他の不正など、さまざまなものにおいて法遵守

(コンプライアンス) の声の高まりの中で法学教育のあり方を再検討する必要性は一般的に高まってきているように思われる。また法科大学院の創設などによって既存の法学部を抱える大学における法学教育についても再考する時期でもある。特に法律に携わる仕事につかない者を多く抱える大学は法学教育のあり方を考えるべき格好の時期なのではないかと思う。

ところで専門教育課程以外での法学教育については、現在のところ、弁護士会などの実務家を中心となって、シンポジウムの開催や著作が出されており⁽²⁾、また大学人も主に教育学者が先駆的な研究をしている他⁽³⁾、桐蔭横浜大学の「裁判員候補者の地域市民の法教育支援」が二〇〇五年度の現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)に採択されるなどして急速に法教育にも注目が集まっているように思われる。また、裁判員制度の導入を念頭に國も法教育のあり方を模索しているところである⁽⁴⁾。しかしながら上記の法教育についての各レベルの取り組みははじまったばかりであるし、政府の取組は裁判員制度を主として念頭に

*岐阜大学地域科学部, 501-1193 岐阜市柳戸1-1

おいてのことであることもあり、大学前においてどのような内容の法教育をどのようにおこなうべきか、そもそも何をもって法教育とするのか等、について、活発な議論が関係者であるはずの法学の教員の中で活発に行われているとはいがたい。

このような中で、法曹教育ではない法学教育についてのある程度の経験を積んできた米国の実情について検討しておくことは無意味ではないように思う。アメリカにおいても通常、法教育というのは専門教育—法曹志望者に対するロースクールでの教育(Legal Education)一のことを念頭におくが、ロースクールの学生を対象としない、大学前の小学校入学前から高校卒業時までの期間でなされる法教育もある。これを特に「Law-Related Education(以下、LRE)」という。このLREは、以下でみるようにアメリカの教育の一部として歴史もあるが、その内容や手法は時代とともに変化し、実はいまだに統一した内容と方法論があるとはいえない状態である。

興味深いのは、アメリカにおいても、この法教育が現代教育において果たすべきあるいは果たしうる役割について法学者のなかではあまり議論がなく、そのため、LREは時として奇異な印象を持たれることである⁽⁵⁾。さらに興味をひくのは、論者によつてはLREの目的が、単に法について知識を提供し理解を得させるだけではなく、読み書き話すといった伝統的に重要とされてきた基本的な技術を修得させようとする試みとされられ⁽⁶⁾、そのうえで、市民性教育(citizenship)や批判的思考力の鍛錬、価値理解の方法・技術(value-sorting skill)をも達成しようとすることがある⁽⁷⁾。

こうしてみると現在のLREの目標は、あれもこれも含んでいるという感はあるが、特にLREを通して読み書き話すという教育の基本について成果がみられるのであれば、大学前教育だけではなく、大学においても受験戦争にさらされずにきたために読み書き話すという点に問題のある大学生の補習としても使えよう。この点、大学前教育で法を講義する者だけではなく、大学で法を講義する者であつてもLREを検討する意義が

あると思われる。

今回は、LREの発展とその内容・取組・目的・効果・課題などについて検討することとする。LREのプログラムの検討については他日を期すことにする。

2. LREの歴史

アメリカにおける法曹教育ならぬ法教育の観念や実際の取組は、合衆国建国前のイギリス統治時代までさかのぼることができる。以下時代ごとにみていくこととする⁽⁸⁾。

(1) 植民地時代から南北戦争後の南部諸州の再編入まで

アメリカがまだイギリス統治下にあった時代において、すくなくとも1642年の段階においては、植民地の諸法には生徒に一定程度の法教育について定めがあったようである⁽⁹⁾。このLRE黎明期のプログラムは、多くの賛同者—主要な教育者、立法者その他—を得て行われていた⁽¹⁰⁾。

またLREを行うべきとする法は、初期の植民地時代にさかのぼることができるもの⁽¹¹⁾、その当時の教本は現存していない。現在確認できる教本は、アメリカが独立を果たす後のものである⁽¹²⁾。

このころのテキストは、Bennettによると二つのタイプに分けることができるとされるが⁽¹³⁾、これらはどちらも、簡単な方法での政府や憲法の情報提供を特徴とするものの、その問題点をより深く探求したり、憲法の発展について議論しようとするものではなかったようである⁽¹⁴⁾。

一つめのタイプは、問答集型で⁽¹⁵⁾、思考を促すというより、思考を埋め込むようなものであった⁽¹⁶⁾。つまり、憲法の基本理念や基本事項を示してはいるが、いくつかの選択肢を選ぶ過程で思考して自分なりの答えを見いだすというものではないので、思考力の鍛錬にはつながるものではない⁽¹⁷⁾。

二つめのタイプは、条文ごとに探求する簡単なコメントール方式である。すなわち憲法の条項とその意

味について条文をいくつかに区分してそれぞれやや細かい説明を加えていくものである。また、これらのテキストの特徴としては、政府の一般的説明や政府ができるまでの過程、憲法の各条文の精確な言葉の意味の他、その条項がなぜ憲法に取り入れられたのかについても提示しようとするものであった⁽¹⁸⁾。なかには実例もあげて説明するものもあったようである⁽¹⁹⁾。ただししかこのタイプもBennettによれば体系的に憲法の発展を示しているものでもないし、生徒が自分で考えるようにするものでもなかった⁽²⁰⁾。

ストオリ裁判官の1840年に出版された“合衆国憲法のわかりやすい説明”はこのタイプであったが、彼がその著作の序文で、“この本が目的としているのは、個々の人々の読み物としてだけではなく、普通学校や教育機関における高学年の講義の教科書として使われることである”と述べているように、最初からLRE用を意図されたものであった。その趣旨を高めるためにか、ストオリの教本には、独立宣言や、アメリカ連合協約（the Article of Confederation）、憲法、ワシントンの告別の辞、議会の儀式（Congressional Ordinance）などの多くの重要かつ代表的な文書が掲載されていた。

問答集型も逐条解説型も共通する内容としては、その記述内容が主に連邦国家に焦点をあわせ連邦憲法を賞賛するという点があげられる。また地方政府や非政府組織についての議論、たとえば商業・経済上の法的問題、刑罰の問題、分業の問題を含むものはわずかに数えるほどであった⁽²¹⁾。さらに、自由、平等、愛国心などの諸価値や、慈善的キリスト者の道徳に、中産階級の価値である勤労、誠実、正直、個人の努力への報償、合法的な権威への服従が付け加えられていた（特にニューイングランド）。つまり、初期の市民教育プログラムは、より完成度の高い合衆国の構築だけではなく、建国者たちが有していた諸価値や信条に対する忠誠心と服従をも加味したものであった⁽²²⁾。

連邦中心主義・憲法中心主義となった理由だが、当時の歴史的背景と連動することが指摘されている⁽²³⁾。すなわち、“国家創設当初は、国力の増強をはかる必要

があった。憲法は、この国家を統治する機構を創出した文書であったし、ナショナリストとフェデラリストの間の論争はあったものの、憲法は国を結束させる力であった。若い、新しく独立した国家にとって、國の基本となる政府の知識は非常に重要でありLREはこの目的を達成しうるものであった。南北戦争後、多くの州が政府の基本についての教育を義務づける法律の制定に見られるように、ふたたび憲法と政府について国民をあげての理解と尊敬の念の向上を達成する必要性が認識されていた”⁽²⁴⁾。

上記のような背景をもつ連邦制賛美・憲法賛美型のLREは、国力の増強の観点からみれば意味のないことではないとは思われるが、戦前の日本の教育を彷彿とさせるものがある。つまり、LREの主眼が国家主義的な思想の養成が主となっている点や、また、すでに指摘したように憲法も法である以上、「生きた法」として認識すべきであるのにこれがされていないこと、さらに対象が一部若干の例外があるものの憲法問題に特化しており範囲がせまく、かつ、批判的思考の育成という点も欠けているという問題を指摘することができよう。

（2）19世紀から第二次世界大戦まで

アレクサンダー論文で第二期とされる時期は19世紀から第二次大戦までである。このころの教本は法のより幅広い見識を提供するようになっていく。内容的には、記述の比重が連邦政府に重きをおいていた第一期とは変わり、地方政府の比重が大きくなる。また、仕組みを単に知識として提供するだけにとどまらず政治機構の実際の機能に目を向けるようになる。そのスタイルも、問答集や逐条解説集は衰退していくようでもある。しかしながら、これら同様の教本の多くについて、Bennett教授は、ほとんどが憲法を生きた法として認識するという著しく基本的な憲法学の理解を欠いたものに止まっていたと指摘する⁽²⁵⁾。

Bennett教授の批判にもかかわらず、第二期のLREは、第一期よりも市民権を得て学校教育のなかで普及して

いく⁽²⁶⁾。学校側は、第一次世界大戦の前後に愛国心教育が叫ばれる中で、生徒をよき市民に育てる重要性と、そのための手法としてLREが有用であることを認識していたようである⁽²⁷⁾。

しかし、この時代の問題点を指摘すれば、LREはまだ憲法教育が中心であり、殆どの州で中学からの必修とされていたが、その教育は視野が狭く幅の広さを欠くもので、また教員も訓練を受けないで教育をしていくことなどの問題点が指摘されている⁽²⁸⁾。

(1) 及び(2)の時期のLREの内容的な特徴は、焦点とされていたのが主に憲法教育と国家の基本的な政府機構の理解の普及、しかもその形態は暗記にあったことである。つまり、政府の機構の実際の機能の様についての理解や、そのなかで自分が主体的に行動する際のスキルの獲得はもちろんのこと、批判的思考力の養成は重視されていなかった。つまり、「一般的には、初期のLREは狭く制限された見識によって特徴づけられる」⁽²⁹⁾。

このようなアプローチでは、生徒自身に建国者の政府機構の構築の意図やその制限の有無というもっと重要な問い合わせ深く考えさせようとするものとはいえなかつた。

これらからアレクサンダーは、〈1〉いくつかの選択肢の中から分析を通して最善の方法を選び取る際に必要な批判的思考力のスキル（これは“法律家のように考える”ともいわれる）、〈2〉当該システムの実際の機能、〈3〉当該機構内における効率的な行動の方法、といったことを教えておらず失敗と評価する⁽³⁰⁾。

（3）1950～70年代初頭

憲法教育に限定されていた過去の法教育から第二次大戦後は大きく路線が変更された。より実践的で批判的思考力の養成を内容とするLREの意義を認識し主張した者に、ポール・フロイント教授がいる。

彼は1953年に「法と大学」という論文を発表する⁽³¹⁾。この論文の主題はロースクールではなくカレッジにおける一般教育に対して法が果たしうる役割についてで

あり⁽³²⁾、そこでは「法的思考」に関する教育を提供すべきと考えていたが⁽³³⁾、彼の業績はカレッジにとどまらない法教育の萌芽的な研究であったとも考えられている⁽³⁴⁾。その特徴については、次のようにある。

「みなは私の思考の中にあったものがビジネスマンのための法とかエンジニアのための法の単なる“実践”コースではないということを理解するだろう。望むべくは、小切手をどうやって裏書きするのかという教育ではなく、達成できれば役立ちかつお金の節約にもなる自動車のエンジン修理を訓練する科学的手法における一般的教育を超えるものである。結局、これら専門家、すなわち法律家やメカニックは、市民がこれらのサービスをうけるために存在する。しかし、科学の可能性や制限をいくつか理解することや法の方法論や発展を理解することは、理解の難しい安全や自由という重要な問題を判断するための基礎として、他人任せにできない責任である。その意味で、最も実践的な検討は、最も役に立っていない可能性があるのである（368頁 フロイント）」⁽³⁵⁾。

上記からわかるように、彼の考える法教育とは、安易な「知って得する法律知識」というのではなく、より抽象的な思考訓練としてのLREを念頭にしている。ちなみに、この論文は、全米ロースクール協会の注目をひき、1955年に「リベラルアーツにおける法教育に関するラウンドテーブルミーティング」へつながる⁽³⁶⁾。

この会議の内容についてはトマス・エリオットが論考を出している⁽³⁷⁾。エリオットもフロイントに言及しながら、LREにおいて司法過程を現実的に検討しようとする試みは高く評価されるべきとした。そして、いくつかの既存の教材を検討した後、エリオットは、法のシステムにおいて行使される、現実の問題に対処するための講座をカレッジに置くように主張した。このエリオットの関心は、カレッジに向けられていたが、LREの手法の変革と範囲の拡大という点では重要な転

換期の訪れを示しているように思われる。

なお、この時代—50～60年代—は、貧困への対応が叫ばれ、法律サービスプログラムの展開などの現代的な社会運動が展開されていた時期と重なる。それもLREに影響を与えていたという⁽³⁸⁾。すなわち、1969年に、いわゆる予防法学教育の重要性を指摘する論文が簡潔に国の法支援プログラムとその効果について検討している。LREの一環として認識することが可能であるところの予防法学教育は、力のない人々に対して彼らの法的権利について教育する手法であり、彼らが自分たちの権利について知り、そして、その権利を守る方法を知るようにするものであったが、この社会保障の対象者たる貧困者への教育を核とする予防法学教育の試みは、結果として単にリップサービスで終わったとの評価もあるものの⁽³⁹⁾、法的支援プログラムの増加や支援官庁のスタッフの増加よりも貧困の法的な問題の最も重要な対応であったとの評価もある⁽⁴⁰⁾。

さらにこの時代はベトナム戦争やウォーターゲート事件などアメリカ人の心を荒廃させる出来事があったが、この荒廃への立て直しとして、それまでの盲目的な愛国心の養成教育とは若干異なる、自由、正義、公平、財産、権力などのまさしく法的な価値の探求を通して上記荒廃から立ち直ろうとする傾向もあったようである⁽⁴¹⁾。

この時代においては、ようやく形式的な憲法教育に限られず、より広い司法過程の探求やいくつか価値へ法的に検討する必要性が認識してきた。「それは、法の形式的構造を超えるものを教えるものであり法のシステムのより深い理解を提供することとなるもの」であった⁽⁴²⁾。そしてこの流れは、次第に提供される対象をカレッジの学生や貧困者から、高等学校以下にまでひろげて行われるようになっていくのである。

(4) 1970年代および80年代

アメリカ連邦司法省の「青少年の正義および非行予防局（OJJDP）」は、LREが非行減少や市民性の向上において有効であることを前提にしつつ、独自のプログ

ラムを自らが作ったり国家政策として各州でLREを義務づけたりするのではなく、あくまでも、民間ベースのLRE提供者への支援とLREを求める者への情報の提供に努めるといふいわば後方支援的な活動をしてきた。特に、以下の<1>～<2>の国家規模で行われるLREプログラムに対して1978年から数次にわたり資金提供をしている⁽⁴³⁾。以下では、それぞれのプロジェクトについて簡単に説明をしておく（<6>では支援を受けていないプログラムを扱う。ここではその他とした）⁽⁴⁴⁾。

- <1>市民性に関する青少年教育ABA特別委員会（ABA YEFC）、—ABA Special Committee on Youth Education for Citizenship—
- <2>Street Law／市民の法教育のための全国組織（NICEL）、—Street Law／National Institute for Citizen Education in the Law—
- <3>公民教育センター（Center for Civic Education）／自由な社会における法プロジェクト（Law in a Free Society Project）（CCE／LFS）、
- <4>憲法上の権利基金（CRF）、—Constitutional Rights Foundation—
- <5>Phi Alpha Delta Law Fraternity（PAD）
- <6>その他

（1）市民性に関する青少年教育ABA特別委員会（ABA YEFC）

アメリカ法律家協会（American Bar Association）のLRE部門として、「ABA Special Committee on Youth Education for Citizenship」が存在した。このプログラムの目的は、青少年に法制度で守られる青少年の権利と発生する責任について理解を促進することであり、その取組を行う者は、学校区、州および地元弁護士会、他に法と市民性を小学生・中学校などの生徒に教えることに関心のある団体や個人であった⁽⁴⁵⁾。YEFCの活動は、LREの教授法の説明を広報を通じて提供するとともに、LREにおいての最近のトレンドについて議論するというものである。また、YEFCは、「Update on Law」を出版し、結婚と離婚、有権者の無関心についての性差別などの

多くのトピックを教えるにあたって必要な情報を提供してきた。これらの情報は積極的でも幅広くもないものであったが、これら情報はLREの普及活動として有効であったという⁽⁴⁶⁾。

〈2〉 Street Law及びNational Institute for Citizen Education in the Law(市民の法教育のための全国組織(NICEL)⁽⁴⁷⁾)

ここではStreet Lawを主に補足としてNICELの紹介をしておく。

このStreet Lawプログラムは非常に有名なLREプログラムである⁽⁴⁸⁾。これはもともと1971年からジョージタウン大学ロースクールで行われている科目であり、ロースクールの学生が高校生や刑務所の受刑者に対して法律の話をするというものであった。現在ではStreet Lawプログラムは他のロースクールでも行われているが、ロースクールごとにそれぞれに異なる。たとえば、Yale大学ロースクールでは、LREに関心のある学生は秋期セメスターの間、春期からの実践教育の準備のための一連のトレーニングゼミへの参加が義務づけられていた。当該ゼミでは、通常、二年目の学生のプログラムディレクターがすすめていき、個々の講義は州や地元の学校の教員や監督者が行うことになっていた。春期になると、新たに訓練された学生教員はニュー罕ブンの公立学校に赴き、一学期の間、教壇に立つ。だいたいは9年次の公民のクラスにおいてであるが、いくつかはより特化されたコースにおいて商取引法やアメリカの歴史(Advanced U.S. History)などのLREを行う。ロースクール学生達は教員として2~3グループで作業し、通常、週3日~4日ほどを担当をする。残りの1日か2日はフルタイムの公立学校の教員が講義をする。フルタイムの教員によって最初の3~4日になされた仕事の補足がなされる。Yaleの学生教員が公式に用いているテキストはStreet Lawのテキストだが、しかし、これは議論の出発点としてしか用いられないようである。Street Lawプログラムの期間の短さゆえに、テキストのすべてのテーマを扱うことはできないので、殆どの場

合は、そのテキストをもとに生徒から勉強したい事項などについて若干の指針を求めるようである。大学院生教員は完全に授業の責任をもち、宿題やクイズ、小テストや試験の用意や評価も行う。ただ、評価の最終的決定はフルタイムの教員に残されている。フルタイム教員は、通常はStreet Lawの学生教員の評価と自己の適切であると考える評価とを考慮して評価を行う。学期の終わりに、学生教員は、二つのゼミ単位履修とするために、彼らがその年を通じて完成させた仕事について、プログラムディレクターに当該経験についての内容とその評価について報告書を提出しなければならないとされる。

現在のところ、Street Lawの取組は、イエール大学、コロンビア大学、ルイスアンドクラーク大学、ユタ大学、デトロイトカレッジオブロー、オハイオ北大学など70を数える⁽⁴⁹⁾。90年代初頭においてもプログラムは10~30人ほどのロースクール学生が参加し対象となる高等学校は数百にのぼり、このなかには80人のロースクール学生が参加し1000人もの生徒に教えているプログラムもあったのである現在ではその範囲は大きくなっていると思われる。

他方、1975年に設立のNICELは、市民に法システムのなかで権利と責任を認識してもらう法教育の機会を増やそうとして設立されたNICELは、Street Lawプログラムの派生系、拡大系として位置づけることができる⁽⁵⁰⁾。しかしNICELは、Street Lawのプログラムをそのまま実践するだけではなく、リーガルリテラシー(法的な読み書きの能力)を向上させようとするところにも特徴がある⁽⁵¹⁾。その他、情報を明確かつ興味をそそる形で提供し、消費者や市民としてのスキルの向上を助け、法と法システムに対する積極的な態度を促進してきた。NICELは、多くの資料を提供してくれているが、このなかには、Street Lawのコースも含まれる。これは、Street Lawのクラスで使われるテキストで、教師のマニュアルであり、各州法の補足とテストの宝庫とされる⁽⁵²⁾。

〈3〉市民教育センター／自由な社会における法プロジェクト(CCE／LFS)

CCE／LFSは、対象を主に小学校や中学校におき、LREの調査し、発展させ、実際に実施している。このプロジェクトは、教員の訓練とともにLREプログラムを構築し制度化する最善の方法についての調査することを通じて、州や地方のプロジェクトに補助員を派遣する。これらのプログラムの主たる目的は、(1)立憲民主制と基本的な諸原理諸価値の理解の促進、(2)実行力があり及び責任ある市民として参加するために必要なスキルの獲得、(3)判断形成及び紛争解決の際に民主過程の利用することができることを知りそれを活用する意思の獲得、である。

なおCCE／LFSは、幼稚園から12歳までのカリキュラムを開発してきた。この団体がLREの念頭におくのは、すべてのレベルにおいて社会科学と人文科学のカリキュラムへの統合である。これらの教材やCCE／LFSの全般的努力が向けられるのはすべての年齢とレベルの生徒児童にLREを提供することにある⁽⁵³⁾。

〈4〉憲法上の権利基金(CRF)、

CRFは、私的非営利団体で1962年から存在している。初期のLREのリーダー的な存在である。CRFが提供するのは小学生と中学生トレーニングとカリキュラム教材である。トレーニングの取組は、模擬裁判、若年者のリーダーシップ、第二外国語としての英語、権利章典教育などを含む。他方でカリキュラムの教材はそのような幅広いトピックを刑法上の正義、第一修正上の権利、商業関連問題などの雑多なトピックをカバーするものとなっている⁽⁵⁴⁾。

〈5〉Phi Alpha Delta Law Fraternity(PAD)

PADはロースクール学生、ロースクール、法律専門家、そして地域に貢献するために存在する法律のクラブである。このクラブは、授業に参加する法律専門家の要請のために資源となる人を提供し、訓練マニュアルを提供してきた。

PADは多くの地域で活躍する人材にとっての指針として機能しており、法律補助員やロースクールの学生がLRE教育を行う際に役立っているし、プログラムの基金探しにも貢献しているなど、LREの地域支援の実現等が含まれている。これらの取組に加えて、PADは最近、その効果を判断するためにプログラムを評価することと並んで、LREに親を参加させる方法について関心を払っている。

〈6〉その他

上記5つのプログラムはOJJDPの支援を受けたものであり、アメリカにおいて代表的なLREプログラムであるが、LREはこれらに限られるものではなく、実際には小規模な担い手が数多くある。しかし、これら担い手やプログラムの多くはいずれのデータバンクでも完全には把握されていないのが現状である。ABAはいくつかの情報を集め提供しているが完全ではない。上記の5つの取組以外のものとして具体例をあげるならば、1985年のニューヨークにおいて、「メンター」と呼ばれるプログラムがあげられる。これは、生徒にニューヨーク市の法律事務所と公立学校の協働による取組であった。目的は、法律専門家の現実的な視点の提供を目的とするもの、すなわち、日々の生活における法の重要性の認識を促すこと、自己の権利及び責任について自覚を促すこと、法システムの知識や評価を高めることであったが、これとあわせて生徒児童に将来のために法律専門職のキャリア情報を提供することも含まれていた⁽⁵⁵⁾。

このプログラムでは教室での授業はわずかであったが現実感覚をもたらし、また、どのように自分たちが法システムに向き合うのかを生徒児童がみる機会を提供した⁽⁵⁶⁾。

他のLREの例は、1970年代初頭のダラスの試みがある。そこでは、地域の弁護士会が小中学校のLREのカリキュラムをつくるのを助け、同時に情報の中心としても機能したというものである。このプログラムでは、ボランティアの法律家がある特定のテーマで専門家を

必要とする教員とともに派遣されるものであった。

ワシントンD.C.のプログラムは、アメリカにおける投獄された若者の75%が有効に読み書きができないことが契機となっている。1989年において、法教育をとおしてのリテラシーは、生活において不可欠の読み書き及び批判的思考技術の向上のための教育カリキュラムを生み出している。同時に、当該プロジェクトが貢献しているのは、若者の自己の権利の理解と法的責任の理解の向上であった。このプログラムは、実践的に学ぶ経験を提供するのであり、過去にトラブルに巻き込まれたが将来の見込める学校適齢期の者よりよい未来を確保しようとするものであった。

(5) 問題点——情報の共有の不足・欠如

非常に多くのLREプログラムが存在しているが、問題点として相互の対話が不足していることが指摘されている⁽⁵⁷⁾。OJJDP及びYEFCが行った既存の様々なプログラムに関する情報提供はあったが、対話は十分ではないというのである。

たとえば、1969年において、UCLAのルイスブラウン教授が次のように述べていた。“現在の法律家養成ではない法学教育についての我々の情報の殆どは間接的なデータに基づいている。教育のこの重要な部分に関するデータを集めることに関心をもつ中心的な場所やセンターが存在していないのである”と⁽⁵⁸⁾。

このような情報の集約化の欠如とLREプログラムを評価するもとになる適切なデータが欠如していることは、新たなアイデアが経験者から提供されたりLREプログラムの改善の機会を阻害し、また新規参入者がいたとすればその者が効率よくかつ効果的に当該プログラムを開始することの妨げになっているという指摘もあった⁽⁵⁹⁾。しかしながらこの状態も、たとえば、ABAのYEFCは、OJJDPを通じて資金の提供を受けた各州プロジェクトの代表者が含まれる年次ごとのLRE会議を開くなどして改善の動きもあったし、また、NICELがこの時期にスタートさせたのは、LREの努力を議論するためにアメリカロースクール協会の年次会議の始まる

一日前に一日会議をもつなど改善の動きがみられた⁽⁶⁰⁾。

しかしながら対話が、画一性につながることに対しては批判もある。また国の制作するLREカリキュラムは、地域の教育に関する信条、独自性などを阻害するとして批判もある⁽⁶¹⁾。

3. 現代のLRE

上記のように、現在のLREは、初期の憲法教育にとどまらず生徒児童を市民性の向上を目的とし、現行法制度のもとでの生徒児童は自己の権利と責任について意識し、論理的思考力・批判的検討力といった普遍的な教育要素も法の勉強をとおして習得するという内容を含むようになってきている。以下ではもう少し詳しくみておきたいと思う。

(1) 形態

現代的LREは、<1>教室内、<2>学校内及び学校全体、<3>学外活動、という形態がある。

<1> 教室内的LREの内容

通常のクラス形式で行われているLREプログラムは、通常の授業で提供される読み書きなどの要素が含まれている。つまり生徒は、LREのテキストやその他の法教育の教材を読まなければならないし、また、書くことも、自己の見解を外部に表明し説得するわけだからエッセイであろうが模擬裁判における文章であろうが要求される。また、LREプログラムでも宿題を課す場合には、たとえば、高等学校のLREの生徒は第一修正に関する事件の文献を読んでそのなかで事実と理由付けを書くことになるが、これらの要素は、他の伝統ある教科と同様に、教育の基本である読み分析するという練習である。

他の教室内LRE活動は、ゲストスピーカーによる場合がある。たとえばゲストを招いて法関連分野におけるキャリアについて話してもらう。そうでなくとも、模擬裁判に判事として弁護士か法科大学院生をつれてくることもある。このような話し手は、判事、警察署

長、裁判所の職員の場合もあるが法律専門職ばかりでもないようである。

他の授業ではあまりみられないLREの授業活動としてはロールプレイングがあげられる。すなわち模擬裁判などを典型とするロールプレイングである。模擬裁判において、生徒はトライアル(陪審による事実認定審)を経験する。ここでは歴史的事実に基づいたものや純粹にフィクションの事例、あるいはその両方を加味したものが考えられる。

模擬裁判は典型的には、二名の生徒を告訴をする弁護士に、もう二名を被告側弁護士へと割り振る。つぎに、一人の生徒は、被告を演じるように割り当てられ、他は証人となる。残りの生徒は、陪審員を演じる。教師やゲストできた弁護士や法科大学院の学生が判事となる。一度、生徒がその役を割り当てられると、彼らはチームをくんで互いに割り当てられた様々な役割のために用意をしなければならない。これは、冒頭陳述からはじまり、口頭弁論、総括の実演を含む。生徒は、かならず、自分でロールプレイング用に修正された手続規則にしたがって自己の役割を演じなければならず、そして最終的には大法廷を経験する。ゲストの法律家の判事は判事のようにすわり、必要とあればその事実審の過程を指揮し、陪審員は陪審判決にいたるように努力する。事実審が修了するときには、生徒は、自らの実力の発揮の度合いの議論と同様に、その事件で何が強調すべきで何が弱点であったかを議論するのである。

他のロールプレイングとしては「交渉セッション」がある。ここでも生徒は大家とテナントのように特定の役割を演じる。生徒は何を守るべき価値をあらかじめ前提として与えられるが、そこから自己の地位を守り、そして、最も好ましい同意にいたるために交渉する。模擬裁判と異なり、この経験は、クラスを多くの小さなグループに分ける。もちろん、教師やその補助者はグループからグループへと動いてすみぐいをチェックすることは許される。各グループは最終合意を報告し、どのようにどういたったのかを報告する。最終的に、彼らは、クラスで、どこからどこまでが結

論として許容されるべきものなのかを議論する。

これらは、LREプログラムの他の授業にはあまりみられない例である。これらの相互作用の練習は、生徒に法の実質的な領域を教えることになり、彼らをして批判的思考技術をみがく諸活動に従事させ、オーラルスキルの磨きをかけさせようとするものである。

〈2〉学内／学校全体での活動

我が国でも学校にゲストスピーカーを招いて講演してもらうことがあるが、これもLREの活動形態の一つとされる。その他、クラス代表などを選ぶ投票活動もLREの重要なプログラムの一つである。

〈3〉学外の活動

学外の活動とは、裁判所訪問や警察署訪問などである。その他の学外活動のタイプは、インターンシップとかメンタープログラムというものもある。このプログラムでは、法領域における人々はLREの生徒を雇い、自分のオフィスで働かせ、あるいは個々の生徒のメンターとして活動する。このプログラムによって生徒は仕事を経験でき、法関連の領域との関係をつくることができる。それにそれまでよりも、法をより自覚的に、アクセス可能なものの、理解可能なものとすることができるのである⁽⁶²⁾。

(2) LREの「法」教育的側面

LREは法教育なのであるから法について教えることになるのは当然であるが、内容及び程度はいかなるもの適切なのだろうか。

この点については、あまりに情報が少ないために客観的なデータはないとされるが⁽⁶³⁾、しかし、少なくとも政府機関の基本的制度と現実の法システムの機能については提供されるべきであるというところでは一致しているようである。

ただ、現実には生徒児童のレベルに応じて憲法だけではなく建物関係の法までかなり広範囲に法教育の内容が及んでいることも少なくないとのことでもある。

この点について、興味深い研究は「法関連の内容について知識が増加することは、それ自体では、生徒の態度を良くするものではないし、よき市民性をはぐくむものでもないし、また問題行動を減らすことにもならない」としている⁽⁶⁴⁾。この研究の対象となったすべてのLREのクラスで、生徒は法に対する現実的な知識を増やしたもの、非行防止という点でもっとも効果の少なかったクラスでも、最も効果をあげたクラスの生徒と同様の知識を得ていたことが示されているという。このことは、法概念の知識が増加してもLREを受けた生徒には影響がないことを示しているとされる⁽⁶⁵⁾。

(3) LREの教育の一般的側面

現代のLREの一つの特徴は、読み書き話す、及び考えるといった教育の基本が重視されていることがあげられるることはすでに述べた。実はこの点は公民と変わりないことも自覚的に指摘されている。しかし、具体的な法的問題の検討に入ったときや基本的な市民性や法的な思考のスキルの教育に入った段階で公民との違いが出てくるという。そこでは、<1>市民性の教育、<2>批判的思考力の技術、<3>価値判断技術の三点が重視されるという⁽⁶⁶⁾。

〈1〉市民性教育／参加⁽⁶⁷⁾

市民性の教育とは、市民としての権利と責任の理解を生徒に促すもので、それらの権利と責任を深刻に受け止め、それらを誇りと気品をもって活用するよう促すものとされる。単に盲目的な法に対する忠誠心を植え付けようとするものではない。むしろ基本的な法制度を学んだ上でどのように活動するのか、どのように善く活動するのかを考えさせることに意義があるという。LREは、市民性の教育という側面でいえば、市民として生徒はどのようにしたら法システムに参加するのかを教えるだけではなく、さらにどのようにしたらそのシステムを改善できるのかについて考えさせるのである。

〈2〉批判的思考技術の教育

LREの理想型として、上述の市民としての権利と責任の理解だけではなく、健全な懷疑主義や好奇心を植え付けることが挙げられている。もっともこうした健全な懷疑主義や好奇心をもって市民としての権利・義務について考えるわけである。この健全な懷疑主義や好奇心をもとにした検討の力を批判的思考力とか思考技術という(クリティカルシンキング)が、この思考力をもとに市民としての権利義務について思考を進めていくことは、応用が利き、道徳、倫理、社会的な問題などに対処する際に役立つと考えられている。

クリティカルシンキングは、「法律家のように考える」とも揶揄されうるが、「批判的に考えること」とはいかなることかを生徒に教育するという点で重要とされる。これを簡潔にいえば論理的に問題を解決するスキルを意味するが、これは問題解決のために適切な情報を選択し、関連する仮説や仮定を分析し、有効な結論を導きだすのに役立つのである。これらの技術は、なにも模擬裁判やその他の特別な諸活動のなかだけで行われるものではなく、通常は、授業の中で日々生徒が要求される分析を通して培われるとされる。

〈3〉価値判断(価値分類)の技術を教える

批判的思考技術の習得の他、価値分類技術もLREは提供しようとする。この価値分類技術については、性や薬物、宗教などの価値が問題とされる問題について、価値の優劣をつけたり、価値判断の押しつけを意味するのではない。しかし生徒にとってはどのような価値があるのか、実際に法律の分野では価値の内在する問題をどのように処理するのか等を知るということであるが、生徒にとっては知ることがまずは重要なことであろう。

なお批判もある。すなわち、より合理的な“価値中立的”な判断ができるようになることは、生徒の教育には適していないのではないかということである。生徒の両親のなかには、我が子を宗教的な基礎をもった強い価値体系をもった子にしたいという場合もある。

また、個人的な信念の勇氣のないまま、法律家が把握するのと同様に、生徒に価値中立であることを教えるべきではないと批判する者もいるという。

しかし、LREの批判的思考及び価値分類技術は、とくにこれらの主張と相容れないわけではないとする。これらのスキルは、彼や彼の家族がもつ価値システムがいかなるものであったとしても、生徒が判断をしたり自己の価値についての感覚を養うのに役立つものとしてみるべきであるとするのである。LREは、生徒にとっては自分の前に提示された選択肢をより明確に把握するのに役立つし、最も善い個人的な選択をするのに役立つからである。

さらに市民性の問題とも関連するが、初期のLREに見られた古い愛国的価値や憲法に対する盲目的な忠誠心をすり込む焼き直しの手法であるとの批判もある。しかしこの点についても、LREは、いわゆる伝統的価値に回帰する間は強制された忠誠心を隠蔽する可能性があるが、現代的LREは、生徒に批判的に思考することを教え、その上で既存の法の現状を問い合わせなおすことを教えてるのであって批判は当たらないとする⁽⁶⁸⁾。

(4) 現在のLREの問題点

LREはアメリカで広く展開されている教育ではあるものの、LREについての研究データがない、リサーチがされていないなどの問題があることがすでに指摘した。以下では数少ない調査からいえることを示しておきたい。

多くの文献で引用されるという全国法教育評価プログラム(NLREEP)の行ったLREの調査研究があるが、これは1979-1984までの期間でOJJDPの資金援助を受けていた5団体のプログラムについてを対象にし、その結果、LREは適切に教えられていれば非行を減少させ学校のルールを破る行動を減少させることが認められるが、市民性の向上の教育理論や達成の手法について教師は体系的に研修をされていないとしている⁽⁶⁹⁾。そして、生徒1600人以上、32以上の学校、6つの州にわたり、授業観察、教師等へのインタビューなどを行い、

法教育が法の遵守や振る舞いなどにどのような要素が影響を与えているのかについて、規則の必要性や公正性や機会の平等、クラスメイトとの相互影響についての、関わり度合い、愛着、関係性、信条などの重要事項を検証し、次のような結論を出している。すなわち、LREカリキュラムの内容は、それ自体としては、「よき市民の振るまい」に関するLREの好ましい影響があることの説明とはなりえず、その好ましい効果の大部分は、教育戦略がうまくいっていることにあるという。つまりカリキュラムではなく、生徒自身の自主的な参加授業や生徒同士の討論や学校の外の人との人的資源との相互作用の機会を増やすなどの実際の運用にかかっているということである。

その他、NLREEPの調査を評した者は、この調査についてもLREは法についての知識や理解を提供するものであるが、知識があるからといって好ましい影響があったわけではないとしつつ、LREの教育効果について測定指標がないこと、その効果が生まれることについての理論モデルがないことなどからデータに必要事項が欠けていると指摘している。しかし、実際には、LREの講義を受けた生徒は、法と法システムについて聰明であるし問題行動も減少するという調査もあることも事実である。また、小学生6年次において自由、正義、平等といった概念についても把握しているなど、教育上の一定の成果はあるようであるし、模擬裁判などのロールプレイイングは、一人ではできないわけであるから、協力関係を構築するうえで有効であるというデータもある⁽⁷⁰⁾。

4. むすびにかえて

アメリカの法教育は、過去においては憲法教育と同義であり、時代によっては憲法教育を通じた愛国心の養成を内容とする時代もあったが、現在のLREは、憲法だけではなく他の法分野も必要に応じて生徒に提供していた。また、現在のLREは生徒に法の知識を提供するだけではなく、法システムのなかでの問題解決方法を考えさせるという「思考」が重視されるようになっ

ている。獲得されるべき資質としては、「よりよい市民になる」とか（民主主義の理解）、「自己の権利・義務を認識する」（基本的人権の理解）等の他に、読み書き話す（討論も含む）などの教育の基本の習得、批判的思考力（論理的思考力）や価値問題へのアプローチもあわせて行なおうとしている点は興味深い点である。

ところで日本では生徒・学生の討論の未熟さや論理的思考力の低さがかねてより指摘されているが、記憶ではなく理解や協調などが必要とされるLREはこの問題を改善する可能性はある。つまり、ある紛争について適用される法律等を想定したり、考えられる反対意見とそれへの反論を考えることをくりかえしもつとも妥当な結論を見いだしていく作業には、相手の主張をきちんと聞き取り分類し、論理的にときに批判的に考えることも必要であるし、相手を説得するために声を荒げることなく順序よく説明することも求められる。このような体験は情緒的に流されやすい年代には必要ではないにしても有用な体験なのではないだろうか。また抽象的な価値への検討や学習に飽きやすい生徒もそれが実際の紛争を模して行われる模擬法廷のような場を設定して議論する場合には、興味をもって接することになるのではないかとも思われる。さらに既存のルールを記憶するということであれば押しつけ感が出てくるが、批判的に考察し受け入れるという過程を通過することでルールを生み出した者に対する尊敬の念やそのルールの遵守の精神などももしかすると生まれるかもしれない期待はふくらむ。

しかしながらLREは、アメリカにおいては法曹教育ではない法学教育という位置づけであるから、法曹教育が法科大学院においておこなわれるようになったわが国においては、LREのある要素については大学においても活用できるように思う。つまり、LREの可能性は義務教育及び高等学校における教育だけではなく、わが国においては、大学の専門教育の導入部分や教養教育においても活用できるのではないだろうか。実際に、法教育ということで「市民生活と法」なる講義を担当する大学教員がいるが、これらの教員に対してア

イデアや手法を学ぶこともありえよう。

現在の大学入試についてはほぼ全入時代となっているためか、論理的思考力の問題ではなく、それ以前の読み書きを不安をおぼえる者が入学する時代となっているというが、こうした学生に教員が受けてきた旧来の教育をそのまま展開してもうまくいかないだろうし、学生もそれを望んではいないわけで、今までとは違った取組がなされる必要がある。そういった必要性に迫られた状況では、アメリカのLREはそのまま導入してもうまくはいかないけれども一定程度は参考とするところもあるように思われる所以である。

沖縄大学ではLREに先立ち、法学の教授法について議論がなされ、入学年度に行われる法学概論という講義においてNIE（Newspapers in Education教育に新聞を）の手法を取り入れるようになっている⁽¹⁾。ここでは、こまかに法律論や条文紹介のまえに、沖縄の地元新聞である琉球新報の新聞記事を提示することで法律論への接近しやすくし、初学者に興味を持ってもらうことを前提としているようであるが、この手法などは新しい法学系の講義スタイルなのかもしれない。

今回は扱わなかったLREの内容と教授法の吟味は重要な検討事項であることは承知している。別の機会にこの問題については検討したい。

注

- (1) たとえば高校生向けに、資料『政・経』(東学、2002年)などがあるが、以前に比べて生存権で有名な朝日訴訟や4大公害訴訟や環境権訴訟など詳しく説明されてきているように思われる。
- (2) 例えば「全国法教育ネットワーク」の活動は<<<http://www.jnlre.com/>>>で見ることができるし、本も出版されている。参照、全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性』(2001年、現代人文社)。日弁連も法教育シンポジウムを開催している。<<<http://www.nichibenren.or.jp/jp/event/050521.html>>>。その他、関東弁護士会連合会編『法教育—21世紀を生きる子供たちのために』(2002年、現代人文社)なども参照。
- (3) その成果は、江口勇治編『世界の法教育』(2003年、現代人文社)にまとめられている。江口教授は、この他、アメリカ

のLREの教科書の翻訳も手がけておられる。参照、Center for Civic Education・江口勇治監訳『テキストブックわたしたちと法—権威、プライバシー、責任、そして正義』(現代人文社、2001年)。

(4) 法務省も2003年より「法教育研究会」を立ちあげている。ここでは法教育先進国であるアメリカの実情について磯山恭子氏による報告「諸外国における法教育の現状—アメリカの法教育カリキュラムの分析を通じて—」などがある。URLは<<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUKYO/>>

(5) Mark C. Alexander, Law-Related Education: Hope for Today's Students, 20 Ohio N. U. Rev. 57,57(1993).

(6) Id.

(7) Id.

(8) ここではアレクサンダー論文(注5)に従うが、時代区分についてはこれに限られるわけではない。なお、その他の時代区分については、BENNETTの著書では、Bessie Louise Pierce教授の“Public Opinion and the Teaching of History (1926)”で示されていた5区分を用いている。ここで示された5区分とは、<1>植民地時代、<2>1789年から南北戦争まで、<3>南北線争後、<4>1900年から1917年(世界大戦を契機に)、<5>1918年以後である。なお、<1>の時期は、基本におかれたのは宗教であり、地域貢献を含む“善き人生good life”の概念には、政府の諸原理の理解を含んでいたようである。<2>の時期では、社会科学の教育について法が定めをおいていたがそれはこの時代にはめずらしいことではなかった。カリフォーニアのみが連邦憲法における教育を義務づけていた(1851年)。<3>の時期は、多くの州が復興や国民意識向上のために憲法教育を歴史教育等のなかで実践することを内容とすることが法律などに盛り込むことが示されている。<4>の時期においても市民性教育の一環として憲法教育が重視されたものの法律制定のレベルでは変化はほとんどなかったことが示されている。そしてやはり法教育単体としてではなかったようである。<5>の時期は世界大戦の影響がある。この戦争に参加するアメリカへの忠誠心の向上をねらった。加えてヨーロッパで発生した急進主義を押さえる必要性もあった。これが法律による法教育の規定の理由とする。1923年までに憲法教育を必須とする州は23にのぼった。1931年までだと43州となる。See, HENRY ARNOLD BENNETT, THE CONSTITUTION IN SCHOOL AND COLLEGE 103-107(1935).

(9) 1642年にマサチューセッツでの事例があるようである。Alexander, supra note 5, at 58-9. See also BENNETT, supra note 8, at 103.

(10) See Alexander, supra note 5, at 59.

(11) See BENNETT, supra note 8, at 103 n.5.

(12) See Alexander, supra note 5, at 59.

(13) 上記の2タイプ以外にもそれらのタイプを兼ね備えた教材があるにはあったようであるが、それら当時の教材はどれも法

や憲法についての網羅された説明があるわけでも自律的思考をうながすものでも諸原理の批判に誘うものではなかったようである。See, BENNETT, supra note 8, at 46,53. See also, Alexander, supra note 5, at 59-60.

(14) See Alexander, supra note 5, at 59.

(15) See BENNETT, supra note 8, at 103.

(16) BENNETTの著書には付録があるがこの付録Aには第一のタイプの教材が列挙されている(すべてではない)。See also BENNETT, supra note 8, at 49 n.2.

(17) See Alexander, supra note 5, at 59.

(18) See BENNETT, supra note 8, at 55-56.

(19) See id. at 58.

(20) Id.

(21) Id. at 59. BENNETTによればYOUNG著の“First Lessons in Civil Government”(1846)が連邦よりも州や地方政府に紙面を多く割き、かつ、実は初めて州や地方政府の方を先に論じたものであった。政府の機構以外について言及をするものは、1835年のYOUNG著の“Introduction to the Science of Government”であったという。See id. at 59.

(22) See Alexander, supra note 5, at 60. See also, R. Freeman Butts, “Historical Perspective of Civic Education in the United States, in National Task Force on Citizenship Education, Education for Responsible Citizenship” 47, 52 (1977).

(23) See Alexander, supra note 5, at 60-61.

(24) Id. at 61.

(25) See BENNETT, supra note 8, at 74.

(26) See id. at 105.

(27) See Alexander, supra note 5, at 62.

(28) See id. at 62. なお、このような状況を憂いてBENNETTは『THE CONSTITUTION IN SCHOOL AND COLLEGE(学校と大学における憲法)』を執筆したのであった。彼は、憲法会議、解釈の展開、憲法の欠陥等への誠実な批評もふくめて、注意深く憲法を検討することをすすめようとした。しかしこの試みは主流とはならなかった。Id.

(29) See id. at 63.

(30) See id.

(31) Paul A. Freund, “Law and the Universities”, 1953 WASH. U. L. Q. 367 (1953).

(32) See id. at 367.

(33) See id. at 379.

(34) See Alexander, supra note 5, at 65.

(35) Freund, supra note 31, at 368.

(36) See Alexander, supra note 5, at 66.

(37) Thomas H. Eliot, Law in the Liberal Arts Curriculum, 9 J.LEGAL EDUC. 1 (1956).

(38) See Alexander, supra note 5, at 67.

(39) See id.

- (40) See id.
- (41) See id. at 67-8.
- (42) See id. at 68.
- (43) 1978年から1981年まで、OJJDPは第一回目の助成を行った。この際の眼目には、州や地方レベルにおけるLREの普及方法や調査と、LREの生徒児童に対する効果の評価が含まれていた。この時期のOJJDPのパンフレットには、「法、及び、法的並びに政治的过程について教育することは、生徒児童の態度を改善しうるし、非行を減少させるのに役立ち、市民性のスキルを改善しうる」とあったようである。第二段階は1981年から83年までで、この間、評価の正確性を向上させ、LREを恒常的な学校教育科目にしようとした。またOJJDPは、このプログラムを民間団体のサポートをどのように確保するのか、そしてあらゆる年齢層にどのようにLREプログラムを提供していくのか、を検討していた。その後の第三期は1983年以降であるが、実際の普及に力を入れている。See Alexander, supra note 5, at 68-70.
- (44) これらは主にAlexander論文（注5）による。なお関東弁護士連合会編『法教育』22頁及び79頁以下（「ABAに学ぶ法教育」）が詳細に論じている。
- (45) See Alexander, supra note 5, at 70, n. 48.
- (46) See id. at 70.
- (47) See also id. at 70-72.
- (48) Street Lawについては、村野和子「日常生活における法関連問題に取り組む市民の育成」・江口勇治編『世界の法教育』22頁以下のなかで詳しく紹介されている。
- (49) The Street Law, Inc.のHPを参照。
[<<http://www.streetlaw.org/content.asp?ContentId=130>>](http://www.streetlaw.org/content.asp?ContentId=130)
- (50) See Alexander, supra note 5, at 70-1.
- (51) See id. at 71.
- (52) See id.
- (53) なおCCEの取組とプログラム、カリキュラムの内容については、関東弁護士連合会編『法教育』31頁以下参照。
- (54) 同103頁以下参照（「CRFのテキストに学ぶ法教育」）。
- (55) See Alexander, supra note 5, at 73-4.
- (56) See id. at 74.
- (57) See id. at 74-5.
- (58) Id. at 75.
- (59) See id.
- (60) See id.
- (61) See id.
- (62) <1>～<3>についてはSee Alexander, supra note 5, at 77-80.
- (63) See id. at 81.
- (64) Id.
- (65) See id.
- (66) See id. at 82.
- (67) See id. at 82-83. “LREは市民性の教育を提供し、生徒に我々の政府のシステムに参加するよう促すが、これは政府や政府を動かしている人々から疎外されているとか不信をもつている人が益々多くなっているなかで特に重要であるとする。しかし、その市民性という言葉は、再審査されなければならないし再定義する必要があるとされる。なぜなら、“市民性の教育はマッカーサーの時期の前も後も限定的な道徳主義や国家主義的な支配を学校や教師や生徒に及ぼそうとする試みを背後に隠蔽するために用いられてきたからである”。この言葉に対するこのような歴史的な課題があるが、LREの現代的な時代においては、市民性の教育は、市民としての権利と責任を理解するように生徒に促すものであり、それらの権利と責任を深刻に受け止め、それらを誇りと気品をもって運用するよう促すものなのである”。Id.
- (68) See id. at 86-88.
- (69) See id. at 88.
- (70) See id. at 88-90.
- (71) この講義のテキストとして新城他編『法学一沖縄法律事情』（琉球新報社、2005年）参照。

コールセンター産業のアーキテクチャと産業集積に向けての政策課題 — 沖縄MMI構想へのインプリケーション —

宮城 和宏*・董 宜嫓**

The Architecture of the Call Center Industry and the Prospects for Agglomeration:
Policy Implications for the Okinawa Multi-Media Islands Plan

Kazuhiro Miyagi and Yi-Hsien Tung

本稿では、アーキテクチャ及び空間経済学における集積の概念を用いることにより、コールセンター産業の沖縄県への持続的な集積の可能性について考察する。1998年の沖縄県マルチメディア・アイランド（MMI）構想以降、政府、県の様々な補助制度、優遇措置を通じて、沖縄県にコールセンターの一定の集積が実現してきた。その一方で、同様な誘致策を背景に、コールセンターの誘致を巡る競争は、近年全国的に激しさを増しており、コールセンターの立地先は全国的にみれば必ずしも沖縄に集中しているわけではない。よって、今後、優遇措置が縮小あるいは廃止されたり、人材供給が不足する場合、それが即、他県あるいは近隣諸国への移転へつながる可能性を十分秘めているといえよう。本稿では、コールセンターの持続的な立地を可能にし、更なる高度化を図り、情報通信関連産業全体のクラスター化につなげるために求められる政策的なインプリケーションを提示する。

キーワード：アーキテクチャ、集積の経済、コールセンター、沖縄MMI構想

In this paper, we consider the sustainable agglomeration of call centers in Okinawa by using the ideas of "architecture" and "agglomeration economies". Since the formation of the Okinawa Multi-Media Islands Plan in 1998, on the one hand, a certain agglomeration of call centers has been taking place in the Ryukyu Islands through the various policies by central government, Okinawa prefecture and so on. On the other hand, the competition for attracting call centers with similar policy tools has been become fierce among prefectures, that is, the location of call centers in Japan are not always concentrated in Okinawa. Therefore, if the existing special tax preferences for the location of call centers in Okinawa are decreased or abolished and the supplies of human capital run short, the existing agglomeration of call centers in the Ryukyu Islands will turn to dispersion in no time. In this paper, we suggest policy implications for sustainable location of call centers in Okinawa and for making an information-communication cluster in Okinawa.

Key words : Architecture, Call center, Okinawa Multi-media Islands Plan, Agglomeration economies

1. はじめに

1998年の沖縄県マルチメディア・アイランド（MMI）構想以降、政府、県の様々な補助制度、優遇措置を通じて、沖縄県にコールセンターの一定の集積が実現されてきた。その一方で、同様な誘致策を背景に、コールセンターの誘致を巡る競争は、近年全国的に激しさを増しており、コールセンターの立地先は全国的にみれば必ずしも沖縄に集中しているわけではない。よつ

て、今後、優遇措置が縮小あるいは廃止されたり、人材供給が不足する場合、それが即、他県あるいは近隣諸国への移転へつながる可能性を十分秘めているといえよう。コールセンターの持続的な立地を可能にし、更なる高度化を図り、情報通信関連産業全体のクラスター化につなげるためには、どのような政策が求められるのであろうか。これらの課題について本稿では、コールセンター産業のアーキテクチャという観点に加

* 北九州市立大学, 802-8577 北九州市小倉南区北方4-2-1, miyagi@kitakyu-u.ac.jp

** 国立北九州高等専門学校

えて藤田（2003）の空間経済学における集積の概念を援用することにより明らかにしていきたい。

従来、アーキテクチャの概念は主に製造業を中心とした「もの造り」に援用されることが多かった⁽¹⁾。ただし、同概念は必ずしも製造業のみに適用されるわけではなく、サービス産業等にも援用可能である。本稿の目的は、それをコールセンターという業種に適用することにより同分野の産業特性を明らかにした上で、沖縄への持続的な集積可能性の有無を明らかにすることである。

以下、第2節では情報通信関連産業におけるコールセンター産業の位置を確認し、3節ではコールセンター産業のアーキテクチャを理論的に考察する。第4節ではコールセンター産業の集積の可能性を明らかにした上で、最後に第5節ではコールセンターを含めた情報通信関連産業クラスターの沖縄における形成に向けた政策課題を提示して結びとする。

2. 情報通信関連産業におけるコールセンターの特性

(1) 情報通信産業の定義

総務省（2004）によれば、情報通信産業は大きく「情報通信業」、「情報通信関連製造業」、「情報通信関連サービス業」、「情報通信関連」、「研究」に分類することができる（表1参照）。情報通信業の中身は、通信業、放送業、情報サービス業、映像・音声・文字情報製作業から成り、情報通信関連製造業は非鉄金属製造業、情報通信機器製造業、電気機械器具製造業、一般機械器具製造、その他製造業から、情報通信関連サービス業は物品賃貸業、広告業、印刷・生版・製本、娯楽業から成る。情報通信関連とは電気通信施設建設を意味する。以上の分類から成る情報通信産業であるが、この中で沖縄県に集積しているコールセンターはどの業種に分類されるのであろうか。通常であれば、情報サービス業（ソフトウェア、情報処理・提供サービス）あるいは情報通信関連サービス業（他に分類されないもの）のいずれかに含められそうであるが、意外なことに沖縄振興開発特別措置法（2001年に失効）の1998年4月改

正に伴う情報通信産業に関する設備投資の優遇措置対象業種としてコールセンターが、情報通信産業には含められることはなかったし、現在の沖縄振興特別措置法においてもコールセンターは情報通信産業というわけではない。

1998年の「沖縄マルチメディアアイランド構想」以降、国や県が情報通信関連産業の集積を図るために、若年者雇用開発補助や通信回線使用料の補助等、様々な措置を講じてきた。しかし、県の同構想における情報通信関連産業集積の初期段階で重視されてきたコールセンターは、上述のように、1998年の沖縄振興開発特別措置法の改正において明示された「情報通信産業」（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、放送業、映画・ビデオ等製作業、情報記録物製造業、電気通信業の6業種）の範疇には入っていなかったため、投資に伴う国の優遇措置を受けることはできなかった。後に、沖縄振興開発特別措置法に代わるものとして2002年より沖縄振興開発特別措置法が施行されることになり、そのとき県の要望により初めて「情報通信技術利用事業」としてコールセンターが投資優遇措置の対象業種に含められることになる。ただし、情報通信業としてはなかった。

コールセンターは、一般的には「電話対応業務を集中管理する組織・施設」と考えられているが、日本で1990年代以降に「コールセンター」の名称で発展してきたものはCTI（コンピュータ・テレフォニー・インテグレーション）という情報通信技術やソフトウェアを援用したSFA（セールス・フォース・オートメーション）という営業活動のサイクル全体を効率的かつ的確に進めるためのプロセスより構築されてきたものである⁽²⁾。つまり、情報通信技術やソフトウェア等を利用した電話・Eメール・IVR（双方向音声応答装置：自動受付）等による受信・発信業務を集中管理する組織・施設がコールセンターというのがより正確な表現と考えられる。このように、コールセンターがソフトウェアや情報通信技術を用いた情報サービスを提供する業種であるにもかかわらず、1998年のマルチメディ

表1 情報通信産業の定義と範囲

情報通信産業	情報通信業	通信業	郵便	郵便
				地域電気通信
				長距離電気通信
				その他の電気通信 (有線放送電話を含む。)
			移動電気通信	移動電気通信
			電気通信に附帯するサービス	電気通信に附帯するサービス
		放送業	公共放送	公共放送
			民間放送	民間テレビジョン放送 民間ラジオ放送 民間衛星放送
			有線放送	有線テレビジョン放送 有線ラジオ放送
		情報サービス業	ソフトウェア	ソフトウェア(パッケージ(ゲームソフトを除く。)及び受託開発) ゲームソフト
			情報処理・提供サービス	情報処理サービス 情報提供サービス
		映像・音声・ 文字情報制作業	映像情報制作・配給	映画・ビデオ番組制作・配給 放送番組制作
			新聞	新聞
			出版	出版
			ニュース供給	ニュース供給
	情報通信関連 製造業	非鉄金属製造業	通信ケーブル製造	通信ケーブル製造
		情報通信機器製造業		有線通信機械器具製造 無線通信機械器具製造 ラジオ受信機・テレビジョン受信機・ビデオ機器製造 電気音響機械器具製造
			通信機械器具・ 同関連機械器具製造	
			電子計算機・同付属装置製造	電子計算機・同付属装置製造
		電気機械器具製造	その他の電気機械器具製造	磁気テープ・磁気ディスク製造
		一般機械器具製造	事務用・サービス用・ 民生用機械器具製造	事務用機械器具製造
		その他製造業	他に分類されない製造	情報記録物製造
情報通信関連 サービス業(他 に分類されな いもの)	物品貸貸業	通信機械器具賃貸	通信機械器具賃貸	
			事務用機械器具賃貸	
			電子計算機・同関連機器賃貸	
	広告業	広告業	広告業	
	印刷・製版・製本	印刷・製版・製本	印刷・製版・製本	
	娯楽業	映画・劇場等	映画・劇場等	
情報通信関連 建設業	電気通信施設建設	電気通信施設建設	電気通信施設建設	
	研究	研究	研究	

出所:総務省『平成16年版 情報通信白書』(ぎょうせい)。

アイランド構想以降、2002年の沖縄振興特別措置法まで優遇措置対象業種に含められず現在も基本的に情報通信産業の範疇に入っていない理由として考えられるのは、①コールセンターが扱う情報サービスの内容が、IT関係のみならず金融関係(銀行、証券、保険、カード)、通信販売関係(通信販売、テレビショッピング)

グ、小売業、流通業、製造業)、ツーリズム関係(航空・運輸会社、ホテル、旅行代理店、エンターテインメント等)、公共・行政サービス等、非常に多岐に渡っていること、②よって、コールセンターを産業というよりも、「情報通信産業」に属さない企業が、自社の主業務遂行のために運用あるいは利用するものとして考えて

いることが挙げられよう⁽³⁾。

本稿では、コールセンター産業を中心に沖縄における情報通信関連産業の集積の可能性について論ずるが、以下では上記の事情を念頭に置いた上で、コールセンターを含めた産業を「情報通信関連産業」と定義した上で使用する。

(2) コールセンターの業務内容

従来、コールセンターは単純な注文の受付や苦情の対応が主な業務であった。しかし、近年ではマーケティング戦略の一環としての重要性が高まっている。背景として、以下の要因が指摘されている⁽⁴⁾。①顧客満足度（CS: Customer Satisfaction）指向の高まりの中で、1995年7月にPL（製造物責任）法が施行され、企業が顧客からの要望に対して的確に答える必要性が出てきたこと。技術的には、②1998年2月に発信電話番号表示サービス（ナンバーディスプレイ）が全国で本格的にスタートし、既述の③CTI（Computer Telephony Integration）の標準化が進んだこと、④クライアント／サーバー・システムが普及したこと等がある⁽⁵⁾。また、⑤CTI専門の展示会やワークショップなどが頻繁に開かれるようになり、牽引的役割を果たすようになった。

例えばPC産業においては、パソコンの性能が飛躍的に向上する一方で、低価格化が進み、製品自体では他社と差別化を図ることが現在困難になってきている。そのため、メーカーはアフターサービスの充実など顧客満足度の向上が差別化につながるとして、操作方法やトラブル解決など、製品購入後のユーザーからの問い合わせに対応するテクニカル・サポート業務を重視するようになってきただけでなく、コールセンターに寄せられる顧客の生の声を次の製品開発やマーケティングに反映することで、顧客の囲い込みを図ろうとする企業も増えてきている。つまり、企業と顧客の接点は、従来の苦情・問い合わせなどの相談窓口業務に加えて、それを次の製品開発の種にするという積極的活用に変化しており、コールセンターは新しい時代のマーケティングの手段として、すべての業界で注目

されている。コールセンターを、顧客満足度（CS）向上のための重要な拠点として位置づける企業が増えていくのである。

このように、コールセンターを企業の中核に据え、顧客とのコンタクト窓口として活用する企業が近年増えているが、既に述べたように、その業種は多様であり、業務形態も多岐にわたっている。ここでは、それを大きく「インバウンド」と「アウトバウンド」に分けて説明する。前者は店舗窓口に代わって顧客からの電話を受けること（受信）、後者は電話をかけること（発信）である。インバウンドの具体例としては、注文受付、資料請求受付、キャンペーン応募・チケット予約受付、情報提供、料金問合せ受付、消費者相談窓口、テクニカル・ヘルプデスク、販売代理店サポート、社内問合せ窓口等がある。アウトバウンドには各種電話調査、販売店・ショールーム・展示会・発表会等への勧誘、募金の勧誘や投票への依頼、リストクリーニング（顧客データベースの維持管理のための住所・氏名等の確認）、アフターコール（顧客へのお礼や再確認）、ダイレクトメール・フォロー（DM送付内容の事前告知、送付後の到着・開封確認、内容の再説明等）、セールスマン支援（継続的なコミュニケーションを営業マンに代わって実施）、見込客発掘、新商品の案内、ダイレクト販売、代金未払い督促、販売店サポート等がある。内容についても、初步的な技術・知識レベルから高度な情報処理能力と顧客対応能力が必要とされる専門性の高いレベルの人材が要求されるものまで様々である。

このようにコールセンターは、多様な業種、業務形態から構成されるが、企業は必ずしもそれを自ら所有・運営する必然性はない。むしろ、コールセンターの運営自体を専門の業者（アウトソーサー：外部委託先）に外部委託（アウトソーシング）する方がより効率的であることが多い。それに対して、自社内にコールセンターを持つことを「インハウス」と呼ぶ。ただし、この場合でもオペレーターの派遣や運営・業務設計などをアウトソーサーに委託するケースやコールセンターのファシリティ・ITシステムを自前で構築し、原則と

して管理職は社員だが、スーパーバイザーとオペレーターは外部委託する、いわゆる「インソーシング」もある。

企業がコールセンターの運営やその一部をアウトソーシングする背景には以下の理由がある。まずメリットとしては、①専門家による効率的な構築・運営が可能であるということ。アウトソーサーは業務分析からセンター構築・運営までを統合して行うので、委託企業が自社内でやる場合に比べて生産性、品質、収益性の点で優位があり、委託側も自社の経営資源を得意分野あるいはコア・コンピタンスに集中させることができる。また顧客の声を収集・分析した調査結果やレポートが期待できる。②スケールメリット。アウトソーサーはコールセンター業務に特化しており、運営に必要なインフラ設備と要員を確保しているので委託側は不必要的固定費を持つコストやリスクを避けることができる。一方、アウトソーサーは、複数の委託企業から同時に業務を受託することによりスケール・メリットの享受が可能となる。③時間的・人的コストの節約。さらに、コールセンターの立地選定、レイアウト設計、業務設計、システム構築等の立ち上げに要するリードタイムから十分な性能を発揮するオペレーションレベルに達するまでの時間的なコストを節約することができる。また人材確保や教育の負担を軽減できる。④アウトソーシング先の選択自由度。委託企業は自社のコア・コンピタンスに特化し、それ以外の部分をアウトソーシングする場合、最も効率的で経済性、品質ですぐれたアウトソーサーを選択することが可能である⁽⁶⁾。

今日、企業のSCM（サプライ・チェーン・マネジメント）における構成要素の一部をアウトソーシングすることにより、委託企業は自社のコア・コンピタンスに経営資源を集中させることができなくなっている。その背景には、製品・サービスが開発、生産、販売され、ユーザーの使用をサポートするまでの一連のプロセス（ビジネス・プロセス）内部の様々な活動要素間の相互作用・関係性のあり方・パターン（これを

ビジネス・アーキテクチャという）の変化がある。以下では、コールセンター産業の特徴を、ビジネス・アーキテクチャの「モジュラー化」、「オープン化」という観点から明らかにすることにより、同産業を含む沖縄の情報通信関連産業の集積の維持・発展の可能性について検討する。

3. コールセンター産業のアーキテクチャ

(1) アーキテクチャの概念

アーキテクチャとは、システムの「分け方とつなぎ方」に着目するものであり、システムの「構成要素間の相互依存関係のパターン」によって表されるシステムの性質のことをいう（藤本, 2001）。具体的には、「ある人工物システムをうまく機能させるために、それをどんな構成要素に切り分け、それぞれの構成要素にどんな機能を振り分け、構成要素間の相互依存関係が生じるインターフェイス部分（つなぎの部分）をどう設計するか、ということに関する基本的な構想」のことである。システムの性質であるアーキテクチャは、次の二つの視点から捉えることができる。一つがモジュラー化/統合（インテグ럴）化、もう一つがオープン化／クローズ化である。

まずモジュラー化は、青島・武石（2001）によれば、「システムを構成する要素間の相互関係に見られる濃淡を認識して、相対的に相互関係を無視できる部分をルール化されたインターフェイスで連結しようとする戦略」を意味する。あるいは Baldwin and Clark (1997)によれば、「それぞれ独立に設計可能で、かつ、全体として統一的に機能するより小さなサブシステムによって複雑な製品や業務プロセスを構築すること」と定義される。いずれにせよ、モジュラー化によりシステム全体あるいは一部が、相対的に独立な構成要素群（モジュール）の集合体として認識されることになる。それに対して、統合化とは「要素間の複雑な相互関係を積極的に許容して、…それを継続的な相互調整にゆだねる戦略」であり、「その結果システムは、構成要素間が複雑に関連したものとして認識されるようになる」。

一方、オープン化とは、システムの構築、改善、維持に必要とされる情報が公開され、共有・受容されることであり、その結果、多くの企業がシステムの開発や改善に参加できるようになることを指す。クローズ化とはその逆の状態であり、企業間での情報の共有・受容は制限される。

アーキテクチャは産業ごとに異なる。例えば、PC（パーソナル・コンピュータ）産業は、通常、モジュラー化とオープン化の組み合わせから構成される産業の代表とされる。パソコン産業では、モジュール・デザインを広範に採用することでイノベーションのスピードを劇的に速めてきたが、その背景には、PCの構成要素群（モジュール）がOS、CPUやハードディスク、メモリ、モニター、CD-ROMドライブ、ケース、キーボードやマウスなどに分解可能であること、OS、CPU以外のモジュールを生産している企業の国籍が多様かつ競争が激しいことがある⁽⁷⁾。一方、自動車産業（特にセダン型乗用車）はPC産業とは対極の、統合化とクローズ化から構成される産業と通常、考えられている。自動車の場合、「各部品の詳細設計は外部のサプライヤーに任せることもあるが、インターフェイス設計や機能設計などの「基本設計」部分は1社で完結している」からである。以上のビジネス・アーキテクチャの考え方で産業を分類したのが図1である。

	インテグ럴	モジュラー
クローズ	自動車 オートバイ 小型家電	汎用コンピュータ 工作機械 レゴ（おもちゃ） コールセンター（インハウス）
オープン		パソコン パッケージソフト 自転車 コールセンター（アウトソーシング）

図1 アーキテクチャの分類
藤本(2001)の図1-1を一部修正。

このように、アーキテクチャという視点から産業を分類することは可能である。ただし、厳密に言えば、製品あるいはサービスによってはその全体のシステムが完全にモジュラー化あるいは統合化、オープン化あるいはクローズ化しているとは限らないため、既存の産業分類のように、アーキテクチャに基づいて各産業を綺麗に分類できるわけではない。

ほとんどの産業では、その製品機能や製品構造・工程構造のヒエラルキー（階層）によって完全にモジュラー化している部分もあれば、そうでない場合もある。またある部分はオープンでありアウトソーシングしているかもしれないが他の部分はクローズであり、自社内で完結しているかもしれない。よって、その製品あるいはサービスがモジュラー的であるかインテグラル（統合）的であるかは、どのレベルの部品・サービスの話かによって異なる。

例えば、モジュラー化とオープン化の組み合わせの典型とみなされているPC産業の構成要素群（モジュール）の一つであるCPUやOSは、PC産業内の他のモジュールに対しては極めてオープンなモジュールだが、それを生産しているインテル、マイクロソフトは、これらを統合化かつクローズな垂直統合されたシステムで生産している。このように、ある製品・サービスが全体としてモジュラー型であるか統合型であるか、あるいはオープン型かクローズ型であるか否かは、どの次元で見るかにより異なってくる点に注意を要する。

(2) モジュラー型産業としてのコールセンター

アーキテクチャによる分類は、これまで製造業を中心と論じられてきたが、製品だけでなく様々なサービス分野に援用することが可能である。本稿で扱うコールセンター産業に関しては、既に述べたように情報通信技術やソフトウェアを用いてインバウンド（受信）、アウトバウンド（発信）の業務を行うことにより、エンジニア（顧客）と委託企業（アウトソーサー）あるいはインハウス企業の他の構成要素群（モジュール）を結びつける役割を果たしている。

ここでの特徴は、まず第1に、コールセンター業務とバリュー・チェーンにおける他の構成要素群は通常、産業分類が異なるということである。例えば、コールセンターを運営する企業（インハウス）、あるいはそれをコールセンター専業企業にアウトソーシングする企業、いずれにおいてもその主たる仕事はコールセンター以外の金融関係、通信販売関係、製造業、ツーリズム関係、公共・行政関係である。よって、PCや自動車などが大枠では一つの産業内におけるビジネス・アーキテクチャとして捉えることができるのでに対し、コールセンターの場合は、他の全く異なる業種との間に一つのシステムを形成することになる。

第2に、このことは、コールセンター業務がバリュー・チェーンの他の業務と基本的に分離可能なモジュールとしてアウトソーシングが可能であり、その委託企業の他の業務あるいは構成要素群との連携が可能なことを意味する。これは、インハウスのケースでも同様である。インハウスでコールセンター業務を行う場合、あるいはアウトソーサーにアウトソーシングする場合、いずれにおいても企業はコールセンターをモジュールとして利用、コールセンターから得られる情報を自社内のシステムに接合することができる。

第3に、コールセンター業務はモジュラー化／オープン化しているが、それを利用し、他の構成要素群に接合する企業のアーキテクチャが同様に常にモジュラー化／オープン化しているとは限らない。中には、統合化／クローズ化している企業がコールセンターを利用するケースも十分に考えられる。

第4に、モジュールとしてのコールセンター業務は、他の業務との立地面での近接性を必ずしも必要としない。実際、インハウス、アウトソーシングいずれにおいても、その立地先は他の業務と必ずしも近接しておらず、全国に分散しているケースが多い。ちなみに、コールセンター業務が分離可能なモジュールであること、その立地が他の工程や業務との近接性を要さないことが、アウトソーサーに業務をアウトソーシングできる一因でもある。

以上を要約すれば、以下のようになる。①コールセンターは、企業にとって顧客満足度（CS）向上のための重要な拠点になりつつある。②しかし、コールセンターの運営は、企業の通常業務とは異なる側面を有しており、その運営にはハード、ソフト、人的なコストを負担しなければならないだけでなく、コールセンター特有のノウハウ、技術を必要とする。③そのため、企業はコールセンターを自社のバリュー・チェーンにおける他の構成要素群と分離可能なモジュールとして運営する（インハウス）か、それを外部にアウトソーシングする傾向にある。④近年、コールセンターのアウトソーシングが増えているが、これはコールセンターが基本的に外部に対してオープンなモジュールにしていることを示している。またCTIやソフトウェア等の援用によるコールセンター業務の標準化がそれを可能にしている。⑤コールセンターをアウトソーシングすることにより企業は、自社の経営資源をコア・コンピタンスに集中させることによりイノベーションのスピードアップが可能となる。⑥一方、コールセンター専業企業（テレマーケティング・エージェンシー）は、スケールメリット、運営ノウハウ等を活かすことにより利益を上げることが可能となる。⑦コールセンターは、自社内で分離可能なモジュールであり、必ずしも他の業務との近接性を要しないため、立地に必要な条件（通信コスト、人件費等）が整えばどこにでも立地可能である。⑧ただし、インハウス、アウトソーシングいずれにおいても、コールセンターを利用する企業は自社のシステムあるいは構成要素群（モジュール）を、モジュールとしてのコールセンターにうまく接合できなければ、エンドユーザー（顧客）情報を自社の製品・サービス開発にうまくフィードバックさせることはできない。逆に、コールセンターと各関連部署との連携がスムーズな場合、情報のフィードバック（マーケティング面、問題点等）により、イノベーションへの貢献が期待される。⑨コールセンターの多くは、情報サービス分野における受託サービス業務であり、製造業分野におけるPC産業のOEMあるいは半導体産業の

ファウンドリー等（いずれも受託生産）に相当するものと考えられる。

4. コールセンター産業の持続的な集積可能性

(1) 空間経済学からみた集積可能性

ここまで、コールセンターをアキテクチャの観点から考察したが、モジュラー化／オープン化という特徴を有するコールセンターが産業集積にもたらすインプリケーションはどのようなものなのであろうか。以下では、アキテクチャの概念に加えて、産業集積に関する空間経済学の考え方を援用することにより、コールセンターを含めた情報通信関連産業の沖縄における集積の可能性について論じていきたい。

IT革命の進展により、ヒト・モノ・カネ・情報を含めた広い意味での「輸送費」は大きく低下してきた。このことは、企業によるグローバルな最適生産ネットワークの形成を通じて、企業内の空間的な分業体制を大きく変えつつある。確立した技術に基づく量産型の製造業やルーチン型の業務・サービス支援活動等、外部経済がもたらす「集積の経済」をあまり必要としない経済活動は、安い労働コストと良質の労働者を有する地域に立地する一方で、フェイス・トゥ・フェイスによる知識外部性が決定的に重要な分野は、コード化された知識の一形態である形式知に変換が困難な暗黙知が豊富な地域に集中している。形式知がITを用いて瞬時に移動可能なのに対して、人的資本に体化しており、形式化が困難な暗黙知はフェイス・トゥ・フェイスによる対話を通じて日常圏を共通する地域に蓄積されることが背景にある。さらに、外部経済よりもコスト面で低コスト生産・サービス支援地域に立地する企業は、賃金等のコスト上昇に伴い、素早く立地先を変更する可能性が高いのに対して、知識外部性に基づく集積地は、「集積の経済」という自己増殖的優位により、その集積の存在自体が立地空間にロックイン（凍結効果）をもたらすことになる。

本稿で扱ってきたコールセンター産業は上記のうち、どちらのタイプの産業といえるだろうか。沖縄県は、

従来の製造業振興を中心とした施策からITを利用することにより、島嶼経済の不利を克服することを目指してマルチメディアアイランド構想においてコールセンターの立地を重視してきた。しかし、ITを利用するコールセンターのような業種は、確かに沖縄のような島嶼経済における地理的不利の克服を可能にする一方で、必ずしも沖縄に集積する必然性のないタイプの産業ということもできよう。理由は以下の通りである。

まず第1に、コールセンターは、基本的に他のバリュー・チェーンから切り離されて、アウトソーシングが可能なモジュラー型・オープン型の産業であり、バリュー・チェーンにおける他のシステムあるいは構成要素群（モジュール）と必ずしも近接して立地する必要はない。基礎的な諸条件（通信インフラ、低コスト）が整えば、どこにでも立地することが可能である。コールセンターの業務内容・形態は、多岐に渡っており一概にはいえないが、他の産業と比べて相対的に労働集約的な産業ということができる。よって、立地の初期段階において最も重要なファクターは、安価な通信コスト、労働コスト、そして良質の労働者となる。今日、全国的にコールセンターの誘致合戦が活発であり、通信コストをはじめとする各種の施策が講じられている結果、コールセンター企業の立地先をみれば、全国に分散しており、沖縄のみに集中しているわけではない。このことは、コールセンターがある特定地域に集積するタイプの産業ではなく、低コスト地域に立地に分散可能な産業であることを示しているといえよう。

第2に、知識の外部性については、コールセンターの業務内容が、高度な知識や技術を要さない、かつルーチン型のものであるならば、知識の外部効果は小さいため、やはり集積する可能性は低いと考えられる。それにもかかわらず、沖縄にコールセンターが集積しつつある背景には、既に述べたように、通信・労働面でのコストや投資に関する各種の補助が存在するからである。ただし、コールセンターを含めた沖縄の情報通信関連産業の業務内容が、将来的に単純な労働集約的なものから技術・知識集約的なもの、かつ暗黙知を要

するものへとシフトし、多様な人材・知識労働者が沖縄に集積するのであれば、沖縄に情報通信関連産業が集積する可能性はあると考えられる。

集積の初期において重要なファクターとして考えられているのが、①立地ポテンシャル（基礎的な諸条件）の有無、②歴史的な偶然性である⁽⁸⁾。集積のための条件がある程度整った場所がいくつかある場合、どの地点に産業集積が実現するかは特定地点における比較的小さなきっかけないし初期努力に依存している。例えば、特定の個人や企業の努力、特定の大学や地方政府の政策等の小さなきっかけが「触媒」となって産業集積の初期形成が始まる。ただし、「偶然性」は集積のポテンシャルを前提条件として、はじめて触媒として有效地に作用するものと考えられる。これ示したのが図2である。

図2は、タイプ*i*の産業の各立地点Xにおけるポテンシャル曲線 $\Omega_i(X)$ を描いたものである。ここで1は産業立地によりゼロの利潤が得られる場合を示しており、ポテンシャル $\Omega_i(X) > 1$ ならば正の利潤が得られ、 $\Omega_i(X) < 1$ ならば負の利潤しか得られないことを示している。

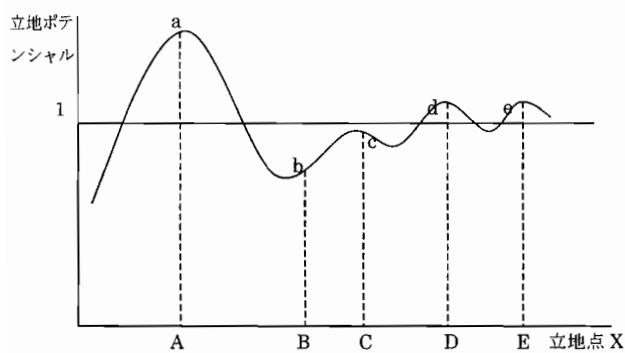


図2 集積のポテンシャル曲線
藤田(2003)の図6-5に基づき作成。

同図において立地ポテンシャルが1を超えているのは地点A、D、そしてEである。ここで地点Aは既に*i*産業に関する大きな集積があること示しており、そのままほっておいても自己増殖的に産業集積が進む可能性が高い。また地点D、Eは立地ポтенシャルが1を超えてるので、適当な触媒（政府、県の政策措置や

大学の活動等）さえ準備すれば、*i*産業の集積が自己増殖的に育つ可能性がある。一方、立地ポテンシャルが1に満たない地点B、Cはどうであろうか。まず、地点Bに関しては、その地点でのポテンシャル b が大きく1を下回っており、この地点に*i*産業の集積を可能にするためには、非常に大きな臨界初期努力（critical initial efforts）が必要となる。小さなきっかけ等による「偶然性」のみで産業集積が育つ可能性は低いため、国、県、市町村等による様々な政策的支援や産官学の協力等、大きな仕掛けがなければ産業集積が自己増殖的に育つことはない。それに対して、地点Cの立地ポテンシャル c は1に近いため、比較的小さなきっかけないし初期努力を触媒として、この地点に*i*産業の集積が形成され始める可能性が高いといえよう。

(2) 沖縄県の立地ポテンシャル

現在、沖縄にはコールセンターを始めとする情報通信関連産業の集積が進みつつあるが、上記の立地ポテンシャルの観点からかつて沖縄はどのような状況にあり、今後どのような進展が期待できるのであろうか。ここでは、まず沖縄県マルチメディア・アイランド構想が公表された1998年当時の情報サービス業の実態を通じて当時の立地ポテンシャルについて検討してみたい。

表2は、1998年における情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、その他情報サービス業）の実態を事業所数、従業者数、年間売上高について九州8県と比較したものである。同表よりまず、1998年時点で、各分野について福岡が突出していたことがわかる。福岡を除く九州7県と比べた場合、沖縄県の事業所数、従業者数、年間売上高は九州・沖縄地区の中では比較的高い数字を示している。次に、情報サービス業全体でみると、沖縄県の従業者数は福岡、熊本に次いで多く、売上高については福岡、熊本、大分、沖縄という順位になっている。ちなみに、福岡を除く、九州・沖縄7県について全体、ソフトウェア業、情報処理サービス業の事業所数、従

業者数、年間売上高の平均をそれぞれ計算すると、全てにおいて沖縄の数値はそれ以上の値を示している(全体の事業所数、従業者数、年間売上高の7県平均はそれぞれ、45、1701、18481、ソフトウェア業について26、892、9848、情報処理サービス業については12、457、4647)。つまり、1998年当時における情報サービス業の集積状況はかなり進んでいたとはいえないまでも、福岡を除く九州7県と比較した場合、平均以上であったということができよう。

以上より、1998年のマルチメディアアイランド構想以前の沖縄県における情報通信関連産業の立地ポテンシャルの高低については、上記の簡単な分析で見る限りはそれほど低かったとはいえない⁽⁹⁾。沖縄県では、1998年のマルチメディアアイランド構想以前に、情報通信関連産業を集積化しようという本格的な政策的試みはほとんどなかったが、それでも情報通信関連産業に関する立地ポテンシャルは1に近いところにあった

といえよう。前掲の図2でいえば、当時の沖縄は、恐らく地点Cにおける立地ポテンシャルcの状態にあり、政府による本格的な支援を通じて自己増殖的な産業集積が実現する見込みが存在していたといえるかもしれない。

ただし、ここで注意すべきことは、マルチメディアアイランド構想のフェーズⅠにおいて重視されていた労働集約型のコールセンターが、既に述べたように、基本的にオープンなモジュラー型の産業であり、ルーチンタイプの業務を行っている限りでは知識外部性に依存しないタイプの業種であるということである。それにもかかわらず、一定程度のコールセンターの集積が沖縄に実現した背景には、国や県による様々な優遇措置が功を奏したからであると考えられる。コールセンター業務で利用される知識が形式化されており、暗黙的な要素が少ない場合、立地に大きな影響を及ぼすファクターはコストになるからである。

表2 情報サービス業の実態に関する比較(1998年)

(単位:数、人、百万円)

	合計			ソフトウェア業			情報処理サービス業			情報提供サービス業			その他情報サービス業		
	事業所数	従業者数	年間売上高	事業所数	従業者数	年間売上高	事業所数	従業者数	年間売上高	事業所数	従業者数	年間売上高	事業所数	従業者数	年間売上高
全国	8,248	535,837	9,800,606	5,099	342,410	6,318,916	1,808	119,591	2,049,412	215	10,045	260,112	1,126	63,791	1,172,166
福岡	311	17,345	267,647	217	12,682	199,475	51	3,069	42,369	10	191	4,429	33	1,403	21,375
佐賀	30	696	6,399	10	154	2,302	16	425	2,339	—	—	—	4	117	1,758
長崎	50	1,683	15,617	30	933	7,790	13	462	5,829	1	X	X	6	X	X
熊本	51	2,230	26,295	25	582	5,602	16	769	9,879	—	—	—	10	879	10,814
大分	42	1,891	24,901	26	1,448	18,480	9	100	840	—	—	—	7	343	5,581
宮崎	39	1,457	15,275	27	838	8,594	9	553	4,988	1	X	X	2	X	X
鹿児島	57	1,750	18,809	39	893	10,474	10	X	X	1	X	X	7	556	5,529
沖縄	49	2,202	22,072	28	1,394	15,693	12	457	4,647	2	X	X	7	X	X

注：—は該当数値なし、または調査していないもの。Xは該当する事業所数が1～2であるため、数値を秘匿した箇所。

ソフトウェア業：受注ソフトウェア、ソフトウェアプロダクト。情報処理サービス業：オンライン情報処理、マシンタイム販売、システム管理運営受託など。情報提供サービス業：データベースサービス。その他情報サービス業：各種調査、その他。

資料：通商産業大臣官房統計部「1999年特定サービス産業実態調査報告書」。

出所：琉球銀行調査部「IT革命と本県における情報通信産業の振興について」平成2000年6月23日。

(3) 産業集積の持続可能性

それでは次に、集積の持続可能性についてどのように考えることができるのでしょうか。ここでは、それをいくつかの情報化指標と情報処理技術者試験の実態からみておきたい。

表3は、近年の沖縄県の情報化指標を東京、九州7県そして全国平均と比較したものである。同表の各指標で沖縄県が全国平均を上回っているのは、ソフト系IT産業の事業所開業率17.2%、ソフト系IT産業の事業所廃業率20.1%、地域公共ネットワーク整備率60.4%、学校のインターネット接続率99.8%、普通教室のLAN整備率44.0%、PCで指導できる教員の割合67.4%である。特に、ソフト系IT産業の事業所開業率と廃業率の双方の比率が高いのが沖縄県の特徴であり、同分野への参入・退出が活発に行われている様子が伺える。

一方、インターネット人口普及率、ブロードバンド

契約世帯比、情報通信産業の有業者の割合、ソフト系IT産業の事業所数、教育用PC1台当たりの生徒数については全国平均以下である。ただし、情報通信産業の有業者の割合は九州・沖縄地区では福岡の2.6%に次いで高い数値1.8%となっている。

次に、知識外部性を高める上で重要な情報通信関の人材の蓄積について、情報処理技術者試験の実態を通じて間接的に概観しておく。表4は2001年と2004年について様々情報処理技術者関係の試験について応募者、受験者、合格者、受験率、合格率を示したものである。同表より、両年において沖縄県の受験率は全国平均より高いが、合格率は低い状況が伺える。2001年の合格率は九州地区7県と比べても宮崎に次いで低かったが(15.7%)、2004年においてもその状況は変わっていないだけでなく、合格率自体も受験率の上昇と共に13.3%へ低下している。

表3 沖縄県の情報化指標

都道府県名	インターネット人口普及率 ¹	ブロードバンド契約数世帯比(DSL, CATV) ²	情報通信業の有業者の割合 ³	ソフト系IT産業の事業所数 ⁴	ソフト系IT産業の事業所開業率 ⁵	ソフト系IT産業の事業所廃業率 ⁶	地域公共ネットワーク整備率 ⁷	教育用PC1台当たりの生徒数(人/台) ⁸	学校のインターネット接続率 ⁹	普通教室のLAN整備率 ¹⁰	PCで指導できる教員の割合 ¹¹
東京都	56.6%	38.3%	6.8%	10,871	13.3%	14.9%	58.7%	11.8	99.7%	5.7%	45.9%
福岡県	40.4%	23.2%	2.6%	1,478	14.1%	19.0%	50.5%	11.1	99.9%	18.0%	61.2%
佐賀県	51.9%	18.8%	0.9%	135	11.2%	22.4%	60.0%	10.0	99.4%	46.6%	44.7%
長崎県	47.5%	17.8%	0.9%	233	17.9%	9.0%	50.0%	7.5	99.7%	51.6%	57.1%
熊本県	47.0%	15.6%	1.5%	308	8.8%	16.3%	65.9%	9.3	100.0%	30.4%	48.1%
大分県	56.8%	20.7%	1.1%	183	23.0%	12.6%	98.3%	8.7	98.3%	24.6%	69.7%
宮崎県	35.4%	17.0%	1.0%	182	8.7%	9.8%	57.8%	8.1	100.0%	27.0%	53.0%
鹿児島県	39.4%	10.4%	0.7%	227	9.3%	17.7%	44.3%	8.3	99.6%	21.8%	53.9%
沖縄県	45.6%	18.7%	1.8%	264	17.2%	20.1%	60.4%	9.5	99.8%	44.0%	67.4%
全国平均	49.0%	27.9%	2.7%	35,828	13.4%	13.7%	55.4%	9.7	99.5%	29.2%	52.8%

注：1 NetRatings社資料(平成16年1月～3月の調査結果)による数値。第1章第2節のインターネット利用率とは調査が異なる全国を対象としたRDDによる電話調査。インターネット利用者を調査回答者数で除した数値。

インターネット利用者の定義は以下の条件を満たす個人(2歳以上)：(1)家庭パソコンを利用して1か月以内にインターネットにアクセス、(2)インターネットに接続できる携帯電話を所有していて、ウェブアクセス、メール(ショートメールを除く)に利用、(3)パソコン、携帯電話以外のデバイスでインターネットアクセスした人(情報携帯端末、インターネットテレビ、ウェブテレビ、ゲーム機、ウェブターミナル、Lモードなどインターネット接続可能な電話機・ファクシミリ、その他のデバイス)。

2 都道府県別DSL契約者数(平成15年度末)とケーブルインターネット契約者数(平成15年度末)の合計値を、住民基本台帳(平成15年3月31日現在)に基づく都道府県別世帯数で除した数値。

3 総務省「平成14年就業構造基本調査」による数値。

4～6 國土交通省「ソフト系IT産業の実態調査(平成15年9月調査)」による数値。ソフト系IT産業の事業者とは、NTTタウンページデータに「ソフトウェア業」、「情報処理サービス」、「インターネット関連サービス」の3業種いずれかに登録している事業者。

開業率=(平成15年3月～9月の開業事業所数)÷平成15年3月事業所数×2×100、廃業率=(平成15年3月～9月の廃業事業所数)÷平成15年3月事業所数×2×100。

7 総務省「地域公共ネットワーク整備計画の取りまとめ結果(平成15年7月)」により作成。

8～11 文部科学省「学校における情報教育の実態等に関する調査結果(平成15年3月末現在)」による数値。

出所：総務省『平成16年版 情報通信白書』ぎょうせい、より作成。

表4 情報処理技術者試験の実態

	2001年			2004年		
	応募者	受験者	合格者	応募者	受験者	合格者
全国	788,443	512,879	107,048	699,928	461,629	83,768
	65.0	20.9		66.0	18.1	
福岡	25,351	17,021	3,256	22,828	15,622	2,783
	67.1	19.1		68.4	17.8	
佐賀	2,119	1,471	287	1,860	1,402	219
	69.4	19.5		75.4	15.6	
長崎	2,906	2,106	417	2,383	1,818	349
	72.5	19.8		76.3	19.2	
熊本	4,948	3,430	597	3,741	2,627	480
	69.3	17.4		70.2	18.3	
大分	3,811	2,833	498	3,632	2,800	423
	74.3	17.6		77.1	15.1	
宮崎	2,583	1,942	279	2,312	1,824	207
	75.2	14.4		78.9	11.3	
鹿児島	3,761	2,723	480	3,849	2,925	480
	72.4	17.6		76	16.4	
沖縄	3,171	2,117	332	3,779	2,598	345
	66.8	15.7		68.7	13.3	

注：受験者欄の下段の数字は受験率、合格者欄の下段の数字は合格率。2001年の試験区分はアナリスト、マネージャー、アプリケーション、ネットワーク、基本情報技術者、情報セキュリティー、上級システムアド、初級システムアドから成る。2004年の試験区分はデータベース、システム管理、エンベデッド、ソフトウェア開発、基本情報技術、アナリスト、プロマネ、アプリケーション、ネットワーク、システム監査、初級システムアド、上級システムアド、セキュリティから成る。

出所：独立行政法人情報処理推進機構（www.jitec.jp）のサイトより作成。

以上の数値のみで、将来的な情報通信関連産業の沖縄への持続的な集積とロックインの可能性について言及することは困難であるが、少なくとも沖縄県が情報通信関連産業の立地先として他地域に比べ特段に強い優位を有していると考えるのは困難であるといわざるをえない。集積をロックインする上で最も重要なのが豊富な知識外部性の存在であり、それは人的な要素が多く依存するものと考えられるからである。その意味で、現在、行われている様々な政策的優遇措置が将来的に縮小ないし廃止されるならば、現在の集積は、コールセンターに代表される情報通信関連産業の特性（オープンなモジュラー型）より、ロックインされる前に分散される可能性がないとはいえない。

5. 結び：政策的なインプリケーション

本稿では、アーキテクチャ及び空間経済学における集積の概念を用いることにより、コールセンター産業の沖縄県への持続的な集積の可能性について考察して

きた。最後に、これまでの議論を要約すると同時に、考察より得られる政策的なインプリケーションを結びとしたい。

まず第1に、沖縄県に一定の情報関連産業の集積が実現しつつある背景には、コールセンターを含む情報通信関連産業の集積において国や県の政策が大きな影響を及ぼしてきたことが重要であった（触媒としての役割）。

第2に、情報通信関連産業の中でも、業務内容においてルーチン型の業務知識を要する分野はコストに大きく影響される一方で、より高度な知識かつその知識を形式化するのが困難な業務については、外部性が非常に重要となり、集積の経済が作用することになる。よって、沖縄県が現在の集積をさらに進展させ、それをロックインするためには、単純なルーチン・ワーク型の業務を、多様な人材による高度な知識・技術がフェイス・トゥ・フェイスの相互作用によりスピルオーバーして自己増殖的に集積が拡大するような業務内容

に次第にシフトしていく必要がある。つまり、知識外部性を高めることにより、沖縄の立地面での優位性を高める環境づくりが重要となる。

具体的には、①コールセンターの業務内容の一層の高度化・専門化を進めると同時に、コンテンツ産業やソフトウェア産業の更なる集積を通じて知識外部性による自己増殖的な産業集積を可能にすることが求められる。これまで行われてきた通信コスト低減化支援事業、沖縄若年者雇用開発助成金、情報通信産業振興地域や情報通信産業特別地区における各種優遇措置、データセンター集積支援等の企業への直接的な補助金、インキュベート施設の設置、各種人材育成のためのプログラム等の支援サービスを、集積の進展と共に見直しながら持続する必要があろう。

②支援機関の間の緊密な連携の促進、例えば、情報通信関連産業クラスターの主役である企業を背後より支え、産業集積の触媒としての役割を果たすことが期待される国、県、市町村、フロム沖縄推進機構、雇用開発推進機構等が支援策等でより緊密な連携を図ることにより、情報通信関連企業の業務内容の高度化・専門化の促進を図ることが重要となる。現在、情報通信関連産業クラスターの形成において大学が十分な役割を果たしているとはいえないが、イノベーションを活発に生み出す産業クラスターの育成において大学等の研究機関の役割は欠かせない。2007年度以降に開学予定の沖縄科学技術大学院大学には戦略的な重点研究の一つに情報通信が予定されており、国立沖縄工業高等専門学校にはメディア情報工学科が既に設置されている。これらとの緊密な連携が求められよう。

③緊密な連携を可能にするためには、クラスターの構成員間の情報・知識ネットワークが強化・拡大され、効果的にコーディネートされる必要がある。そのためには、クラスターの構成員がフェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーションを可能にする「場」を作り出すことや個々の主体による情報の発信・受信のための積極的な努力が必要となる。

④多様な人材・知識労働者の確保は、知識外部性を

高め「集積の経済」を促進するためにも重要と成る。そのためには、県内の人材だけでなく、県外の移住者にとって魅力ある住環境を整備することより沖縄を人材の集積地にする必要がある。

第3に、このような立地面での優位が高まる前に、将来的に通信コストや労働コスト等に関する各種補助が廃止ないし縮小されるならば、現在、進行中の集積はロックイン（凍結）される前に崩壊する可能性があるといえよう。

謝 辞

本稿は2005年10月1日に開催された日本経済政策学会西日本部会77回秋季大会での報告「コールセンター産業のアーキテクチャと産業集積への政策課題—沖縄MMI構想へのインプリケーションー」を加筆・修正したものである。討論者の仁部新一先生（九州共立大学）及びフロアからのコメントに感謝申し上げたい。なお、投稿に際して本誌査読者からの貴重なコメントが内容を改善する上で大変、有意義であった。記して感謝の意を表したい。

注

- (1) アーキテクチャの概念を用いて製品・産業の特性を明らかにした上で、日本の製品・産業における比較優位分野を探る試みが広がりつつある（藤本・武石・青島編（2001）；青木昌彦・安藤晴彦編（2002）；藤本（2004））。背景には、同一産業内には、付加価値の異なる様々な工程が混在しており、もはや既存の産業分類による分析では産業の比較優位を説明できない事態が増えていること、既存の産業分類や公式統計に基づく産業政策や事業戦略が必ずしも現実に適応していない可能性がある。
- (2) CTI（Computer Telephony Integration）とは、企業などで内線電話同士の接続や加入者電話網やISDN回線等の公衆回線への接続を行う構内交換機（PBX）などの電話系通信システムと、コンピュータやデータベースなどの情報系システムを結合し、相互に連携できるようにすること。サポートセンター、お客様相談室など顧客に電話で対応するコールセンター業務に広く利用されている。最近では、顧客データベースと連携したシステムが増えており、顧客のプロフィールや過去の応対履歴、購入履歴等を参照しながら的確なサポートを提供することができるようになっている。SFA（Sales Force Automation）とは、従来のいわゆる3K（経験、勘、根性）と呼ばれる非科学的な行動様式に頼っていた営業活動を、このようにコンピュータ支援を用いて科学的、システム的に再構築することである。SFAにより、コールセンターにおける顧客とのコンタクト履歴が自動的に蓄積されるだけでなく、営

業の進捗段階に応じて行うべきアクションが明確になる等の効果がある（菱沼（2000））。なお、こうしたCTIを含めた統合型の顧客対応システムはCRM（Customer Relationship Management）と呼ばれ、詳細な顧客データベースを元に、商品の売買から保守サービス、問い合わせやクレームへの対応など、個々の顧客との全てのやりとりを一貫して管理することにより実現する。

- (3) 一方、県のマルチメディアアイランド構想では、3つの重点分野の一つである情報サービス産業としてコールセンターが明記されていた。
- (4) 以下、コールセンターについての説明は、菱沼（2000）、（財）雇用開発推進機構（2000）、各コールセンター企業のサイト等を参照。
- (5) サーバーとは、コンピュータネットワークにおいて、クライアントコンピュータに対し、自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータのこと。インターネットにおけるWWWサーバなどが該当する。
- (6) 一方、デメリットとしては以下のものが考えられる。①アウトソーシングしたコールセンターが委託企業のシステムにうまく適合しない場合、両者を接合するより適切なインターフェイスが求められる。②顧客との密接なやり取りが付加価値を生み出す場合、アウトソーシングにより、自社の製品・サービスと市場との間にミスマッチが生じる可能性がある。この場合、本来コールセンターをアウトソーシングするよりも、自社内におけるマーケティング部分と製品・サービスの間の継続的な摺り合わせ活動が重要になる。③技術的要因や市場要因によりアウトソーシングしたコールセンター部分を含めたシステム全体の変化が必要になったとき、委託企業が変化に適応できない可能性がでてくる。
- (7) Curry and Kenney（2004）参照。
- (8) 以下の、空間経済学による立地ポテンシャルについての議論

は、藤田（2003）に多くを負っている。

- (9) この点について本誌査読者より適切なコメントを頂き、基本的な認識の誤りを正すことができたことを記しておく。

引用文献

- 青島矢一・武石彰, 2001, 「アーキテクチャという考え方」, 藤本隆宏・武石彰・青島矢一編『ビジネス・アーキテクチャ』有斐閣.
- Baldwin, Carliss Y. and Kim B. Clark, 1997, Managing in an Age of Modularity, *Harvard Business Review*, Sep./Oct. pp. 84-93.(「モジュール化時代の経営」, 青木昌彦・安藤晴彦編, 2002, 『モジュール化 新しい産業アーキテクチャの本質』東洋経済新報社).
- Curry, James and Martin Kenney, 2004, The organizational and geographic configuration of the personal computer value chain. In Kenney, M. and R. Florida (eds.), 2004, *Locating Global Advantage: Industry Dynamics in the International Economy*, California: Stanford University Press.
- 藤本隆宏, 2001, 「アーキテクチャの産業論」, 藤本隆宏・武石彰・青島矢一編『ビジネス・アーキテクチャ』有斐閣.
- 藤本隆宏（2004）『日本のもの造りの哲学』日本経済新聞社.
- 藤田昌久, 2003, 「空間経済学の視点から見た産業クラスター政策の意義と課題」石倉洋子ほか著『日本の産業クラスター戦略—地域における競争優位の確立』有斐閣.
- 菱沼千明, 2000, 『「コールセンター」のすべて—企画から運用まで—』リックテレコム.
- 雇用開発推進機構, 2000, 『沖縄におけるコールセンター産業の展望と人材育成に関する研究』3月.
- 琉球銀行調査部, 2000, 「IT革命と本県における情報通信産業の振興について」6月23日.
- 総務省, 2004, 『平成16年版情報通信白書』ぎょうせい.

携帯電話と人間関係に関する研究（1）
— 携帯電話使用の友人関係・家族関係への影響 — *

仲栄真 美奈子**・國吉 和子***

The Influence of University Students' Usage of the Mobile-Phones
on Their Interpersonal Relationships

Minako Nakaema and Kazuko Kuniyoshi

本研究の主な目的は、大学生の携帯電話の使用による友人関係および家族関係に及ぼす影響について、その方向と量を検討することであった。沖縄県内の大学生243名を対象にして、携帯電話使用の様態やそれとともに友人関係および家族関係の変化についての調査を実施した。対人関係の変化についての回答結果を因子分析したところ、友人関係の変化については2因子が、家族関係の変化については3因子が抽出された。各対人関係の変化を因子毎に携帯電話使用の様態と性別による比較分析を行った結果、①大学生の携帯電話の使用による対人関係の変化は、家族関係よりも友人関係において大きいことが明らかになった。また、②携帯電話を多く使用する学生の方が友人関係が親密化することが認められた。③男性よりも女性において、一日の発信・着信回数の多い方が家族関係がより融和的になることが示された。

キーワード：携帯電話、友人関係の変化、対人関係の変化、大学生

The purpose of this study was to examine the influence of university students' usage of mobile-phones upon their interpersonal relationships. This study was conducted by giving the questionnaire concerning university students' friendships and family-relationships to 243 students in Okinawa.

The results of this study were as follows: 1) it was found that the usage of mobile-phones had a great influence on family-relationships, 2) it was further found that the greater the usage of mobile-phones, the greater the intimacy of friendships, 3) it was shown that the greater the usage of mobile-phones, the stronger the ties of family-relationships in the case of females.

Key words : Mobile-phones, Friendships, Family-relationships, University students

平成16年版情報通信白書（総務省、2004）によると、わが国において、移動電信（携帯電話、PHS等）の契約回線数は、2000年には固定電信のそれを上回り、2003年現在、8,665万回線、8,152万件で、平均68.4%の国民が移動電信を所持しており、岩手県と秋田県の2県を除く全ての都道府県で50%以上の所持率を示している。また、移動電信は1996年から2003年までの7年間に約3.2倍も契約数が増加している。これらのこととは、携帯電話(PHSを含む、以下同様)が急速に普及していることを示唆している。とりわけ、10代や20代の若者への普及率は高く、80%を超えているという報告がある(NRI野村総合研究所、2003)。このように急速に普及した携帯電話は、今や我が国の人々にとって日常生活

に不可欠なアイテムとなり、人々の意識や行動様式に様々な影響を与えていていると考えられる。普及率の高い発達途上にある若者の心理・行動面への影響は、とりわけ大きいと考えられる。

近年、心理学あるいはその関連分野において、携帯電話の使用に関連する研究が、様々な年齢層を対象に行われている。例えば、小中学生及びその親（宮木、2001）、高校生（小寺、2001）、大学生（石井・柴田、2000）を対象とした研究等がなされているが、携帯電話の普及率が高く、比較的影響が大きいと考えられる青年期を対象にする研究が中心のように思われる。

中村（2001a）は、Katz（1999）の移動体通信（携帯電話）の使用の社会的影响に関して3分野（社会生活

* 本研究の一部は、第45回日本社会心理学会大会（2004）で発表した。

** 那覇市青少年センター、902-0064 那覇市寄宮1-16-12

*** 沖縄大学人文学部

(非業務的), 職業生活及び組織構造)に対する一次的, 二次的, 三次的影響を明らかにしている。そして, 携帯電話の使用が, 「意識面」, 「行動面」, 「関係性」及び「規範」の四つのレベルに対して, 「簡便化」, 「直接化」「常態化」, 「その他」等の影響を明らかにしている。それらの中で, 本研究と関連する「関係性」について, 中村の研究を概観すると, 友人関係については, ①友人関係親疎と携帯電話の利用との関連では, 携帯電話の利用者ほど深い友人関係を好む傾向があること, ②「フルタイム・インティメイト・コミュニティ」(携帯電話は, 日常的によく会い, 夜には固定電話でおしゃべりをするような親しいあいだがらで使われ, 結果として四六時中べたべたとつながり合う関係)については, さほどの広がりをみせていないこと, ③発信番号表示機能により友人関係を選別するようになったのはごく一部にとどまっていること, ④大学生では伝言ダイヤルの利用はきわめて少なく, 「P友」(PHSを使って無作為に電話をかけ友人になる)については若干の広がりを見せていること,などを指摘している。また, 家族関係については, 携帯電話による家族解体説と結束強化説を挙げ, 首都圏における調査結果から, 対象者の1割が家族が個別化してきたような気がすると回答し, 同時に2割が家族のコミュニケーションが増えたと回答していることなどを報告している。

松田ら(2000)は, 若者の携帯電話の使用は, 広く浅い人間関係の形成を促進するという一般的な見解に対して, 選択的人間関係の形成に影響を与えていると指摘している。また, 岡田ら(2000)は, 大学生590人を対象として, 携帯電話の利用, 友人や家族との人間関係, 及びイノベーター度や社交性などの態度についての質問紙調査を行っているが, その結果, ヘビーユーザーは他のユーザー(ライトユーザー, ミドルユーザー)と比較して, より社交性が高く, 携帯電話の利用によって人と直接会う機会が増えたこと, 携帯電話を用いて「つきあう相手」を求める傾向が強いことを報告している。また, 発信者番号表示を用いて通話者を選別する人は, より携帯電話に依存的であり, 対人

関係はより選択的で家族に距離を感じていること, 人間関係は大切であり友人との関係を保つ上で携帯電話を必需品であると位置づけていることなどを報告している。

以上のような研究をふまえて, 本研究では, 若者(大学生)を対象にして, 携帯電話の使用の様態によって生じる個人のさまざまな行動・認知への影響, そして対人関係の結束への影響等を社会心理学的観点から明らかにすることが主目的である。

本報告では, 特に携帯電話の使用の様態が友人関係および家族関係の結束を強化するのか, それとも解体の方向に導くのか, その変化の方向と量を認知的側面から見ることに主眼を置いて分析していく。あわせて, 性別比較を行い, 男女間に影響差があるのか否かもみていく。

方 法

1. 調査対象者

沖縄県内在住の4年制大学に通学する学生を対象として調査を行った。分析は, 携帯電話(PHSを含む, 以下同様)を使用している243名(男性91名, 女性152名)を対象として行った。

2. 調査票の内容

①携帯電話の使用様態に関する項目

携帯電話の使用期間, 1日の平均発信回数, 1日の平均着信回数, 平均月額料金, 1回あたりの平均通話時間, など11項目を用いた(付表参照)。

②生活や行動の変化の認知に関する項目

「携帯電話をするようになってから, あなたの生活や行動に変化がありましたか」(「かなり変わった」から「変わらない」の4件法)の他に, 「自分の行動が縛られているような感じがする」, 「携帯電話で話す相手とはいつでもつながりあっているという安心感がある」など18項目(「かなりそう思う」から「全くそう思わない」の4件法)を調査項目として用いた(付表参照)。

③友人関係の変化に関する項目

携帯電話の使用開始によって「友人との連絡がとりやすくなった」、「友人とよく遊ぶようになった」、「電話をする時間が増えた」、「友人との仲が深まった」など14項目を用いた（付表参照）。これらの項目に対して、「かなりそう思う」から「全くそうは思わない」の4件法での評定を求めた。

④家族関係の変化に関する項目

携帯電話の使用開始によって、「家族との連絡がとりやすくなった」、「家族が安心するようになった」、「帰宅時間が遅くなると親から連絡がくるようになった」、「自分の居場所について嘘をつくようになった」など10項目を用いた（付表参照）。これらの項目に対して、「かなりそう思う」から「全くそうは思わない」の4件法での評定を求めた。

⑤デモグラフィック項目

性別、年齢、所属学部学科に関する項目を用いた。

3. 手続き

調査は、心理学関連の授業時間内に行った。上述の調査項目が印刷された小冊子を調査対象者に配布し、「この調査は携帯電話の使用に関連することを調べるために行うものです。」と説明した後、率直に回答すること、自分のペースで回答すること、などを教示した上で、調査を実施した。調査に要した時間は、20分程度であった。

4. 調査実施時期

調査は2003年6月に行った。

結果

本研究における被調査者の回答を男女別に集計した

結果は、付表に示すとおりである。

1. 生活や行動の認知

本研究においては、生活や行動の認知に関する項目として、計20項目が用いられた。研究の目的から考えて、その中の「携帯電話を使用するようになってから、あなたの生活や行動に変化がありましたか」の項目への回答を明らかにすることが必要と考えられる。そこで、その結果を表1に示す。かなり変わった（8.3%）といくらか変わった（61.2%）を加えると、69.5%が、携帯電話の使用により生活や行動が変化したと回答していることがわかる。他方、変わらないと回答したのは27.7%であった。

表1 携帯電話使用開始による生活上の変化の認知

かなり変わった	いくらか変わった	変わらない	わからない
20(8.3)	148(61.2)	67(27.7)	7(2.9)

() 内は%。

このような認知に影響を与えるのは、携帯電話の使用様態のどのような特性であるかを明らかにするために、携帯電話の使用様態に関する項目の回答結果とクロス集計し、 χ^2 検定を行った。その結果、有意な χ^2 値が得られたのは、月平均利用料金のみであった（ $\chi^2(6)=12.68$, P<.05, 表2）。使用料金が高いほど、高率で「かなり変わった」と回答していることがわかる。

2. 生活や行動の変化と対人関係の変化

生活上の変化があったと認知しているかどうかによって、変化あり群と変化なし群を設定し、両群間の比較を、友人関係の変化に関する項目と家族関係の変化に関する項目において行った（図1, 2）。

友人関係については、両群の平均値間に統計的に有意な差が認められたのは、13項目中8項目であった。

表2 生活の変化の認知と月平均利用料金との関連

	かなり変わった	いくらか変わった	変わらない	わからない	計
5千円未満	0 (0.0)	43 (66.2)	20 (30.8)	2 (3.1)	65(100.0)
1万円未満	11 (9.1)	77 (63.6)	31 (25.6)	2 (1.7)	121(100.0)
1万円以上	9 (17.0)	27 (50.9)	15 (28.3)	2 (3.8)	53(100.0)

() 内は%。

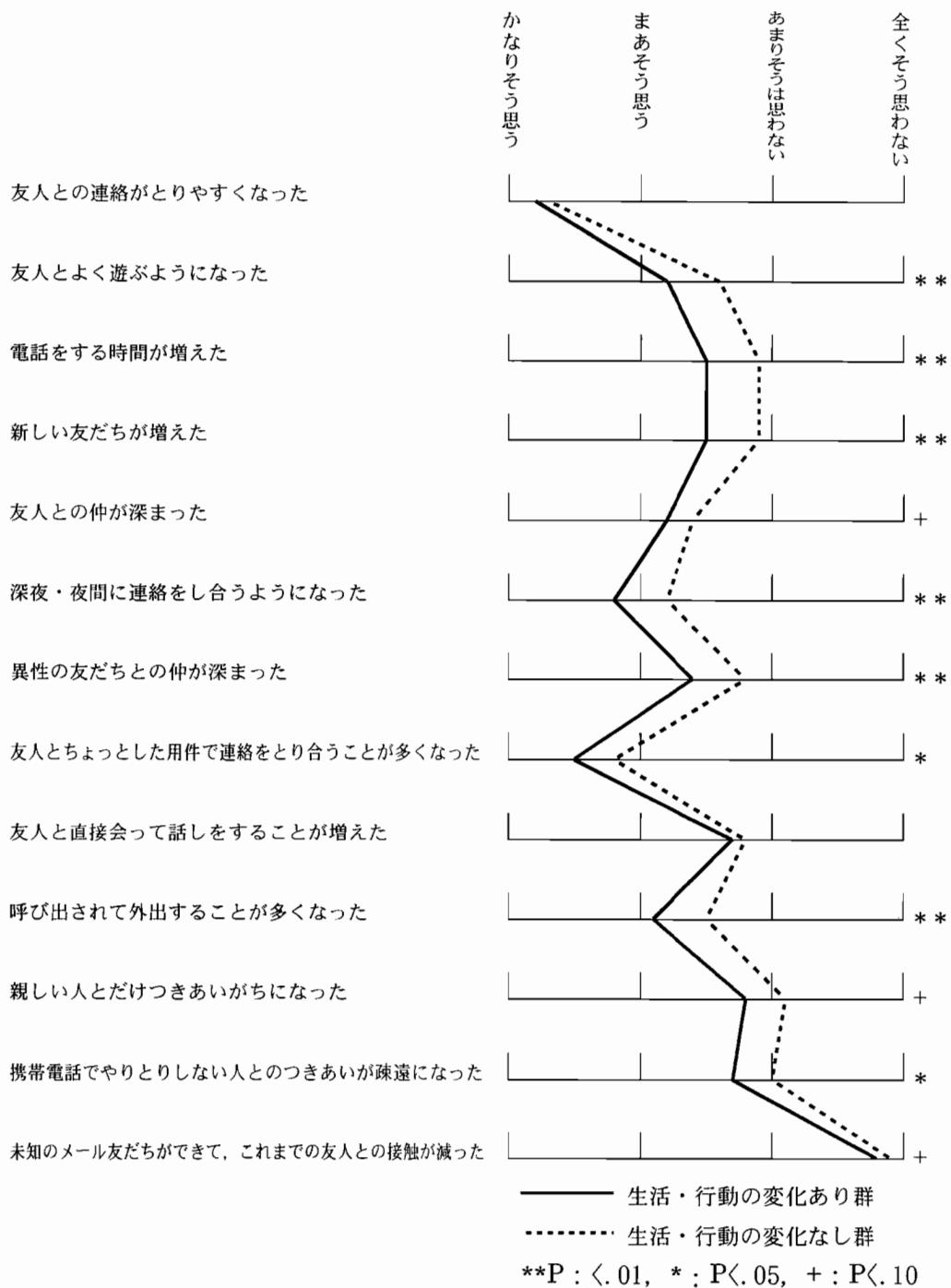


図1 友人関係の変化に関する群別比較

2項目については、差のある傾向 ($P<.10$) を示した。他方、家族関係については、図2に示したとおり、10項目中、両群間に有意な差がみられたのが1項目、差のある傾向が認められた項目が1項目であった。

3. 友人関係の変化に関する尺度の因子分析

友人関係の変化に関する項目13項目への評定値を用

いて因子分析を行った。抽出された因子への負荷量や共通性などから13項目中1項目を除外し、最終的に主因子法により解を求め、バリマックス法による直交回転を施して得られた結果を表3に示す。表中に示したとおり、2因子が抽出された。各因子に対し、原則として30以上の負荷量の項目を、各因子を構成する項目とすると、第1因子は、「友人とよく遊ぶようになった」、

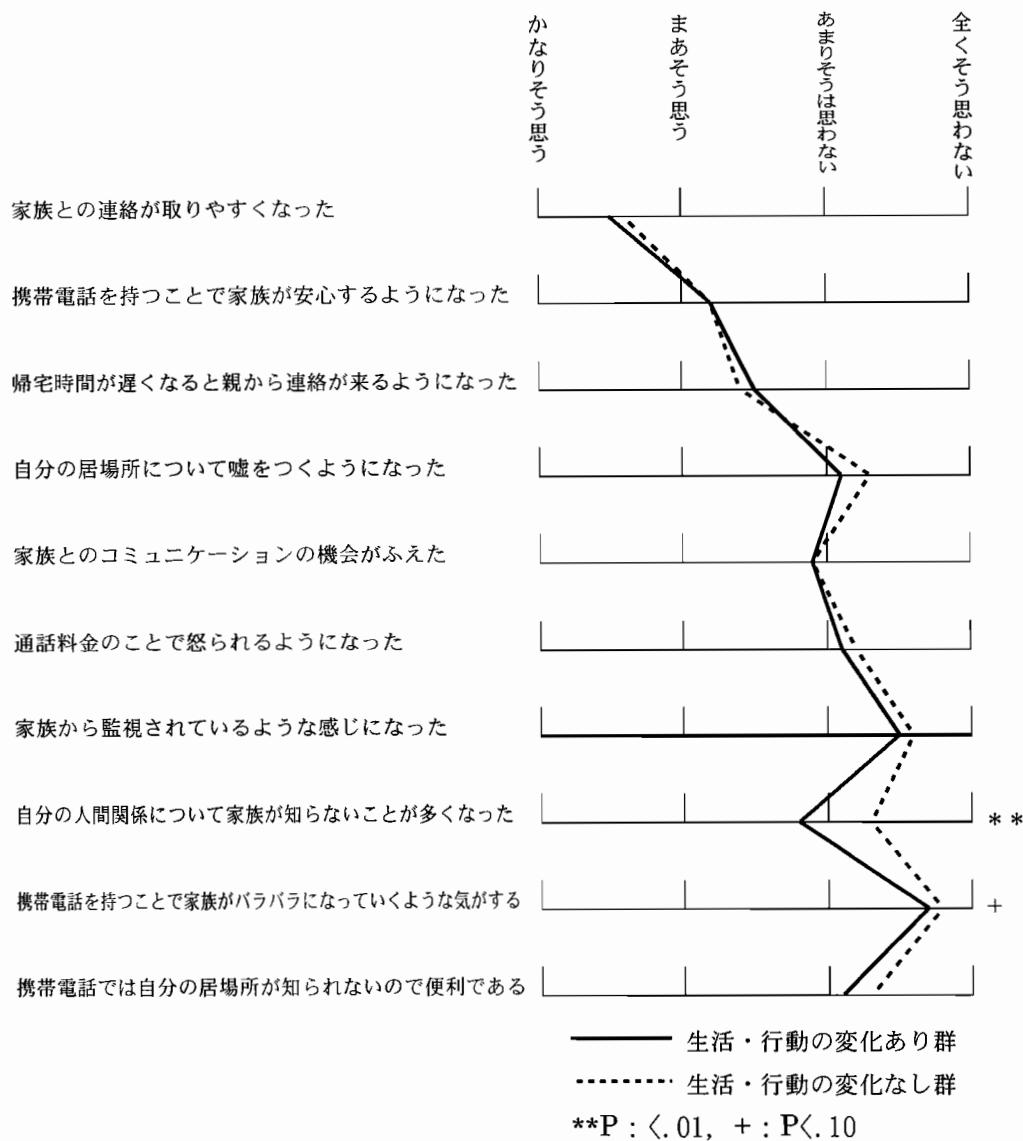


図2 家族関係の変化に関する群別比較

「友人との仲が深まった」、「親しい友だちが増えた」などの10項目から構成されていることから、「友人関係密因子」と命名した。第2因子は、「親しい人とだけつきあいがちになった」、「携帯電話でやりとりしない人とのつきあいが疎遠になった」の2項目から構成されていることから、「友人関係疎遠因子」と命名した。

4. 家族関係の変化に関する尺度の因子分析

友人関係の変化に関する尺度と同様に、家族関係の変化に関する尺度（10項目）についても、因子分析を実施した。負荷量、固有値、共通性及び因子負荷量な

どを考慮して、10項目中9項目を用いて因子分析を実施した。主因子法により解を求め、バリマックス法による直交回転を行った結果を表4に示す。.30以上の因子負荷量を示した項目をその因子を構成する項目と考えると、3因子が抽出された。

表に示したとおり、第1因子は「家族との連絡がとりやすくなった」、「家族が安心するようになった」、「家族とのコミュニケーションの機会がふえた」の3項目によって構成されていることから、「家族融和因子」と命名した。第2因子は、「自分の居場所について嘘をつくようになった」、「自分の人間関係について家族が

表3 友人関係変化尺度の因子分析の結果

	第1因子	第2因子
友人とよく遊ぶようになった	.687	.004
友人との仲が深まった	.599	.167
親しい友だちが増えた	.589	.172
深夜・夜間に連絡をし合うようになった	.572	.010
異性の友だちとの仲が深まった	.555	.244
呼び出されて外出することが多くなった親しい人とだけつきあいがちになった	.535	.006
友人が直接会って話しをすることが増えた	.531	.002
電話をする時間が増えた	.417	.111
友人とちょっとした用件で連絡をとり合うことが多くなった	.381	.172
友人との連絡がとりやすくなつた	.336	.001
親しい人とだけつきあいがちになった	-.010	.769
携帯電話でやりとりしない人とのつきあいが疎遠になった	.136	.443
寄与率	23.60	7.99
累積寄与率	23.60	31.59
固有値	2.83	0.96

表4 家族関係変化尺度の因子分析の結果

	第1因子	第2因子	第3因子
携帯電話を持つことで家族が安心するようになった	.815	-.001	.173
家族との連絡が取りやすくなつた	.699	-.001	.004
家族とのコミュニケーションの機会がふえた	.449	.110	.107
自分の居場所について嘘をつくようになった	.105	.630	.254
自分の人間関係について家族が知らないことが多くなつた	.002	.548	.006
携帯電話では自分の居場所が知られないで便利である	.006	.532	.001
携帯電話を持つことで家族がバラバラになっていくような気がする	-.141	.367	.272
帰宅時間が遅くなると親から連絡が来るようになつた	.334	-.004	.706
家族から監視されているような感じになつた	.004	.318	.484
通話料金のことでの怒られるようになつた	.131	.183	.221
寄与率	15.26	12.64	9.66
累積寄与率	15.26	27.91	37.56
固有値	1.53	1.26	0.97

知らないことが多くなつた」、「携帯電話を持つことで家族がバラバラになっていくような気がする」、「携帯電話では自分の居場所が知られないの便利である」の4項目から構成されていることから、「家族回避・敵対

因子」と命名した。第3因子は、「帰宅時間が遅くなると親から連絡が来るようになつた」、「家族から監視されているような感じになつた」の2項目から構成されていることから、「家族監視因子」と命名した。

5. 友人関係および家族関係に関する携帯電話使用様態と性別による比較

携帯電話の使用方法の友人関係及び家族関係への影響を明らかにするために、「1日平均発信回数」、「1日平均着信回数」、「1日平均通話時間」、及び「1月平均利用料金」の各項目への回答結果別に、各因子の合計得点を比較した。なお、上記の4指標については、それぞれ、表中に示すとおり、3段階に分類した。これらの各項目と性別を独立変数、因子の合計得点を従属変数とする二元配置分散分析（各項目への回答（3）×性別（2））を行った。いずれも被験者間要因である。

（1）友人関係親密因子における比較

友人関係親密因子を構成する項目の因子の合計得点を求め、上記のとおり二元配置分散分析をそれぞれの独立変数ごとに行った。その結果を、表5に示す。い

ずれの変数においても携帯電話の使用様態に関わる項目の主効果がそれぞれ有意であることが示された（1日平均発信回数； $F(2/235)=8.74$, $P<.001$, 1日平均着信回数； $F(2/235)=10.15$, $P<.001$, 1日平均通話時間； $F(3/235)=10.15$, $P<.01$, 月平均利用料金； $F(2/235)=15.47$, $P<.001$ ）。性別の主効果、性別と項目の交互作用はいずれも有意ではなかった。各項目において、携帯電話使用様態にかかる主効果が有意だったことを受けて、下位検定を行った。その結果、1日平均発信回数については、0～1回未満及び1～3回未満よりも3回以上かける対象者で高いことが明らかになった。また、0日平均着信回数については、それぞれの平均値が統計的に有意に異なっていた。1日の平均通話時間についても同様に、0～3分の場合が最も低く、他の2カテゴリー（3～5分の場合、6分以上の場合）の得点と

表5 友人関係親密因子における携帯電話の使用様態による性別比較

	男性	女性	計	分析結果
1日平均 発信回数	0～1回未満 23.50(9.83)	26.53(4.44)	25.80(6.06)	回数の主効果 $F(2/235)=8.74$, $P<.001$
	1～3回未満 26.72(5.72)	24.50(4.93)	27.23(5.21)	0～1回未満 < 3回以上
	3回以上 29.36(4.67)	29.69(4.27)	29.54(4.44)	1～3回未満 < 3回以上
	計 27.64(5.51)	28.03(4.79)	27.88(5.19)	
1日平均 着信回数	0～1回未満 22.00(7.70)	26.00(4.59)	24.67(5.94)	回数の主効果 $F(2/235)=10.15$, $P<.001$
	1～3回未満 26.84(5.98)	27.64(4.80)	27.39(5.17)	0～1回未満 < 1～3回未満
	3回以上 29.11(4.78)	29.39(4.39)	29.26(4.56)	0～1回未満 < 3回以上
	計 27.64(5.81)	28.08(4.73)	27.91(5.16)	1～3回未満 < 3回以上
1日平均 通話時間	0～3分未満 26.63(6.44)	25.92(4.86)	26.23(5.57)	通話時間の主効果 $F(2/235)=10.15$, $P<.01$
	3～5分未満 28.68(5.88)	28.25(4.68)	28.46(5.23)	0～3分 < 3～5分
	5分以上 28.28(4.85)	29.35(4.24)	29.05(4.43)	0～3分 < 5分以上
	計 27.64(5.81)	28.01(4.76)	27.87(5.17)	
月平均 利用料金	5千円未満 24.42(5.93)	25.79(4.34)	25.25(5.04)	平均利用料金の主効果 $F(2/234)=15.47$, $P<.001$
	5千円～1万円未満 28.80(4.53)	28.47(4.74)	28.59(4.65)	5千円未満 < 5千円～1万円
	1万円以上 29.90(6.03)	29.76(4.44)	29.81(5.04)	5千円未満 < 1万円以上
	計 27.78(5.69)	28.06(4.77)	27.95(5.12)	

注) 各数値は、友人関係親密因子を構成する項目の合計得点を示す。（ ）内はSDを示す。

有意な差が認められた。月平均利用料金における下位検定では、5千円未満の場合の得点が他の2カテゴリー（5千円以上1万円未満の場合、1万円以上の場合）の得点よりも有意に低かった。

(2) 友人関係疎遠因子における比較

友人関係疎遠因子の因子の合計得点を基に、その得点が携帯電話の使用様態に関する4項目（1日平均発信回数、1日平均着信回数、1日返金通話時間、月平均利用料金）において、各々のカテゴリーと性別によって異なるかどうかを明らかにするために、分散分析を行った。表6に示したとおり、分散分析の結果はいずれの項目においても、主効果、交互作用とも有意ではなかった。

(3) 家族関係融和因子における比較

家族関係融和因子を構成する項目の評定値を加算して、因子の合計得点とした。携帯電話使用様態と性別によってこの得点が異なるかどうかを明らかにするために、携帯電話の使用様態に関する4項目それぞれと性別による分散分析を行った。各因子の合計得点と分散分析の結果を表7に示す。

家族関係融和因子の得点については、性別の主効果が認められた。男性の方が女性よりも得点が高いことが統計的に認められた。性別についての主効果については、いずれも同一であるべきであるが、結果が若干異なっているのは、欠損値によるものと思われる。

「1日平均発信回数」では10%水準で主効果の傾向が認められた ($F(2/235)=2.48$, $P<.10$)。下位検定の結果、

表6 友人関係疎遠因子における携帯電話の使用様態による性別比較

	男性	女性	計	分析結果
1日平均 発信回数	0～1回未満 3.83(2.23)	4.32(1.00)	4.20(1.35)	n. s.
	1～3回未満 4.29(1.42)	4.34(1.55)	4.32(1.50)	
	3回以上 4.06(1.66)	4.36(1.49)	4.23(1.58)	
	計 4.17(1.58)	4.34(1.46)	4.26(1.51)	
1日平均 着信回数	0～1回未満 3.43(1.40)	4.14(0.66)	3.90(1.00)	n. s.
	1～3回未満 4.31(1.43)	4.29(1.52)	4.29(1.49)	
	3回以上 4.17(1.71)	4.51(1.54)	4.35(1.63)	
	計 4.17(1.58)	4.35(1.47)	4.28(1.51)	
1日平均 通話時間	0～3分未満 4.08(1.51)	4.19(1.62)	4.14(1.57)	n. s.
	3～5分未満 4.39(1.58)	4.50(1.28)	4.45(1.41)	
	5分以上 4.16(1.71)	4.41(1.39)	4.33(1.49)	
	計 4.17(1.58)	4.34(1.46)	4.28(1.50)	
月平均 利用料金	5千円未満 4.52(1.36)	4.18(1.34)	4.31(1.34)	n. s.
	5千円～1万円未満 4.20(1.58)	4.35(1.41)	4.30(1.47)	
	1万円以上 3.75(1.77)	4.52(1.73)	4.23(1.77)	
	計 4.19(1.57)	4.34(1.46)	4.29(1.50)	

注) 各数値は、友人関係疎遠因子を構成する項目の合計得点を示す。() 内はSDを示す。

表7 家族融和遠因子における携帯電話の使用様態による性別比較

	男性	女性	計	分析結果
1日平均 発信回数	0～1回未満 7.67(2.50)	8.11(1.63)	8.00(1.83)	回数の主効果 $F(2/234)=2.48, P<.10$ 0～1回未満 < 3回以上
	1～3回未満 7.62(2.21)	8.50(1.89)	8.20(2.04)	
	3回以上 8.21(2.14)	9.11(2.10)	8.69(1.26)	性別の主効果 $F(1/234)=3.97, P<.05$ 男性 < 女性
	計 7.88(2.19)	8.63(1.94)	8.35(2.07)	
1日平均 着信回数	0～1回未満 7.00(2.58)	7.71(1.68)	7.48(1.99)	回数の主効果 $F(2/234)=4.50, P<.05$ 0～1回未満 < 3回以上
	1～3回未満 7.75(1.93)	8.41(1.87)	8.21(1.90)	
	3回以上 8.11(2.32)	9.27(1.98)	8.71(2.22)	性別の主効果 $F(1/234)=5.44, P<.05$ 男性 < 女性
	計 7.88(2.19)	8.64(1.94)	8.35(1.07)	
1日平均 通話時間	0～3分未満 7.78(2.26)	8.51(1.75)	8.19(2.01)	性別の主効果 $F(1/236)=5.70, P<.05$ 男性 < 女性
	3～5分未満 8.28(2.11)	8.80(1.54)	8.55(1.83)	
	5分以上 7.78(2.20)	8.67(2.14)	8.41(2.18)	
	計 7.88(2.19)	8.63(1.93)	8.35(2.06)	
月平均 利用料金	5千円未満 7.84(2.12)	8.44(1.23)	8.20(1.64)	性別の主効果 $F(1/233)=8.32, P<.01$ 男性 < 女性
	5千円～1万円未満 8.05(1.93)	8.65(2.04)	8.43(2.02)	
	1万円以上 7.50(2.86)	8.82(2.38)	8.32(2.62)	
	計 7.87(2.20)	8.63(1.94)	8.35(2.07)	

注) 各数値は、家族融和因子を構成する項目の合計得点を示す。() 内は SD を示す。

0～1回未満と3回以上の間に有意な差が認められた。また、「1日平均着信回数」については、5%水準で主効果が認められた ($F(2/235)=4.50, P<.05$)。下位検定の結果、表中に示されているとおり、0～1回未満よりも3回以上の方が、家族関係融和因子の得点が有意に高いことが示された。交互作用については、いずれにおいても認められなかった。

(4) 家族関係回避・敵対因子における比較

家族関係回避・敵対因子についても同様に因子の合計得点を算出し、携帯電話の使用様態と性別の二要因分散分析を行った。その結果を表8に示す。その結果、性別の主効果については、1日平均通話時間で有意な傾向が認められた。男性の方が女性よりも10%水準で

有意に高い傾向が認められた。しかし、表8に示したように、性別の主効果は他では認められなかった。このような一貫しない結果は、欠損値によって生じたものと考えられる。

他方、携帯電話の使用様態の4変数のうち、月平均利用料金については、有意なF値が求められた ($F(2/235)=3.73, P<.05$)。下位検定の結果、月額5千円～1万円未満の使用者と1万円以上の使用者の間には、有意な差が認められ、後者の方が家族回避・敵対因子の得点が高いことが明らかになった。

(5) 家族関係監視因子における比較

家族関係監視因子にもについても、同様に因子得点を算出し、3×2の分散分析を実施したところ、表9に

表8 友家族回避・敵対因子における携帯電話の使用様態による性別比較

	男性	女性	計	分析結果
1日平均 発信回数	0～1回未満 5.83(2.14)	6.47(1.84)	6.32(1.89)	n.s.
	1～3回未満 6.84(2.37)	6.97(2.25)	6.92(2.29)	
	3回以上 7.64(2.58)	6.91(2.15)	7.25(2.37)	
	計 7.12(2.48)	6.89(2.17)	6.98(2.29)	
1日平均 着信回数	0～1回未満 5.86(1.46)	6.50(1.65)	6.29(1.59)	n.s.
	1～3回未満 7.03(2.35)	6.88(2.24)	6.93(2.27)	
	3回以上 7.38(2.67)	7.00(2.18)	7.18(2.42)	
	計 7.12(2.48)	6.89(2.17)	6.98(2.29)	
1日平均 通話時間	0～3分未満 6.73(2.32)	6.45(2.00)	6.57(2.13)	性別の主効果 $F(1/236)=2.83, P<.10$
	3～5分未満 8.00(2.22)	7.15(2.41)	7.55(2.33)	男性 > 女性
	5分以上 7.13(2.74)	7.14(2.22)	7.14(2.37)	
	計 7.12(2.48)	6.90(2.18)	6.98(2.30)	
月平均 利用料金	5千円未満 7.48(2.57)	6.79(2.25)	7.06(2.36)	料金の主効果 $F(2/233)=3.73, P<.05$
	5千円～1万円未満 6.70(2.04)	6.63(1.95)	6.66(1.98)	5千円～1万円未満 <1万円以上
	1万円以上 7.70(3.15)	7.73(2.50)	7.22(2.73)	
	計 7.15(2.48)	6.91(2.19)	7.00(2.30)	

注) 各数値は、家族回避・敵対因子を構成する項目の合計得点を示す。() 内は SD を示す。

示したとおり、性別の主効果が一貫して認められた。すなわち、男性の得点よりも女性の方が家族関係監視因子の得点が有意に高いことが示された。

考 察

携帯電話の使用により、生活上の何らかの変化を認知している大学生は、約7割にも達しており、携帯電話を使用することは、大多数の大学生の生活に影響を与えていたことがわかった。また、そのような認知に対して、携帯電話の使用様態関連項目の中で月平均使用料金のみが関連していることが明らかになった。すなわち、高い月額使用料金を支払っている大学生では携帯電話の使用開始による生活の変化を強く認知している。他の変数（1日平均発信回数、1日平均着信回数、1日平均通話時間）は、変化の認知には関連性は

認められなかった。この四項目はいずれも類似したものであり、いずれの項目も同様の結果を示すと考えられる。しかし、統計的に意味のある結果は、月平均使用料金の間においてのみ認められた。岡田ら（2000）は、携帯電話の使用の様態を、毎月の使用料金、1日の発信回数、1日の受信回数のそれぞれの回答結果に基づいて、被調査者をライトユーザー、ミドルユーザー、ヘビーユーザーに分けて、対人関係の特徴を検討している。携帯電話の使用の様態いずれにおいても、ヘビーユーザーでは、「恋人がいる」、「社交的である」、「携帯電話が連絡やコミュニケーションの回数を増加させている」との結果を見いだしている。また、ヘビーユーザーは、毎月の使用料金においては、「小遣いが多い」、1日の発信回数においては、「携帯電話を常にもっていないと不安になる」、1日の受信回数においては、「番

表9 家族監視因子における携帯電話の使用様態による性別比較

	男性	女性	計	分析結果
1日平均 発信回数	0～1回未満 3.00(0.89)	3.95(1.84)	3.72(1.70)	性別の主効果 $F(1/233)=6.86, P<.01$ 男性 < 女性
	1～3回未満 7.76(1.32)	4.14(1.57)	4.01(1.50)	
	3回以上 3.54(1.57)	4.49(1.82)	4.05(1.76)	
	計 3.61(1.41)	4.22(1.68)	3.99(1.61)	
1日平均 着信回数	0～1回未満 3.43(0.79)	3.86(1.66)	3.71(1.42)	性別の主効果 $F(1/233)=4.19, P<.05$ 男性 < 女性
	1～3回未満 3.58(1.27)	4.15(1.68)	3.98(1.58)	
	3回以上 3.66(1.59)	4.43(1.71)	4.06(1.69)	
	計 3.61(1.41)	4.22(1.68)	3.99(1.61)	
1日平均 通話時間	0～3分未満 3.55(1.54)	4.29(1.63)	3.97(1.86)	性別の主効果 $F(1/235)=6.87, P<.01$ 男性 < 女性
	3～5分未満 3.72(1.36)	4.25(1.94)	4.00(1.69)	
	5分以上 3.63(1.31)	4.20(1.67)	4.04(1.59)	
	計 3.61(1.41)	4.24(1.68)	4.00(1.61)	
月平均 利用料金	5千円未満 3.88(1.48)	4.26(1.62)	4.11(1.57)	性別の主効果 $F(1/232)=7.56, P<.01$ 男性 < 女性
	5千円～1万円未満 3.59(1.39)	4.19(1.68)	3.98(1.60)	
	1万円以上 3.35(1.42)	4.24(1.80)	3.91(1.71)	
	計 3.62(1.42)	4.22(1.68)	4.00(1.61)	

注) 各数値は、家族監視因子を構成する項目の合計得点を示す。() 内は SD を示す。

通（番号通知）を見ていらない傾向がある」などの回答結果を得ている。しかし、そのような差異が生じる要因については言及されていない。本研究では、日常生活上の変化と月平均使用料金との間にのみ統計的に有意な関係が認められ、他の項目では有意な関係性は認められなかった。このような結果の差異が生じる背景については判然としないが、携帯電話の使用の程度の認識は使用料金の支払いによって強くもたらされるのかもしれない。あるいは、認知的不協和理論 (Festinger, 1958) の観点から解釈すれば、認知的不協和の状態を解消するために、「高額の使用料を支払うのだから、日常生活は変化しているいに違いない」という認知が働いていると考えることもできよう。

生活での変化の認知は対人関係のどのような側面の変化を来しているのかを明らかにするために、変化有り群と変化無し群とで友人関係の変化と家族関係につ

いて項目ごとで比較したが、友人関係では、両群間に有意な差は13項目中8項目、差の傾向の項目は2項目であった。他方、家族関係については、10項目中1項目で統計的に有意な差が認められ、1項目で差の傾向が認められたに過ぎず、明らかに、友人関係に比べ家族関係の方が群間に差のある項目数が少ない。このことから、携帯電話の使用は家族関係における変化よりも友人関係における変化を来しやすいと解される。このような結果は、調査対象者が大学生であることが背景となっていると考えられる。大学生では未婚が多く、しかもその年齢層では、一般的に、交友関係が広がり、それに対して家族関係に費やすコストが低くなる傾向が顕著になることが考えられる。携帯電話はどこでも誰とでも、通信が可能であるが、大学生の場合は、その対象者が友人に集中しやすくそのためには家族関係よりも友人関係での変化が顕著になったものと考えるこ

とができる。

対人関係の変化について因子毎に分析すると、友人関係増加因子では、携帯電話の使用様態に関する項目での主効果がいずれも有意であった。使用回数（発信回数及び着信回数）や通話時間あるいは利用料金が多いほど、各因子の得点が高いことを示しており、携帯電話が頻繁に使用されている方が友人関係が増加することを示唆している。このことは、大学生の友人関係の形成に携帯電話が果たす役割が大きいことを示唆するものと考えられる。

友人関係疎遠因子の得点は、性別及び携帯電話の使用様態によって意味のある差異は認められなかった。それは、友人関係が疎遠になるような状況は携帯電話の使用の様態によって異なることを示しており、携帯電話の使用そのものが友人関係が疎遠になってしまいう要素を含んでいると思われる。

以上の結果から、友人関係の変化について、携帯電話の使用様態は、友人関係を発展させるように機能するが、使用様態の違いは、友人関係を疎遠にするようには機能していないことが明らかとなった。

家族関係融和因子では、性別の主効果が一貫して認められ、携帯電話の使用によって家族関係が融和的になったという認知は男性よりも女性の方が強いことを示唆している。この背景には、家族との関係性の男女差が背景になっていると考えられる。岡田ら（2000）の研究は、携帯電話の利用様態について、女性は男性より友達だけでなく家族とのコミュニケーション手段として移動電話を利用するという結果を示しており、本研究の結果とも一致する。すなわち、女子大生は男子学生に比べて、携帯電話により家族とのコミュニケーションを図りやすく、その結果、家族との関係が融和的に変化することを示唆している。

また、家族融和因子については、携帯電話の使用様態の項目のうち、1日平均発信回数と1日平均着信回数とで前者は主効果の傾向が後者は主効果が認められた。大学生の携帯電話の通話相手は友人が中心であるが使用頻度が1日3回以上になると、そのうち通話相

手に家族が含まれるようになり、その結果、上記のような結果が得られたとも考えられる。このような通話相手が誰であるかの分析は、本報告では行っていない。今後、さらに詳細な研究を行う必要がある。

家族回避・敵対因子については、月平均利用料金についてのみが有意な主効果が認められ、5千円から1万円未満を平均料金として支払っている学生と1万円以上支払っている学生とでは、後者が有意に高い得点を示している。しかし、5千円未満を平均使用料金としている学生と前記両群との間には有意な差異が認められなかったことから、利用料金と家族回避・敵対因子の得点との間に直線的な関係性は認められない。但し、1万円以上の使用料金を支払う学生においては家族回避・敵対因子の得点は高かった。このことは、学生のほとんどが経済的に完全には自立していないことが背景要因として考えられる。すなわち、毎月1万円以上の使用料金を支払うとなると、家計に与える影響は避けられず、その家計の主たる維持者であると考えられる親との間に何らかの対立が生じやすくなると解することができる。

家族監視因子については、統計的に性差が認められ、女子学生の方が男子学生よりも有意に得点が高くなっている。家族融和因子において述べたように、女子学生の携帯電話使用が家族に志向している可能性が高いことは、それだけ家族からの監視を受けやすいという可能性も高まると考えられる。また、大学生、とりわけ女子学生が親から心配されやすい年齢層であることが要因となっていると考えられる。

以上のように、携帯電話の使用と家族関係については、家族融和あるいは家族監視において、性差が認められているが、中村（2001a）が指摘する「家族解体説」と「結束強化説」について、本研究結果からは、女子学生の場合は男子学生に比べて結束強化の方向性が強いと考えることができるが、今後のさらなる検討が必要である。

また、携帯電話は電話機能ばかりではなく、メール機能やカメラ機能など多様な機能を有しており、総合

的な情報端末としてさらに多様に使用されるようになっている。そのような視点を取り入れた研究が、今後必要と考えられる。

引用文献

- Festinger, L., 1958, *Theory of Cognitive Dissonance*. (末永俊郎訳, 1961, 認知的不協和理論, 誠信書房)
- 橋元良明・是永論・石井健一・辻大介・中村功・森康俊, 2000, 「携帯電話を中心とする通信メディア利用に関する調査研究」, 『東京大学社会情報研究所調査研究紀要』, 第14号: 83-192.
- 五十嵐祐・吉田俊和, 2003, 「大学新入生の携帯メール利用が入学後の孤独感に与える影響」, 『心理学研究』, 第74巻, 第4号: 379-385.
- 石井大蔵・柴田博, 2000, 「大学生の携帯電話コミュニケーション」, 『日本心理学会第64回大会発表論文集』: 146.
- 小寺敦之, 2001, 「高校生の携帯電話利用と心理的影響」, 『日本心理学会第65回大会発表論文集』: 862.
- 正田亘・森下高治・濱保久・南隆男・石井敏郎・向井希宏・申紅仙, 2001, 「ライフスタイルの変化と携帯電話」, 『応用心理学研究』, 第27巻, 第2号: 47-70.
- 松田美佐, 2000, 「若者の友人関係と携帯電話利用－関係希薄化論から選択的関係論へ－」, 『社会情報学会研究』, 第4号: 111-122.
- 宮木由貴子, 2001, 「現代の小中学生の携帯電話利用～親子の意識・実態調査, 学校調査から～」, 『LDI Report (Monthly Report)』, 125: 21-41.
- 岡田朋之・松田美佐・羽渕一代, 2000, 「移動電話利用におけるメディア特性と対人関係」, 『平成11年度情報通信学会年報』: 43-60.
- 中村功, 2001a, 「携帯電話と変容するネットワーク」, 川上善郎編『情報行動の社会心理学, 送受する人間の心と行動』北大路書房: 76-87.
- 中村功, 2001b, 「携帯電話の普及過程と社会的意味」, 川浦康至・松田美佐編『携帯電話と社会生活（現代のエスプリ）』至文堂: 46-95.
- 富田英典, 2002, 「ケータイでつながる人間関係のこれから」, 岡田朋之・松田美佐編『ケータイ学入門, メディア・コミュニケーションから読み解く現代社会』有斐閣: 219-227.

付表：カテゴリー別集計結果

携帯電話を持っていると回答した者のみ分析の対象とした。記述式の回答結果は省略した。

1. 現在あなたが使っている携帯電話は何台目ですか。

	全体		男		女	
	実数	%	実数	%	実数	%
a. 1～3台目	190	78.5	70	77.8	120	78.9
b. 4台目以上	52	21.5	20	22.2	32	21.1

2. あなたが携帯電話をかける回数は一日どれくらいですか。

	全体		男		女	
	実数	%	実数	%	実数	%
a. 1回以下	81	33.6	26	28.6	55	36.7
b. 1超～3回未満	76	31.5	26	28.6	50	33.3
c. 3回以上	84	34.9	39	42.9	45	30.0

3. あなたの携帯電話にかかる回数は一日どれくらいですか。

	全体		男		女	
	実数	%	実数	%	実数	%
a. 1回以下	64	26.6	25	27.5	39	26.0
b. 1超～3回未満	79	32.8	19	20.9	60	40.0
c. 3回以上	98	40.7	47	51.6	51	34.0

4. あなたが携帯電話を利用する一回の平均通話時間はどれくらいですか。

	全体		男		女	
	実数	%	実数	%	実数	%
a. 3分未満	93	38.3	40	44.0	53	34.9
b. 3分以上5分以下	82	33.7	31	34.1	51	33.6
c. 5分超	68	28.0	20	22.0	48	31.6

5. あなたの携帯電話の利用料金は月額どれくらいですか。

	全体		男		女	
	実数	%	実数	%	実数	%
a. 5,000円未満	93	38.3	40	44.0	53	34.9
b. 5,000円以上10,000円未満	82	33.7	31	34.1	51	33.6
c. 10,000円以上	68	28.0	20	22.0	48	31.6

6. あなたは携帯電話で誰と話すことが多いですか。

	全体		男		女	
	実数	%	実数	%	実数	%
a. 大学等でよく会う友人	81	34.3	19	22.1	62	41.3
b. 普段はあまり会わない友人	45	19.1	22	25.6	23	15.3
c. 恋人	24	10.2	5	5.8	19	12.7
d. 同居の家族・親族	57	24.2	23	26.7	34	22.7
e. 別居の家族・親族	14	5.9	6	7.0	8	5.3
f. 仕事上の関係者	14	5.9	10	11.6	4	2.7
g. その他	1	0.4	1	1.2	0	0.0

7. あなたが携帯電話をよくかける時間帯は次のどのですか。

	全体		男		女	
	実数	%	実数	%	実数	%
a. 午前	1	0.4	1	1.1	0	0.0
b. 午後	86	36.1	40	44.9	46	30.9
c. 夜	140	58.8	43	48.3	97	65.1
d. 夜中	11	4.6	5	5.6	6	4.0

8. あなたは、携帯電話をどのように使っていますか。

		全体		男		女	
		実数	%	実数	%	実数	%
a. 友達とメールする	1. よくする	163	67.4	44	48.9	119	78.3
	2. わりとする	56	23.1	28	31.1	28	18.4
	3. あまりしない	20	8.3	15	16.7	5	3.3
	4. 全然しない	3	1.2	3	3.3	0	0.0
b. 友達と特に用件のないおしゃべりをする	1. よくする	7	2.9	1	1.1	6	3.9
	2. わりとする	27	11.2	9	10.0	18	11.8
	3. あまりしない	115	47.5	39	43.3	76	50.0
	4. 全然しない	93	38.4	41	45.6	52	34.2
c. 友達と遊びの誘いや待ち合わせの連絡をする	1. よくする	101	41.7	43	47.8	58	38.2
	2. わりとする	108	44.6	35	38.9	73	48.0
	3. あまりしない	30	12.4	10	11.1	20	13.2
	4. 全然しない	3	1.2	2	2.2	1	0.7
d. 親に帰宅時間を連絡する	1. よくする	27	11.1	4	4.4	23	15.1
	2. わりとする	67	27.6	17	18.7	50	32.9
	3. あまりしない	62	25.5	24	26.4	38	25.0
	4. 全然しない	87	35.8	46	50.5	41	27.0
e. 携帯電話を使って情報を得る	1. よくする	19	7.9	12	13.3	7	4.6
	2. わりとする	43	17.8	11	12.2	32	21.1
	3. あまりしない	90	37.2	34	37.8	56	36.8
	4. 全然しない	90	37.2	33	36.7	57	37.5
f. 時計代わりにする	1. よくする	180	74.4	62	68.9	118	77.6
	2. わりとする	36	14.9	16	17.8	20	13.2
	3. あまりしない	16	6.6	5	5.6	11	7.2
	4. 全然しない	10	4.1	7	7.8	3	2.0
g. 辞書代わりにする	1. よくする	41	16.9	13	14.4	28	18.4
	2. わりとする	83	34.3	29	32.2	54	35.5
	3. あまりしない	61	25.2	23	25.6	38	25.0
	4. 全然しない	57	23.6	25	27.8	32	21.1
h. 未知のメール友達と話をする	1. よくする	3	1.2	3	3.3	0	0.0
	2. わりとする	7	2.9	2	2.2	5	3.3
	3. あまりしない	22	9.1	12	13.3	10	6.6
	4. 全然しない	210	86.8	73	81.1	137	90.1
i. ホテル、本等の予約・注文をする	1. よくする	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	2. わりとする	12	5.0	4	4.4	8	5.3
	3. あまりしない	15	6.2	5	5.6	10	6.6
	4. 全然しない	215	88.8	81	90.0	134	88.2

9. あなたのアドレス帳の携帯電話の登録件数はどれくらいですか。

		全体		男		女	
		実数	%	実数	%	実数	%
a. 1~50件		57	24.2	27	30.3	30	20.4
b. 51~149件		111	47.0	39	43.8	72	49.0
c. 150件以上		68	28.8	23	25.8	45	30.6

10. あなたが携帯電話を持つようになった主なきっかけは何ですか(1つ選ぶ)。

		全体		男		女	
		実数	%	実数	%	実数	%
a. 周りに携帯電話を持っている人が多かったから		32	13.3	10	11.1	22	14.7
b. 友人にすすめられたから		5	2.1	3	3.3	2	1.3
c. 自分専用の電話が欲しかったから		24	10.0	11	12.2	13	8.7
d. たまたま安く売っていたから		2	0.8	1	1.1	1	0.7
e. 友人からの深夜電話を家族に迷惑をかけずに受けることができるから		3	1.3	2	2.2	1	0.7
f. 電気店でみて使ってみたくなったから		1	0.4	1	1.1	0	0.0
g. 広告等をみたり、聞いたりしているうちに欲しくなったから		5	2.1	2	2.2	3	2.0
h. 何となくかっこよさそうだったから		0	0.0	0	0.0	0	0.0
i. 家族や友人と連絡を取りやすくするために		135	56.3	48	53.3	87	58.0
j. 親が買っててくれたから		12	5.0	0	0.0	12	8.0
k. その他		21	8.8	12	13.3	9	6.0

11. 携帯電話はあなたの方からかける方が多いですか。それとも相手の方からあなたにかかることが多いですか。

	全体		男		女	
	実数	%	実数	%	実数	%
a. 自分の方からかけることが多い	26	10.7	14	15.4	12	7.9
b. 相手の方からかかることが多い	92	37.9	32	35.2	60	39.5
c. どちらも同じくらい	125	51.4	45	49.5	80	52.6

12. あなたが携帯電話を使うのは主にどのような場合が多いですか（1つ選ぶ）。

	全体		男		女	
	実数	%	実数	%	実数	%
a. 緊急な用件がある時のみ	34	14.1	8	8.9	26	17.2
b. 緊急というわけではないが、連絡を取りたい時	158	65.6	65	72.2	93	61.6
c. 相手がどうしているのかを知りたいとき	11	4.6	6	6.7	5	3.3
d. なんとなく誰かとおしゃべりをしたい時か、メールを送りたい時	34	14.1	8	8.9	26	17.2
e. その他	4	1.7	3	3.3	1	0.7

13. あなたは次のような場合、携帯電話をどのような状態にしていますか。

		全体		男		女	
		実数	%	実数	%	実数	%
a. 自動車を運転中	1. スイッチを切っている	6	2.7	3	3.4	3	2.2
	2. バイブレーションなどのマナーモード	56	25.1	24	27.3	32	23.7
	3. 通常の利用モードにしている	161	72.2	61	69.3	100	74.1
b. 病院等の待合室	1. スイッチを切っている	159	66.0	52	57.8	107	70.9
	2. バイブレーションなどのマナーモード	80	33.2	36	40.0	44	29.1
	3. 通常の利用モードにしている	2	0.8	2	2.2	0	0.0
c. 街を歩いている時	1. スイッチを切っている	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	2. バイブレーションなどのマナーモード	76	31.4	32	35.6	44	28.9
	3. 通常の利用モードにしている	166	68.6	58	64.4	108	71.1
d. 教室等で友達と話さしている時	1. スイッチを切っている	2	0.8	1	1.1	1	0.7
	2. バイブレーションなどのマナーモード	160	66.4	60	67.4	100	65.8
	3. 通常の利用モードにしている	79	32.8	28	31.5	51	33.6
e. 講義を受けている時	1. スイッチを切っている	1	0.4	1	1.1	0	0.0
	2. バイブレーションなどのマナーモード	238	98.8	86	96.6	152	100.0
	3. 通常の利用モードにしている	2	0.8	2	2.2	0	0.0
f. レストラン、喫茶店にいる時	1. スイッチを切っている	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	2. バイブレーションなどのマナーモード	147	60.7	51	56.7	96	63.2
	3. 通常の利用モードにしている	95	39.3	39	43.3	56	36.8
g. 映画館、コンサートホールにいる時	1. スイッチを切っている	50	20.7	15	16.9	35	23.0
	2. バイブレーションなどのマナーモード	191	79.3	74	83.1	117	77.0
	3. 通常の利用モードにしている	0	0.0	0	0.0	0	0.0
h. 公共交通機関(バス、電車等)の車内にいる時	1. スイッチを切っている	5	2.1	1	1.1	4	2.7
	2. バイブレーションなどのマナーモード	204	85.7	76	86.4	128	85.3
	3. 通常の利用モードにしている	29	12.2	11	12.5	18	12.0
i. 講演会	1. スイッチを切っている	17	7.0	5	5.6	12	7.9
	2. バイブレーションなどのマナーモード	224	92.6	85	94.4	139	91.4
	3. 通常の利用モードにしている	1	0.4	0	0.0	1	0.7
j. 自分の部屋で何か仕事をしている時	1. スイッチを切っている	2	0.8	1	1.1	1	0.7
	2. バイブレーションなどのマナーモード	29	12.0	15	16.7	14	9.2
	3. 通常の利用モードにしている	211	87.2	74	82.2	137	90.1
k. 友人同士の飲み会の席	1. スイッチを切っている	2	0.8	1	1.1	1	0.7
	2. バイブレーションなどのマナーモード	84	35.0	35	38.9	49	32.7
	3. 通常の利用モードにしている	154	64.2	54	60.0	100	66.7
l. 会議中	1. スイッチを切っている	44	18.8	13	14.6	31	21.4
	2. バイブレーションなどのマナーモード	186	79.5	75	84.3	111	76.6
	3. 通常の利用モードにしている	4	1.7	1	1.1	3	2.1

14. 携帯電話を使うようになって、あなたの友人関係に変化がありましたか。

		全体		男		女	
		実数	%	実数	%	実数	%
a. 友人との連絡がとりやすくなつた	1. かなりそう思う	201	82.7	73	80.2	128	84.2
	2. まあそう思う	40	16.5	16	17.6	24	15.8
	3. あまりそう思わない	1	0.4	1	1.1	0	0.0
	4. 全くそうは思わない	1	0.4	1	1.1	0	0.0
b. 友人とよく遊ぶようになった	1. かなりそう思う	50	20.6	22	24.2	28	18.4
	2. まあそう思う	80	32.9	26	28.6	54	35.5
	3. あまりそう思わない	95	39.1	35	38.5	60	39.5
	4. 全くそうは思わない	18	7.4	8	8.8	10	6.6
c. 電話をする時間が増えた	1. かなりそう思う	33	13.6	15	16.5	18	11.8
	2. まあそう思う	68	28.0	29	31.9	39	25.7
	3. あまりそう思わない	94	38.7	30	33.0	64	42.1
	4. 全くそうは思わない	48	19.8	17	18.7	31	20.4
d. 新しい友達が増えた	1. かなりそう思う	33	13.6	16	17.6	17	11.2
	2. まあそう思う	78	32.1	28	30.8	50	32.9
	3. あまりそう思わない	78	32.1	29	31.9	49	32.2
	4. 全くそうは思わない	54	22.2	18	19.8	36	23.7
e. 友人との仲が深まつた	1. かなりそう思う	51	21.1	18	19.8	33	21.9
	2. まあそう思う	99	40.9	32	35.2	67	44.4
	3. あまりそう思わない	75	31.0	30	33.0	45	29.8
	4. 全くそうは思わない	17	7.0	11	12.1	6	4.0
f. 深夜・夜中に連絡をし合うようになつた	1. かなりそう思う	91	37.4	32	35.2	59	38.8
	2. まあそう思う	95	39.1	36	39.6	59	38.8
	3. あまりそう思わない	34	14.0	13	14.3	21	13.8
	4. 全くそうは思わない	23	9.5	10	11.0	13	8.6
g. 異性の友人との仲が深まつた	1. かなりそう思う	38	15.6	16	17.6	22	14.5
	2. まあそう思う	83	34.2	32	35.2	51	33.6
	3. あまりそう思わない	77	31.7	26	28.6	51	33.6
	4. 全くそうは思わない	45	18.5	17	18.7	28	18.4
h. 友人とちょっとした用件で連絡を取り合うことが多くなつた	1. かなりそう思う	126	52.1	38	42.2	88	57.9
	2. まあそう思う	91	37.6	39	43.3	52	34.2
	3. あまりそう思わない	19	7.9	9	10.0	10	6.6
	4. 全くそうは思わない	6	2.5	4	4.4	2	1.3
i. 友人と直接会って話しをすることが増えた	1. かなりそう思う	21	8.7	10	11.1	11	7.2
	2. まあそう思う	60	24.8	20	22.2	40	26.3
	3. あまりそう思わない	134	55.4	44	48.9	90	59.2
	4. 全くそうは思わない	27	11.2	16	17.8	11	7.2
j. 呼び出されて外出することが多くなつた	1. かなりそう思う	50	20.7	21	23.3	29	19.2
	2. まあそう思う	105	43.6	35	38.9	70	46.4
	3. あまりそう思わない	61	25.3	22	24.4	39	25.8
	4. 全くそうは思わない	25	10.4	12	13.3	13	8.6
k. 親しい人とだけつきあいがちになつた	1. かなりそう思う	20	8.3	8	8.9	12	7.9
	2. まあそう思う	41	17.0	16	17.8	25	16.6
	3. あまりそう思わない	115	47.7	36	40.0	79	52.3
	4. 全くそうは思わない	65	27.0	30	33.3	35	23.2
l. 携帯電話でやりとりしない人とのつきあいが疎遠になつた	1. かなりそう思う	29	12.0	12	13.3	17	11.3
	2. まあそう思う	52	21.6	15	16.7	37	24.5
	3. あまりそう思わない	101	41.9	37	41.1	64	42.4
	4. 全くそうは思わない	59	24.5	26	28.9	33	21.9
m. 未知のメール友達ができて、これまでの友人との接触が減つた	1. かなりそう思う	2	0.8	1	1.1	1	0.7
	2. まあそう思う	3	1.2	1	1.1	2	1.3
	3. あまりそう思わない	25	10.4	15	16.7	10	6.6
	4. 全くそうは思わない	211	87.6	73	81.1	138	91.4

15. 携帯電話を使うようになってあなたとあなたの家族との間に変化がありましたか。

		全体		男		女	
		実数	%	実数	%	実数	%
a. 家族との連絡が取りやすくなつた	1. かなりそう思う	152	62.8	52	57.8	100	65.8
	2. まあそう思う	62	25.6	24	26.7	38	25.0
	3. あまりそう思わない	20	8.3	8	8.9	12	7.9
	4. 全くそうは思わない	8	3.3	6	6.7	2	1.3
b. 携帯電話を持つことで家族が安心するようになった	1. かなりそう思う	72	29.8	19	21.1	53	34.9
	2. まあそう思う	71	29.3	25	27.8	46	30.3
	3. あまりそう思わない	75	31.0	30	33.3	45	29.6
	4. 全くそうは思わない	24	9.9	16	17.8	8	5.3
c. 帰宅時間が遅くなると親から連絡がくるようになった	1. かなりそう思う	67	27.8	14	15.6	53	35.1
	2. まあそう思う	58	24.1	24	26.7	34	22.5
	3. あまりそう思わない	51	21.2	19	21.1	32	21.2
	4. 全くそうは思わない	65	27.0	33	36.7	32	21.2
d. 自分の居場所について嘘をつくようになった	1. かなりそう思う	16	6.6	6	6.7	10	6.6
	2. まあそう思う	40	16.5	16	17.8	24	15.8
	3. あまりそう思わない	72	29.8	28	31.1	44	28.9
	4. 全くそうは思わない	114	47.1	40	44.4	74	48.7
e. 家族とのコミュニケーションの機会が増えた	1. かなりそう思う	18	7.4	5	5.6	13	8.6
	2. まあそう思う	44	18.2	16	17.8	28	18.4
	3. あまりそう思わない	120	49.6	43	47.8	77	50.7
	4. 全くそうは思わない	60	24.8	26	28.9	34	22.4
f. 通話料のことでの怒られるようになった	1. かなりそう思う	21	8.7	7	7.8	14	9.2
	2. まあそう思う	46	19.0	12	13.3	34	22.4
	3. あまりそう思わない	56	23.1	24	26.7	32	21.1
	4. 全くそうは思わない	119	49.2	47	52.2	72	47.4
g. 家族から監視されているような感じになった	1. かなりそう思う	9	3.7	3	3.3	6	3.9
	2. まあそう思う	17	7.0	4	4.4	13	8.6
	3. あまりそう思わない	54	22.3	19	21.1	35	23.0
	4. 全くそうは思わない	162	66.9	64	71.1	98	64.5
h. 自分の人間関係について家族が知らないことが多いなつた	1. かなりそう思う	25	10.3	13	14.4	12	7.9
	2. まあそう思う	53	21.9	20	22.2	33	21.7
	3. あまりそう思わない	79	32.6	19	21.1	60	39.5
	4. 全くそうは思わない	85	35.1	38	42.2	47	30.9
i. 携帯電話を持つことで家族がバラバラになっていくような気がする	1. かなりそう思う	2	0.8	2	2.2	0	0.0
	2. まあそう思う	3	1.2	0	0.0	3	2.0
	3. あまりそう思わない	55	22.7	20	22.2	35	23.0
	4. 全くそうは思わない	182	75.2	68	75.6	114	75.0
j. 携帯電話では自分の居場所が知られないで便利である	1. かなりそう思う	13	5.4	8	8.9	5	3.3
	2. まあそう思う	31	12.8	11	12.2	20	13.2
	3. あまりそう思わない	94	38.8	33	36.7	61	40.1
	4. 全くそうは思わない	104	43.0	38	42.2	66	43.4

16. 携帯電話をするようになってから、あなたの生活や行動に変化がありましたか。

		全体		男		女	
		実数	%	実数	%	実数	%
a. かなり変わった		20	8.3	13	14.3	7	4.6
b. いくらか変わった		148	61.2	53	58.2	95	62.9
c. 変わらない		67	27.7	25	27.5	42	27.8
d. わからない		7	2.9	0	0.0	7	4.6

17. 携帯電話を使っていて以下のことをどのように思いますか。

		全体		男		女	
		実数	%	実数	%	実数	%
a. 自分の行動が縛られているような感じがする	1. かなりそう思う	9	3.7	0	0.0	9	5.9
	2. まあそう思う	37	15.2	19	20.9	18	11.8
	3. あまりそう思わない	101	41.6	34	37.4	67	44.1
	4. 全くそうは思わない	96	39.5	38	41.8	58	38.2
b. 携帯電話で話す相手とはいってもつながりあつて安心感がある	1. かなりそう思う	27	11.1	10	11.0	17	11.2
	2. まあそう思う	67	27.6	21	23.1	46	30.3
	3. あまりそう思わない	109	44.9	39	42.9	70	46.1
	4. 全くそうは思わない	40	16.5	21	23.1	19	12.5
c. 携帯電話がかかつてこないとなんとなく寂しい気がする	1. かなりそう思う	40	16.5	14	15.4	26	17.1
	2. まあそう思う	105	43.2	34	37.4	71	46.7
	3. あまりそう思わない	63	25.9	27	29.7	36	23.7
	4. 全くそうは思わない	35	14.4	16	17.6	19	12.5
d. 携帯電話なしの生活はもはや考えられない	1. かなりそう思う	63	25.9	22	24.2	41	27.0
	2. まあそう思う	92	37.9	30	33.0	62	40.8
	3. あまりそう思わない	56	23.0	22	24.2	34	22.4
	4. 全くそうは思わない	32	13.2	17	18.7	15	9.9
e. 携帯電話が連れに身近ないと不安になる	1. かなりそう思う	49	20.2	13	14.3	36	23.7
	2. まあそう思う	84	34.6	33	36.3	51	33.6
	3. あまりそう思わない	74	30.5	25	27.5	49	32.2
	4. 全くそうは思わない	36	14.8	20	22.0	16	10.5
f. 携帯電話があるために自分の時間を有効に使える	1. かなりそう思う	46	18.9	21	23.1	25	16.4
	2. まあそう思う	73	30.0	27	29.7	46	30.3
	3. あまりそう思わない	92	37.9	32	35.2	60	39.5
	4. 全くそうは思わない	32	13.2	11	12.1	21	13.8
g. 自分の行動が自由になったと感じる	1. かなりそう思う	28	11.5	14	15.4	14	9.2
	2. まあそう思う	47	19.3	17	18.7	30	19.7
	3. あまりそう思わない	124	51.0	42	46.2	82	53.9
	4. 全くそうは思わない	44	18.1	18	19.8	26	17.1
h. 連絡がつかずにイライラすることがない	1. かなりそう思う	37	15.2	17	18.7	20	13.2
	2. まあそう思う	79	32.5	27	29.7	52	34.2
	3. あまりそう思わない	104	42.8	38	41.8	66	43.4
	4. 全くそうは思わない	23	9.5	9	9.9	14	9.2
i. 頻繁に電話がかかってくるのでうるさいと感じる	1. かなりそう思う	8	3.3	2	2.2	6	3.9
	2. まあそう思う	25	10.3	17	18.7	8	5.3
	3. あまりそう思わない	122	50.2	36	39.6	86	56.6
	4. 全くそうは思わない	88	36.2	36	39.6	52	34.2
j. いつでも連絡ができるという安心感がある	1. かなりそう思う	100	41.2	36	39.6	64	42.1
	2. まあそう思う	106	43.6	36	39.6	70	46.1
	3. あまりそう思わない	27	11.1	13	14.3	14	9.2
	4. 全くそうは思わない	10	4.1	6	6.6	4	2.6
k. 監視されていると感じる	1. かなりそう思う	8	3.3	4	4.4	4	2.6
	2. まあそう思う	9	3.7	2	2.2	7	4.6
	3. あまりそう思わない	70	28.8	22	24.2	48	31.6
	4. 全くそうは思わない	156	64.2	63	69.2	93	61.2
l. 人とコミュニケーションの回数が増えた	1. かなりそう思う	42	17.3	15	16.5	27	17.8
	2. まあそう思う	111	45.7	38	41.8	73	48.0
	3. あまりそう思わない	68	28.0	29	31.9	39	25.7
	4. 全くそうは思わない	22	9.1	9	9.9	13	8.6
m. 携帯電話を持っていない人の連絡を取ることが少なくなった	1. かなりそう思う	40	16.5	15	16.5	25	16.4
	2. まあそう思う	73	30.0	23	25.3	50	32.9
	3. あまりそう思わない	86	35.4	32	35.2	54	35.5
	4. 全くそうは思わない	44	18.1	21	23.1	23	15.1
n. 人と直接会って話しをすることが増えた	1. かなりそう思う	19	7.8	8	8.8	11	7.2
	2. まあそう思う	62	25.5	21	23.1	41	27.0
	3. あまりそう思わない	127	52.3	45	49.5	82	53.9
	4. 全くそうは思わない	35	14.4	17	18.7	18	11.8
o. 携帯電話を持っている人の結びつきが強くなった	1. かなりそう思う	37	15.2	11	12.1	26	17.1
	2. まあそう思う	104	42.8	37	40.7	67	44.1
	3. あまりそう思わない	75	30.9	30	33.0	45	29.6
	4. 全くそうは思わない	27	11.1	13	14.3	14	9.2
p. 夜中に外出することが増えた	1. かなりそう思う	42	17.3	21	23.1	21	13.8
	2. まあそう思う	82	33.7	30	33.0	52	34.2
	3. あまりそう思わない	66	27.2	24	26.4	42	27.6
	4. 全くそうは思わない	53	21.8	16	17.6	37	24.3
q. 授業中、私的なメールをすることが増えた	1. かなりそう思う	46	18.9	15	16.5	31	20.4
	2. まあそう思う	74	30.5	27	29.7	47	30.9
	3. あまりそう思わない	77	31.7	28	30.8	49	32.2
	4. 全くそうは思わない	46	18.9	21	23.1	25	16.4
r. 講義への関心が低くなった	1. かなりそう思う	5	2.1	2	2.2	3	2.0
	2. まあそう思う	23	9.5	12	13.2	11	7.2
	3. あまりそう思わない	94	38.7	37	40.7	57	37.5
	4. 全くそうは思わない	121	49.8	40	44.0	81	53.3

18. あなたにとって携帯電話は

	全体		男		女	
	実数	%	実数	%	実数	%
a. どうしてもなくてはならないもの	34	14.0	11	12.1	23	15.1
b. あつた方がよい	191	78.6	70	76.9	121	79.6
c. なくてもいい	14	5.8	9	9.9	5	3.3
d. 必要ない	1	0.4	1	1.1	0	0.0
e. わからない	3	1.2	0	0.0	3	2.0

19. あなたは携帯電話を使う人のマナーを全体としてどう思いますか。

	全体		男		女	
	実数	%	実数	%	実数	%
a. 全く問題はないと思う	5	2.1	2	2.2	3	2.0
b. 少し問題はあるが、許せる	159	65.7	61	67.0	98	64.9
c. かなり問題があり何とかしてほしい	69	28.6	21	23.1	48	31.8
d. 非常に問題があり許せない	9	3.7	7	7.7	2	1.3

東南アジアにおけるサンゴ礁魚類の養殖、シアン化合物漁と活魚流通 — 香港での活魚流通とフィリピンでの簡易生簀養殖を例として —

鹿熊 信一郎*

Reef Fish Aquaculture, Cyanide Fishing and Live Fish Trade in Southeast Asia :
Case Studies in Hong Kong and the Philippines

Shinichiro Kakuma

はじめに

アジア太平洋域における沿岸水産資源の管理を進めるには、代替収入源対策が重要である。なぜなら、資源管理の初期には「資源が増えるまで漁獲をある程度がまんしなければならない」ことが多く、代替収入、あるいは海産食糧を漁村コミュニティに提供しないと資源管理活動が持続しないためである（鹿熊 2004）。浮魚礁、水産加工、エコツーリズム等も代替収入源の候補となるが、通常、養殖がその第一の候補となる。しかし、最も高価な養殖対象種であるハタ類等の活魚養殖は様々な課題をかかえており、特にシアン化合物を使う破壊的漁業の増大からサンゴ礁魚類の活魚貿易（Live Reef-fish Trade）に否定的な見解もみられる。熱帯域でのサンゴ礁魚類養殖は拡大させるべきではないのだろうか。この問いの答えを探るため、生産地としてフィリピン、出荷先として香港を例とし、サンゴ礁魚類養殖の課題と可能性を考察したい。

沖縄において海面養殖を開始するためには、養殖技術、場所、種苗、餌料、販売の五つの要素を十分検討しなければならない⁽¹⁾。特に「どこにいくらで売るか」は最も重要な要素であり、他の要素も生産物がいくらで売れるかによって選択肢は変わってくる。アジア太平洋島嶼国でも状況は同じと考えられる。ハタ類等の活魚は消費地での価格が異常に高く、これがドライブフォースとなり資源、生態系に悪影響を与える恐れが

ある。しかし、「生産物に付加価値を付けて高く売り、少ない量の資源利用で同じ収入を生み出す」方法は水産資源管理の戦術の一つでもある。

1990年代の中頃、熱帯島嶼国において、シアン化合物を使ってサンゴ礁魚類を漁獲し、香港、台北、シンガポール等へ輸出することの問題点が指摘され始めた（Johannes and Riepen 1995）。対象となるのはマニア向けの観賞魚類と食用魚類に分けられるが、今回報告するのは食用魚類を対象とするものである。ハタ類等の潜むサンゴ礁の隙間にシアン化合物を注入し、魚が麻痺して動きが鈍くなつてから漁獲する方法である。大型の魚は麻痺するだけでも、周囲のサンゴ礁生態系に与える影響は大きく、爆弾漁よりも破壊的であるという見解もある。南シナ海の東沙（プラタスあるいはドンシャ）諸島では、1994年から2002年の8年間にサンゴ礁が壊滅的な破壊を受けた（約80%のサンゴ被度が5%以下に減少した）。中国、香港、台湾の漁船が入会操業し、取締が非常に困難な状態で大量のシアン化合物が使用されたことが原因の一つと考えられている（Dai 2004）。

サンゴ礁魚類養殖のもう一つの問題点は主に餌料から派生する。高価なハタ類等を育てるために雑魚を餌料として与えることが多いが、この雑魚が地元住民の食糧源でもあることがある。つまり、地元住民の食糧を奪ってしまうことになる。養殖全般の問題点として餌料転換効率が低い（あるいはその逆数の増肉係数が

* (財)亜熱帶総合研究所、901-0156 那覇市田原78-3、Kakuma@subtropics.or.jp

高い）ことがよく話題となる。1kgの養殖魚を生産するのに時として10kgの餌料魚が必要となる⁽²⁾。残餌による漁場汚染、生態系への影響も問題とされている。さらに、伝統的に地元住民が食べていたハタ類等が地元の人の口に入らなくなる点も問題である。代替タンパク源として魚缶詰や動物肉を利用する場合は栄養価にも問題が出てくる。

日本では田和（1998）や秋道（2001）がサンゴ礁魚類（特にハタ類）の漁業、活魚養殖、流通について、現状と問題点を報告している。最大の消費地香港では、Sadovy（2000）、Sadovy et al.（2003）が東南アジアにおける活魚養殖の現状と問題点を詳細に分析しており、Patric and Parry-Jones（1999）はTraffic East Asia and WWF Hong Kongの活動の一環として、香港での活魚流通を統計、アンケート、インタビューにより調査している。

調査方法

2004年8月23日と8月30日、および2005年2月20日～22日、香港における活魚市場、活魚レストラン、養殖場を調査するとともに、香港大学で関係者とサンゴ礁魚類養殖、活魚貿易の課題について話しあった。また、2003年11月30日～12月7日にフィリピン、スリガオで沿岸資源共同管理の状況を調査した際、魚類生簀養殖と活魚出荷も調査した。

調査結果と考察

1. フィリピン、スリガオにおける簡易養殖、活魚出荷の概要

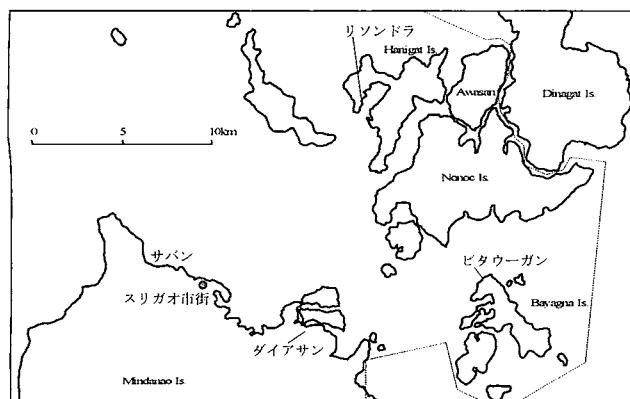


図1 フィリピン、スリガオと調査地点

フィリピンのミンダナオ島北東に位置するスリガオは、豊かなマングローブ、サンゴ礁漁場に恵まれており、ここで、手釣、スピアーフィッシング（矛突）、カゴ漁、小型の網漁がおこなわれている。マングローブ域の水路や島かけ等、外洋からの波の影響の小さい場所では簡易生簀を使った魚類養殖が営まれている。また、スリガオ市街には養殖されたハタ類等を活魚出荷する業者が存在する。図1に調査した場所の位置を示した。

リソンドラには島かけに120の簡易な養殖生簀が設置されていた（図2、3）。この海域はいくつかの島に囲まれているので大きな波は入ってこない。このため、荒天で生簀が破壊される危険性は小さい。雑魚を給餌しており、500g以上に成長させると出荷サイズになる。潮流はあるようだが、給餌による底質の悪化は心配される。ハタ類、特にスジアラが多かった。シーズンにはキログラムあたり2000ペソ（調査時点で1ペソは約2.5円）に価格が上昇することである。

サバンでは、手釣で獲れた魚を生簀で養殖している



図2 スリガオ、リソンドラの生簀餌料として使う雑魚をボートの上で切っていた。



図3 インドネシアの生簀（カラランバ）

と漁業者が言っていたが、前浜は干潟であり養殖の適地とは思えなかった。二つの大きな河川河口部マングローブ域では、淡水や土砂の影響が大きいと思われる。

ダイアサンではマングローブ域水路を利用した生簀養殖が盛んであり、ハタ類を中心に様々なサンゴ礁魚類を養殖していた。一時、生簀を密集して設置したため、酸素不足で大量死が起こった。2003年現在では、スリガオ市、フィリピン政府漁業水産資源局の指導により生簀の間隔を広げていた。雑食性魚類であるアイゴ類の養殖も実施していた。藻食、雑食性魚類は網に付着した藻類を掃除してくれる。アイゴ類の幼魚は離島部でカゴ（図4、ブブ）によって漁獲する。ブブのカゴは3ヶ月で痛んで使えなくなるため、頻繁に製作しなければならない。ダイアサンの漁業者は、竹を材料にブブを製作する技術に長けている。餌は使用しないが、2~3日海中に設置しておくと、シェルターとして利用するハタ類、アイゴ類等がカゴに入ってくる⁽³⁾。

ビタウーガンでは、養殖した活魚の価格はキログラムあたりハタ類1500ペソ、ノコギリガザミ400ペソ、オニダルマオコゼ *Synanceia verrucosa* 400ペソ、ミミガイ *Haliotis asinina*、（殻なし）350ペソだった。フエダイ類は活魚でも安価で100~200ペソとのことだった。魚介類の仲買人が漁村にいるが、漁業者が直接市場へ売りに行くこともある。

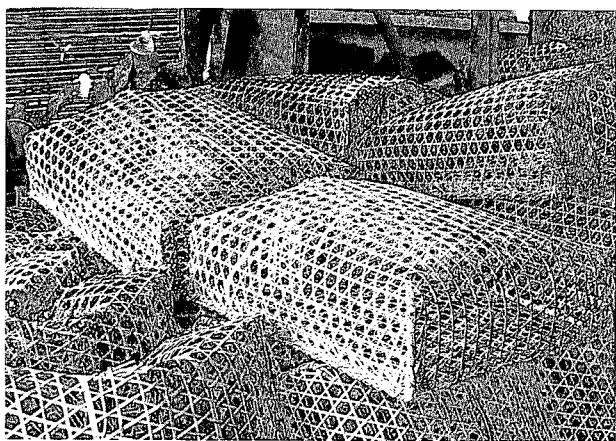


図4 スリガオの魚カゴ(ブブ)サイズは約80×60×20cm。

スリガオ市街にある活魚流通業者Aでは、調査時は魚類の出荷直後であり水槽にはイセエビしかいなかつた。漁業者からキログラムあたり1350ペソでイセエビ

を買い取り、マニラにある本社に送っている。業者Bではちょうどハタ類を出荷していた（図5）。オーディナリーグルーパー（比較的安いハタ類の総称、この時出荷したのはマダラハタだった）のサイズは450~550gでキログラムあたり450ペソだった。最も高価な魚はメガネモチノウオでキログラムあたり2500~3000ペソである。サラサハタも同ランクの魚であるが数は少ない。グリーングルーパー（種は不明）は1150ペソだった。香港、台湾、日本へ輸出している。

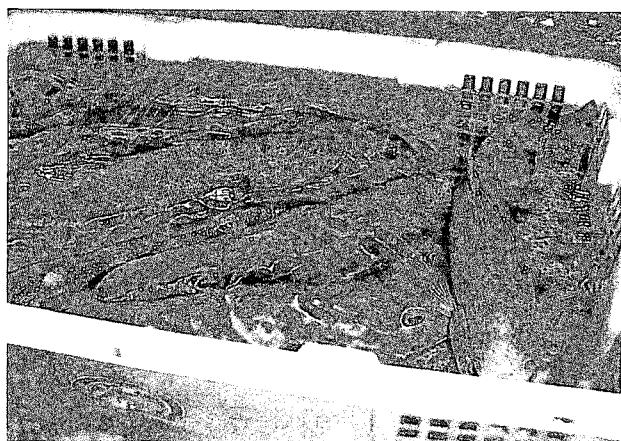


図5 スリガオの活魚流通業者の水槽とスジアラ類

スリガオでは、養殖、活魚出荷は有望な資源管理の代替収入源である。最大の課題は、シアン化合物を使わないブブによる種苗採捕を持続的なレベルに維持することである。過密養殖や残餌による底質悪化も課題である⁽⁴⁾。

2. 香港市場調査

2-1. アバディーン市場

2004年8月23日、WWF香港のチュー (Clarus Chu) 氏が香港島南部にあるアバディーン市場を案内してくれた（図6）。大規模な市場だったが鮮魚売り場よりも活魚売り場の方が敷地面積は大きく、活魚ブームを反映していた。扱う活魚の魚種は様々で、東南アジア、太平洋島嶼国からのサンゴ礁魚類だけでなく、中国本土からも大量に入荷していた。また、魚類だけでなく、貝類、甲殻類、イカ類も多かった。数十種は取り扱われているだろう。ハタ類 *Serranidae* が目立ったが、フエフキダイ類 *Lethrinidae* やフエダイ類 *Lutjanidae* も多かつ

た。スリガオではフエダイ類は活魚でも安価だと言っていたが、香港ではハタ類と大きな差はなかった。漁船が市場岸壁に直接横付けし、歩いて発砲スチロールや籠に入れた活魚介類を市場に搬入していた。

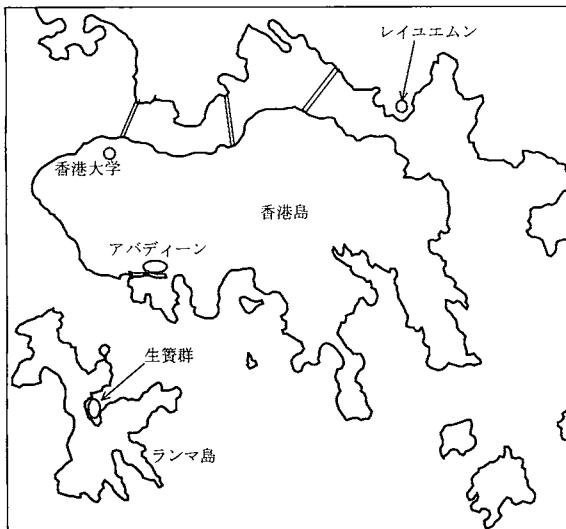


図6 香港と調査地点

Patric and Parry-Jones (1999) では、1997年に香港に輸入されたサンゴ礁魚類活魚は32,000トン、平均価格をキロあたり20米ドルとして5億ドル（約500億円）以上と推計された。統計は流通業者からの申告に基づいている。この申告は義務ではなく、検査もないでデータの信頼性には疑問も残る。だが、香港は基本的に自由貿易で輸入活魚に関税がかからないので、妥当な額が得られたものとされている。

2-2. レイユエムン（鯉魚門）海産物レストラン街

2005年2月20日にレイユエムンの海産物レストラン街を調査した。様々な活魚が水槽で飼育されており（図7）、ここで食べたい魚を購入すると隣のレストランで調理してくれるシステムである。レストランには比較的安価な調理費を支払う。水槽はガラス面をきれいに磨いてあり、なかの魚を鮮明に見ることができた。魚種は様々であったが、アバディーンの市場と比較するとメガネモチノウオ^⑤、サラサハタ（図8）、タマカイ等高価な魚が多かった。サラサハタを購入して調理してもらった。1.5kgの魚が900香港ドル（調査時点での1香港ドルは約15円なので13,500円）だったので、キロあたり

9,000円の計算になる。調理は清蒸（チンジン）という一般的な蒸す方法だったがとても美味だった。

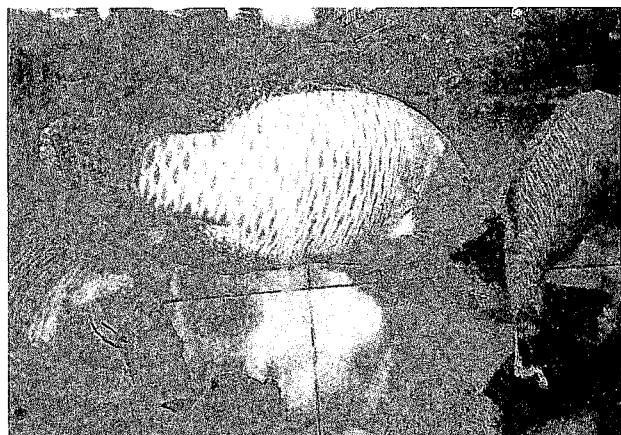


図7 レイユエムンの海産物レストランの水槽（メガネモチノウオ他）

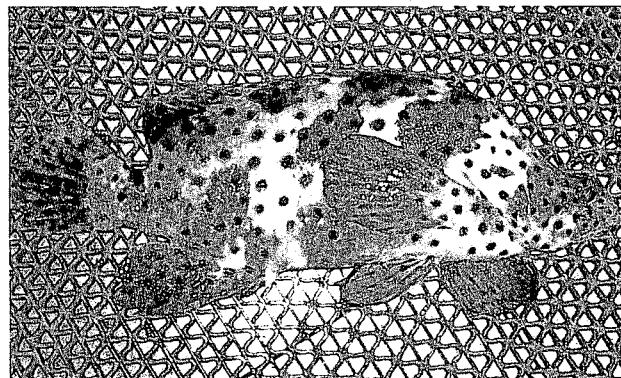


図8 比較的小型（約1kg）のサラサハタ

2-3. ランマ島

2005年2月22日、アバディーン市場岸壁から船で対岸のランマ島を訪問した。定期船の着く入江状の湾奥にはたくさんの生簀枠が設置されていた。しかし、網をはってあるものは少なく、活発に養殖がおこなわれているように思えなかった。Sadovy (2000)によれば、香港での養殖活魚の生産量は1990年代に3000トンだったものが、2000年には1000トンへと1/3に減少した。原因は、種苗の確保が困難になってきたことも関係しているかもしれないが、生活廃水等の流入による水質の悪化で養殖魚の生残率が極端に悪くなつたことが主因とされている。香港での活魚養殖生産量が減少したことは、需要が続く限り、良かれ悪しかれ東南アジア、太平洋島嶼国からの輸入量を増加させなければならぬことを意味する。

2-4. 香港大学での話し合い

2005年2月21日、香港大学のサドヴィー（Yvonne Sadovy）氏、WWF香港のチュー氏、香港在環境NPOのウッドマン（George Woodman）氏、名古屋市立大学の赤嶺淳氏とサンゴ礁魚類養殖、活魚貿易の課題について話しあった。

サンゴ礁魚類の養殖には、生物多様性保全と零細漁民の貧困解決とのバランスを保つという大きな課題がある。アジア太平洋熱帯域の漁民の生活を守るために重要水産資源の管理は必須である。これとは別に、生物多様性保全のためにも生物種の資源は守っていかなければならない。究極の目的は同じでも、管理戦術を検討する際に両者が対立する可能性がある⁽⁶⁾。WWFは生物多様性保全を最重要の課題の一つとしている。WWF香港も例外ではなく、現在、香港でメガネモチノウオの消費を減らすキャンペーンを展開中である。生物多様性保全のため、アジア太平洋のサンゴ礁域でシアン化合物漁を抑制するだけでなく、同時に消費地市場での需要も抑制する戦略をとっているわけである。メガネモチノウオはサンゴ礁魚類活魚のなかで最も高価である。2004年のCITES（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、通称ワシントン条約）会議で、メガネモチノウオは付属書Ⅱに掲載されることが決定された。高い需要によりアジア太平洋各地で資源が脅かされており、絶滅の危険があるというのも正しいかもしれない。しかし、メガネモチノウオが注目されるのは、科学的データに基づき最優先されたと言うより、生物多様性保全のシンボルとして利用されているようにも思われる⁽⁷⁾。

2-5. 重要養殖種の名称

重要な活魚貿易対象種の名前を整理する。標準和名、学名、英名の順としたが、英名は1魚種にたくさんあるのが普通で、最も一般的と考えられるものを選んだ。一部はフィリピン語名、広東語名、沖縄方言名も加えた。Sadovy et al. (2003) には12種、Patric and Parry-Jones (1999) にも12種の重要対象種学名、英名が図や

写真付きで載っている。また、ニューカレドニアに本部があるSPC (Secretariat for the Pacific Community) は、太平洋島嶼国の水産業振興も任務としており、サンゴ礁魚類活魚貿易振興のため対象魚16種の図解カードを作製している。

メガネモチノウオ、*Cheilinus undulatus*, Napoleon fish, フィリピン名マミン、香港名ソウメイ、沖縄名ヒロサー（ベラ類全般の名前）

サラサハタ、*Chromileptes altivelis*, Humpback grouper, フィリピン名パンタ、香港名ロシューパン、沖縄名クチグワーミーバイ

スジアラ、*Plectropomus leopardus*, Coral trout, フィリピン名バグハット、香港名トゥンシン、沖縄名アカジン、*Plectropomus*属にはスジアラ以外にコクハシアラ、オオアオノメアラがあり、体色の変異も大きいため混同しやすい。

タマカイ、*Epinephelus lanceolatus* (属名を*Promicrops*とする図鑑もある), Giant grouper

マダラハタ、*Epinephelus polyphekadion* (種名を*microdon*とする図鑑もある), Camouflage grouper, フィリピンではオーディナリーグルーパー、沖縄名ユダヤーミーバイ

ヤイトハタ、*Epinephelus malabaricus*, Malabar grouper

シロクラベラ、*Choerodon shoenleinii*, Blackspot tuskfish, 沖縄名マクブ

3. 热帯域における養殖の課題（スリガオを例とする）

3-1. 養殖技術

スリガオにおける簡易生簀を使ったサンゴ礁魚類の養殖技術は、ある程度確立されていると考えてよいと思う。生簀の間隔、養殖密度、投餌率等様々な技術上の課題はあるが、試行錯誤で出荷サイズまで育てている実績がある。

3-2. 場所

リソンドラのように島に囲まれた静穏海域がある地

区は養殖場所に恵まれている。離島のマングローブ水路も同様に養殖に適していると考えられるが、ミンダナオ島のマングローブ域は、河川からの淡水と土砂の影響に注意しなければならない。これら以外の場所においては、現状の簡易生簀の構造では台風の波に耐えられない恐れがある。

静穏海域でも、潮流等の流れが弱い場所は投餌によって底質が悪化する可能性がある。

3-3. 種苗

ハタ類等の種苗を安定して持続的に確保できるかが最大の課題である。シアン化合物を用いる漁業の取締を徹底しなければならない⁽⁸⁾。

ブブによる種苗確保は持続的だろうか。ブブは破壊的漁法の一つと考えられている（秋道 2001）。ブブが目立たないように、また、ブブを固定するために、漁業者がサンゴ礁を破壊してブブの上に乗せることが理由とされている。しかし、爆弾漁やシアン化合物漁と比較すれば、サンゴ礁生態系に与える影響は小さいと考えられ、工夫すれば生態系へのダメージを最小限に抑えることは可能と思われる⁽⁹⁾。ブブの数が無制限に増えて、幼魚を獲りすぎることがないように管理していく必要はある。

ハタ類には産卵期に群れをなす生態をもつものが知られている。この時期は漁獲効率も高くなる。しかし、乱獲により産卵群を形成するハタ類の資源が壊滅してしまった事例も多く報告されており、注意が必要である。産卵場を主産卵期に限ってMPA (Marine Protected Area: 海洋保護区)として保護する方法も考えられる⁽¹⁰⁾。この際、重要種の産卵期、産卵場は年配の漁業者が知っていることが多いので、このような知識を活用した順応型管理（鹿熊 2004）を進めるべきであろう。

ハタ類の人工種苗をスリガオでの養殖に利用するのは、現状では困難と考えられる。フィリピンでは、パナイ島のSEAFDEC (東南アジア漁業開発センター) でサバヒーやミミガイの人工種苗を生産しているが、ハタ類はまだ試験段階だと聞いている。ミンダナオ島

に種苗生産施設を建設するのは現実的でないと思われる。また、ハタ類の人工種苗生産は技術的にも難しい。沖縄でも、最近ようやくヤイトハタ1種の人工種苗が安定して生産できるようになったところである⁽¹¹⁾。

3-4. 飼料

スリガオでは、当面、ハタ類の餌料には雑魚を使うしかないものと思われる（雑食性魚種を対象とする場合はウニや海藻も利用できる）。将来的には安価な配合餌料の開発が必要とされる。

3-5. 販売

現在の香港におけるハタ類活魚の価格は持続的とは思えない。仮に現在の半値になったとしたら、スリガオのハタ類養殖はなくなってしまうのだろうか。ハタ類活魚がスリガオを出てから香港の市場にたどり着くまでの経路はまだ調査していない。半値になれば流通形態は大きく変容することになるのだろう。しかし、確信はもてないものの、養殖は続けられるのではないかと考えている。半値でも鮮魚の5倍近い価格である。ハタ類活魚養殖は、それでもまだ、アジア太平洋島嶼国的小規模漁業者にとって魅力的な代替収入源であると考えられる。

謝 辞

香港およびスリガオの調査は、平成15、16年度文部科学省基盤研究(A)1「熱帯亜熱帯域における沿岸環境保全のための統合的モニタリングと資源管理スキーム」(研究代表者: 瀧岡和夫) の助成により可能となった。

注

- (1) 養殖が軌道に乗った後は魚病も大きな課題となる。
- (2) しかし、21世紀の水産を考える会(2000)は、日本近海で餌料に回される多獲性魚は、人間が利用しなくても他の魚に食べられたりして死亡する率が高いため、大きな問題ではないとしている。また、日本では穀物等も混入させた配合飼料が餌料の主流となっている。
- (3) マングローブ水路の塩分がどの程度まで下がるのか調べる必要があり、研究機関が水質調査を実施していた。塩分は、養殖魚の耐性とともに、寄生虫の発生にも関係している。

- (4) 2004年12月および2005年6月の調査では、インドネシアのスラウェシ島北東部マナド近郊、南西部マカッサル沖離島でも簡易生簀（図4、カランバと呼ばれる）を使った魚類養殖がおこなわれていた。ハタ類だけでなく、アジ類等、様々な魚類が養殖されていた。生産物の多くは活魚出荷され、海外に輸出されるものも多いとのことだった。マカッサル沖離島では、生簀内のハタ類の多くは稚魚幼魚から養殖されたものでなく、シアノ化合物を使って獲られたものであると言われている。
- (5) メガネモチノウオはペラ科の魚である。沖縄では、シロクラベラを除いて一般にペラ科の魚は安価である。メガネモチノウオも肉が軟らかくあまりおいしくないという意見が多く、市場での価格も比較的安い。
- (6) 热帯域の沿岸資源管理で重要なMPA（海洋保護区）の面積を決める際にも、この2つが対立することがある（鹿熊 2004）。
- (7) サドヴィー氏はサンゴ礁魚類の産卵生態が専門であるが、活魚養殖、貿易問題にも詳しい。基本的に生物多様性保全の観点からこの問題に関わっているが、漁民の生活にも十分な配慮が必要であると言っていた。また、サンゴ礁魚類をCITES付属書に載せるのは最後の手段だと言っていた。基本的には地域ごとにコミュニティーと政府が共同で管理していくことが望ましいが、メガネモチノウオの件は緊急であり、結果として世界的に世論の注目を集めたことで一定の成果があったと評価していた。
- (8) 現実には、シアノ化合物を使用したかどうかを漁獲物から判定するのは難しい。
- (9) ムロアミも東南アジアでは破壊的漁法とされている。サンゴを破壊して魚を追い込むためである。しかし、同じ漁法である沖縄の追込網ではサンゴを破壊することはほとんどない。
- (10) 沖縄にはクチナギ（エフキダイ類）を対象にして、この方法による資源管理を実施した経験がある。
- (11) バリ島ではサラサハタの人工種苗生産が軌道に乗ったよう

だ（Sadovy私信）。

引用文献

- 秋道智彌、2001、「空飛ぶ熱帯魚とグローバリゼーション」『サンゴ礁からのメッセージ』、エコソフィア 2001年7号、昭和堂：34-41。
- Dai, C., 2004, Dong-sha Atoll in the South China Sea: Past, Present and Future. In *Proceedings of Islands of the World VIII International Conference, "Changing Islands - Changing Worlds"*, 1-7 November 2004, Kinmen Island, Taiwan: 480-490.
- Johannes, R.E. and M. Riepen, 1995, *Environmental, Economic, and Social Implications of the Live Reef Fish Trade in Asia and the Western Pacific*. Secretariat of the Pacific Community.
- 鹿熊信一郎、2004、「フィリピンにおける沿岸水産資源共同管理の課題と対策—パナイ島バナテ・ネグロス島カディス・ミンダナオ島スリガオの事例—」『地域漁業研究』45巻1号：1-34。
- 21世紀の水産を考える会編、2000、『魚は人類を救えるか—食糧問題への挑戦ー』、成山堂書店。
- Patric, P.F., F. Lau and R. Parry-Jones, 1999, *The Hong Kong Trade in Live Reef Fish for Food*. Traffic East Asia and WWF Hong Kong.
- Sadovy, Y., 2000, *Regional Survey of Fry/fingerling Supply and Current Practices for Grouper Mariculture: Evaluating Current Status and Long-term Prospects for Grouper Mariculture in Southeast Asia*. APEC FWG 01/99.
- Sadovy, Y., T.J. Donaldson, T.R. Graham, F. McGilvray, G.J. Muldoon, M.J. Phillips, M.A. Rimmer and B. Yeeting, 2003, *While Stocks Last: The Live Reef Food Fish Trade*. Asia Development Bank, Manila.
- 田和正孝、1998、「第二章 ハタがうごく－インドネシアと香港をめぐる広域流通」、秋道智彌／田和正孝編『海人たちの自然誌』関西学院大学出版会：33-55。

島嶼経済における情報通信関連産業クラスターの形成過程と課題

宮城 和宏*

Development and Issues of the Information-Communication Industry Cluster in an Island Economy: A Case Study of the Ryukyu Islands

Kazuhiko Miyagi

1972年の本土復帰以降、沖縄では三次に渡る沖縄振興開発計画による製造業振興が行われてきた。しかし、依然として財政支出や基地経済に依存した構造、全国平均の2倍近い水準で推移してきた完全失業率は大きくは変わっていない。このような課題を解決し、観光産業と並ぶリーディング・セクターの振興を図る目的で、1998年のマルチメディア・アイランド構想を嚆矢とする情報通信産業クラスター形成の努力がこれまで成されてきた。島嶼経済としての「規模の不経済性」を克服し、民間主導の自立型経済を構築することが目的である。本稿では、沖縄マルチメディア・アイランド構想を嚆矢とする情報通信関連産業の沖縄への集積過程を明らかにすると同時に、クラスター形成の可能性と今後の課題について論じる。

キーワード：情報通信関連産業、クラスター、島嶼経済、沖縄マルチメディア・アイランド構想

1. はじめに

1972年の本土復帰以降、本土との経済格差や高失業率の是正を目的に、沖縄振興開発特別措置法に基づく三次に渡る沖縄振興開発計画を通じて様々な施策が推進されてきた。その結果、道路、空港、港湾等の産業・社会インフラの整備に関して本土との格差は着実に是正されてきたが、製造業振興を中心とする様々な施策が大きな成果を収めたとはいえず、依然として高い失業率や財政支出、基地経済に依存した構造が続いている。背景には、本土との距離がもたらす輸送・情報通信の高コスト、製造業に必要な規模・範囲の経済を活かせないこと、その歴史的経緯（米軍統治による基地経済化）により製造業の存立基盤である技術・産業資本の蓄積がなされてこなかったこと等がある。また、沖縄の島嶼経済としての特性である「規模の不経済性」を十分考慮せずに、製造業の振興を追い求め続けたことも重要な一因であろう⁽¹⁾。ちなみに、平成13年度の県内総生産の産業別構成比は、1次産業1.92%、

2次産業15.4%（うち製造業5.25%）、3次産業86.99%となっており、2次産業、中でも製造業の比重が低く、3次産業に特化した沖縄独特の産業構造は今も変わらない。製造業の比率は全国最下位（全国平均20.34%）、3次産業の比率は東京都に次いで全国第2位（全国平均76.7%）である⁽²⁾。

1980年代後半以降、沖縄県は島嶼経済の不利を克服し、民間主導型の自立経済構築の手段として情報通信技術（ICT）を利用する情報通信関連産業を一つの核とした経済発展モデルを模索しはじめた。いわゆる「マルチメディア・アイランド構想」である。情報通信基盤の整備と情報通信技術の発達が、距離と時間の壁の克服を可能にし、地理的遠隔性という離島県沖縄の弱点を利点に転げる有望産業として期待されていることがある。

本稿では、沖縄マルチメディア・アイランド構想を嚆矢とする情報通信関連産業の沖縄への集積過程を明らかにすると同時に、クラスター形成の可能性と今後

* 北九州市立大学、802-8577 北九州市小倉南区北方4-2-1, miyagi@kitakyu-u.ac.jp

の課題について論じる。以下、2節では情報通信関連産業クラスターの形成過程を国、県の様々な政策や計画より明らかにし、3節ではポーターのクラスター理論を援用して課題について検討する。最後に、政策的インプリケーションを提示して結びとする。

2. 沖縄における情報通信関連産業クラスターの形成過程

(1) 情報通信関連産業集積の県別比較

コールセンター進出に自治体の助成金が適用されるようになって数年が経過した。沖縄県などが始めた通信費や設備の助成制度などハード面の優遇策は全国的に普及しており、沖縄や北海道がコールセンターの誘致でそれぞれ5000人以上の雇用を生み出した成功体験に相乗りにしようと地方自治体間でコールセンターの誘致競争が激しくなってきている⁽³⁾。競争激化の中で助成制度内容も従来の「ハコモノ」中心から企業ニーズの多様化を反映して教育研修費やスタッフ採用費などを助成対象とするものやオフィス賃貸料の一部を支援したり等、多様である⁽⁴⁾。現在、誘致競争は第2段階を迎えたといわれており、今後は誘致した企業をいかに定着させるかが重要となる。なお、コールセンターの運用コストの約7割は人件費といわれているが、今後は人件費の支援のみでなく人材育成などソフト面の支援策が誘致の成否を決定すると考えられる。すなわち、人件費を低減化するだけでなくいかにクオリティの高いサービスを提供できるか、そのためにどのような支援を提供できるかがコールセンターを誘致する上でのポイントとなるであろう。

図1はコールセンターの自治体別立地状況をしたものである。同図より明らかなように、2004年5月現在でみて、沖縄に立地したコールセンターが38件で最も多く、次いで北海道(26件)、福岡(20件)、宮城県(14件)、長崎(13件)の順となっている。北海道は道経済白書でITを「ハンディキャップといわれてきた距離と時間を克服できる」と公共依存脱却へのカギと位置づけ、情報系を含め34大学の存在を背景に「優秀な労働力」を売りに先発の沖縄を追い越す勢いでコールセ

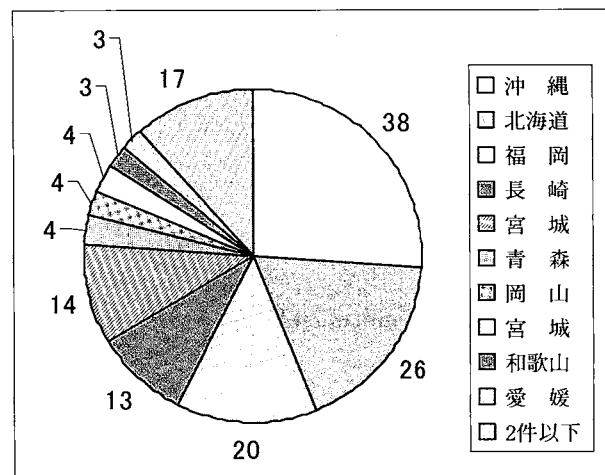


図1 コールセンターの自治体別立地状況(2004年5月現在)
(出所) コンピューターテレフォニー編集部編(2004)より作成。

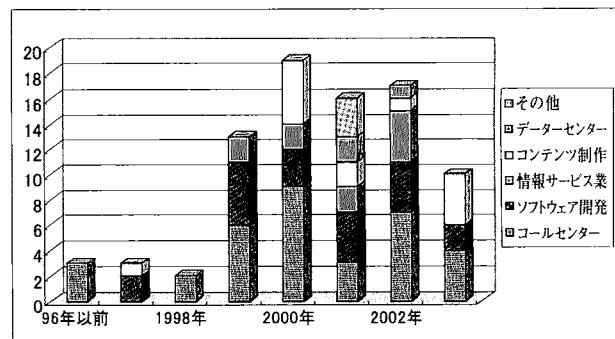


図2 沖縄県における情報通信関連産業の集積状況
(出所) 沖縄県商工労働部情報産業振興課(2003)より作成。

ンターの集積を果たしてきた⁽⁵⁾。ちなみに、いち早く助成制度を打ち出した沖縄では県外企業38社が立地する集積地となり、これまでに6000人以上の雇用を創出してきたといわれている。さらに、コールセンターに加えて、ソフトウェア開発、コンテンツ制作、データセンターそして情報サービス等を含む情報通信関連産業全般でみると沖縄県には2003年までに83社の新規進出企業があり、1995年から2003年までに8333人の新規雇用者を創出した(図2参照)⁽⁶⁾。

(2) 情報通信関連産業クラスターの形成過程

1) 戦後の基地経済から復帰後の基地依存・財政依存型経済へ

沖縄は戦後、米軍施政権下でアメリカの軍事戦略で構築された広大な米軍基地から派生する基地建設に依存する形で経済復興が始まり、物を生産する代わりに

日本本土や外国から物を移輸入する構造が形成されてきた。その間、日本本土の高度成長からも取り残されることになる。

一方、本土復帰後の1972年から2001年までの間に、「本土との格差是正」と「自立的発展のための産業基盤の整備」を重点項目として沖縄振興開発特別措置法に基づき策定された3次、30年に渡る振興策（沖縄振興開発計画）の下で約7兆円もの開発事業費が投入されてきた。主に製造業中心の産業構造を目指した振興開発計画により、一定の社会資本整備は進んだものの、製造業の企業誘致は一向に進まず、観光産業以外に新たな産業は育たなかった。結果は、製造業シェアの上昇ではなく観光産業の想定外の健闘であった。結局、戦後を通じて沖縄では、ものづくりの産業は計画通り育たず、基地経済依存型、財政依存型、そして物を移輸入する消費型構造をえることはできなかつたことになる。

様々な要因が指摘されている。島嶼県であるという地理的特性による距離・時間面での不利、水資源・電力・資本などの制約から製造業が発展する余地が少なかつたこと、現在も本島の約20%を占めている米軍基地が効率的な産業基盤整備や企業立地を進める上で大きな制約になっていること等である。このような悪条件にもかかわらず、従来の計画では沖縄の産業立地上の特性を考慮せずに、本土との格差是正の手段として製造業の振興を重視し続けた。沖縄県が1980年代末以降、観光産業と並ぶリーディングセクターとして情報通信関連産業の集積を図ろうとしてきた背景には以上の要因があったと考えられる。

沖縄県は近年、コールセンターを中心とした情報通信関連産業の集積地として脚光を浴びつつあるが、以上より明らかなように、従来の3次に渡る沖縄振興開発計画において沖縄の戦略的な産業として必ずしも情報通信関連産業の振興が重視されてきたわけではない⁽⁷⁾。それでは、どのような歴史的な経緯で今日、沖縄に情報通信関連産業の集積が進展したのであろうか。以下では、その点について明らかにしていきたい。

2) 情報通信関連産業の集積地へ

1995年に県は、同年から数えて20年後の2015年までに在沖米軍基地を三期に分け段階的に整理縮小し、最終的に基地の全廃を目指す「基地返還アクションプログラム」と基地や財政依存経済からの脱却を図り自立経済を目指す新たな産業振興戦略である「産業創造アクションプログラム」とのセットで21世紀のグランドデザインである国際都市形成構想を策定した。

当初、県による数多くの構想の一つにすぎなかつた同構想が注目を集めようになつた契機は、1995年9月に起きた少女暴行事件である。復帰後最大の反基地集会となつた95年秋の「10.21県民総決起大会」の開催にみられる県民の反基地感情の高まりを背景に、政府は「基地の全面返還」を前提に県が作成した国際都市形成構想や基地変換アクションプログラムの実現に向けた支援を約束することになる。在沖米軍基地の整理縮小・統合問題を議論するためのSACO（沖縄施設・区域等に関する日米特別行動委員会）が1995年11月に設置され、1996年11月には首相と北海道開発長官を除く全閣僚で構成する「沖縄政策協議会」が官邸内へ設置されることになった。

早速、96年11月には各省庁から沖縄政策協議会の下へ88もの沖縄振興策が提案されることになる。その中で各方面から特に高く評価されたのが県の国際都市形成構想と考え方が一致していると考えられた郵政省（当時）の「沖縄マルチメディア特区構想」と通産省（当時）の「沖縄デジタルアイランド構想」である。沖縄マルチメディア特区構想は、アジア・太平洋地域の情報通信ハブ基地として機能する国際都市「沖縄」の形成を目指すものであり三つの施策を掲げた。ネットワークと低料金を前提とし、（1）研究開発施設の整備、国内外の優れた研究者の招聘など技術・人材・施設の集中、（2）遠隔医療、ネットワーク・アウトソーシングなど先進的アプリケーションモデルの集中、（3）電子美術館、税の優遇措置などコンテンツの集中、である⁽⁸⁾。他方、通産省のデジタルアイランド構想は、情報化を通じた沖縄の地域振興策であり、（1）起爆剤と

して公的機関による情報化の促進、(2)電子商取引の展開、(3)若者層に魅力的かつ活力のある情報産業の確立、(4)若年層の育成を通じた将来に向けての情報化の土台づくりを提起した。なお、沖縄振興策については1999年12月8日に「普天間飛行場の移設に係る政府方針」が閣議決定され、それに「沖縄県北部地域の振興に関する方針」等が盛り込まれた。また2000年7月には九州・沖縄サミットが名護市で開催されるなど、政府が北部地域の振興策に積極的に取り組んでいく方針が決定される中で郵政省も名護市を中心に様々な情報通信施策を展開するようになる⁽⁹⁾。

これらの構想を契機に情報通信関連産業の集積に向けた動きが県内外で急速に進展していくことになる。まず1998年9月に県は「沖縄マルチメディアアイランド構想」を発表、次いで1999年4月にはそれを側面からバックアップするための機関としてNPO特定非営利活動法人「フロム沖縄推進機構」を発足させる。1999年6月には沖縄政策協議会により「沖縄経済振興21世紀プラン」の中間報告書が公表され、2000年7月の「九州・沖縄サミット」を挟んで2000年8月には「沖縄経済振興21世紀プラン」最終報告書において「沖縄国際情報特区構想」が示された。さらに2001年7月には、県による「沖縄e-island宣言」及び「情報通信関連分野の人材育成に関する基本方針」が発表され、2002年8月には県による「沖縄県情報通信産業振興計画」、2003年3月には県による「沖縄e-islandチャレンジプラン」、2005年3月には「第2次沖縄県情報通信産業振興計画」へとつながっていくことになる。各構想あるいは計画の詳細は以下の通りである。

「沖縄マルチメディアアイランド構想」で県は、達成目標として①沖縄における情報通信産業の振興・集積による自立的な経済発展、②高度情報通信技術を活用した特色ある地域振興の道標、③アジア・太平洋地域における情報通信分野のハブ機能を通じた国際貢献を挙げ、到達目標の目安として県内の情報通信産業における1997年現在の雇用6000人を2010年には全国における情報通信産業の雇用規模の1%である2万4500人

に引き上げることを謳っている。さらに、情報通信産業を(1)情報通信機器製造、(2)情報流通、(3)ソフトウェア開発、コンテンツ制作、情報サービスに大別した上で、沖縄県の優位性・不利性を地理的条件(用地・水・電力等、マーケットとの距離、時間、気候、位置)、社会的条件(マーケット、資本、人材、各種制度、生活環境、若年労働人口、文化風土)で比較検討した結果から情報通信産業における重点分野としてコンテンツ制作(コンピュータグラフィック製作等)、ソフトウェア開発(GIS:地理情報システムの製作等)、情報サービス(コールセンター等)の3分野を挙げた。

マルチメディアアイランド構想実現のためのシナリオは次のようである。フェーズ1(1998-2000年度):顧客サポート機能等の集積の中核の形成、フェーズ2(2001-2006年度):集積の中核の充実を図るとともに関連プロジェクトを実施する。これにより労働集約部門から頭脳集約部門へのステップアップ・高度化を図る。フェーズ3(2007-2009年度):これまでの各種集積をもとに産学の連携による先端的な製品開発を行う。これによりハイテク分野へ進出する。以上のシナリオはわかりやすくいえば、まずコールセンター等の情報サービス分野を集積させ、次いでコンテンツビジネス、ソフトウェア開発の順で情報通信関連産業を主力産業に育成していくというものである。県が策定したマルチメディアアイランド構想では「企業誘致の第1ステップとして東京等で発生するバックオフィス機能、コールセンター機能等の情報処理サービス業務等の受注・集積を強力に推進する」ことが明記されている。

なお、コールセンターなどの情報サービス関連企業誘致の効果を強く印象づけ、その後の誘致に弾みをつけたのが、1997年に沖縄振興策として沖縄に一部移転されたNTTの104番号案内サービス、1998年のマルチメディアアイランド構想と考えられる⁽¹⁰⁾。それを制度面で支えてきたのが1997年度よりスタートした国の「沖縄若年者雇用開発助成金」と1999年度よりスタートした通信回線使用料の8割補助である(フリーダイヤルの電話料金のうち約80%が補助され、首都圏にセンター

を置いた場合と同等の負担で済む)。後者について、県は1999年度予算に通信料補助として約1億8千万円を計上した⁽¹¹⁾。その背景には、「人件費などで3割コスト低減しても、通信コストで3割高なら沖縄でやるメリットは薄れる」ことがあった。ちなみに、1998年時点では、沖縄が首都圏から遠隔地にあるため通信コストが割高になっていることや県内で発注する受注業務がほとんどないことが企業の県内進出に際しての不安材料となっていた⁽¹²⁾。

国による優遇措置としては、沖縄振興開発特別措置法の改正により、情報通信産業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、放送業、映画・ビデオ等製作業、情報記録物製造業、電気通信業の6業種)に関して23市町村⁽¹³⁾が国内初の「情報通信産業振興地域」指定を受け、設備の新設・増設に伴う機械・装置、建物・付属設備・構築物の取得・製作・建設に関して課税の特例の適用が受けられるようになった(1998年4月1日施行)。これらは、当初「一国二制度的な思い切った措置」(政府)とされていたが、制度と実態との乖離から「絵に描いた餅」と指摘されていた⁽¹⁴⁾。理由は、第1に同制度は投資税控除が大きな売りとされ、法人税額の20%を限度に、機械・装置15%、建物・付属設備・構築物8%と規定されているが、沖振法改正と同時に施行された租税特別措置法の通達で付属設備は「建物とともに取得等をする場合における建物付属設備に限られる」ことが定められていたことにある。ただし、通常、IT企業の事業所は、いわゆる「取得」ではなく賃貸がほとんどで、備品等に関しても「リース契約」等が多く含められるため、このことは立地企業が同制度を利用することができないことを意味する。第2に、驚くべきことに沖縄マルチメディアアイランド構想のフェーズ1(1998-2000年度)において重視されていたコールセンターが情報通信産業の対象6業種の中に含まれていなかったことである。そのため、当時、集積が進みつつあったコールセンターが設備の新設・増設をしたとしても控除を受けることができないケースが現れることになる⁽¹⁵⁾。結局、企業の沖縄進出

は同制度よりも県単独予算による通信費の8割補助や「沖縄若年者雇用開発助成金」が大きな決め手になったものと考えられる。

これに対して、県情報政策室は2001年8月に進出企業への聞き取り調査結果を踏まえて投資税額控除にパソコン、サーバーなど設備投資の主力となる「器具」、「備品」だけでなくそれに「リース契約」を加え、対象業種にコールセンターを加えることで制度の拡充を図ること、従来の「情報通信産業振興地域」に加えて先の6業種以外の情報通信関連産業も扱えるように「特別情報通信産業振興地区」の創設を国に求めた。「特別情報通信産業振興地区」に関しては、コンテンツ等の集積や国内外企業の誘致につながるデータセンター等に特別自由貿易制度並みの法人所得35%控除(10年間)の優遇措置を求めた。背景には当時、県内に企業や行政の持つ膨大な情報の管理、補修を行うデータセンターの設立が相次いでいたことがある⁽¹⁶⁾。

2002年には、沖縄振興開発特別措置法、第3次沖縄振興開発計画(いずれも2001年度に終了)に代わるものとして沖縄振興特別措置法が制定され、それに基づき沖縄振興の向かうべき方向と基本施策を明らかにした総合的な計画として沖縄振興計画が同年、新たに策定された。さらに、県は同計画に基づき「沖縄県情報通信産業振興計画」を2002年8月に作成する。同計画の目標は、1) 活力ある民間主導型自立的経済の構築に向けて、情報通信関連産業の集積・振興を図ること、2) アジア・太平洋地域における情報通信関連産業の集積地として国際的な情報通信ハブの実現を目指すこと、にある。これらの一連の流れの中で、従来の沖振法における先の問題点の改善が図られることになった。

沖縄振興開発特別措置法に代わる沖縄振興特別措置法による情報通信産業の振興に関する改善点は以下の通りである。まず第1に、「情報通信産業振興地域」における課税特例の対象業種に従来の情報通信産業6業種に加えて情報通信技術利用事業(コールセンター等)が明記された⁽¹⁷⁾。ただし、投資税額控除の対象は設備の新設・増設に伴う機械・設備、器具・備品、建物・

その付属設備・構築物の取得・製作・建設に限定されており、県が求めた「リース契約」は依然として含まれていない。第2に、従来の「情報通信産業振興地域」に加えて、新たに特定情報通信事業（データセンター、インターネット・イクスチェンジ、インターネット・サービス・プロバイダ）を対象とした経済特区である「情報通信産業特別地区」（那覇・浦添地区と名護・宜野座地区）が指定されることになる⁽¹⁸⁾。なお、県は沖縄振興特別措置法第28条に基づく「沖縄県情報通信産業振興計画（第1次計画）」の実績を基礎に、その基本的考え方を受け継いで、2005年3月に「第2次沖縄県情報通信産業振興計画」を策定した。

一方、その間に、沖縄政策協議会は1999年6月に基地・財政依存経済からの脱却を目標に「沖縄経済振興21世紀プラン」中間報告書を発表。1) 加工交易型産業、2) 観光・リゾート産業、3) 農林水産業とともに、4本柱の一つに「国際的な情報ネットワークを目指す情報通信関連産業の育成」を位置づけ、その中で情報通信関連企業等の誘致による沖縄経済の活性化のための環境づくりを狙いとした「沖縄国際情報特区」構想の検討を提言した。郵政省（当時）はこれを受けて同構想の具体化に向けて「沖縄国際情報特区構想の推進方策等に関する調査研究会」を同年9月より開催し、情報通信ハブ実現の加速化の方策、国内外からの情報関連企業等の誘致を促進する方策等について検討を行い、2000年4月に報告書を取りまとめている。

郵政省（当事）による沖縄国際情報特区構想を具体化するための提言は以下の通りである。1) アジア・太平洋地域の情報通信拠点の形成に向けたグローバルなIX（Internet Exchange：インターネットの相互接続点）の形成、2) 地域情報通信ネットワークの高度化、3) 国内外の情報通信関連企業、研究機関等の誘致促進・集積・育成、4) 国内外のコンテンツ、アプリケーションの集積、5) 情報通信技術等に明るい人材の早期・大量育成。郵政省（当時）によるこの沖縄国際情報特区構想に関する内容は、同じく2000年8月に公表された「沖縄経済振興21世紀プラン」最終報告書にそ

のまま盛り込まれることになる⁽¹⁹⁾。なお、同構想はアジア太平洋地域の通信需要の増大を踏まえ地理的条件や情報インフラの整備計画などから「世界に向けた情報ゲートウェイ」、「情報結節点」として沖縄の潜在的発展性に期待を寄せ、国内だけでなく「海外の情報通信関連産業の誘致」を図る支援策の構築を打ち出している。

同時期、政府は日本が5年以内に世界最先端のIT国家になることを目標とした「e-Japan戦略」を2001年1月に策定するとともに、同年3月には具体的な行動計画として「e-Japan重点計画」を策定、推進しており、さらに2002年6月には、新たに「e-Japan重点計画-2002」を策定し、「e-Japan戦略」の早期達成を図ろうとしていた。それに対応して県は、2001年7月に、沖縄県が「情報通信技術を活用して、県民生活の向上と、自立に向けた持続的発展を目指し、すべての県民が一体となって取り組んでいく決意を県内外に表明することを目的として」沖縄e-island宣言を表明すると同時に、「IT人材育成の先進地域となることを目指し、県民一人一人の情報リテラシーの向上や学校教育による情報化・国際化に対応した人材の育成を図るとともに、情報通信関連分野の多様で高度な人材を早期に育成し、充実したIT人材層を形成していく」ことを目的に「情報通信関連分野の人材育成に関する基本方針」策定する。さらに、これまでに県内外で策定してきた各種構想・計画で提言された、情報通信基盤の整備、地域の情報化、行政の情報化、情報通信関連産業の振興、IT人材育成等の現状を踏まえ、「沖縄e-island宣言」の具体的な実現を図るために、2003年3月に県は「沖縄e-islandチャレンジプラン」を策定した。その目標は、これまでに他の構想・計画等でも指摘されてきたことであるが、「本土からの遠隔性や、島嶼性などのハンディキャップを解決するとともに、自立した情報交流圏及び経済圏を確立し、世界との活発な交流を有するアジア・太平洋地域の情報通信ハブの実現を目指す」ことにある。

3. 情報通信関連産業クラスターを支える要素と課題

(1) ポーターの産業クラスター理論

Porter (1998) によれば、クラスターとは、「ある特定の分野に属し、相互に関連した、企業と機関からなる地理的に近接した集団」であり、その構成要素には企業だけではなく専用インフラストラクチャーの提供者、専門的な訓練・教育・情報・研究・技術支援を提供する政府その他の機関（大学、シンクタンク、職業訓練機関など）、規格制定団体、業界団体その他、クラスターのメンバーを支援する民間部門の団体等が含まれる。

クラスター内の企業の競争優位を高めるのが、その国（地域）の属性であり、ポーターはそれを以下の四つに区分する（いわゆるダイヤモンド）。①要素条件（もともとその国に備わっているものよりも、産業固有のニーズに沿って高度に専門化された要素が重要）、②需要条件（国内の買い手が、その製品やサービスについて世界で最も洗練されていて要求水準が高いかどうか）、③関連産業・支援産業（国際的な競争力を持つ供給産業・関連産業の存在およびそれとの密接な協力関係の有無）、④企業戦略・構造・競合関係（国内の競合関係の激しさ）。

四つの属性からなるダイヤモンドは、互いに強化し合う一つのシステムを形成しており、政府はダイヤモンドの各属性を伝導し増幅するうえで重要な役割を果たすことができる。沖縄に情報通信関連産業クラスターを形成する上で、国・県が政策的な内生変数として直接に関与可能なものは、上記四つの属性のうち①要素条件、③関連産業・支援産業であろう。ただし、③関連産業・支援産業に関しては、政府が触媒としてある産業を支援するのではなく、直接に特殊法人等を設立することにより、市場に介入するのであれば弊害をもたらす可能性が高い。一方、②需要条件、④企業戦略・構造・競合関係に関しては、国・県が政策を通じて間接的に影響を及ぼすことが可能であるとしても、基本的に企業の領域であり、直接に関与することはできない。つまり、国や県にとっては政策上の外生変数

として扱われるべきものである。Porter (1998) が指摘するように、「政府の政策が成功するのは、企業が競争優位を獲得できるような環境を創り出す場合であって、そのプロセスに政府が直接介入してしまったらうまくいかない」。政府の立場は、あくまでも触媒であり、企業がより高いレベルの競争力をめざすのを奨励し推進するのが政府の役割となる。

政府の具体的な役割の一つとしてポーターが挙げているのが、先のダイヤモンドでいえば、①要素条件にあたる「専門的要素の創出に力を注ぐ」ことである。例えば、初等・中等教育や国としての基本インフラストラクチャーなどの一般的な要素の創出よりも、先進的かつ専門的で、具体的な産業あるいは産業グループに関して、専門的な研修制度、産業に結びついた大学での研究活動、業界団体の活動、民間企業レベルでの投資を促すような政策が重要となる。

(2) 情報通信関連産業クラスター形成における政府、県の役割

沖縄県にコールセンターを始めとする情報通信関連産業の集積が進展してきた背景にも、情報通信関連産業という特定の産業をターゲットにした上で、同分野の専門的な要素の創出のために各種の施策が実施されてきたことがある。さらに、今後、沖縄に情報通信関連産業の集積をロック・インし、イノベーションを創出する上でも、政府、県の触媒としての役割は引き続き重要となろう。以下では、ポーターの議論を参考に、沖縄の情報通信関連クラスターにおいてこれまでに上述のダイヤモンドの①要素条件における「専門的要素の創出」や③関連産業・支援産業（機関）に関して果たした政府、県の役割を中心に考察する。

沖縄に関しては、これまでに若年労働力が豊富であるとか、全国に比べ安い人件費、オフィス賃貸料、気候条件や住環境の良さ、低コスト生産基地である台湾、アジアに近い等々、元来、沖縄に備わっている要素が優位として指摘されてきたが、観光産業の発展を除けば、今までそれが十分活かされることはない。

その転機となったのが、沖縄県のマルチメディアアイランド構想であり、その後の政府、県、市町村、民間団体等の協力の下に進められた以下の様々な施策である。

① 通信コスト低減化支援事業：情報通信関連企業の誘致に大きな効果をもたらしたと考えられているのが、通信コスト低減化事業である。コールセンターなど情報関連産業が集積する条件は、太い（回線）、安い（コスト）、人材にあるといわれている。そのため、県は1999年度から単独事業として、本土一沖縄間の専用線の通信コストを8割補助するコールセンター等環境事業整備事業を、雇用数など一定条件を満たす企業に実施。この補助により、首都圏と隣接県の間と同じレベルまで通信コストを引き下げた（東京都内での立地と変わらない通信コスト提供）。さらに、立地企業増による支援事業の利用企業増大に対処するために、県は2002年度より沖縄一本土間の通信回線を借り上げて事業者に無償提供する「情報産業ハイウェイ」事業を導入した⁽²⁰⁾。

② 沖縄若年者雇用開発助成金：沖縄若年者雇用開発助成金制度（国が沖縄だけに実施）が1997年度からスタート。「沖縄若年者雇用奨励金」では、30歳未満の若年者新規雇用に対する最大15万円を限度に賃金の2分の1を補助⁽²¹⁾。「沖縄若年者雇用特別奨励金」では、「沖縄若年者雇用奨励金」の支給を受け、3人以上の労働者を雇用（うち30歳未満の若年者の占める割合が2分の1以上）、300万円以上の設備投資を行う事業者に対して一定額を支給。①の通信コスト低減化支援事業とこの助成金が首都圏より安い家賃や人件費に加わり、コスト面で沖縄の優位性を際立せていると考えられる。

③ フロム沖縄推進機構の設立：「マルチメディアアイランド構想」の推進母体として産・官・学・住民が一体となった特定非営利活動法人（NPO）「FROM（フロム）沖縄推進機構」が1999年4月28日設立された。情報通信産業の集積、人材育成などを通じて同構想の支援を行うのが目的である。情報通信関係の各協議会、個別企業、大学等の研究機関、県・関係市町村などの行政を含めた正会員、総合事務局などの特別会員で構

成。同構想の推進に向け、参加各団体の意思統一や戦略構築、国や民間に対する予算化、投資の促進、調査・研究からビジネスチャンス創出を目指したコーディネイト機能を担う。

④ 雇用対策事業：1999年9月の県議会で「緊急雇用対策特別事業」が認められ、那覇市西の浦添職業能力開発校・那覇分校内にテレ・ビジネス人材育成センターが開設される。1999年11月から受講生に無料で業務に必要な基礎知識を教える「コールセンター業務入門講座」を開講。雇用開発推進機構（エンパクト）とフロム沖縄推進機構が運営⁽²²⁾。同センターでは入門講座の修了者を対象により高度なIT系のコールセンター業務の技能修得を図るため、テクニカルサポートエンジニア養成講座も定期的に開催されるようになった⁽²³⁾。人材育成に関しては他にも、「沖縄e-island宣言」を実践するために、県（情報産業振興課）主催の「IT高度人材育成事業」（県内ITエンジニアのスキルアップを図り、高度なIT技術を有する人材の育成・確保が目的）、雇用開発推進機構運営の「戦略産業人材育成支援事業」（情報通信産業等の事業所が、その社員を国内外の先進企業等に派遣して研修を行う場合、その経費の一部を助成）、「高度技術者交流促進事業」（高度技術者講習会等の開催に対する助成）などが実施されている。

⑤ 情報通信産業振興地域：沖振法（沖縄振興開発特別措置法）改正を受け、1999年12月に情報通信産業振興地域指定（23市町村、後に宜野座村を加え24市町村）制度がスタートし、県内進出IT企業（情報通信産業6業種）の法人税、事業所税、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免、事業所税の減免措置が新たに追加された（支援対象は県外企業に限定されず、県内の情報通信企業も対象）。さらに、2002年の沖縄振興計画に基づき、新たに特定情報通信事業（データセンター、インターネット・サービス・プロバイダー、インターネット・エクスチェンジ）を対象とした情報通信産業特別地区（那覇・浦添地区、名護・宜野座地区）を指定。特区内で行われる対象事業から得られた所得の35%を、法人税の課税所得から控除。そのうちデータセンター

に関しては、情報中枢機能の集積のために、2003年度から、データーセンター集積支援補助金が実施されている⁽²⁴⁾。

⑥ インキュベート（創業支援）施設の設立：映像コンテンツ、ゲームソフト制作などCG製作に対応する企業化支援デジタルメディアセンター（那覇市壺川）、PC教室、モーションスタジオ・音響スタジオなどCG製作支援を行う名護市マルチメディア館（名護市豊原）、IT研修室、サテライトオフィス4室を有する沖縄テレワークセンター（沖縄市中央）、コールセンター、データセンター分野の事業化支援を行う宜野座村サーバーファーム（宜野座村）、コンテンツ工房、コンテンツスタジオなど産業支援施設を有する嘉手納町マルチメディアセンター（嘉手納町）、北谷町メディアステーション（北谷町）、沖縄ITワークプラザ（沖縄市泡瀬）などがある。

⑦ 市町村レベルでの独自の支援策：那覇市は2000年度に企業立地促進奨励助成金を新設、また沖縄市はIT関連の企業誘致のための優遇措置として事業所の家賃補助と社員研修奨励金を2000年10月にスタート、宜野湾市は市内の情報通信関連企業に家賃補助と雇用助成金を交付する優遇措置制度を2001年度に設けた。同様の助成制度は他にも浦添、嘉手納、北谷町等で設けられている。

⑧ 民間レベルでの支援：那覇市の国際電子ビジネス専門学校は情報ビジネス課にテレマーケティングコースを新設。沖縄大学マルチメディア教育研究センターはネットワーク管理技術者養成講座を開講（米ネットワーク機器大手のシスコシステムズが社員研修用に開発した教育プログラムを導入、世界標準のノウハウを提供）。

⑨ コールセンター産業協議会の発足：2000年8月21日、県内にあるコールセンター12社、県専修学校各種学校協会など準会員3団体、フロム沖縄推進機構や北谷町、嘉手納町など特別会員6団体により県コールセンター産業協議会が発足。コールセンター産業の振興発展を支えるための提言、将来展望を見出すための調

査検討、広報活動を行うのが目的。背景には、2001年度に県の通信コスト低減化支援事業の終了（その後継続）や相次ぐIT産業進出により人材不足が言われ始めたこと、誘致から定着、拡大の第2段階への移行期に入ったことがあった。

⑩ 民間レベルでの人材育成：県内のIT企業5社が2006年4月よりソフトウェア開発における若手人材育成のため独自の奨学制度を始める予定。5社が学生7人を選抜、社員候補として授業料を負担し、プログラマー教育講座を持つソフトハウスサンディングでプログラムの技術について1年間学ばせる。背景には、「県内にはソフトウェア開発企業が407社もあり、技術者不足は深刻。企業の技術者確保と若者の人材育成に貢献したい」ことがある。

⑪ 大容量ケーブルの整備：情報通信関連産業を振興させる上でのインフラに関しても、沖縄は日本と海外を結ぶケーブルの中継地になっている。ただし、現在、沖縄に集積しているコールセンターは国内通信が主であり、国際的規模で展開する情報通信関連企業は（本土）都市部に集中しているのが実情である。中継地としてのメリットを活かすには海外との通信を主とする企業をどう集積させるかが課題となっている⁽²⁵⁾。なお、沖縄が日本と海外を結ぶケーブルの中継地になっていることのメリットとしては、①中継所の存在が、国際通信の占める割合が高い多国籍企業などに対し、コスト面でメリットをもたらす。国際通信で中継所まで専用線を使う場合に限るが、専用線の距離が短いほどコストが安くつく。その点で沖縄に立地する企業は通信コストがトータルで少なく、東京や大阪の企業に比べて有利とも言える。②中継所は高速道路のインターチェンジと同じで、インターチェンジがある場所に企業が集積する可能性がある⁽²⁶⁾。

（3）情報通信関連産業クラスター形成における諸課題

以上より明らかなように、沖縄の情報通信関連産業クラスター形成に向けてこれまで政府、県は、通信コスト低減化支援事業や沖縄若年者雇用開発助成金制度、

大容量ケーブルの整備等にみられるような要素コスト削減から、雇用開発推進機構を通じた雇用対策事業における高度人材育成やインキュベート施設の設立等を通じたより積極的な人材育成まで、主に①要素条件の整備に力を入れてきた。また、③関連産業・支援産業（機関）に関しても、フロム沖縄推進機構を通じて情報通信関連産業を支援する体制を整えてきた。さらに、これらに呼応する形で民間においてもコールセンター産業協議会が発足、民間レベルでの人材育成も始まるなど情報通信関連産業を支える体制が次第に整いつつあるといえよう。以上の様々な施策を通じて、情報通信関連産業のクラスター形成の試みが成されてきたが、一方でいくつかの問題点あるいは課題等も指摘されている。

まず第1に、指摘されているのが人材の不足である。ポーターのクラスターを支えるダイヤモンドの一つである要素条件のうち重要な人材育成に関しては、既に何度か指摘してきたように産官学が連携する形で一定の成果をもたらしてきたと考えられるが、その一方で雇用のミスマッチが指摘されている。例えば、コールセンターは、1社当たり100人規模の雇用吸収力があるといわれているが、既に2000年頃より、雇用のミスマッチ（IT企業の求める人材と求職者の技術レベルがかみ合わないケース）が顕在化してきた。また、一部では募集定員を確保できない企業も出てきているという。依然、高失業の県内で応募が少ない理由は、「安い、きつい、不安定」という低賃金、精神的な重労働、パートや臨時という雇用の不安定（労働条件の悪さ）さがある。ただし、その一方で資格取得など社員のスキルアップに力をいれ、賃上げや福利厚生を強化し、業界イメージの刷新を図る企業もある点には注意を要する。

雇用のミスマッチの問題に関しては、雇用開発推進機構（エンパクト）、教育機関等においてニーズに合った人材の育成を早急に行うことによりミスマッチを解消することが求められよう。なお、県コールセンター産業協議会長を務める川本久敏CSKコミュニケーションズ社長は、「コールセンター業務は、基本的に労働集

約型産業。製造業が労働の場をアジアに求めたように、付加価値がなければ賃金の安いところに流れる」と「単純な電話対応」にとどまらない専門分野への特化を求める⁽²⁷⁾。この点に関して、雇用開発推進機構の報告書『沖縄におけるコールセンター産業の展望と人材育成に関する研究』（2000年4月）では、コールセンターの業種が多種多様で要求される技術力も異なることより、主に1) 業務内容の周知、2) レベルに応じた人材育成の2点を指摘。1) については、コールセンターは電話案内だけでなく、金融、通信販売、IT関係、航空関係と多岐に渡ること、コールセンターを大きくテレマーケティングとテクニカルサポートに分けると後者ではより高度な技術力が要求されるため人材確保が大きな課題になるゆえ、県外からの理工系や多言語に対応できる人材を求めるに厚みを持たせることも必要と指摘している。さらに、情報通信関連産業の中心を現在の労働集約的なコールセンターからより技術・知識集約的なコンテンツビジネス、ソフトウェア開発等へのシフトを通じてクラスターに厚みを持たせていくためには、産学連携を通じた人材育成が重要となる。

一方、政策サイドからの人材のミスマッチ解消の努力と同時に、企業間の競争を通じて、ポーターのダイヤモンドの一つの大きな柱である④企業戦略・構造・競合関係（競合関係の激しさ）を改善するための努力が企業サイドにも求められる。すなわち、クラスター内企業の競争圧力が、イノベーション促進のために重要なとなる。ポーターによれば、企業間の競合関係は、ローカルなものであればあるほど激しくなり、「そして激しければ激しいほど効果も大きい」。それが引いてはコールセンター産業の魅力を高め、イメージアップにもつながることになる。さらに、それが従業員の待遇改善等にもつながるのであれば、情報通信関連産業に対する県民の意識を高め、ニーズに合った人材供給にもつながる可能性がある。その結果、例えば、人材供給増→知識外部性増→立地企業増→産業集積促進という好循環をもたらすことが重要である。

第2に、情報通信関連企業のさらなる集積にはコー

ルセンターの高付加価値化を図るだけでなく、集積企業もコンテンツ制作、ソフトウェア開発へと広げていく必要がある。これは、多様な人材による高度な知識・技術がフェイス・トゥ・フェイスの相互作用によりスピルオーバーして自己増殖的に集積が拡大する、いわゆる知識外部性の観点からも重要である⁽²⁸⁾。そのための施策として以下の3点が重要となる。①情報通信関連分野の中でも特に戦略領域を定めての人材育成（つまり、マルチメディア・アイランド構想の「三つの重点分野」、コールセンター、アミューズメント、地理情報システム（GIS）の先鋭化を図ること）、あるいは人材の外部からの導入⁽²⁹⁾。人材の集積に関しては、魅力ある住環境を整備することより沖縄県を県内の人材はもちろん、県外の移住者にとっても魅力ある地域にしなければならない。②国際光ケーブルの陸揚げ地点が沖縄に集中していることを活用した産業・研究機関・国際機関の誘致。③「特色ある非情報産業（観光・リゾート産業、健康・ウェルネス産業等）」への徹底したIT導入、等である。

4. 結び

1972年の本土復帰以降、沖縄では3次に渡る沖縄振興開発計画による製造業振興が行われてきた。しかし、依然として財政支出や基地経済に依存した構造、全国平均の2倍近い水準で推移してきた完全失業率は大きくは変わっていない。このような課題を解決し、観光産業と並ぶリーディング・セクターの振興を図る目的で、1998年のマルチメディア・アイランド構想を嚆矢とする情報通信産業クラスター形成の努力がこれまで成ってきた。島嶼経済としての「規模の不経済性」を克服し、民間主導の自立型経済を構築することが目的である。

一方、新たなリーディング・セクターとしての情報通信関連産業は、沖縄のような島嶼経済の不利を克服する上で有望な産業である一方で、立地条件（安価な労働力・通信コスト、人的資源の有無等）さえ整えば場所を選ばないという特性を有している（宮城・董

2005）。つまり、立地先は必ずしも沖縄でなくともよい。そのため、政府、県による様々な優遇措置（通信費低減、雇用開発助成等）が解除されれば、これまでの集積は即、他地域への分散につながる可能性を秘めている。それでは、沖縄県が情報通信関連産業の更なる集積を可能にし、それを最終的にロックイン（凍結）するためにはどのようなことが求められるのであろうか。

本稿では、この点についてポーターのクラスター形成におけるダイヤモンドの議論を参考に議論してきた。政策的インプリケーションは、政府、県がダイヤモンドの4つの属性のうち、政策的な内生変数として直接関与できるのは、①要素条件にあり、「専門的要素の創出に力を注ぐ」ことが政府、県の重要な役割であるというものである。情報通信関連産業の高度化に向けて、専門的な研修制度、産業に結びついた大学での研究活動、業界団体の活動、民間企業レベルでの投資を促すような政策が重要となる。一方、クラスター形成過程において、それ以外の②需要条件、③関連産業・支援産業、④企業戦略・構造・競合関係に、政府、県が直接、介入することは避けなければならない。政府、県の役割はあくまでも触媒としての役割であり、クラスター内の企業が競争優位を獲得できるような環境を創りだすことにある。ダイヤモンドの①要素条件の整備や情報通信関連産業発展のための環境づくりを通じて、集積における正の外部性（特に知識外部性）を利用した産業集積を沖縄県内にいかに自己増殖的に形成するかが重要となろう。

なお、本稿では情報通信関連産業の個々の分野については十分に扱うことができなかった。この点については稿を改めて扱いたい。

謝辞

本稿は、2005年6月19日の日本計画行政学会九州支部第26回大会（於：熊本学園大学）での報告「島嶼経済における情報通信産業クラスターの形成過程と諸課題」を加筆・修正したものである。討論者の友利廣先生（沖縄大学）、座長の水谷守男先生（鹿児島国際大学）、長安六先生（佐賀大学）からの各コメントに感謝申し上げたい。なお、本誌査読者から貴重なコメントを頂いた。記

して感謝の意を表したい。

注

- (1) 島嶼経済では、工業の存立基盤である技術・産業資本の蓄積、輸送・情報コストに加えて、市場の狭さ・浅さより規模・範囲の経済を活かせないため、農業→工業→サービス業という通常の構造転換パターン（ペティ＝クラークの法則）に反して、工業をスキップして農漁業からいきなり観光業等のサービス産業へ移行する特徴が指摘されている（嘉数（2002）参照）。その一方で、本誌査読者より島嶼経済においても製造業振興が成功している先行事例としてマルタ島があるとの指摘を受けた。マルタ島とその他の島嶼経済との違いについての考察は、今後の課題とした。
- (2) 内閣府『県民経済計算年報』平成16年版。
- (3) コールセンターのコンサルティングを手掛けるプロシードによれば、何らかの支援策を実施する自治体は全国で60～70に上るという（『沖縄タイムス』2004年3月17日朝刊）。誘致に関しては、「コールセンターを設置するオフィスの低価格での提供、人件費の補助、高速な通信回線の整備は当たり前。水道料を無料にする自治体さえもある」という。（『日経産業新聞』2004年12月2日朝刊）
- (4) 各都道府県別の詳細についてはコンピューターテレフォニー編集部編〔2004〕を参照されたい。
- (5) 『沖縄タイムス』2001年6月3日朝刊。
- (6) 沖縄県観光商工部情報産業振興課のサイトより。
- (7) 第三次沖縄振興開発計画（1992－2001）では情報産業についての記述は全86ページ中わずか8行にすぎない。「情報サービス業」に関して「拠点の形成を図り、技術者を確保し、県外からの業務受託の円滑化を促進することと社会基盤の整備が触れられているだけであった（『沖縄タイムス』2000年6月8日朝刊）。
- (8) 沖縄における研究開発プロジェクトとして、高度な映像ソフトの製作、地上デジタル放送システムの開発、NTTの番号案内業務を一部沖縄へ移すなど、情報システム資源を外部委託するアウトソーシング事業者の誘致なども提案。税の優遇措置では、参入する企業の法人税、固定資産税の減免などを挙げた（『沖縄タイムス』1996年12月9日）。なお『平成12年（2000年）版通信白書』では、沖縄に関して情報通信分野における1)情報通信基盤の整備、2)人材の育成・研究開発の推進、3)先進的名アプリケーションの展開、4)情報通信産業の集積、5)情報発信機能の強化を促進するための施策の実施が謳われている。
- (9) 例えば、名護市及び沖縄県北部地域での情報通信関連産業の立地促進、雇用の創出及びマルチメディア分野の人材育成を図るため99年3月に名護市マルチメディア館が完成。NTT104番号案内センター他情報通信関連企業が入居した。他にも沖縄市におけるテレワークセンターの開設（2000年1月）、通信・放送機構が通信コスト低減化に資する研究開発を目的に2000年4月に那覇市の沖縄情報通信研究開発支援センターの分室（沖縄情報通信研究開発支援センター北谷町共同利用センター）を開設（その後、名護、糸満の分室）した。
- (10) NTT番号案内の沖縄移転に伴うパート採用に競争率17倍に当たる4200人が殺到したことやコールセンターという当時聞きなれない言葉が定着したことが指摘されている（『沖縄タイムス』2001年6月2日朝刊）
- (11) 通信コスト低減化支援策は、1999年度から2001年度までの3年間の時限措置として実施されたが、その後延長されている。
- (12) 『沖縄タイムス』1998年10月22日朝刊。
- (13) 「情報通信産業振興地域」は以下の通り。南風原町、糸満市、豊見城市、那覇市、浦添市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、読谷村、沖縄市、本部町、名護市、宜野座村、石川市、具志川市、与那城町、勝連町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、東風平町、石垣市、平良市。
- (14) 『沖縄タイムス』2002年5月15日朝刊。
- (15) 1998年に沖縄に進出したコールセンター大手CSKコミュニケーションズ（テクニカルサポート）は、その後順調に売り上げを伸ばし2000年に黒字転換。2001年3月にラウンジや仮眠室、シャワー室を備えるオフィス約1650平方メートル（500坪）を増設、約2億円余りの設備投資を行い、付属設備の投資税額控除を申請したが、約1600万円と試算していた控除は受けられなかったという（『沖縄タイムス』2002年5月15日朝刊）。
- (16) 『沖縄タイムス』2001年12月2日朝刊。
- (17) 沖縄振興特別措置法第3条第8号によれば、「情報通信技術利用事業」とは「情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう」。「その他の政令で定める事業」では製造業、小売業など情報通信産業以外の業種に属するコールセンターが対象となっている（沖縄振興特別措置法施行令第3条）。なお、「沖縄県情報通信産業振興計画」により「情報通信産業振興地域」に宜野座村が追加され対象地域は24市町村に拡大した。
- (18) 沖縄振興特別措置法第3条第7号によれば「特定情報通信事業」とは、「情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的の流通（符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。）の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう」。「特定情報通信事業」の内、①データセンターとは、「自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けた自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業

- を含む)」。②インターネット・サービス・プロバイダーとは、「電気通信事業のうち、インターネット接続サービスを行うもの」。③インターネット・エクスチェンジとは、「電気通信事業のうち、電気通信設備を介して、②の事業を行うものの電気通信設備を相互に接続するもの」である。なお、沖縄振興特別措置法に基づく情報通信産業特別地区の特定は、「沖縄県情報通信産業振興計画」により名護・宜野座地区と那覇・浦添地区に指定された。
- (19) 「沖縄経済振興21世紀プラン」最終報告書では、「沖縄国際情報特区」構想の推進以外にも情報産業育成に関して次のような提言がなされている。情報通信関連産業の支援策としての通信コストの低減化、情報通信関連産業のさらなる誘致のためのインキュベート施設の整備、マルチメディアコンテンツ開発及び流通ネットワーク整備の促進、先進的アプリケーションの開発による集積の促進、デジタル映像ライブラリー及びデジタル映像製作・編集センターの整備、地上デジタル放送研究開発共同利用施設の整備、情報関連人材の育成、沖縄総合行政情報通信ネットワークの構築とワンストップ行政サービス実験の実施、学校における高速アクセス網を活用したインターネットに関する研究開発の実施、北部地域における難視聴解消事業の実施、地域インターネットの構築、地域インターネットの導入促進、GIS研究開発共同利用施設の整備、国際性を有する情報通信技術関連R&D拠点の形成、インターネット博覧会への沖縄県の参加支援。
- (20) 沖縄県からの補助を受けて、(株)トロピカルテクノセンター(TTC)が実施。選定条件は、①3年で20名以上(パート含まず)の県内新規雇用が見込める事業であるか。②高度な専門知識を有する人材を3年で10名以上(パート含まず)の県内新規雇用が見込める事業か。③高度な専門知識を有する人材の育成が見込めるか。④県内の情報通信関連産業の振興・集積に寄与するか(①と②は何れか満足すれば可)。利用企業は県内APと東京AP間の情報ハイウェイの利用料金は無料となる。東京APから30Kmを超過する部分の回線料金は1回線につき年間最大500万円まで県が補助。
- (21) 1999年10月以降に事業計画書を提出した事業主に関しては、支給額は最大10万円/月、賃金の3分の1に変更された。
- (22) 財団法人雇用開発推進機構(EMPACTO)は、沖縄県の失業率が全国平均の2倍で推移しており、その半数以上を若年者が占めるという深刻な状況を改善するために、県、市町村、労働・経営団体が一体となり、(財)沖縄労働経済研究所を発展的に拡大したものである。
- (23) テレ・ビジネス入材育成センターは2005年3月31日をもって閉所した。同事業は2002年4月に全国求職者支援機関として厚生労働省の委託を受けて設立され、2005年4月より新たに訓練機関として再出発した全国求職者支援コールセンター「はたらコール」(沖縄県からの補助及び厚生労働省の外部団体からの委託を受けて(財)雇用開発推進機構が運営)の基礎研修コース(本島南部地域)、コールセンター入門講座(本島北部におけるコミュニケーション出張コース)として引き続き実施されている。
- (24) ①データセンターを災害対策や高度なセキュリティ機能等を備えた県内の専用施設へ移転する場合、②データセンターの設置により、新規雇用の創出または県内における新規事業の創出等県内情報通信関連産業の振興に資する場合に、データセンター移転に要する経費の2分の1を支給(但し上限2千万円)
- (25) 具志頭村のKDD沖縄海底線中継所により以下の3つのケーブルが国内外を結んでいる。①東南アジア、中近東を経由して日本と欧州間を結ぶケーブルであるSEA-ME-WE3(40ギガ)(SMW3)。SMW3は日本では沖縄だけに陸揚げされており、1999年末より運用開始。②ジャパン・インフォメーション・ハイウェイケーブル(JIH)：日本列島を環状に取り巻くケーブル。国際海底ケーブルに接続されており全国17カ所の陸揚げ局で国内回線とリンクした国際・国内通信の基幹ネットワーク。③宮崎ー沖縄ケーブル(MOC)(5ギガ)。なお、その他のケーブルとして日本、米国、中国、韓国、台湾を経由する太平洋海底ケーブルネットワーク「China-USケーブル」(80ギガ)がNTTコミュニケーションズにより、沖縄に陸揚げされている。これは約400万通話を同時に伝送できる、世界最大級のケーブルであり、増大する環太平洋諸国間の国際通信需要に対応するために建設。国内では沖縄以外に、千倉が陸揚げ局となっている。
- (26) ただ、KDD沖縄海底線中継所には以前にもアナログ回線の国際海底ケーブルが陸揚げされていたが、その有効活用には至らなかった。
- (27) 実際、インターネット技術を活用した格安通話料の「IP電話」技術と中国大連市で学ぶ日本人留学生活用を組み合わせることにより、中国大連市で日本企業向けに格安のコールセンター請負業も出てきている。
- (28) この点についての詳細は、宮城・董(2005)を参照されたい。
- (29) 『沖縄タイムス』2000年6月8日、朝刊。

引用文献

- 藤田昌久, 2003, 「空間経済学の視点から見た産業クラスター政策の意義と課題」, 石倉洋子ほか著『日本の産業クラスター戦略—地域における競争優位の確立』有斐閣.
- 嘉数啓, 2002, 「島嶼経済の自立をめぐる諸課題」『島嶼研究』第3号.
- 雇用開発推進機構, 2000, 『沖縄におけるコールセンター産業の展望と人材育成に関する研究』3月.
- コンピューターテレフォニー編集部編, 2004, 『コールセンター白書2004』リックテレコム
- 宮城和宏・董宜嫗, 2005, 「コールセンター産業のアキテクチャと産業集積への政策課題—沖縄MMI構想へのインプリケーションー」本誌第2号掲載予定.
- 百瀬恵夫・前泊博盛, 2002, 『検証「沖縄問題」』東洋経済新報社.
- 内閣府, 2000, 『沖縄経済振興21世紀プラン最終報告』8月.

- 内閣府, 2002, 『沖縄振興特別措置法のあらまし』.
- 内閣府, 2002, 『沖縄振興計画』.
- 沖縄県, 1998, 『マルチメディアアイランド構想』9月.
- 沖縄県, 2001, 『沖縄e-island宣言』7月.
- 沖縄県, 2001, 『情報通信関連分野の人材育成に関する基本方針』7月.
- 沖縄県, 2002, 『沖縄県情報通信産業振興計画』8月.
- 沖縄県商工労働部情報産業振興課, 2003, 『情報通信産業立地ガ
- イド 沖縄県における情報通信産業支援制度』.
- 沖縄県, 2003, 『沖縄e-islandチャレンジプラン』3月.
- 沖縄県, 2005, 『第2次沖縄県情報通信産業振興計画』3月.
- Porter, M. E., 1998, On Competition, Harvard Business School Press
(マイケル・E・ポーター, 1999, 『競争戦略論Ⅱ』ダイヤモンド社).
- 総務省, 2004, 『平成16年版情報通信白書』ぎょうせい.

小泉純一郎内閣総理大臣靖国神社参拝違憲訴訟那覇地方裁判所判決

— 那覇地方裁判所平成17年1月28日判決

(那覇地裁平14(ワ)959号, 損害賠償請求事件, 請求棄却) —

武市 周作*

Okinawa Yasukuni-Shrine Suit: The Naha District Court Judgement, January 28, 2005

Shusaku Takechi

本件は、沖縄戦で家族などを失うなどした沖縄県出身者や沖縄在住の宗教活動を行う者が、小泉純一郎内閣総理大臣による靖国神社参拝(2001年8月13日および2002年4月21日)に対して、参拝行為が日本国憲法の規定する政教分離原則に違反し、また、参拝によって、原告らの政教分離を厳格に求める法的権利、信教の自由、思想信条の自由、平和的生存権等が侵害され、精神的苦痛を被ったとして、民法709条および国家賠償法1条1項に基づいて損害賠償請求を提起した事件である。

小泉首相による靖国神社参拝に対する訴訟は、全国で提起された(東京、千葉、大阪、松山、福岡、沖縄)が、なかでも沖縄靖国訴訟は、唯一の地上戦を経験した地において提起されたもので、靖国神社の歴史的な経緯などからみても、特別の意味を持つものであるとして注目を浴びてきた。原告が主張する法的利益侵害も、沖縄戦を経験した者であるからこそその視点も含まれており、その意味で、本判決を考察することは地域研究にとって重要な意味を持つ。ただし、その際、靖国神社成立の歴史的経緯や、参拝の政治的・社会的意味については極力触れず、那覇地方裁判所の法的論理について評価するにとどめた。

キーワード：靖国神社、靖国訴訟、内閣総理大臣、政教分離

1. 事実の概要

本件の概要は以下の通りである。

本件は、原告らが、小泉純一郎内閣総理大臣による靖国神社参拝が、日本国憲法20条などが規定する政教分離原則に違反するものであり、これによって、原告ら一「自ら沖縄戦を体験し、あるいは、沖縄戦で家族、親族を失うなどした沖縄県出身者、沖縄戦以外の戦争で家族、親族を失った者、沖縄県又は本土に在住して宗教活動を行う者…及びそれ以外の者」一の政教分離を厳格に求める法的権利、信教の自由、思想信条の自由、平和的生存権等が侵害され、精神的苦痛を被ったとして、被告小泉首相に対しては民法709条に基づいて、被告国に対しては国家賠償法(以下「国賠法」という。)

1条1項に基いて、連帶して、原告らそれぞれに10万円の慰謝料の支払を求めるものである。

周知の通り、小泉純一郎内閣総理大臣は、首相就任後、靖国神社への参拝を繰り返しているが、これに対して、全国各地で損害賠償請求が提起されている。本件はその中で「沖縄靖国訴訟」と呼ばれ、凄惨な地上戦を経験した沖縄県民を原告とする靖国訴訟として注目を浴びていた。

2. 判旨—請求棄却

(1) 本件訴訟の適法性について

被告は、本件訴えが、「訴訟の名を借りて、被告小泉の有する人権を制限しようとする不当な目的なもので

*沖縄大学法経学部、902-8521 那覇市国場555、takechi@okinawa-u.ac.jp

あるから、不適法である」と主張するが、「被告小泉が内閣総理大臣の職務として本件各参拝を行ったことにより精神的苦痛を被ったと主張して損害賠償を請求するものであって、被告小泉が一人の自然人として私人の立場で本件各参拝を行ったことを前提として損害賠償を求めるものではない。」

(2) 原告らの法的権利ないし利益の侵害の有無について

①「政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、…国家と宗教の分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものであると解される（最高裁判所昭和52年7月13日大法廷判決・民集31巻4号533頁等参照。…「津地鎮祭最高裁判決」…）から、政教分離の規定が個人の人権をも直接保障している旨の原告の主張は失当であって、原告らの主張する、国に対して政教分離を厳格に求め得る法的権利などというものをもって、法律上保護された具体的な法的権利ないし利益と求めることはできない。」「したがって、かかる法的権利なるものを被侵害利益として、直ちに損害賠償を請求するなどの法的救済を求めるることはできない。」

②「信教の自由の保障は、国家から公権力によってその自由を制限されることなく、また、不利益を課せられないとの意味を有するものであり、国家によって信教の自由が侵害されたといい得るためには、少なくとも国家による信教を理由とする不利益な取扱い又は強制・制止の存在することが必要であると解される（最高裁判所昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277頁等参照。…「自衛官合祀最高裁判決」…）。そして、本件全証拠によても、被告小泉による本件各参拝が、原告らの信教を理由として、原告らに対し不利益な取扱い又は強制・制止をするものであるとは認めるに足りない。」

原告の主張するように「内面的信仰の自由への侵害が、…心理的・精神的強制にまで及ぶと解した場合には、対象となる人間の…主観的な状況によって侵害の成否が左右され、非常に曖昧なものとなるのみならず、

被害を受けたとする者が無限定に広範囲に及ぶ危険性も否定できないことなどを考慮すると、特段の事情のない限り、心理的・精神的強制による内面的信仰の自由への侵害を認定することは相当でないといわざるを得ない。しかるに、本件においては、関係証拠を総合しても、かかる特段の事情を認めることはできない。「したがって、被告小泉による本件各参拝によって、原告らの信教の自由が侵害されたとの原告らの主張は、採用することができない。」

③「原告らが宗教的人格権または保護に値する法的利益であると主張する『日常の市民生活において平穏かつ円満な宗教的生活を享受する権利』なるものが内容的に極めて漠然としたものであることは否定し難く、また、宗教的な意識・信条といった人の主観的側面と密接不可分に結びついている点で、…心理的・精神的強制による内面的信仰の自由への侵害について検討したのと同様の問題が存するところである。したがって、かかる原告らの主観的感情のあり方をもって、法律上保護された具体的な法的権利ないし利益と認めることはできず、これを被侵害利益として、直ちに損害賠償を請求するなどの法的救済を求めるることはできないと解される（自衛官合祀最高裁判決等参照。）」「したがって、被告小泉による本件各参拝によって、原告らの上記のような宗教的な感情を内容とする宗教的人格権という法的権利ないし利益が侵害されたとする原告らの主張は、これを採用することができない。」

④平和的生存権の侵害については、「平和的生存権は、理念ないし目的としての抽象的概念であって、権利としての具体的な内容を有するものとはいひ難く、これによって国民に何らの具体的な権利ないし利益が保障されていると解することはできないから、このような平和的生存権を被侵害利益として、直ちに損害賠償を請求するなどの法的救済を求めるることはできないというべきであ」り、「被告小泉による本件各参拝によって、原告らの平和的生存権が侵害されたとの原告らの主張もまた、採用することができない。」

⑤原告ら各自の被侵害権利ないし利益について

「沖縄戦で死亡した肉親が特に軍人・軍属でなかつたにもかかわらず、集団自決を強いるなどし沖縄県民にとって加害者とも受け取られている旧日本軍関係者らと共に靖国神社に合祀され、被告小泉による本件各参拝の対象とされたということで、上記原告らの感じる精神的苦痛については、単に靖国神社の過去及び現在のあり方に疑問を呈する者のそれに比して、より具体的に理解し得るものであることは確かである。」

「しかしながら、かかる原告らが被告小泉の本件各参拝によって侵害されたとする、各自が肉親の死について各自の価値観に従って戦没者への思いを巡らせる自由とは、結局…宗教的人格権にはかならず、同原告らの主張する思想信条の自由及びプライバシー権も宗教的人格権と同内容のものであるといえる。そして、原告らが主張するような宗教的人格権が法律上保護される具体的な法的権利ないし利益と認めることができないことは…説示したとおりであり、このことは、沖縄戦で肉親を失った原告らについて、前記のような事情を考慮しても、別異に扱うべき理由はない。」「以上…、被告小泉による本件各参拝によって、原告らの法的権利ないし利益が侵害されたとする原告らの主張は、いずれも採用することができないというべきである。」「以上の次第で、その余の点について判断するまでもなく、原告らの被告小泉及び被告国に対する本件請求は、いずれも理由がないこととなる。」

3. 評釁

(1) 一連の小泉首相靖国神社参拝訴訟と本判決の整理

本件は、小泉首相による靖国神社参拝訴訟をめぐつて全国(東京、千葉、大阪、松山、福岡、沖縄)で提起された訴訟の一つである。沖縄は、周知の通り、いわゆる唯一の地上戦を経験した地であり、「集団自決」による犠牲者も含め、「沖縄県一般邦人については軍の要請に基づいて戦闘に参加し、当該戦闘に基づく負傷又は疾病により死亡した者も」、靖国神社の合祀対象者となっている。このような地において、靖国神社参拝訴訟が提起されることは特別重要な意味をもつとして、

県内外で注目を浴びてきた。本稿では、那覇地裁判決の評釁を行うことが主たる目的であることはいうまでもないが、すでに各地の事件をみると、判決が確定、あるいは、高裁判決が下されており、それらをごく簡単に整理しておくことは重要であろう⁽¹⁾。

福岡地裁⁽²⁾は、参拝が、憲法20条3項によって禁止される宗教活動に当たり、違憲であると判断したというので注目を浴びた⁽³⁾。しかしながら、結論としては、参拝によって、原告らが、不安感、不快感、憤り、危惧感、圧迫感等を抱いたことは認め得るもの、その行為の性質上、他者に対する影響の度合いは限定的なものといわざるを得ないものであり、本件参拝により賠償の対象となりうるような法的利益の侵害があったものということはできないとして、不法行為の成立を否定し、原告らの請求を棄却した。なお、この福岡地裁判決は確定している。

2005年9月下旬に、東京高裁と大阪高裁が連日、さらに、10月に入ると、高松高裁が判決を下している。

東京高裁は、靖国神社の参拝が、内閣総理大臣の職務行為であるとはいはず、私的な宗教上の行為、個人の儀礼上の行為であるとした⁽⁴⁾上で、国賠法1条1項の「公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて」なされたものとはならないと判断した。また、このように職務行為ではない限りにおいて、憲法20条3項の規定する政教分離原則に違反するという主張も斥けた。

これに対して、大阪高裁は、参拝を「公的」とした上で⁽⁵⁾、「一般人に対し国が靖国神社を特別に支援しているとの印象を与え、特定の宗教に対する助長、促進になる効果が認められる。社会的、文化的条件に照らし相当とされる限度を超えて」として日本国憲法20条3項が禁止する宗教的活動に当たるとして違憲判断を下した。ただし、損害賠償請求については、「思想、信教の自由など権利を侵害していない」として退けている。なお、原告側は、10月11日に上告しないことを決めており、結論で勝訴している国・内閣総理大臣は上告できないため、この判決は確定した。高裁レベル

で違憲判断を下したという点において、注目を浴びた判決である。

さらに、高松高裁は、次のように述べて、原告(控訴人)らの損害賠償請求を、理由がないか、不適法であるとして斥け、それを受けて必要のない憲法判断を避けた。すなわち、内閣総理大臣の参拝によって、不快な感情を持つことは理解できるとしても、宗教上の感情を害されたということは、直ちに法的救済を求めるることはできず、原告らの利益は、自衛官合祀訴訟最高裁判決で指摘された「平穏な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益」であり、法的保護に値する利益とは認められない。また、政教分離規定については、制度的保障であり、参拝によって原告らに不利益を課したとは認められず、信教の自由を直接侵害してはいない。

以上の事例を見る限り、参拝によって原告の法的利益が侵害されたかどうか、参拝が職務行為であるかどうか、その上で、参拝が政教分離規定に違反しないか、が問題の中心とされている。これに対して、本件・沖縄靖国訴訟においては、原告の主張からみえるように、沖縄戦を経験した地の原告を中心とするからこそ生じる侵害利益について議論されるところとなった。その意味で、本判決を考察するにあたっては、被侵害利益が中心的に扱われることになるが、筆者の専門との関係から憲法上の問題点を中心に扱うことになる。ただし、実際のところは、結論として、那覇地裁は、いずれの被侵害利益についても否定しており、いずれにせよ、那覇地裁判決の論理展開に従って考察を進めていくことは避けられない。

(2) 本件訴訟の適法性について

被告側は、本件参拝行為は職務行為ではなく、一人の自然人として、憲法上保障された思想、信条、信教の自由行使しているにすぎず、これに対して、損害賠償請求をすることは、憲法上保障された被告の人権を制限していると主張しているが、那覇地裁は斥けている。

ここで、職務行為であるかどうかについて問題提起

することはできるであろうし、これまで、「公的参拝か、私的参拝か」という点について注目を浴びてきたところである。しかし、本判決は、単に「職務として本件各参拝を行ったことにより精神的苦痛を被ったと主張して損害賠償を請求するものである」として、被告の主張を斥ける論拠としているにとどまり、職務行為であるかどうかについては検討していない。

訴訟そのものの結論からみれば、判旨からも明らかのように、職務行為であるかどうかについては検討する必要がなかったため、このような表現で止まったといえよう。すなわち、結局、職務行為であるかどうかの問題は、政教分離原則違反の結論に影響するのであって(もちろん、国賠法1条1項違反の問題ということもできる)，その限りにおいて必要な判断ではあるが、本判決ではそこまで踏み込んでいため検討する必要性に乏しかったと指摘することができよう。これに対して、職務行為であるかどうかの結論に違いはあるが、大阪高裁判決も東京高裁判決も検討し、結論を出している。この点、高松高裁も、参拝が公的であるか私的であるかについて言及していないが、本件判決と同様に政教分離原則違反にまで踏み込んでいない。

(3) 原告らの法的権利、利益の侵害の有無について

(a) 政教分離を厳格に求める権利

一連の靖国訴訟に共通することであるが、結局は、参拝が政教分離原則違反に当たるかどうかが最終的なあるいは、原告が裁判所に判断を求める一問題とされるべきこととなるであろうが、本判決は、結局、被侵害利益についての検討で終わっており、その意味で、純粹に政教分離規定について検討される場面はない。したがって、本件においても「政教分離を厳格に求める権利」という聞き慣れない権利が検討されることとなっている。

この点について、権利侵害の有無だけで判断をとどめるのは、司法消極主義にすぎるという批判が考えられる。しかし、国家賠償請求に関しては、その核心が「法益侵害の有無」にあることは避けられないであろう^⑯。

そして、本件でも、小泉首相個人を被告として、民法709条に基づく損害賠償請求が提起されているものの、以下でみるように、権利侵害が認められないと判断し、憲法判断に踏み込んではいない。憲法判断以外では結論が導き出せない限り、憲法判断を回避するというのは、憲法訴訟における基本的な原則であり、その限りにおいて、権利侵害が認められないとして、政教分離原則違反の検討に入らないのは理解できる。他方で、先にみた福岡地裁および大阪高裁判決は、参拝が職務行為であることを認めた上で、その違法性の判断に際して「違憲判断」を下したもの、法益侵害は認められないという論理展開をした⁽⁷⁾。原告らの求めるところを考えれば、損害賠償が認められるかどうかという結論はむしろ関心外で、違憲判断を下すかどうかに期待が向けられているのは明らかである。そして、その原告側の「期待に応える」判決は、現行の訴訟制度上は憲法違反にできないという、ある種の「もどかしさ」について一定の理解を示しているのであろう。下級審がそのような判断を下したことについては批判があるが⁽⁸⁾、このような判決が下されることは、政教分離原則違反を導き出せない現状の制度に対する批判として受け止めることはできる。

さて、原告らは、政教分離規定の法的性格について、次のように主張している。すなわち、同規定は、制度的保障という側面があることは当然であるが、「信教の自由に対する国家による侵害、強制が、物理的意味のものだけでなく、政治権力による個人の力では抗し難い心理的・精神的圧力によってもなされ得るデリケートなものであるという特質に照らせば、単に信教の自由そのものを直接保護するだけでは足りず、国家が宗教との結びつきを持つことを拒否し得る個人の権利を解することが不可欠である」。このような内容は、政教分離の目的が、信教の自由の保障にあり、また、国家と宗教の結びつきによる相互の墮落と破壊を避けることにあることから支持され、さらに、憲法29条が、私有財産制という制度的保障と個人の財産権を同時に保障している点からみても問題はない。

これに対して、本判決は、いわば「予想通り」、津地鎮祭事件最高裁判決⁽⁹⁾を引用して、政教分離原則の法的性格が制度的保障であることを明示している。その上で、政教分離規定が個人の人権を直接保障しているとする主張は失当であるとし、さらに、「政教分離を厳格に求め得る法的権利」は、法律上保護された具体的な法的権利ないし利益ではないとして、原告の主張を斥けている。

周知の通り、政教分離原則の法的性格については、制度的保障説が通説・判例であり、制度的保障という性格については原告も認めるところであるが、さらに進めて原告は、個々人の人権を保障するものであるとしている。いわゆる「人権保障説⁽¹⁰⁾」の説くところである。

改めて確認するならば、制度的保障であることによって、次のような法的効果がもたらされる。すなわち、「①制度的保障は、憲法規範の客觀的保障であり、政教分離原則違反は、ただちに、個々人の『権利』である信教の自由侵害を意味するものではない。②訴訟を提起するためには、原則として、自己の権利または法律上の利益が侵害されることを必要とするので、たんなる政教分離原則違反に対しては、憲法違反がいかに明白なものであっても、これにかかる客觀訴訟の制度が設けられていないかぎり、裁判においてこれを争うことはできない。③政教分離原則違反には『強制の契機』を必要とせず、信教の自由侵害が成立しない場合においても、政教分離原則違反は成立しうる。⁽¹¹⁾」

制度的保障の効果をこのように典型的に捉えると、当然、政教分離原則違反を争う余地は極めて限定される。わが国では、地方レベルにおいて、地方自治法上、権利侵害を前提としない住民訴訟制度が保障されているが、国政レベルでは、特別な客觀訴訟制度は定められていない。そのため、少なくともその制度が存在しない限りにおいて、憲法から直接「国の政教分離原則違反に対して個々の国民が訴えを提起することは原則として許されない⁽¹²⁾」こととなる。本件はまさにこの場合に当たり、制度的保障を純粹に捉えれば、訴える

途は閉ざされることになるだろう。その不当性を指摘する見解は少なくないが、制度的保障説の立場にたてば、政教分離原則が個人の利益保護のためにあるのではなく、「救済の途」という意味での訴える途は確保することが求められるわけでもない。したがって、個人救済の途が確保されないことそのものは論理的帰結としてむしろ当然のことであって、それを問題視することは想定外である。

人権説は、まさにこの点を克服すべく説かれるのであるが、憲法20条3項をみて、「権利」を導出することは困難ではなかろうか。これは、憲法29条が、私有財産制度という制度的保障と、財産権の保障という個人の権利を保障していることとは違う問題である。また、人権説の立場にたったとしても、以下で考察するようになれば、原告の被侵害利益の有無などを検討する必要が出てくることになり、人権利益の侵害がなければ憲法違反を主張することができなくなる。制度的保障は、客観訴訟という制度が整えばという保留がつくことにはなろうが、客観的な法規違反さえてしまえば、ただちに憲法違反であると認められることになり、そうであるからこそ有意義であるともいえるのである⁽¹³⁾。このように考えると、国による政教分離原則について、その違反を争う途を確保すべき方法は、政教分離規定を人権規定であると考えるのではなく、客観訴訟の制度を整備することに求められるであろう。

(b) 信教の自由侵害

本判決は、自衛官合祀事件最高裁判決を援用して、信教の自由が侵害されたとするためには、「少なくとも国家による信教を理由とする不利益な取扱い又は強制・制止の存在することが必要である」として、本件参拝によってそのような事実は認められないとしている。

原告側は、「内心における信仰の自由への侵害」を問題とし、心理的・精神的強制によっても、この自由は侵害されると主張する。その際、「人権侵害となる行為とそうでない行為との区別が問題となるが、具体的に

信教の自由への侵害となるか否かについては、その侵害行為を行う者の立場や行為の態様、性質、意図から、他者へ及ぼす影響の程度を考慮し、他方でそれを受けた相手方との関係、相手方自身の立場、属性などを検討することによって、その相手方に対して許容し得ない程度の侵害行為となっているかどうかを判断すればよい」として、信教の自由の「強制の契機」を広く捉えることについての問題点も克服していると主張している。

確かに、信教の自由や思想良心の自由についてみれば、強制の契機が、単なる物理的なものではなく、精神的なものであっても、それにより侵害されたと受け止める者が生じる機会は考えられる。実際、首相が靖国神社を参拝することは、直接的な強制の契機は含まれないが、これによって、間接的に強制を感じる者は一定数いることは否定できない。この点、本判決は、このようなことを認めると、被害を受けたとする者が無限に広汎になる点を考慮して、「特段の事情のないかぎり、心理的・精神的強制による内面的信仰の自由の自由への侵害を認定することは相当でない」と述べるにとどまる。問題とすべきは強制の度合いがどの程度かであって、信教の自由に対する侵害として認められる程度のものであるかどうかである。参拝行為を信教の自由違反であるとして争うことの困難さはここに現れる。すなわち、参拝が信教の自由侵害であることを問題にしようとしても、参拝による一部であれ、国民に対する一強制の契機は間接的に過ぎ、信教の自由が侵害されていると認めることは困難である。なお、本判決のいう、この「特段の事情」がどのような場面を指すかは明らかではないが、場合によってはもちろん、この「心理的・精神的強制」が、信教の自由侵害を引き起こす可能性は残されていることになる。

なお、原告が、「人権侵害行為とそうでない行為」を区別する論理を提起しているが、いわゆる人権規制の合憲性、合法性を考える際の論理とどのように異なるかは明らかではない。

(c) 宗教的人格権、平和的生存権について

宗教的人格権は、自衛官合祀事件第一審⁽¹⁴⁾で認められた権利で、一般的に、「静謐な宗教的環境のもとで信仰生活を送るべき法的利益」と説かれる。同事件の最高裁判決⁽¹⁵⁾において、かかる人格権は「これを直ちに法的利益として認められることができない性質のものである」としている。

宗教上の人格権なるものは曖昧に過ぎるという批判があるが、宗教上の人格権そのものをすべての場面で否定する必要はないようと思われる⁽¹⁶⁾。原告側も、自衛官合祀事件最高裁判決における伊藤正己裁判官の反対意見中の「宗教的な心の静謐が不法行為における法的利益にあたることを否定する根拠となりえないことはいうまでもない」点を引用し、法的な保護の対象となるものである旨主張している。総論として、このような権利が法的利益たりうることは認められたとしても、はたして、本件参拝が、利益侵害しているかは別の問題であり、その点は間接的に過ぎ、侵害として認めるのは法的に難しいように思われる。

平和的生存権については、その権利主体、権利条項の名宛人、権利の性格及び内容について、不明確に過ぎ、憲法上の権利として認めることは困難である。平和的生存権は、中曾根首相の靖国神社参拝訴訟でも原告側から主張されており、靖国神社成立の歴史的経緯などから考えても、それが侵害されているとするのがいわば「定番」のようになっている。しかし、まさにこのように広い場面で平和的生存権が援用されるからこそ、その権利の内容や性質が曖昧に過ぎると批判されることになるのではないか。平和的生存権を、憲法上の具体的な権利と捉えようとする方向性と、このような援用のあり方は、実のところ、相反する結果をもたらしているのではないかと思われる。

(d) 原告らの被侵害利益について

これまでのところは、全国の靖国訴訟でも同じように提起されている問題であるが、原告らの被侵害利益については、地上戦を経験した地である沖縄特有の問

題が提示されることになる。少し長くなるが、裁判所の認めた事実は次の通りである。しかし、ここでは、沖縄県外の原告の主張や、宗教活動家に関わる被侵害利益については省く。

①沖縄県一般邦人については、軍の要請に基づいて戦闘に参加し、当該戦闘によって負傷しましたは疾病によって死亡した者も、準軍属として合祀対象者とされている。

②原告Aは、父を沖縄戦で亡くし、母、弟、妹を渡嘉敷島における「集団自決」の際に自らの手で殺害し、自らも死のうと思ったが生き残った。父母弟妹は、戦後、靖国神社に合祀。

③原告Bは、いわゆる10・10空襲直前から小禄海軍に入隊していた父を沖縄戦における玉碎で亡くし、祖母、母、弟、姉を避難中亡くした。

④原告Cは、沖縄戦で、兄、従姉、母、伯母を亡くした。母と兄は、戦後、靖国神社に合祀。

⑤原告Dは、ひめゆり学徒隊の一員として看護活動従事中に、毒ガス弾により亡くした。また、Dの家族は米軍の捕虜となったが、祖母は衰弱して死亡。姉は、戦後、靖国神社に合祀。

⑥原告Eは、祖母、叔父を沖縄戦で亡くした。叔父は、戦後、靖国神社に合祀。

⑦原告Fは、二人の兄を沖縄戦で亡くした。長兄は、戦後、軍人として靖国神社に合祀。

⑧原告Gは、兄を砲弾の直撃で亡くした。

本判決は、このような原告が受ける精神的苦痛について、「単に靖国神社の過去及び現在のあり方に疑問を呈する者のそれに比して、より具体的に理解し得るものであることは確かである」としながらも、肉親の死について各自の価値観に従って戦没者への思いを巡らせる自由や、思想信条の自由、プライバシー権は、どれも具体的な法的権利、利益とはいえないとしている。

本判決が、唯一の地上戦である沖縄戦の重大さを重視しているのは少なくとも言葉の上では認められるが、法的にみれば、結局は法的利益として保護されないとして終わっている。この論理によれば、もはや

戦争で身内を失った者が、靖国神社参拝に基づく被侵害利益を根拠に損害賠償請求することはかなわないことになる。

先の宗教的人格権についても、ここでみた原告らの被侵害利益についても、参拝による侵害や強制の程度は間接的であり、被侵害利益とは認めるのは困難である旨指摘してきたが、他方で、政教分離規定に違反するという違法性の問題と権利侵害との相関性については議論を改めて必要とすることを指摘するものもあり⁽¹⁷⁾、本稿でも、この点について考察することはかなわず、課題として残されている。

4. 終わりに

沖縄靖国訴訟は、沖縄の歩んできた歴史から考えれば、他の靖国訴訟に比べて格別の重要性を持つであろう。しかしながら、法的にみれば、内閣総理大臣の靖国神社参拝について、損害賠償請求その他の訴訟で「勝訴」することは困難である。

参拝そのものが憲法に違反するかどうかだけを考えれば、制度的保障であるからこそ、信教の自由のような侵害利益を考慮せずとも一まさに本件ではこの立証が困難であったわけであるから一、あるいは強制の契機がなくても、政教分離原則違反かどうかを検討することがかなうのである。この際に、政教分離原則違反であると考えられるにもかかわらず、その違憲性を訴訟上認める制度が構築されていない点について、その不備を批判する必要があるのでないだろうか。

最後になるが、小泉首相による靖国神社参拝は、政治的・社会的に注目を浴びる問題で、様々に論じられるところであるが、本稿では、靖国神社の歴史的な意義などについて検討することは目的としておらず、ここでは憲法学の立場から考察を加えることに限定したこと記しておきたい。

注

- (1) 一連の判決の評釈として、百地章、2005、判例評論555号(判例時報1885): 172-176、渡辺康行、2005、「『國家の宗教的中立性』の領分—小泉首相靖國神社参拝訴訟に関する裁判例の動向から」、ジュリスト1287: 60-67.
- (2) 福岡地判平16・4・7判例時報1859:125.
- (3) とはいって、違憲判断そのものは傍論である。
- (4) 東京高判平17・9・29。東京高裁が、職務行為と判断した理由は次のような理由からである。すなわち、戦没慰靈祭の日ではなく、8月13日に参拝することで、内閣総理大臣の職務行為としての参拝であることを避けている。参拝行為は、個人的な信条に基づく宗教上の行為で、内閣総理大臣個人が、信教の自由(憲法20条)によって保障されている。献花代を私費で負担しており、また、玉串料については支出していない。「内閣総理大臣 小泉純一郎」と記帳したが、個人として記帳するのに肩書を付しただけである。公用車の利用と秘書官らの同行は、総理大臣が私的行為を行う際に必要な措置であり、これによって職務行為と判断することはできない。
- (5) 大阪高判平17・9・30。大阪高裁は、東京高裁とは反対に、次のような理由で職務行為であることを認めた。すなわち、公用車を利用し秘書官らを同行させた、内閣総理大臣就任時の公約であった、内閣総理大臣自らが公的参拝を否定していない、参拝の目的が政治的である。
- (6) 国家賠償請求における権利侵害の有無については、渡辺、前掲注(1): 61-62.
- (7) 「職務行為該当性」、「違法性の有無」、「法益侵害の有無」の争点に関する一連の靖国訴訟の論理展開については、百地、前掲注(1): 175.
- (8) 百地、前掲注(1): 176は、下級審が、「傍論」として憲法判断を下している点について、「憲法違反の疑いがあるのではないか」とまで指摘している。
- (9) 最大判昭52・7・13民集31巻4号533頁。
- (10) いわゆる人権保障説は、「政教分離規定は、それじたい人権保障条項であ」り、「政教分離条項によって、国民は、信仰に関して間接的にも圧迫を受けない権利を保障されている」と説かれる。浦部法穂、2000、『全訂憲法学教室』日本評論社: 136。
- (11) 長尾一絃、1997、『日本国憲法〔第三版〕』世界思想社: 193.
- (12) 長尾、前掲注(11): 203.
- (13) 甲斐素直、2003、『憲法ゼミナール』信山社: 250.
- (14) 山口地判昭54・3・22判時921号44頁。
- (15) 最大判昭63・6・1民集42巻5号277頁。
- (16) 五十嵐清、2003、『人格権法概説』有斐閣: 242.
- (17) 平野武、2004、「現代日本における信教の自由の展開」、龍谷法学37-3: 275-311.

第2回那覇都心部における消費者行動調査結果報告*

田村 三智子**

Results of the Second Consumer Behavior Survey in Naha City

Michiko Tamura

本研究の目的の一つは、沖縄都市モノレールの開通が国際通りと新都心へどのような影響を与えたのかを分析することであり、もう一つは、消費者の日常の購買行動を明らかにすることである。利用するデータは、モノレール開通約1年後の2004年7月10日（土）、11日（日）に那覇都心部でおこなった、来街者ベース聞き取り調査によるマイクロデータである。

結果として、モノレール開通による、都心部へアクセスする際の平均所要時間の短縮、平均交通費の減少、出向頻度の増加、利用交通機関の変化などが明らかになった。特に新都心においては、国際通りを上回る平均所要時間の短縮、平均交通費の減少、出向頻度の増加が見られ、モノレール開通による国際通り離れと、それに伴う新都心への集中が受けられた。

また、那覇都心部の消費者が、生鮮食品、一般食品、家電製品、日用品、身の回り品、外出着、普段着等、購買するものによって、購買頻度、購買額、購買場所、購買時間等をどのように使い分けているかが明らかになった。

キーワード：沖縄都市モノレール、都心部へのアクセス、日常の購買行動

1. 調査の目的

2003年8月10日に、那覇空港駅から那覇市首里汀良町の首里駅までを結ぶ、新交通システム「沖縄都市モノレール（通称、ゆいレール）」が開通した。モノレールの沿線には観光地としても有名な国際通りや、めざましい変化を遂げている新都心が含まれており、新交通システムは市民の足としてだけでなく、観光客の利用も見込まれている。

そこで、沖縄都市モノレールの開通が国際通りと新都心にどのような影響をもたらすのか、事前にその影響を予測するため、モノレール開通前の2003年7月12日（土）、13日（日）に、第1回那覇都心部消費者行動調査を実施した。第1回那覇都心部消費者行動調査では、モノレール開通後の国際通り・新都心への出向頻度変化を消費者がどのように自己予想しているかを分析するとともに、新都心の再開発前後の国際通り・新

都心への出向頻度データを用いて、国際通りと新都心とがどのような競合関係にあるのかを明らかにすることで、消費者行動マイクロデータによる沖縄都市モノレール開通の影響予測を行った。その結果、1997年に始まった新都心の開発は、国際通りに近い居住者にも、新都心に近い居住者にも同様に新都心の魅力度を高めたが、国際通りへの出向頻度にはあまり影響を与えていないことがわかった。これに対し、モノレール開発後の出向頻度予想への回答では、新都心への予想出向頻度については、「増えると思う」の割合が高く、とりわけ、モノレール沿線の居住者は国際通りよりも新都心への予想出向頻度の方が「増えると思う」の割合が大きいことがわかった。このことから、新都心開発による国際通りへの影響は少なかった、と事後的に言えたのに対し、事前の予測では、モノレールが開通することによる国際通りへのマイナスの影響は大きい、と

* 本論文は、沖縄大学地域研究所消費問題研究班（代表、新城将孝）の研究成果である。なお、この調査は公益信託「宇流麻学術研究助成基金」の助成を受けて行われた。

**沖縄大学法経学部、902-8521 那覇市国場555、tamura@okinawa-u.ac.jp

推測されたことになる。また、モノレールの利用についての予想では、バス利用者からの転換が多いことが、予測されている。

そこで、今回、これらの事前の予測を事後的に確かめるため、モノレール開通約1年後の2004年7月10日(土)、11日(日)に、第2回那覇都心部消費者行動調査を実施した。

第2回那覇都心部消費者行動調査は、被験者に回顧的にモノレール開通前の状況を過去にさかのぼって想起してもらい、モノレール開通の前と後での、都心部へのアクセス時間や手段の変化、交通費の変化、出向頻度の変化などを聞き、モノレール開通が那覇都心部に与えた影響を、消費者行動の観点から明らかにすることをねらいとして企画、実施された。

これまで、新交通開通による影響予測は、さまざまなモデルを当てはめて行われることが多かったが、本調査のように、消費者行動のマイクロデータを丹念に集め、実際の消費者行動から新交通開通による影響予測を行うことは、重要であるにもかかわらず、あまりなされていなかったのが現状である。

本研究は、モノレール開通前後で、事前に予測された通りの結果になったかどうかを確認するとともに、実際にモノレールの開通によって国際通り・新都心への出向頻度や出向時間、交通費、利用交通機関がどのように変わったかを、消費者行動マイクロデータを用いて分析することを目的としている。

2. 調査概要

2.1 調査地点の状況

第2回那覇都心部消費者行動調査は、国際通りの沖縄三越とパレットくもじ、新都心の天久りうぼう楽市とあっぷるタウンの4カ所に調査地点を設置し(図1)、調査地点に訪れた来街者を対象にした来街地ベース聞き取り調査である。

調査地点に設定した「沖縄三越」は、国際通りのほぼ中央に位置している、売場面積11,784m²の百貨店である。顧客の年齢層は高く、また商品の価格帯も高い。

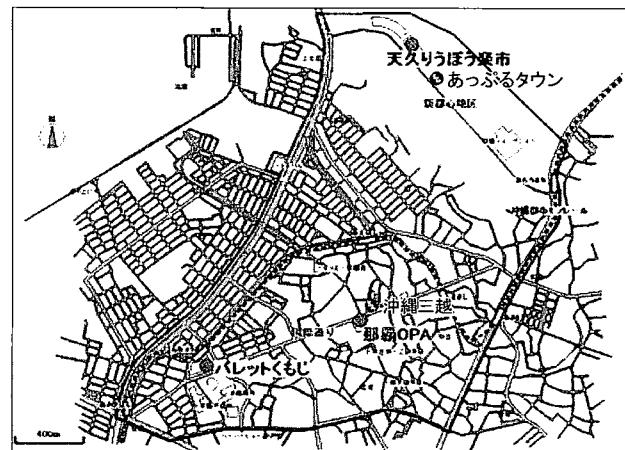


図1 那覇都心部と調査地点

国際通りのもう一つの調査地点である「パレットくもじ」は、娯楽施設であるパレット市民劇場や那覇市民ギャラリーと、百貨店である「リウボウ」とが連結している延べ面積55,779m²の複合施設である。リウボウの売場面積は18,137m²であり、沖縄三越に比べると顧客の年齢層は若い。

新都心の調査地点である「天久りうぼう楽市」は、全ての店舗を一直線に配置した、オープンモール型のショッピングセンターである。商業施設はスーパーマーケット「りうぼう」と「百円館」を中心に構成され、全国展開の家電や衣料専門店、飲食店などが出店している。新都心におけるもう一つの調査地点「あっぷるタウン」は、店舗延べ床面積12,085m²の3階建てビル1階に、「コープおきなわあっぷるタウン」と玩具専門店「トイザラス」(売場面積2,340.7m²)が核店舗として開店しており、中華料理や沖縄そば、和食、イタリア料理店、居酒屋といった飲食店や、ハローワーク那覇、コープの旅行センター、写真館、子供向け美容室など、17テナントが2、3階に入居する複合施設である。

それら4ヶ所の調査地点において、2004年7月10日(土)、11日(日)の2日間、12時~19時にわたり、来街者を対象に約10分程度の聞き取り調査を行った。サンプル数は合計で345サンプルとなった(表1)。

調査では、主に(1)回答者の属性(性別、年齢、職業、居住地、モノレール駅利用の有無等)、(2)国際通り、新都心への所要時間、主な交通機関、総交通

費、(3) モノレール開通以前と以後の国際通り、新都心への出向頻度の変化について尋ねた。

表1 サンプル数		
調査場所	サンプル数	パーセント
沖縄三越	65	18.84
パレットくもじ	85	24.64
天久りうぼう楽市	78	22.61
あっぷるタウン(コーポおきなわ)	117	33.91
合計	345	100.00

2.2 サンプルの概要

調査対象者は、できるだけ調査地点への来街者割合に沿うよう心がけたが、どうしても調査員の呼びかけに応じて回答してくれる人に限定されるため、サンプルに偏りが見られる。

男女別来街者比率をみると、「男性」28.3%、「女性」71.7%となっている(図2)。

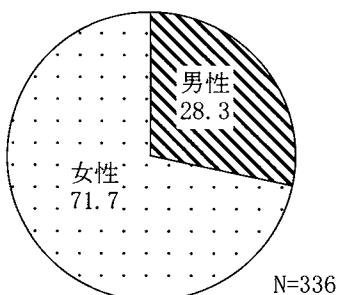


図2 男女別来街者比率

また、年齢別来街者比率は、「10~20歳代」72.0%、「30~40歳代」18.7%、「50歳以上」9.3%となっている(図3)。

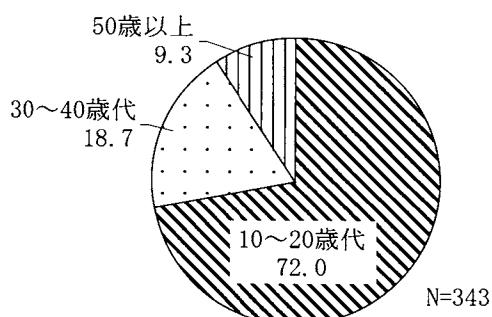


図3 年齢別来街者比率

居住地別来街者比率は、「市内」56.2%、「県内(那覇市以外)」40.3%、「県外」2.0%となっている(図4)。

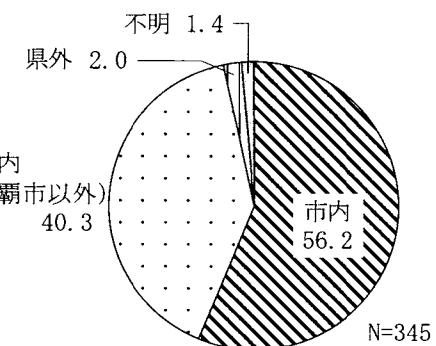


図4 居住地別来街者比率

職業別でみると、「学生」が最も多く48.2%、ついで「勤め人」17.8%、「パート・アルバイト」10.7%と続いている。「その他」の内訳は、自営業や農林漁業等である(図5)。

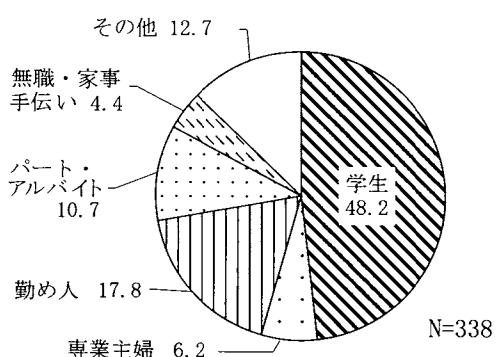


図5 職業別来街者比率

車の所有状況をみると、「車を持っている」63.8%、「車を持っていない」36.2%となっている(図6)。

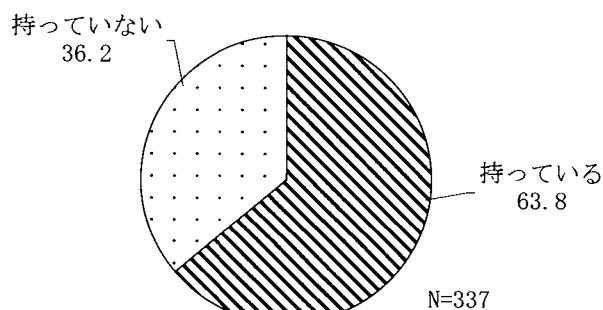


図6 車の所有状況別来街者比率

3. 調査結果

3.1 那覇都心部へのアクセス

3.1.1 那覇都心部への平均所要時間

全体でみると、現在の国際通りと新都心への平均所要時間はほぼ同じである。しかし、モノレール開通以前と現在を比べると、国際通りでは0.89分の短縮であるが、新都心では2.73分の短縮が見られる（表2）。

表2 那覇都心部への平均所要時間

	サンプル数	モノレール開通以前の平均	現在の平均	平均の差
国際通り	178	25.98分	25.09分	-0.89分
新都心	182	27.74分	25.01分	-2.73分

3.1.2 那覇都心部への平均交通費

全体の平均交通費でも、モノレールの開通以前と現在では、新都心への交通費の方が、国際通りへの交通費より、変化率が高いことが分かる（表3）。

表3 那覇都心部への平均交通費

	サンプル数	モノレール開通以前の平均	現在の平均	平均の差
国際通り	107	782.62円	775.89円	-6.73円
新都心	61	940.66円	895.82円	-44.84円

3.1.3 那覇都心部への利用交通機関

国際通りへの利用交通機関をみると、以前はバスがもっとも多く40.8%、ついで自家用車25.9%、徒歩17.8%となっている。現在はモノレールが開通したことにより、モノレールが8.2%となっているが、自家用車や徒歩の比率にあまり変化がみられないことから、ほとんどがバスからの乗り換えということができる（図7）。

また、新都心への交通手段を見ても、モノレールが開通しても、バス以外の交通手段に劇的な変化は見受けられず、やはりバスからの乗り換えが中心であることが分かる（図8）。

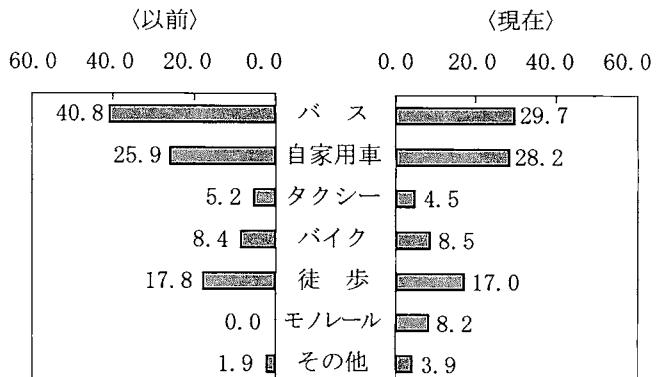


図7 国際通りへの利用交通機関の変化

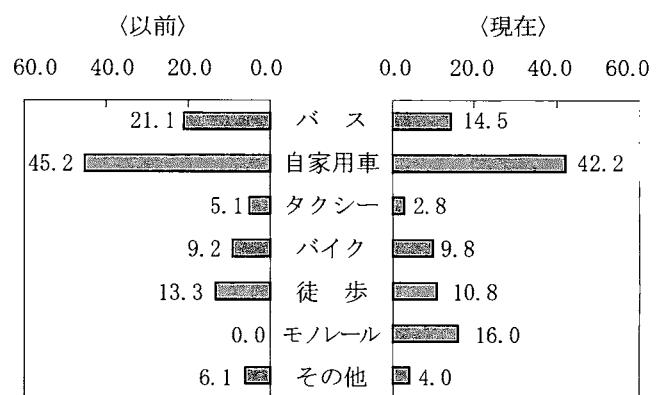


図8 新都心への利用交通機関の変化

3.1.4 都心部への出向頻度予想

通勤通学以外での都心部への出向頻度を、モノレール開通以前と現在を比較する形で尋ねた。

まず、モノレールが開通する以前には、モノレールが開通したら、国際通りと新都心へ訪れる回数がどうなると思っていたかという質問では、「増えると思っていた」が、国際通りで26.5%、新都心は31.4%であり、大半が「変わらないと思っていた」であった（図9）。

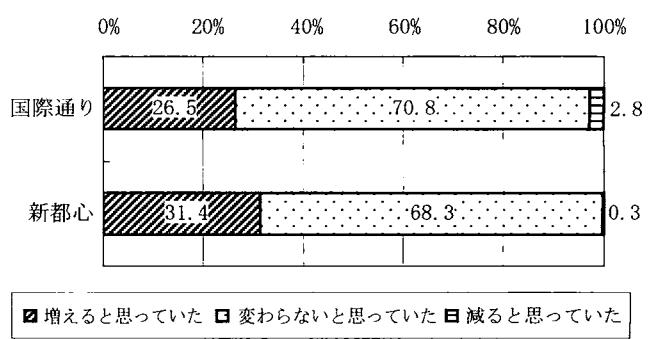


図9 都心部への出向頻度予想

3.1.5 都心部への出向頻度の変化

前述のように、モノレール開通後、都心部への所要時間も総交通費も下がったことがわかったが、そのかいもあってか、出向頻度は確実に増加している。

国際通りは微増であるが、新都心は1ヶ月に1回程度、出向頻度が増している（表4）。

表4 都心部への出向頻度の変化

出向頻度		
	現在	3.68回
国際通り	モノレール開通以前	3.53回
	現在	4.40回
新都心	モノレール開通以前	3.54回

3.1.6 各商業施設への出向頻度

同じく、買物やレジャー、食事などの、都心部にある三つの商業施設、パレットくもじ、沖縄三越、ダイエー那覇店への出向頻度を尋ねたところ、表5のようになった。

もっとも、今回の調査地点が「パレットくもじ」、「沖縄三越」を含むため、調査地点への出向頻度の高いサンプルが多いことが予測され、那覇市民の動向を反映しているとは言い難い（表5）。

表5 各商業施設への出向頻度

	サンプル数	出向頻度 (1ヶ月あたり)
パレットくもじ	321	2.18
沖縄三越	322	0.59
ダイエー那覇店	322	0.84

3.2 日常の購買行動

3.2.1 購買頻度

日常の購買頻度を全体でみると、一般食品がもっとも多く、1ヶ月あたり7.41回、ついで生鮮食品の6.91回となっている（図10）。

一般的に見て、生鮮食品の購買頻度が一般食品のそれを上回るのが普通だが、それが逆転している理由は、年齢別での分析でわかる。

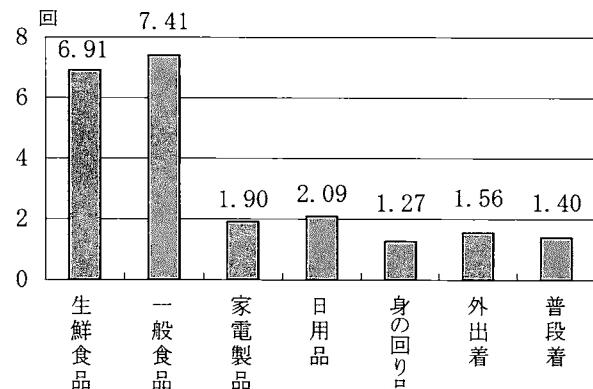


図10 1ヶ月あたりの購買頻度

サンプル数の一番多い10~20歳代は、菓子や飲料を購入することが多い反面、生鮮食品を購入することは少ない。30~40歳代や50歳代では、生鮮食品の購買頻度が一般食品のそれを上回っている（表6）。

表6 年齢別にみた生鮮食品・一般食品の購買頻度

	生鮮食品		一般食品	
	サンプル数	1ヶ月あたり 購買頻度	サンプル数	1ヶ月あたり 購買頻度
全 体	221	6.91回	188	7.41回
10~20歳代	132	4.53回	173	7.44回
30~40歳代	59	10.82回	58	8.11回
50歳以上	29	9.79回	26	5.88回

3.2.2 購買額

全体でみると、一回あたりの購買額がもっと多いのは家電製品の42,373.2円である。ついで、外出着10,120.6円、身の回り品8,372.8円である（図11）。

また、1ヶ月あたりの出向頻度と、一回あたりの購買

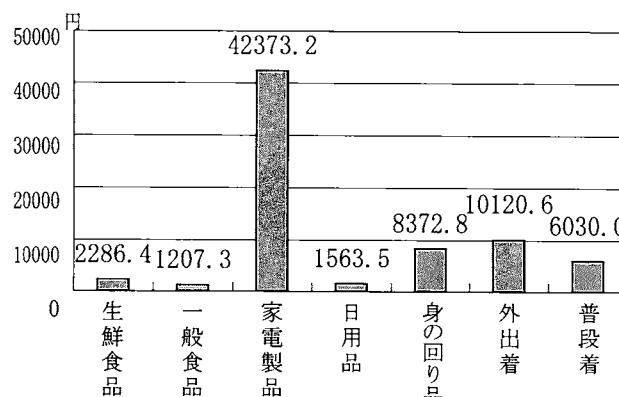


図11 一回あたりの購買額

額を掛けて算出した、一ヶ月あたりの購買額がもっと多いのは、家電製品90,871.8円であるが、ついで生鮮食品17,060.4円、外出着14,033.2円となっている（図12）。

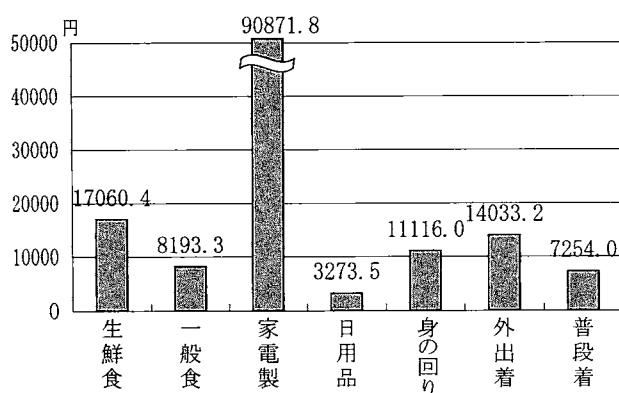


図12 一ヶ月あたりの購買額

3.2.3 購買場所

品目別に購買場所をみると、身の回り品、外出着、普段着では、郊外型ショッピングセンター・モールが全体の56.0%～61.7%を占め、もっとも購買場所として人気が高いことがわかる。また、身の回り品や外出着の百貨店での購買は、大型専門店より少ない。

家電製品は大半が大型専門店で購買していることが

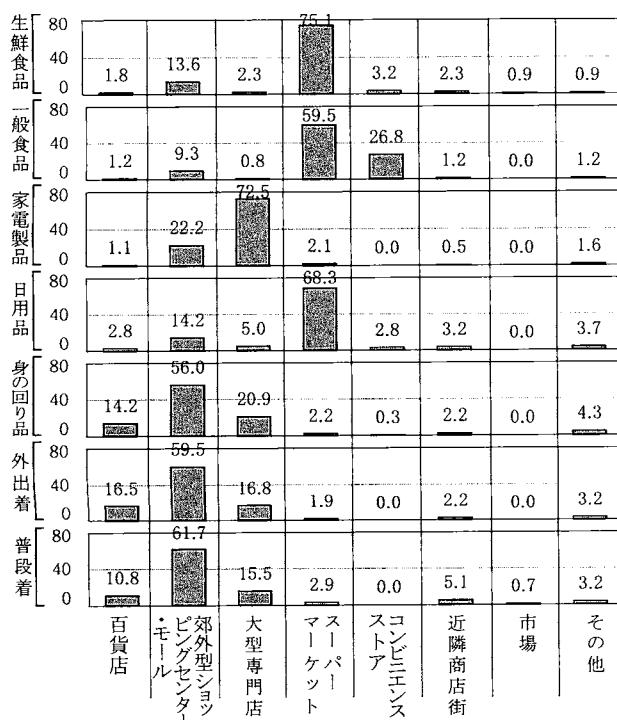


図13 主な購買場所

わかる。

また、生鮮食品、一般食品、日用品に関しては、スーパー・マーケットが大半を占めている（図13）。

以上のことから、消費者は購買品目によって商業施設を使い分けていることがわかる。

3.2.4 購買時間

購買時間を見ると、家電製品、身の回り品、外出着、普段着は午後（12時～17時）が多く、最寄品、一般食品、日用品は夕方（17時～19時）に購買する傾向が見られる（図14）。

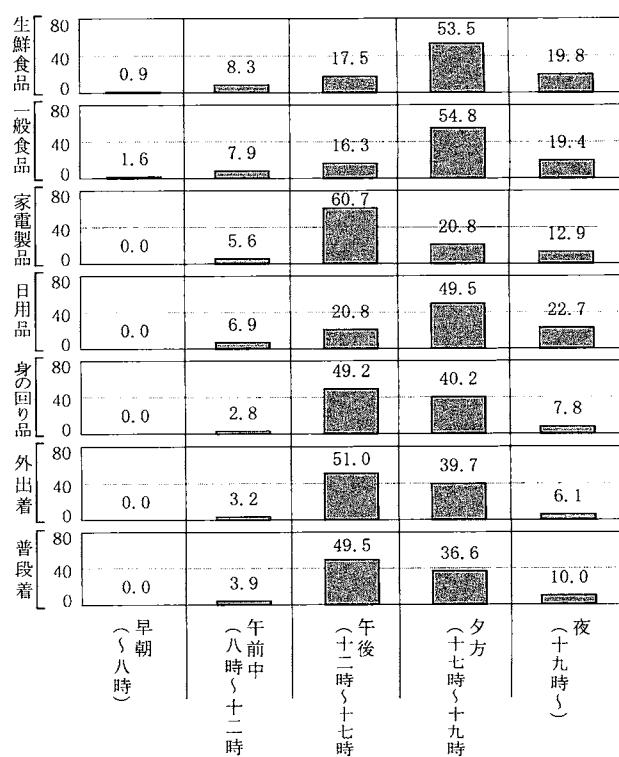


図14 購買時間

3.2.5 外食

日常の外食行動をみると、1ヶ月あたりの外食頻度は6.26回、1回あたりの支出額は1,500円強となっている（表7）。

表7 外食の頻度と支出額

	1ヶ月あたり頻度	1回あたり支出額
全 体	6.26回	1509.83円

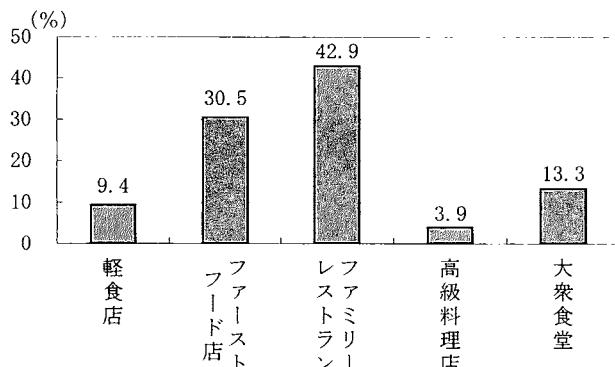


図15 主な外食場所

主な外食場所としては、全体でみると、ファミリーレストランが42.9%ともっとも割合が高い（図15）。

外食時間を見ると、昼食、夕食が多いことがわかる（図16）。

4. 今後の課題

第2回調査は、モノレール開通後初めての調査であり、調査項目はモノレール開通以前と以後の比較を念頭に設置した。

また、第1回調査からひきつづき、日常の購買行動についての設問も設けた。

この調査を那覇市都心部の都市計画に利用するためにも、経年調査は必要であり、今回のような単純集計だけでなく、各項目をあらゆる角度から分析する必要がある。

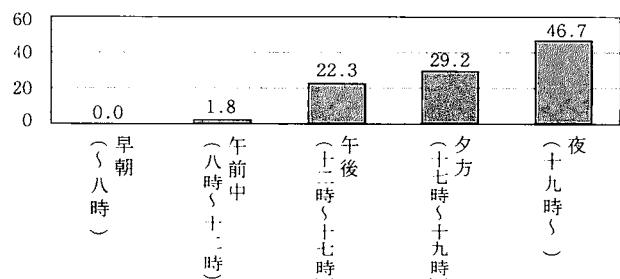


図16 外食時間

また、都心部と郊外の競争に関する分析は、第3回調査で行いたい。

注

- (1) 田村三智子・斎藤参郎「第1回那覇都心部における消費者行動調査結果報告」地域研究所年報第18号所収、2004年3月。
- (2) 田村三智子・斎藤参郎・中島貴昭・山城興介・岩見昌邦「消費者行動調査にもとづくモノレール開通の影響予測—那覇市でのケーススタディー」『地域学研究』第35巻第1号、2005年7月。
- (3) モノレールに焦点を当てた分析は、以下の論文で行っている。田村三智子・斎藤参郎・花園祥子「モノレール開通による影響の事前および事後分析—消費者行動にもとづく那覇市でのケーススタディー」『地域学研究』第36巻第1号、2006年7月発行予定。したがって、本報告書では、単純集計のみを報告する。
- (4) 自家用車利用の回答者については、駐車場代のみを聞いており、ガソリン代などは考慮していない。

苗族の龍舟競渡

— 貴州省台江県施洞のフィールドノートから —

佐竹 絵美*

The Dragon Boat Festival of the Miao Nation in Taijian

Emi Satake

この調査の目的は苗族の生活を聞き書きにより記すことにある。調査は2005年6月26日から7月2日までの期間で実施した。台江苗族の生活と年中行事、特にドラゴンボートレースについて記している。

キーワード：苗族、龍舟競渡、年中行事

The object of this research is to record the life of the Miao nation. The research was conducted from 26 June to 2 July 2005. The way of life of the Miao nation and an annual event in Taijian district are reported.

Key words : Miao nation, Dragon boat festival, Annual event

はじめに

2005年6月26日から7月2日までの1週間、貴州省台江県施洞塘龍村で苗族の龍舟競渡に関する調査を行なった。調査の主な内容は、龍舟競渡に関する伝説の聞き書きと龍舟競渡という行事の全体像を記録することである。

1. 苗族概況

苗族は古代伝説上の黄帝時期の「九黎」、堯舜時期の「三苗」に起源するといわれている。

「九黎」は五千年前黄河下流に居住していた部落だ。後に黄帝の部落と戦争をし、敗戦後、揚子江下流に撤退し、「三苗」という部落を形成する。四千年前堯・舜・禹を主として、北方華夏部落と「三苗」は戦争をし、「三苗」は打ち破られる。「三苗」は敗退後、一部は「三危」に駆逐された。つまり現在の陝甘境界地帯である。その後「三危」を離れ、東南へ遷移した。長い時間を経て、しだいに今の四川の南部と雲南省東北部、貴州省北西部などに入る。その後の西部の方言の

苗（ミヤオ）族を形成する。揚子江下流に留まった中原の「三苗」の後裔は融合する。その発展は比較的遅く、商・周時代には「南蛮」と呼ばれ、漢水下流域に居住し、「荆楚蛮夷」とも呼ばれた。その後、荆楚蛮の中の先進した一部は楚族となり、楚国を建設し、それより遅れた部分は継続して貴州省と湖南省と桂（広西チワン族自治区）と四川などの山地に入り、今日の東部・中部方言の苗族の祖先となった。秦・漢から南北朝時代まで苗族の分布は更に広がった。東は淮河、西は今四川の大部分の地区及び貴州の中西部に至る。当時の巴蜀・夜・牂牁、縦横の数千里、そして今の湖南省と四川と貴州省が最も多く、当時の全国の苗族の分布の中心だ。そのうち今の四川の東南と貴州省の北境、武陵（今湖南省の西と貴州省東部の大部分）の両郡は比較的人口が多い。武陵の中で沅江流域の苗族が最も多く、当時いわゆる「五溪蛮」の主体の民族であった。漢代、貴州省の北西に入った苗族は、彝文の中の「夜郎竹王」の記載にあるように、人数が少ない。貴州中南に入った苗族は、貴州考古学者がこの地区の發

*沖縄大学地域研究所、902-8521 那覇市国場555

掘で得た多くの苗族岩洞葬の研究によれば、西晋と東晋にその起源を求められる。近年以来の民族調査で、この一帯の苗族の族譜で長いものは50代になり、上述の考古材料とほぼ一致している。

唐・宋の時代、苗族の分布には比較的大きい変化があった。一方は水の中に漢水カ流域から淮河流域の多数の苗族がしだいに漢化され、消滅した。もう一方は貴州に入った苗族はさらに多くなり、しだいに全国の苗族の分布の中心になったと同時に雲南（雲南省の東北は除く）に入り始めた。

彝文による記載によると、唐代の長慶、大中、咸通年間に、雲南の南詔軍が何度も播州に侵入したとき、数万の苗族とコーラオ族を奴隸にし、雲南省へ到達した。これは当時の貴州省の北部の苗族がかなり多いことを言い表している。貴陽から鎮寧、閔嶺、貞富一帯に至る地域では晋代に牂牁郡を設け、謝氏は世襲統治を行った。唐代になると、牂牁は東西に分かれ、「東溪蛮」と「西溪蛮」と呼ばれて、元・明時代になると「東苗」と「西苗」と呼ばれるようになった。

貴州省の南部の惠水、長順から広西チワン族自治区・貴州省一帯で近年、多くの苗族岩洞葬を発見し、魏・晋南北朝時代を除く大部分は唐・宋から明代の遺物であることがわかった。

この時期、「苗」の呼び方は唐代の樊綽の『蛮書』、宋代の朱輔の『溪蛮叢笑』と『宋史』のなかにすでに現れている。貴州はすでに全国苗族分布の中心として形成されていったが、様々な原因により、当時この状況は人々には知られなかった。

元・明代から清代の初めにかけて、封建王朝は西南を管理し、各民族に役人を配置し、統治し、各省に対して具体的な情報をさらに調査したため、貴州の苗族の事実がしだいに世間に露呈することとなった。

また湖南省西部、鄂の西部、四川の東部のミヤオ族の大量漢化により、貴州は全国の苗族の分布の中心であることを更に強調することとなった。

人々は苗族の居住の地理環境、及び苗族の服飾の色と様式が異なることから、名称を数十種類数で分別し

た。よって「百苗（苗族は100種族以上ある）」という説がある。苗族の社会の発展は原始社会から直接封建社会に移行した。しかし、様々な原因により、この発展は長期でかなりゆっくりとしていて、極めて不均衡であった。

貴州は漢化されたのも遅く、また文化の発達した中原から遠く離れており、苗族社会の発展は湖南省西部と鄂西部と四川の東部のあたりに比べかなり遅い。秦・漢代から西晋と東晋代に至るまでの間、湖南省の西部の桃源と沅陵一帯に苗族は強大部落首領を出現させた。南北朝から唐・宋代に沅陵、辰溪、溆浦以北、漢水流域から四川東巴峡の苗族の間には、多くの強大な領主が出現した。しかも封建中央政府の恩賞を受け、昇進したものもいる。社会経済は漢民族のものと同じく、父系氏族鼓社制と農村公社の議榔制は当時重要な社会組織であり、外部では、他の民族の奴隸主と領主の統治、或いは束縛を受け、貴州省東北に居住する者は思南、思州田氏の支配下に置かれ、貴州省北部の播州領主楊氏の従属民となり、貴州省西北部の者は羅甸国の奴隸主の統治下に置かれた。貴州省の南部の者は龍、方、張、石、羅五姓の領主の束縛を受け、貴州省中部、宋氏の支配下に置かれた。これらの首領の統治下の苗族はあるものは奴隸に、ある者は農奴に、ある人は従属民にまで没落した。ある者は独立性を保持していたが、形式上は依然として他民族の統治者につき従った。それらの人は、「羈縻（きび）蛮地」と呼ばれている。また自分の独立性を完全に保持したものは「生蛮」と呼ばれている。

元・明代から清代の雍正年間までの「改土歸流」の前後、封建王朝は一方で各民族首領（蛮人の制圧に功績のあった漢民族）を分封し、土司とし、各民族を統治した。

もう一方で直接土司を制御する目的で流官を派遣し、「土流并治」を実行した。漢民族が苗族の居住区に入ることが多くなったことで、漢の文化の促進作用は強まり、苗族社会の封建化は進み、階級分化は目に見えてはっきりしてきた。この時期、苗族の中にも幾人か中小土司が出現した。たとえば紫雲、長順一帯の金竹安

撫司及び平越楊義長の金氏、黎平亮寨長官司の龍氏、及び、八寨（今の丹寨）と都和一帯の夭娘安司の夭氏、踏襲した期間はそれぞれ数百年と長い。貴州省の東部の銅仁、松桃と貴州省北部の務川と道真などの苗族の中に、当時「富苗」と呼ばれた地主も現れた。

明代万暦年間（西暦1573－1619年）、銅仁府の羅金寨の苗族の地主、吳老夭は、財産も権勢もあり、「久為諸苗雄長（長い間、諸苗族のリーダーであった）」で、湖南省と貴州省の辺境を制覇し、湖南省の西部と貴州省の東北部の各県は彼に頼った。今の貴州省の東部の黃平、凱里、施秉、鎮遠などでも多くの「富苗」が出現した。そのうちの凱里の阿溪は金錢財物を持っており、いたる所に高利貸を設けた。ひいては県内の監軍総帥に賄賂をするまでになり、人々を驚かせた。

貴陽付近の各行政区は苗族内部の階級分化もはっきりし始め、幾つかの比較的大きい部落酋長が出現した。元代の泰定2年（西暦紀元1325年）、今の貴定平伐の苗族の大首領の娘率部民十万戸が元朝に帰順した。明代になると、平伐地区にも流官が置かれたが、苗寨は依然として苗族土司が治めた。社会経済も発展し、定期市が開催され、土地の売買も促された。

雍正年間、改土帰流から阿片戦争に至るまでの間、苗族地区の社会経済の封建化は強められ、地主の経済も絶えず発展した。今の貴州省の東南部の雷公山区は相繼いで地主が出現し、完全に封建社会に突入した。例えば、咸同年間、台拱序巫生寨の欧養生と五岱の藩老馬、丹江序の紹伯寡はみな当時の比較的有名な地主である。貴州省の中南部の貴陽、龍里、貴定、惠水などの苗族中にも地主が出現し、彼らは大量に土司と駐屯軍と農民の土地と山林を買い占め、「殷実之戸（豊かな家）」となった。

近代以来、苗族の地主の経済は絶えず発展し、一部の地区例えば貴州省の東南部、松桃、務川などの苗族の地主の中には、年間数千から数万単位の田畠を手に入れた者もある。

しかし、すべての情況から見れば、歴史、地理、民族など多方面の原因で、苗族の地主の経済発展は不充

分であった。多くの苗族の居住区の階級構成において、両極端の者が少なく中間の者が多いという現象が存在している。即ち地主で富農は少なく、中級農民は多く、貧農と雇農は少ない。大地主以外の一般的な地主占める田畠の年間生産高は200担（1担は約60kg）しかなく、経済力はほとんどなかった。地主の多くは生産を離脱した者はいない。苗族の雜居区では地主の多数は漢民族と他民族であり、苗族の人はほとんど皆貧農か雇農であった。地主の富農はきわめて一部の人だけだった。

苗族は反圧迫、反搾取という伝統的な精神を持っている。商周代から民国期に至るまで、数千年来闘争して止まなかった。唐・宋代から貴州の苗族は闘争が少くないと記載されている。湖南省西部と四川東部の苗族闘争の影響で勃発したものだ。元・明代、王朝勢力は強まるにつれて、民族の圧迫は激化し、貴州の苗族の人民の武装蜂起は次第に多くなった。

明代の闘争は100余りであったが、規模は大きかったものもある。例えば、正統13年から景泰2年（西暦1448－1451年）の全省各族人民蜂起であるが、明朝が20万近くの大軍を動員して、三年がかりで弾圧した。苗族はそのときの闘争の主力であった。韋同烈をリーダーとして、貴州省東部の清水流域、貴定、福泉一帯の苗族の農民軍は香炉山を駐屯地として、最後まで健闘した。天順元年から3年（西暦1457－1459年）、龍里、貴定、八番（惠水）、平越（福泉）などの「十三番」苗族の首領である干把珠指導による武装蜂起もかつて搖るがした。嘉靖17年から30年（西暦1538－1551年）、龍許保が率いた貴州省東北部と湖南省西部の苗族の蜂起は14年に亘り、前後16万の衆に抵抗して反撃を加えた。清代、苗族の武装蜂起は相変わらず多く、そのうち最大規模のものが3回あり、第1回は雍正13年から乾隆元年（西暦紀1735－1736年）に発生した「雍乾蜂起」である。指導者は保利と紅銀で、蜂起の範囲は貴州省東南地区まで広く展開し、7省清軍数百万を鎮圧した。第2回は乾隆60年から嘉慶元年（西暦1795－1796年）で、石柳鄧、吳八月などが率いた「乾嘉蜂起」だ。範囲は松桃、銅仁、印江と四川の秀山西陽及び湖南省西部の

苗区であり、7省清軍18万人の攻撃に抵抗して反撃を加えた。(第三回は張秀眉、柳天成、陶新春等、指導者を分けた「咸同蜂起」で、咸富五年(西暦1855年)に勃発し、同治12年(西暦1872年)に幕を閉じた。蜂起の範囲は貴州の中心として、湖南省の西部と四川の南部、広西チワン族自治区北部と雲南省の東部にまで波及し、18年に及んだ。

この3回の蜂起の間隔は皆60年であるので、苗族には「三十年一小反、六十年一大反」という諺がある。民国年間、貴州の苗族は国共合作の北伐に参加した。当時編まれる国民革命軍第九第十両軍隊として編成された貴州軍には多くの松桃、銅仁、天柱と錦屏一帯の苗族とトン族の官兵がおり、彼らは戦争中に何度も強敵を挫き、勳功はめざましいものがあった。抗日戦争の時期、1942年貴州省東部清水江流域の苗・侗両族が発動した「黔東(ケントウ)事変」で、国民党の暴政に反抗した。翌年、貞富苗族は布依と連合して武装蜂起し、2回県城を下した。

望謨苗族とブイ族は熊亮臣の下、党的助けを得て、麻山郷一帯で遊撃戦を展開した。解放戦争の時期、当時雲南省・貴州省で活躍していた滇桂黔辺縦隊(略称:辺縦)の第3分隊、雲南宣威と貴州威寧で活躍していた辺縦第六分隊と威寧遊撃団には多くの苗族が参加していた。

松桃苗族は「辺胞分隊」を結成し、松桃と湖南省の西部に革命遊撃戦争を展開した。貴州の苗族が国民党統治を打倒する闘争において、大きな貢献を果たした。これらが大まかな苗族の歴史である。

現在の苗族については以下に簡単に述べる。苗族は中国西南部からタイ北部、ミャンマー、ラオス、ベトナムの山地に住む民族で、中国に約730万人居住している。言語はシナチベット語族のミヤオ・ヤオ語派に属し、文字は持っていない。(苗族の文字を文字とするか研究がなされているところであり、文字を持っていたという断定はここでは避けたい。)中国では貴州省を中心として湖南、四川、雲南、広西チワン族自治区及び海南島に居住し、一般的にその歌垣と銀飾で有名であ

る。また苗族はその服装によって名称が異なり、長君苗、短君苗、黒苗、白苗などのように識別されている。

2. 貴州省概況

貴州省は中華人民共和国の西南部に位置し、略称を黔といふ。資源が豊富で、少数民族も多く居住している。総面積は17万平方キロメートルで、中国の総面積の1.83%を占めている。東は湖南省、西は雲南省、北は四川省、南は広西チワン族自治区に隣接している。総人口は3710万(2000年)で、中国の総人口の2.9%を占め、そのうち少数民族が34.7%を占め、苗族は300万以上とされている。

黔東南苗族侗族自治州台江县は貴州省の東部に位置し、清水江の中流域にあたる。面積は1208平方kmで、総人口は16万、苗族は94.5%を占めている。年平均気温は15.7℃、年間降水量は1236mmである。主な観光地として、文昌宮、蓮花書院、清江風景区などがある。

3. 龍舟競渡

龍舟競渡に関する現地調査の結果を述べる前に、ここでは龍舟競渡がおおよそどのようなものであるのかおおよそ知っておく必要があると思われる所以、ここで先人たちの研究として、君島久子氏のものを挙げたい。

君島は「竜舟祭の主な目的は水神を祀ることではないかと考える。水神を祀ることの中には水死者の靈を弔う事も、遂疫禳災も、農耕・雨乞いも、場合によっては人身供犠も含まれるであろうと思えたからである。」と述べている⁽¹⁾。

龍舟競渡の研究を行なった人物として、エバーハルト、文崇一、エイジマーの3人が有名であるが、これらの先人たちの意見も多岐にわたっており、君島は改めて龍舟競渡の目的が多様であることを検討した上での一仮説を挙げたのである。

もちろん、エイジマーは田植えとの関係を重視し、文は竜舟祭の分布図の作成においては素晴らしい貢献を果たした。またエバーハルトは龍舟競渡の目的は人

身供犠説であることをとなえた。彼らの分析法は、主に中国の文献からの考察であり、現地での継続調査は行なわれていない。

このように、龍舟競渡の目的に関しては、雨乞い、卜占、人身供犠、遂疫禳災、稻の生長を祈願する・水神を祀るなど様々な説があり、いまだに限定されていない。それをここで限定するのはあまりにも軽率であるので、以下筆者が行なった調査で得られた結果をもとに、その可能性の高いものを指摘したいと思う。

4. 貴州省台江県塘龍寨の龍舟競渡について—龍舟競渡に関する伝説（聞き書きによる）と台江政府から

提供された資料による

台江の苗族にとって龍舟競渡は1年の中でも大変重要な祭りの一つである。その祭りが、彼らの農耕や伝承とどのように関係しているのかを探ってみた。

台江の苗族の節礼表を表1に示したので参照されたい。

祭りの工程（表2を参照）

苗族の龍舟競渡は1週間ほど前から準備が始まる。今回は参加できなかったが、まず下水儀式を行なう。

吳さんの話から

毎年きまつた日ではないというが、例年農暦（陰暦）

の子の日か丑の日を選んで行なわれる。まず、龍船棚（龍船を1年中収めておく棚）の前で線香と錢紙を燃やし、その場を清める。蒸したもち米を大きな器の中に入れ、龍船棚の前に置き、酒を小さな碗に入れたものをその左に置く。その酒を3碗とも地面に少量こぼし、豚肉（雄の豚）の炒め物と粽をその上に落とす。一羽の雄鶏を絞め、首から出た血を龍船にかける。（龍頭にはかけない）その後、こぎ手を含め全員が帰宅し、ともに食事をする。その食事が終わったら、龍船棚から全員（男性のみ）の力で龍船を出し、清水江の水につける。そのあと、龍頭を龍船本体に取り付けて儀式は終了する。

そして、龍船競渡の前日、お客様の手土産にするための灰〔米巴〕〔米巴〕（フイババとよぶ）（ゴマの灰を混ぜて茹であげる粽のこと）を女性が作る。まず、その日の朝からフイババに使用する葉をお湯で煮る。この日のために市場で買うのが普通である。また山で採ってきた植物（名前が不明、長い線状のもの）と一緒に煮て消毒する。その間にもち米を笊に広げて天日で乾燥させる。午後、玄関の前でゴマの茎の乾燥したものに火をつけ灰にする。これを乾燥したもち米とよく混ぜ、小豆、落花生などと手でよく合わせる。その後、葉を5枚用いてもち米を包み、それをしばらく水につ

表1 苗族の節礼表

開催日	祭りの名前	内容	使用する供物
1月15日	過十五	竹で龍を編み、龍舞を競う。	特になし
2月2日	敬橋節	鷺鳥・鴨の卵を煮て橋を祀る。 自分の家の付近に橋をかけ 後世まで守っていただこう先祖にお願いする。	モチゴメで造った酒、腊肉、雄鶏、鴨・鷺鳥の卵を赤・緑・紫に染めたもの
3月15日	姉妹節	若い青年男女がお互いを知り合う日	唐辛子、箸、モチゴメを黄・赤・緑・紫・青に染める
5月25日	龍舟節	龍を模した舟を使用し、清水江で競う	詳細は文章、及びタイムスケジュールを参照
6月6日	吃新節	稻の成長を願う	米酒、線香、紙錢、タウナギ、白いモチゴメ
7月15日	鬼節	鬼が家に入ってこないよう願う	線香、紙錢、
8月15日	中秋節	漢族のものを採用している	
9月9日	重陽節	豚を殺し、頭と内臓のみを食べる	米酒、豚、白いモチゴメ
9月27日	良田村闘牛節	良田村で行なう闘牛	
10月	台江苗年	苗族の正月	米酒、モチツキ、豚（お金があれば1頭殺す）
11月	施洞苗年	苗族の正月（台江の苗族と衣装が違い、分けて行なわれる）	台江苗年と同じ

表2 タイムスケジュール 2005年6月30日及び7月1日 龍舟競渡

6月30日	7:00	起床
	8:00	
	9:00	
	10:00	
	11:00	午後に作る灰 [米巴] [米巴] の葉の準備・男性は祭りの最終打ち合 わせ
	12:00	食事
	13:00	灰 [米巴] [米巴] 作り
	14:00	鷺鳥の準備
	15:00	
	16:00	
	17:00	
	18:00	灰 [米巴] [米巴] を一晩中鍋で煮る
	19:00	
	20:00	
	21:00	
7月1日	7:00	起床
	8:00	儀式が終了してから食べる料理などの準備
	9:00	船に積む豚や鴨、鷺鳥の用意
	10:00	男性は祭りの打ち合わせ
	11:00	
	12:00	各村から龍舟競渡に参加する人が集まり、清水江で練習し始める
	13:00	接龍儀式の後、龍舟競渡開始
	14:00	龍舟競渡終了
	15:00	帰宅後、豚と政府からの贈り物である家鴨を漬ぎ手たちが分け合って 食べる

けておく。全部包み終わったら、夜から一晩かけても
ち米を煮て粽を完成させる。

これは龍舟競渡当日に来客があった場合手土産にするために作るか或いは家族で食べるという目的があり、湖南省の漢民族の間で行なわれている龍舟競渡のように、川に供物として大量に投げ込んだりするためのものではない。かつてやったこともなかったのだそうだ。

今回の調査で、たまたま村にいた女性に龍舟競渡の話を聞くことができた。彼女はこの塘龍寨の出身で、他の村に嫁いだが、龍舟競渡が開催されるので、村に戻ってきていた。

ここではその女性の実際の話と施洞政府に提供してもらった資料を挙げてみたい。

女性の氏名は呉愛銀、年齢は59歳で、この話は自分の家の女性の昔話から教えてもらい、10歳のときにすでに覚えだしたという。

龍舟競渡の起源に関する民話

老屯という村に購報（ゴウバオ）とその息子易（イ）がいた。ある日ゴウバオはイを連れて魚を獲りに行つた。川に着くと、龍が現れ、イを食べてしまった。ゴウバオは怒り、すべての村の人を集め、薪と刀を持ってきて、龍の住処の入り口までやってきてまきを焼いた。するとその煙で龍は目がしみて身動きが取れなくなり、持ってきた刀で龍を殺した。龍を穴から引きずりだし、鎧を取り、龍の身を分けた。龍が死んだあと、すべての村の人が集まり、一緒に食事をした。塘龍の

人は心臓を、楊家寨は腹（大腸）を、老屯の人は龍の背をそれぞれ食べた。すると天が暗くなり、9日9夜経ったとき、婦女が子供を連れて川へ洗濯をしにやつてきた。子供は天秤棒を担いで持ち出し、川に浮かべて遊んでいた。そして「トントントオー、トントントオー」と口にすると、天が明るくなった。こうして、人々は龍船競渡を行なうようになった。

龍船の歌（雨が降らないときに歌う歌）

ノヴィキチエガ ロシャンゲチエガ
ドウホオーピー リヤーノンノン
ファンヴァ デヤンアディー
ファンデ デヤンアディー
シイーショオシマ マショオキビ
オシマシショー オキピマショー
タジダシュガー

これを歌うと雨が降る

雨、大雨が降ることを祈ります
天にはこれ（水）がある
天地は何を生ずるでしょう
顔を洗えるだけで田を耕すのに必要な水はない
龍船をこいだら、顔を洗う水が得られ
田を耕す水も得られる

彼女は龍船競渡のことだけでなく、龍船競渡に関する女性の禁忌についても話してくれた。

まず一つ目は、龍船競渡の時に、女性が出産後間もない時と重なった場合、龍船の本体に触れてはいけない。この村は本来水が少なく、「刮刮井（グワグワジン）」とよばれる井戸まで水を汲みにいかねばならない。しかし、そのような状態にある女性はこのグワグワジンで水を汲んではいけないし、触ってはいけない。必ず水は清水江の水を使用しなければならない。もしこれに違反した場合、龍が逃げてしまい、水がかかれてしまうという。またグワグワジンの水で洗濯は絶対にしてはいけないことになっている。

また、このときの女性と子供は不浄なものとされているので、龍は護ってくれないという。女性が井戸の水に触れるということは、龍が井戸から逃げ、その水を持っていってしまう。つまり干害が起こることを意味している。苗族の人は水が天に上がってはじめて雨が降ると考えている。そして龍は水を運ぶ動物としている様子がうかがえる。

彼女以外にも、清水江の川辺にいた古老にも話を少し聞いたが、古老が言うには、清水江は沅江の上流にあたり、それはやがて湖南省の洞庭湖に流れ込む。その洞庭湖で行なわれている龍舟競渡はこのあたり、つまり施洞地区のものとは性格を異にする。この辺りでは、粽を川へ投げ込むことはないというのである。また、ある中年男性は竜が購報によって殺され、村人が肉を分けた部位を呉愛銀のものとは別のところであるといっていた。これらの伝説の分析の厄介なところは、語られる人によって違うということだが、貴重な意見であった。

村役場で提供された資料⁽²⁾から

龍船競渡が始まる数日前になると村役場の掲示板（黒板）に大きく龍船競渡に関する物語が書かれる。村で字の読める人々や地方から龍船競渡を見にやってきた観光客などは、ここを訪れ、龍船競渡に関する知識を得る。この資料自体は、龍船競渡に参加する村の村長や村で徳が高くものをよく知っている人などから政府が聞き集めたものを文字化したものである。

独木龍舟節（翻訳：筆者）

独木龍舟節は苗語で「Qiab Niangx Wongx」といわれる。独木龍舟節は中国の龍舟文化の奇跡である。

木を切り、舟を割り、下水儀式（下水：下船の意味。以下便宜上下水という語を使用する）から競渡まで多くの規定と順序があり、また禁忌と伝承、伝説にあふれたこの独木龍舟節から古く、また神秘的な苗族文化の息吹を感じざるを得ない。

独木龍舟節の謂ればある衝動的な物語から始まる。

2000年以上前、老屯の榕山というところに一人の老人がいた。その名を購報（ゴウバオ、苗語の中国語表記）といった。あるとき、彼は息子を連れて巴拉河に魚を取りに来た。父子は巴拉河の下流、巴拉河村から500m離れた川の流れの速いところにきた。購報が魚を捕っていると、一匹の大きな龍が現れ、船端にいた購報の子供を口で咬み、水の中へさらってしまった。購報は水の中の龍が住む洞窟へ入ってゆき、龍の住処を見つけた。龍は眠っており、子供はすでに龍にかみ殺されて、龍の枕にされていた。子供の体には既に3枚の龍の鱗が生えており、購報は子供がもうすぐ龍になってしまふことを知ったので、龍の洞窟を抜け、河岸へ戻つていった。子供の仇をとるため、購報は毎日柴刈りを行った。2ヶ月経ったある日、購報はその柴をすべて龍の洞窟の中へ入れ、点火した。龍の住処は燃え出した。3日3晩経ったとき、天は暗くなり牛は草も食べられなくなり、人も山で生活できなくなった。9日目の朝、清水江の対岸の勝秉村の女性が松明を持って子供を連れて川辺に野菜を洗い水を汲むためにやって來た。この婦人が野菜を洗っていると、その子供が天秤棒を水に浮かべた。すると天秤棒は水面を回りだした。その流れに任せて、子供は口で「トントントオー、トントントオー」と口ずさみ始めた。するとその声に合わせて天が明るくなり始めた。天が明るくなつてから、勝秉村の人々は清水江の河畔に大きな龍が死んでいるのを発見した。この知らせが伝わると、施洞村の人々は龍の肉を分けることにした。

勝秉村は龍の頭を、塘塙村は龍の胴部、平寨は龍の首、老屯稿仰村は龍の脊椎、楊家寨は龍の腹をそれぞれ分け合った。

その夜、龍は夢で各村の寨老にこういった。「私は老人の子供を殺した。老人は私を焼き殺した。因果応報である。村々の人々が行いを良くし、木を切り、私の体に似せて彫り、毎年川辺で何日か競漕してほしい。そうすれば私はあなたたちのために雨をもたらし、施洞地域に五穀豊穣をもたらすであろう。」と。

それで、各村の寨老は集会を開き、各村の龍舟を修

理し、五穀豊穣と風と雨のために何日か競漕することにした。また、分けた龍の肉の部位により色を決め一つは施洞の楊家村は龍の内臓を獲得したので、この村の龍舟の頭はすべて緑色をしている。またもう一つは老屯と稿仰村は龍の背を獲得したので、人々はこれを鬼の象徴(不吉なもの一種)としてその頭を赤にした。

よって、毎年、龍舟競渡の時には、人々は老屯稿仰村の龍舟を施洞の清水江の河畔まで漕ぐことを許さない。

龍舟競渡は毎年、農暦の5月5日に祝うことにしているので、端午節といわれる所以である。

しかし、何年か実施したところ、人々は5月5日の農耕の一番忙しいときに行なうのは祭りを行なうには不便であるので、各村の寨老は塘塙村で召集大会を開くことを決定し、会議ではどの村の寨老もそう考えていることが明らかとなった。この会議で、龍舟競漕の日は20日延長し、5月25日を開始とする案が出された。しかし、争論となり、結局塘塙村の寨老が一番徳が高いということで、龍舟節を5月25, 26, 27日に塘塙村で行なうことになった。

しかし、巴拉河沿岸の村の寨老はその日のうち1日だけ老屯の榕山で行ないたいと提言し、芳寨の寨老も同様の要求をした。そのほかにも、平寨、平兆、六河の寨老も同じ要求をして、結局、5月25日は塘塙、26日は榕山と六河が同時に、27日は芳寨が挙行することになった。平寨と平兆は会議に参加することが歓迎されなかつたため、案は受け入れられなかつた。そこで平寨は5月24日に挙行し、平兆は自ら元の5月5日に祭りを行なうことにした。それで、この施洞地区的龍舟競渡は異なつた村で異なつた時間に行なうようになった。しかし、5月25日の龍舟節が一番盛大に行われている。

龍舟節は施洞地区的苗族の最も盛大な祭りであり、2000年以上の歴史がある。龍舟は3本の大きな杉の木で作られており、中央の一本が「母舟」と呼ばれ、直径が70cm、長さが約24mある。両側の2本は「子舟」といい、直径約50cm、長さ約17mである。

下水儀式のときにこれに龍頭を取り付ける。龍頭に

は贈り物である鴨や鶩鳥が掛けられ、舟の上には豚などが置かれる。

母舟の前方に座る4人は撐高（舵手）、スター、鼓主（鼓頭とも呼ばれる）、敲鑼（鑼手）、である。漕ぎ手は「子舟」の上に二手に分かれて乗る。こぎ手の衣装は決まっており、紫色の布で織った服と青色のズボン、腰には銀細工で作られたベルトを着ける。頭には鳳凰の尾に似せた3本の銀片のついた竹製の傘を被る。そして船の最後尾には艄公と呼ばれる舵取りが立つ。

龍舟が下水するとき、下水儀式がある。農暦の5月20日から23日の間に、施洞地区では青年らによって川辺に運ばれる。下水が終わってはじめて龍頭をつけることができる。

龍舟競渡当日、各村では龍舟付近の川辺で、正方形のテーブルを並べ、1升の米をおき、米の上には3本の線香をたき、12元のお金を置き、巫師に白の雄鶲を携えてもらい、テーブルの近くで、山の神、木の神、先祖に対して、龍舟競渡が無事終了するように我々を守ってくださいという願いをこめて、唱えごとをしてもらう。

龍舟競渡が終わってからも巫師が同じ方法で山の神、木の神、先祖を送る。

現在の苗族龍舟競渡

現在、苗族の龍舟競渡は私が訪れた時もそうであったが、観光化による儀礼の簡略化がひどく、以前のように厳粛に行なわれているわけではない。舟に積み込む供物もばらばらで、外部からの観光客の接待に追われ、下水する時間も当日の状況をみて決められている。もちろんこの台江县の龍舟競渡は、中国国内ではかなり盛大な祭りであるために、外国人観光客だけでなく、中国のさまざまなところからこの祭りだけを見にやってくる人が跡を絶たない。観光整備はあまり整っておらず、特に断水には毎日悩まされた。野菜や服は清水江で洗えばよいが、飲み水は政府が管理しており、特に観光客が増える間は毎日断水していた。

また祭りの優勝者には政府から豚や鶩鳥、鴨が送ら

れ、もとあった龍舟競渡とは様変わりしてしまったと20年前の状況を知る人は語っていた。

清水江の川辺で祭りの準備をすることもなければ、観光客相手に祭り以外の日に龍舟競渡を行なう村さえある。

農作業も後回しにされ、干上がった田がいくつもあった。この村がかつては農暦の5月5日、田植えが終わると同時に開催していた龍舟競渡の持つ意味までが変化させられてしまったようだ。

現在の苗族が行なっているこの龍舟競渡は中国人観光客と海外からの観光客に見せるイベントになってしまっている。賞金や景品は政府に管理され、下水する時間まで、政府によって指示されている。

5. 龍舟競渡の構造のまとめ（フィールドノートから）

以上、4. からもわかるように、龍舟競渡を行なうようになった起源に関しても、目的に関しても、さまざまな説があり、村や語り手によって違うことがわかる。男性だけでなく、女性にとっても龍舟競渡は重要な祭りであり、教訓とするところが多い。また龍舟競渡の担い手である若い男性も、多くは出稼ぎのために黔東南の中心である凱里という街まであるいは上海や北京に出向いている。実際、人手が足りず、参加できなかつた村もあった。しかし、そのような状況になってしまった現在でも、龍舟競渡は続けられている。そこで、今回の調査の報告の結果と今後の課題を以下にまとめてみた。

- (1) 龍舟競渡の目的は雨乞いの可能性が高いということ（特に塘龍村は田植えのときも普段の生活の中でも水に悩まされることが多い。）
- (2) 龍舟競渡の起源について清水江の水上漁撈民の実態の調査も必要であること
- (3) 「清水江の下流は湖南省の洞庭湖に通じており、昔は清水江を溯って漢民族の商人たちが多くこの施洞の村までやってきており、その交流は頻繁であった
- (4) 清水江の上流は凱里であり、平寨などの漁撈民はそこまで行き、漢民族と交易をしていたこと。平寨

のほうが、財力に富んでいるという。

- (5) 龍舟競渡の起源について語られる伝説などは語り手により違うものの多くの点で共通している。苗族の伝説の語り方（歌垣の一部として捉えられる）についての考察を深めることで、その構造を明らかにし、より多くの資料の収集を進めることで、その実態の解明に努める。
 - (6) 龍舟競渡に伴う儀礼、龍舟競渡について書かれたものには記載されていない儀礼がなかったかどうか調べる必要がある。
 - (7) 闘牛などの儀礼が伴っていたこともあり、そこに何らかの生産儀礼の要素が含まれていなかつたかどうかを検討する。
- 以上、今回の調査で得られたことについて大まかにフィールドノートから抽出したものを記載し、今後の龍舟競渡を行なう目的についての研究の課題の提出を試みた。
- 龍舟競渡は多くの要素を含んでいるが、特に苗族の歌垣の一部としてとらえることのできる伝説や民話の考察も現代に残された重要な資料であることを強調してこの調査のまとめとした。

謝 辞

この調査以前に、沖縄大学地域研究所所長 比嘉政夫氏より龍舟競渡に関する資料を提供していただきただけでなく、調査地の選定についても御教示いただいた。ここに感謝の意を表したい。また台江では調査中の苗語から中国語への通訳を担当してくださった吳芳さんにも併せて感謝する。

引用文献

- (1) 君島久子、1980、12、「龍船競渡考－『武陵競渡略』を中心として」『山本達郎博士古希記念東南アジア・インドの社会と文化(上)』発行所：山川出版社p443。
- (2) 台江県施洞政府広報室、2005、『龍舟競渡に関する資料』(複写版)。

参考文献

- 秋山一・白鳥芳郎編、1995、『沖縄船漕ぎ祭祀の民俗学的研究』 勉強社。
- エバーハルト.W、1942、(白鳥芳郎監訳、1987)『古代中国の地方文化』 改造社。
- 伊波普猷、1930、「琉球年中行事」『日本地理体系9巻、九州地方篇』 六興出版。
- 君島久子、1977、「竜神(竜女)説話と竜舟祭 (1)」、国立民俗学博物館研究報告2:p35-36、p57-61。
- 君島久子、1986、「中国文献にみる龍舟競渡-方志資料を中心として」、国立民俗学博物館研究報告11:p545-548。
- 馬渕東一、1964、「爬龍船について」、沖縄文化16:p419-421。

モーリシャスにおける沿岸水産資源・生態系管理の課題と対策

鹿熊 信一郎*

Coastal Fisheries Resources and Eco-system Management in Mauritius

Shinichiro Kakuma

アジア太平洋島嶼国における沿岸水産資源、生態系の管理と比較するため、インド洋の島嶼国であるモーリシャスの状況を調査した。礁池内でおこなわれる小規模漁業は、手釣、カゴ漁、ラージネット（曳網の一種）が中心である。小規模漁業管理の特徴は政府のトップダウン的な性格が強いことである。政府が主体的に沿岸資源を管理するためには、取締を徹底しなければならない。各地の水揚場に取締員を配置して、違法漁業の取締、毒魚のチェック、漁獲統計データの収集をおこなっている。政府関係者は、資源水準の指標となるCPUEが横ばいであることから、沿岸水産資源の水準は横ばいであると評価している。しかし、漁業者からの聞き取りでは、5年前と比較して沿岸水産資源は減少しているという認識だった。今後、漁民の組織化を進め、共同管理を導入する必要があると考えられる。モーリシャスのMPA（海洋保護区）には6地区の漁業保護区と2地区的海洋公園がある。島の南東部にあるブルーベイ海洋公園ではサンゴ群集は健全な状態にあった。代替収入源対策として、養殖はティラピアを除いて進展しているとは言えない状況にある。礁池内の漁獲圧を礁池外の浮魚礁漁場へ分散させることは有望な代替漁業対策になると思われる。現在、22基の浮魚礁が政府によって設置、管理されている。流失事故が多いので、台風に強いため沖縄で設置数が増加している中層浮魚礁の導入が効果的であると考えられる。

キーワード：モーリシャス、共同管理、海洋保護区、浮魚礁

Coastal fisheries resources and eco-system in Mauritius were compared with the conditions in Asia-Pacific island countries. The major small-scale fisheries in lagoons were hand-lining, trap-netting and "Large-netting." Typical characteristics of the small-scale fisheries management are top-down systems by the government. Strict enforcement is required for the top-down management to be effective. Enforcement officers at many fish landing sites investigate illegal fishing, poisonous fish and catch data. The government considers the state of fish stock in lagoons as stable because of stable CPUE transition. The fishermen, however, think that fish stocks in lagoons have decreased since five years ago. Co-management of the coastal resources between the government and the organized fishing communities may be needed in each district. Marine protected areas (MPAs) in Mauritius are six fish reserves and two marine parks. In Blue Bay Marine Park in the southeast of the island, coral reef communities were in good condition. As alternative income sources for the fishing communities, aquaculture has not advanced well except for Red Tilapia. Fish Aggregating Device (FAD) fisheries outside lagoons seem good alternatives for the fisheries in lagoons. Although 22 FADs were deployed and maintained by the government in 2004, some of them were lost and redeployed. Sub-surface FADs, durable to typhoons and increasing in Okinawa, may be effective in Mauritius, too.

Key words : Mauritius, Co-management, MPA, FAD

* (財) 亜熱帯総合研究所、901-0156 那覇市田原78-3、Kakuma@subtropics.or.jp

はじめに

2002年にヨハネスブルクで開催された環境開発サミットでは、「貧困撲滅」が最大のテーマの一つとなった。アジア太平洋諸国貧困層の多くが沿海に暮らし、生活の糧を沿岸水産資源に頼っている。しかし、これらの国が多くて、沿岸水産資源は乱獲により悪化しており、これを支えるサンゴ礁、マングローブ生態系も脅かされている (Adeel and King 2002)。このため、効果的な沿岸水産資源、生態系の管理を進めることが急務となっている。

筆者の関心の中心は、沖縄を含めたアジア太平洋島嶼国における沿岸資源管理である。これらの国々における沿岸資源管理とインド洋の島嶼国であるモーリシャスにおける沿岸資源管理を比較すれば、課題と対策がより明確になると想え、モーリシャスを調査した。熱帯亜熱帯における効果的な沿岸資源管理策、および日本、沖縄がこの分野で貢献するための方策を、問題解決型アプローチで検討することを調査の目的とした。

熱帯域の沿岸資源管理では、温帯域で開発された西洋式管理手法、特に政府がトップダウン的に実施する方法は有効に機能しないことが多いと思われる⁽¹⁾。なぜなら、熱帯域では、漁獲対象魚種の数が温帯域より圧倒的に多いなどの独特の条件があり、これが西洋式管理手法に不利に働くためである (鹿熊 1999; Kakuma 2003)。したがって、沿岸資源管理は地域主体のコミュニティベース管理、あるいは地域と政府が共同でおこなう共同管理(Co-management, Pomeroy and Williams 1994)で実施せざるをえないものと思われる。

資源管理のアプローチとして、「政府主体であるか地域主体であるか」という分け方とは別に、調査主導管理と実践主導管理に分けることもできる (鹿熊 2004)。調査主導管理は、対象生物の生態や漁獲統計を綿密に調査し、モデルを作りて管理効果を予測した後、管理を始めるものである。これに対し実践主導管理は、すでに得られている知見に漁業者の知識を加えて、まず管理を始めてしまう。そして、その結果をみて管理策を変更していくものである⁽²⁾。熱帯島嶼国の沿岸漁業

では、実践主導管理のほうが効果的であると考えられる。

沿岸資源管理のツール（手法）には、禁漁期、禁漁サイズ、漁具漁法制限、参入制限、漁獲量制限等があるが、近年、海洋保護区（MPA: Marine Protected Area）が注目されてきている。MPAの設定には、保護区内（ソース）の卵、幼稚仔、成体が周辺海域（シンク）へ拡散していくスピルオーバー効果を考慮する必要がある⁽³⁾。また、熱帯亜熱帯での沿岸水産資源管理計画に沿岸生態系の保全計画が組み込まれることが多くなってきた。重要水産資源の生息場、保育場、餌場としてサンゴ礁、マングローブ生態系の保全が資源管理の一環として考えられているためである。さらに、沿岸生態系ないしは生物多様性の保全を主目的としたMPAも増えてきている。MPAが熱帯域の資源管理で有効である理由は、綿密な調査なしでも、漁業者の知識（特に重要対象種の産卵場や産卵期）を基に設定が可能であること、多魚種の条件にも対応していること、サンゴ礁やマングローブ等の生態系保全にも適用できること、設定規則を柔軟にしておけば、様子をみて面積や数を変更できること、参加型の管理策になりやすいこと、など様々である。

水産資源管理は特に初期の段階で漁獲を制限することになるので、地域住民の代替あるいは補足的収入源、食糧源の確保を図ることは重要である。代替収入源がなければ管理を持続することが困難になることが多い。各地の実態に応じて、養殖、水産加工、浮魚礁、エコツーリズム等が代替収入源として導入されている。

沿岸水産資源、生態系の共同管理を進めるには、地域ごとにそれぞれ独特の条件があり、どの地域でも完全に適用できるマニュアルのようなものは存在しない。東南アジアや太平洋島嶼国とモーリシャスをはじめとするインド洋島嶼国の条件は異なって当然である。しかし、同じサンゴ礁、マングローブ生態系に依存する熱帯島嶼国での共同管理には、普遍的な原理も存在するのではないかと考えられる。本調査は、モーリシャスと東南アジア太平洋島嶼国との違いを比較するとと

もの、この普遍的な原理があるかどうかを調べることもねらいとした。

調査方法

2004年8月22日～8月31日の日程で、モーリシャスにおける沿岸水産資源と生態系の管理状況を調査した。沖縄からモーリシャスへは台北、香港経由の航空便を使つたが、現地調査は実質6日間となった。

初日はアルビオン水産研究所（AFRC）を訪問し、研究員などから聞き取り調査を実施した。2日目は政府水産省、漁業教育研修センター（FITEC）を訪問し、聞き取り調査を実施した。3日目は浮魚礁漁業の乗船調査とモーリシャスに点在する水揚場の調査を実施した。4日目はブルーベイ海洋公園とリゾートホテル前のサンゴ礁をスノーケリングにより調査した。5日目はマングローブ植林地区と水揚場の調査を実施した。6日目はバラショアと呼ばれる簡易養殖施設を調査した。

調査結果と考察

1. モーリシャスの沿岸漁業の実態

1-1. モーリシャスの概要

モーリシャスはアフリカ東岸マダガスカルのさらに東側855km、南緯20度に位置する島嶼国である（図1）。

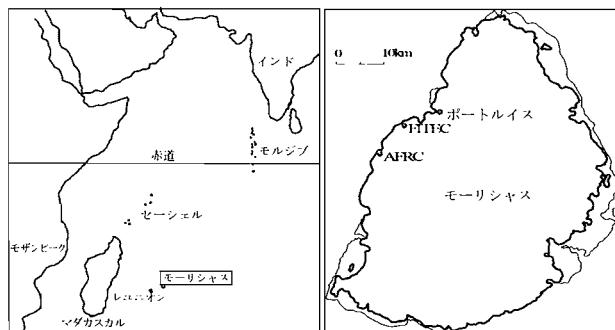


図1 モーリシャスと関連機関の位置

島の面積は2045km²で沖縄本島の約1.5倍、卵型をしており長径は約60km、短径は約40kmである。東側のロドリゲス島を含め、人口は120万人である。人種構成はインド系が65%，アフリカ系のクレオールが25%，これに中国系、白人系が加わる。沖縄とよく似た背景をも

ち、産業はサトウキビ産業、繊維産業等があるが、海を基盤とした観光産業が中心である。年間、海外から65万人の観光客が訪れる。

1-2. モーリシャスの沿岸漁業

モーリシャスの漁業は大きく分けて、ラグーン（礁池）内とそのすぐ外側でおこなわれる小規模漁業、沖合の曾根でおこなわれるバンク漁業、さらにその沖でおこなわれるマグロ漁業がある。2001年報告書（MOF n.d.c）では、小規模漁業1,075t、バンク漁業3,410tの漁獲量である。マグロ漁業は地元船の水揚げは少ないが、外国船の水揚げが16,327tある。

小規模漁業は、手釣、カゴ漁、ラージネットと呼ばれる曳網の一種が中心で、これにスピアーフィッシング（矛突）、刺網が加わる。ラグーン内の資源が減少してきたため、10年以上前からラグーン外に漁獲圧を分散する試みがなされている。浮魚礁（FAD: Fish Aggregating Device）漁業振興もこの一環である。ラグーン外や近場の曾根における手釣も奨励されている⁽⁴⁾。

手釣は、ナイロンラインに錐、針、餌を付けるだけのシンプルな漁法で、動力釣具は使わず人力でおこなわれている⁽⁵⁾。漁船は7～8mの長さで、セール（帆）と船外機エンジン（15馬力程度）を両方装備している漁船がほとんどだった。エンジン、燃料タンク、漁具は、一旦浜に船を付けて陸に揚げ、漁業者の家へ自転車やオートバイ等に乗せて運ぶ。これは盗難を防ぐため、船はその後船溜まり（湾になっている場所もあれば全くオープンな場所もある）に出し、そこで係留する。

カゴ漁は、竹製か金属製の幅1.5m、長さ2m、高さ

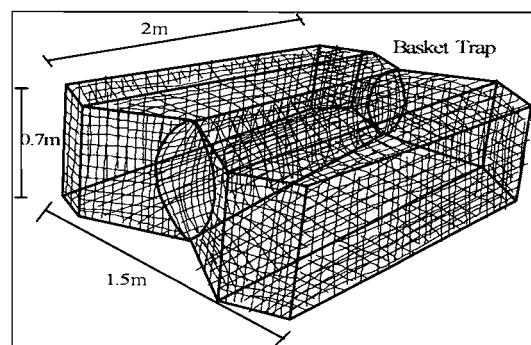


図2 カゴ（Basket Trap）

70cm程度のカゴを使用する（図2）。ウニ、海藻、雑魚を餌として使い、ハギ類、フエフキダイ類、ブダイ類を漁獲する。ラグーン内を主とするがラグーン外も漁場とする。竹製は450ルピア（調査時点では1ルピアは約4円）で約3ヶ月使える。金属製はメッキ処理をしており、2000ルピアで約6ヶ月使える。

ラージネットは規則で長さ500m、高さ1.5mまでと定められている。網目は、規則で9cm以上と定められている。1組20人程度で主にラグーン内で操業される。サンゴが絡むとこれを破壊することがあること、漁具選択性が低く、資源管理上も問題があるという意見も漁業者にあった。

刺網はあまり盛んでなく減少する傾向にある。スピア漁もカゴ漁や手釣と複合的に営まれており、これを主とする漁業者は少ない。タコが主な漁獲物となっている。

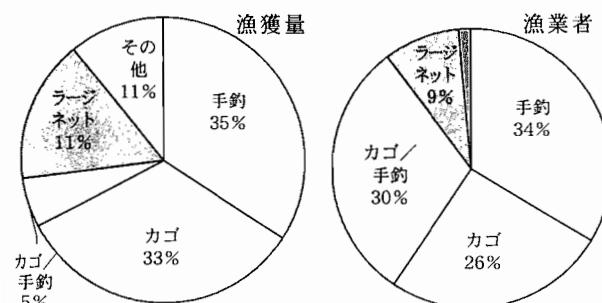


図3 モーリシャス沿岸小規模漁業の漁業種類別構成
左：漁獲量 右：漁業者数

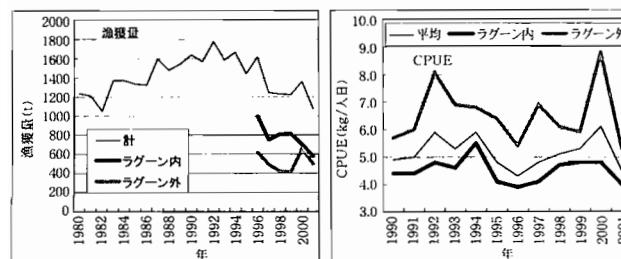


図4 沿岸小規模漁業の漁獲量とCPUE推移

アルビオン水産研究所（AFRC）は、1995年までに日本の援助で建設された。水産研究所という名称だが、統計、情報発信、普及等の業務も担っているし、サンゴ礁やマングローブ等沿岸生態系の保全に関する調査研究も実施している⁽⁶⁾。2004年8月には水産情報技術普及センター（FITEC）が、やはり日本の援助で建設さ

れ、ここにAFRCの機能の一部が移管された。以下、AFRC発行年次報告書（AFRC n.d.a; n.d.b; n.d.c）の統計資料を示す。モーリシャスはアジア太平洋の島嶼国と比較すると統計資料は整備されている。図3に沿岸小規模漁業の漁獲量と漁業者数の構成を示した。どちらも手釣、カゴ漁、ラージネットでほとんどを占めてしまう。図4に小規模漁業漁獲量とCPUE（単位努力量当たり漁獲量）の推移を示した。1993年以降、漁獲量は減少傾向にある。特にラグーン内は1996年以降減少している。1990年からのラグーン内小規模漁業のCPUEは4～5kg/人日で横ばいである。

1-3. 小規模流通の状況

各地の水揚地では、フィッシュマンガー（fish monger）と呼ばれる仲買人が漁業者から魚を購入していた。水揚げの時間帯は水揚地によっておよそ決まっているので、マンガーはその時間の前に水揚地で待機している。魚価がマンガーによってコントロールされているという話を聞いたが、詳細は調査できなかった。東南アジアでみられるような船、エンジン、漁具の費用を漁業者が仲買人から借りるという話は聞かなかつた。

カトルボーンという町の消費地市場で販売価格を調べた。1キログラムあたり、マチ類（ハマダイが多かった）は180ルピア、ブダイ類は130ルピア、フエフキダイ類は150ルピア（このうちハマフエフキは180ルピア）、大型のベラ類は100ルピア、ニザダイ類は50ルピア、テングハギは160ルピア、マグロ類（ビンナガ、キハダ）、カジキ類は90ルピア、タコは120ルピア、レッドテラピア（活魚）は100ルピアだった。ある水揚地では、マンガーに混ざって一般の人も漁業者から直接魚を買っていた。鮮度の良いハマフエフキとアオチビキが120ルピアだったので、町の消費地市場よりは安価だった。カトルボーンの魚市場は幅8m×長さ24m程度の建物で、氷は使われていなかった。首都のポートルイスにはこの3倍規模の魚市場があるとのことである。

2. 沿岸資源の状況

図4のCPUEでは、努力量は漁業者の数と出漁日数をかけたもので、漁業者が1人1日当たり何kg漁獲したかを示す。ラグーン内漁業のCPUEは明瞭な減少傾向を示していない。AFRCの統計担当者は、この数値をもとにラグーン内の資源水準は安定していると言っていた。しかし、この評価にはいくつか問題点がある。CPUEを計算する際、正しい努力量を求めるることは難しい。いくつかの漁法、魚種が含まれている漁業の対象資源水準を評価するとき、その構成が変化しても同じ基準（この場合、漁業者数と出漁日数）で努力量を評価するのは問題である。年次変化の傾向を読みとるのも難しい。通常、漁業者数、出漁日数、漁獲量が安定していて見かけのCPUEが一定であっても、漁獲技術、能力の向上（漁船の大型化、エンジンの増加、大型化、漁具の性能向上、魚群探知機、GPSの導入等）によって真のCPUE、資源水準は減少していることが多い。さらに、漁場が拡大している場合は正しい評価ができない。モーリシャスの場合は、ラグーン内を主漁場とする漁業者（つまり統計上ラグーン内漁業者）が、ラグーンの外へも漁場を拡大する傾向があるので、見かけのCPUEが安定していてもラグーン内の資源は減少していると考える方が適当と思われる。

7箇所（図5）の漁業者（のべ十数人）に「5年前と比較してラグーン内の魚は増えたか減ったか？」という質問をした結果、全て減っているという答えだつ

た。理由は地域によって若干異なっており、北部のカブマルルとグランペールでは、主に手釣の漁業者がホテルからの汚染が1番の原因だと言っていた。この地域はリゾートホテルが集中しており、ホテルからの排水は十分処理されていないらしい。南東部のマエブルでは、カゴ漁の漁業者が、やはり汚染が1番の原因だが、ホテルからではなく農地から雨の時に流れ出す農薬が影響していると言っていた。南西端のベドカップでは、カゴ漁とスピアーフィッシングの漁業者がライム工場からの廃水とラージネットが原因だと言っていた。南西部のタマリン、ブラッククリバー、カセノヨールでは、ラージネットの漁業者がホテル施設前での様々な海洋スポーツ（ウインドサーフィン、カイトボード、水上スキー等。ジェットスキーは汚染の問題もありモーリシャスでは禁止されている）が1番の原因だと言っていた。この地域もリゾートホテルが集中しており、安定して風が強いため海洋スポーツは盛んである。

3. プロテクションサービス

モーリシャスには優れたプロテクションサービスがある。基本的には「取締」をおこなっている。取締は資源管理で最も重要な要素の一つである（鹿熊 1999）。熱帯域では、政府による取締が十分機能しないことも共同管理が重要である理由の1つとなっている。しかし、モーリシャスでは政府による取締は徹底しており、相応に機能していると考えられる。警察署や61の水揚地のいくつかに、プロテクションサービス担当職員用の施設が整備されている。

プロテクションサービスには統計サービスも組み込まれており、担当職員は水揚地を利用する全ての漁業者を把握している。大きな水揚地では、ほぼ毎日、漁船が入港して水揚げをするたびに漁業者別、漁法別、魚種別の漁獲量を集計表に記入している^⑨。

もちろん、取締員は本来の業務である違法操業の取締もおこなっている。南西部ラポルネーズの警察署では、非常に網目の細かいネットが没収されていた。メッシュサイズ以外では、網の長さや無免許等が取締の対



図5 漁業者からの聞き取り調査点

象となっている。ダイナマイトやシアン化合物は、20年以上前には使われていたが、現在は使用されていない。

4. 沿岸生態系の保全とMPA

4-1. サンゴ礁

モーリシャスの漁業法 (MOF 1998a; 1998b) では、MPAは漁業保護区 (Fishing Reserve), 海洋公園 (Marine Park), 海洋保全区 (Marine Reserve) に分けられる。漁業保護区は50年の歴史があり、現在6箇所指定されている。ここでは、構造物の設置制限や汚染の防止の他、網漁業の禁止と釣りやカゴ漁の免許制が規定されている。海洋公園では7種類のゾーニングがなされている。a) 多目的使用区, b) 保護区, c) 特別保護区, d) 航行レーン, e) 水上スキーレーン, f) 係留区, g) 水泳区である。多目的使用区では釣りやカゴ漁は認められている。保護区や特別保護区はより規制が厳しく、基本的に漁業活動は認められていない。海洋保全区は、最も規制が厳しくノーテイク (完全禁漁) である。2004年現在、モーリシャスには一つも設定されていない。AFRC海洋公園部の研究員によると、モーリシャス島の沿岸はすでに90%程度開発が進んでおり、新たな海洋保全区を設定するのは困難とのことだった。このため、比較的開発が進んでいない離島部に生物多様性保全を目的とした海洋保全区の設定を検討している。

モーリシャスにはブルーベイ (Blue Bay) とバラクラバの2箇所に海洋公園がある (図6)。このうち、ブルーベイ海洋公園でパトロールボートを出してもらい、スノーケリング調査を実施した。AFRCはブルーベイに五つのモニタリング点を設定し、魚類やサンゴをはじめとする無脊椎動物の状態を調査している。また、ブルーベイには水産省の事務所がある。サンゴや魚類の看板を設置して啓蒙的な業務も実施していたが、この業務の中心はプロテクションサービスで、職員は全て警察の制服を着ていた。湾奥と礁嶺近くでスノーケリングをおこなったが、湾奥の造礁サンゴはすばらしい状態だった。ノウサンゴ類等世界で最も古いと言

われるサンゴ群集が高密度に分布していた。テーブル状 (クシハダミドリイシが主), 樹枝状のミドリイシ類も多かった。礁嶺では湾奥よりもサンゴの被度は低かったが、ミドリイシ類等が高密度に分布している場所もあった。水深は浅く、大潮干潮時には干出するかもしれない。この点も被度が低い原因と考えられるが、根

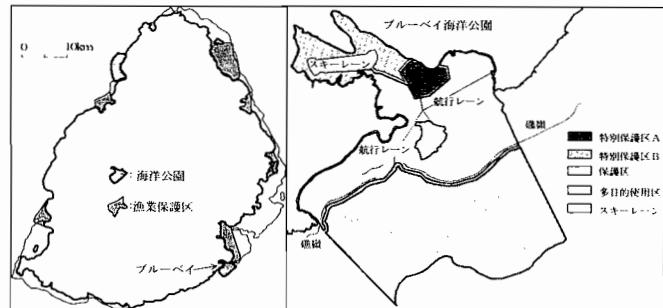


図6 モーリシャスのMPA位置とブルーベイ海洋公園のゾーニング

元から折れているサンゴもあり、サイクロンの波による破壊もあると思われる。サンゴの破片が散乱するガレ場状の場所もみられた。

沖縄でサンゴ礁の3大攪乱要因となっている白化現象、オニヒトデ、赤土汚染は、どれもモーリシャスに存在するが、被害の程度はそれ程大きくないとのことである。世界中で大規模な白化現象が起きた1998年でも、モーリシャスのサンゴの白化は10%以下で、その後の回復も速かった (Pillay et al. 2002b)。オニヒトデの発生も小規模で、大発生は孤立した狭いリーフに限られているため、徹底的な駆除により大部分のサンゴ礁は守られているとのことである⁽⁸⁾。赤土汚染については、赤色土壤が広く分布し、山もあり、広大なサトウキビ畑の開発も進んでいるので、沖縄と同様の問題が発生しそうなものであるが、まだ顕在化していないのかもしれない。

ブルーベイ海洋公園は1997年に設定された。周辺住民の反応は良く、アンケート調査の結果、魚が増えたと感じている人が多い。海洋公園区域は、海側は礁嶺から1kmまで、両端はブイによって区切られている。しかし、北側の境界である三つのブイのうち、沖側の2つはサイクロンで流されてしまっていた。区域は比較的広いが、これだけ厳しい取締体制であれば密漁は

ほとんどないと思われる。ブルーベイ海洋公園区域内には大きなリゾート施設がある。このため、水上スキー・レーンが設定されている。このリゾートは、公園内の小島に宿泊客用の施設をもっており、朝、船で客を島へ渡し、夕方本島へ戻すサービスをおこなっている。このリゾートは、小島に本格的な施設を建設する計画を政府に提出したが、海洋公園区域内であり、また、ウミガメの産卵場ともなっているため、計画は認められなかった。

4-2. マングローブ

モーリシャスの西岸にはマングローブは少ないが、東岸はマングローブ林が発達している。また、東岸～南岸はラグーンもとても広い。東岸、西岸ともにマングローブの植林プロジェクトが実施されている。完全に政府が主体となる事業で、NGOや地域コミュニティーの参加はほとんどないようだ。ここにもモーリシャス政府のトップダウン的な進め方が表れている。植林しているマングローブはヤエヤマヒルギ属である。植林後2年と5～6年の地区を案内してもらったが、どちらのマングローブも良く育っていた。海岸に沿ってベルト状に植林しており、特に東岸の道路が海岸に沿っている場所では、相当の距離にわたってマングローブが植林されていた。植林は、水産資源涵養も目的としているが、海岸保全が第一の目的とのことであった。

5. リゾートホテルとの共存

リゾートホテルと漁業者との間にコンフリクトがいくつか存在する。最大のものはホテルからの汚染問題だろう。ラグーン内の魚が減った原因としてホテルからの汚染があげられた水揚地では、海岸のすぐそばにたくさんのホテルが並び、污水は全く処理されずにそのまま海へ流されているとのことだった。これが事実なら、ラグーン内への栄養塩負荷は相当のものになると考えられる⁽⁹⁾。

マリンスポーツと漁業との間にもコンフリクトがある。ウインドサーフィンやカイトボート（ウインドサー

フィンの帆の替わりに帆を使うスポーツ）をしている場所は、危険で漁業ができない。特にカゴ漁に支障があるようだ。日本の共同漁業権のような制度ではなく、漁業とマリンスポーツの区域を分けるゾーニングもされていない。したがって、操業を制約されている漁業者には、これに伴う補償金は支払われていない。

政府にとって、観光と沿岸漁業とを自国経済への貢献度で比較した場合、観光が圧倒的に大きな比重を占めると思われる。しかし、モーリシャス沿岸の漁業者の多くが貧困層と考えられるため、この対策も重大な課題である。モーリシャスへの観光客は、ほとんど全てが海外からであり、過剰な外国人観光客の入域による漁村文化への弊害も考えられる。ある政府関係者は、現65万人の観光客を100万人にするのは、キャパシティーを超える恐れがあり問題であると言っていた。

6. 代替収入源対策

6-1. 養殖の可能性（バラショア活用含む）

国際協力機構（JICA）は1994～1999年の6年間、モーリシャスの水産業振興プロジェクトを実施した（国際協力事業団 1995; 1996; 1997; 1999; 2000）。このプロジェクトはAFRCの施設と人材活用をねらったもので、養殖、栽培漁業（陸上施設で人工種苗を大量生産し、これを海に放流して、大きく育ってから漁獲する漁業）を核とした水産振興を目的としていた⁽¹⁰⁾。AFRC養殖部での聞き取りでは、ヘダイ *Rhabdosargus sarba*、アミメノコギリガザミ *Scylla serrata*、レッドテラピア *Oreochromis* sp.、ウシエビ *Penaeus monodon*、オニテナガエビ *Macrobrachium rosenbergii* 等の養殖が取り組まれていたが、市場に出荷できる段階まで進んでいたのはレッドテラピアだけであった⁽¹¹⁾。

マングローブ域等の前面に石を積み、金属の格子を組んだ水門で仕切るバラショア（Barachoy）と呼ばれる粗放養殖池がモーリシャスには伝統的に存在する。種苗は小さい魚が自然に水門の隙間から入ってきたものを使い、これが大きく育つと外へ出られなくなる。給餌をおこなう場合もあるが、無給餌の場合もある。

魚の取り上げには投網やスピアを使う。JICAの調査団はバラショアに注目し、養殖振興に利用できないか検討している。1996年には、モーリシャスには33のバラショアが存在し、その面積は0.1~52ha、平均10.2haだった。水産工学の視点からの調査では、バラショアの特徴として以下があげられた(Hoshino and Khadun 1998)。

- 1) バラショアはラグーンの一部に造られ、通常マングローブに囲まれている。
- 2) ほとんどのバラショアの海底は浅く平である。
- 3) 囲いは石で造られている。
- 4) いくつかのバラショアの囲いはサイクロンでダメージを受けている。
- 5) 海水交換は潮汐によるが、潮位差は小さい(最大70cm)。
- 6) ほとんどのバラショアには河川の影響により黒ずんだ汽水が流入する。
- 7) ほとんどのバラショアの海底にはシルトが堆積している。
- 8) 風向は東か南東が卓越する。
- 9) ほとんどのバラショアでは、給餌しない粗放養殖がおこなわれる。
- 10) ほとんどのバラショアは盜難防止のためフェンスで囲われている。

今回、バラショアが多い東岸中央部で小さなもの2

つ、大きなもの1つを調査したが、使われている形跡はなかった。水産省の何人かにバラショアの活用について聞いてみたが、全て否定的な見解であった。理由は様々で、生産性が低い、シルトがたまって浅くなってしまった、平均潮位差が小さく海水交流が悪い等である。バラショアの利用者がフランス系の富裕層であることも関係していると思われる。海岸(最大満潮線より外側)は国有であるが、伝統的にこれをフランス系の住民にリースしてきた経緯がある。一旦リースすると既得権となり、これを中止するのが困難になっているのではないだろうか。このため、小規模漁業者が資源管理をおこなう際の代替収入源として、バラショアを活用した養殖を導入するのは難しいと思われる。

6-2. 中層パヤオ(浮魚礁)の導入

(1) 浮魚礁プロジェクトの現状

モーリシャスでは浮魚礁の設置は1985年に本格的にスタートした。2004年現在、22の浮魚礁がモーリシャス島周辺に設置されている(図7)。これらは、距岸4~19km、平均8.5km、水深260~3500m、平均1302mの海域に設置されている。設置に際しては港からの距離、海底地形、水深等とともに漁業者の意見も参考にしている。GPS(Global Positioning System:全地球測位システム)による正確な位置も測定されている。浮魚礁の構造は、直径28cmの球形フロート8~10個、直径

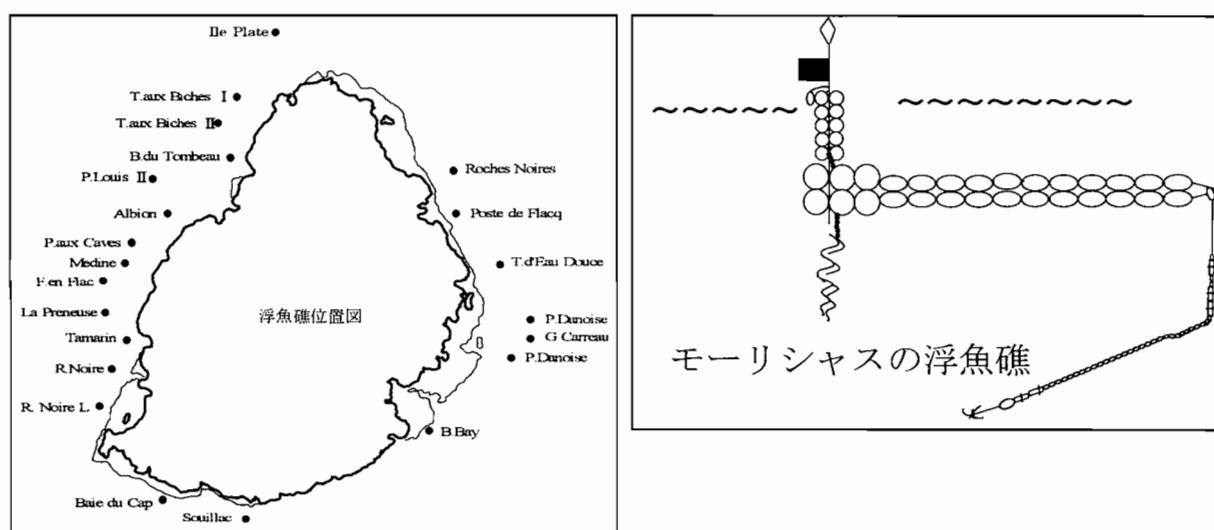


図7 浮魚礁位置図と浮魚礁構造模式図

20cmのフロート60~70個とポールをロープで結び、経18mmのアンカーロープで係留している。完全に政府による運営で、設置、メンテナンス、流失した場合の再設置も全て政府がおこなっている。浮魚礁プログラムは、海外からの援助資金に全面的に頼っているわけではない。この点は南太平洋のほとんどの国と事情が異なっており、持続的なプログラムとなっている。しかし、浮魚礁の平均持続期間は1.5年であり、22基の維持には大きな経費がかかっている。流失の原因は、サイクロンよりも大型船の衝突や引きずりによるものが多いと考えられている。レーダ反射板は付けられているが、夜間用のライトは付けられていない（沖縄では両方付けることが義務づけられている）。浮体と直下のロープの手入れにも経費がかかっている。痛んだロープ、シャックルの交換やサンゴ、貝類等付着生物の除去が必要である。付着生物の除去をおこなわないと、その重量で浮体が海中に沈んでしまうことになる。

（2）浮魚礁漁業の実態

2003年3月～2004年2月にかけて、6人の調査員により8箇所の水揚場で浮魚礁漁業の漁獲実態調査が実施された（Bauljeewon et al. 2004）。8箇所は島の西岸で浮魚礁が多い地区である⁽¹²⁾。モーリシャスの浮魚礁漁業者は、浮魚礁で一般的な曳縄（トローリング）、手釣、旗流だけでなく、活餌を使った縦延縄漁法も用いている。活餌は、岸近くで投網等により小型のアジ類やイワシ

類を獲ってこれを使う。1番のターゲットは水深300m程度を泳ぐビンナガ *Thunnus alalunga* である（図8）。

ビンナガは刺身としての需要は低く、日本では最も安価なマグロ類であるが、缶詰原料としての需要は高く、漁獲物はモーリシャス国内の缶詰工場へ送られる。Bauljeewon et al. (2004) の調査では、ビンナガが最もよく釣れたのは11月で、この月はCPUEも高くなっている⁽¹³⁾。11月の全魚種の漁獲量は約70t、1年間では約258tであった。この8箇所の水揚げはモーリシャス全体の約70%なので、全体では浮魚礁漁業年間漁獲量は約370tと推計される。沖縄ではパヤオ漁業の年間漁獲量は3000~4000tである⁽¹⁴⁾。

モーリシャスの浮魚礁漁船はピローグ（pirogue）と呼ばれるデッキがないボートがほとんどで、荒天では危険である。ポートルイス沖の浮魚礁に行ったときも、浮魚礁に着く直前に雨模様となり、操業していた2隻の漁船は港へ帰ってしまった。浮魚礁漁業の振興には、漁船の大型化、予備エンジン、デッキ、コンパス装備等の安全対策も必要であろう⁽¹⁵⁾。FITECでの浮魚礁漁業技術に関する研修も有効であると考えられる。

（3）中層パヤオの可能性

中層パヤオ（フィリピン、沖縄では浮魚礁はパヤオと呼ばれる）の導入は有望な代替収入源になると思われる（Kakuma 2000, 鹿熊 2002a）。漁業者からの要望もあり、政府は浮魚礁の数を25に増やしたいと考えてい

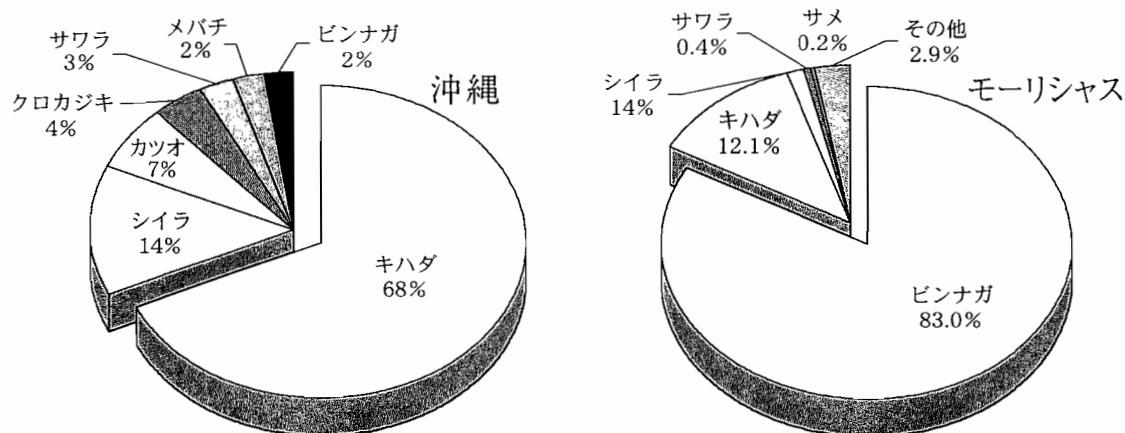


図8 沖縄とモーリシャスとの浮魚礁対象魚の構成比較

る。この増加分や流失代替の浮魚礁を中層パヤオにすることは検討してみる価値がある。沖縄では、公共事業で設置してきた大型パヤオ（ニライ）の設置が中層パヤオに移行しただけでなく、各漁協が設置するパヤオも中層化してきている。中層パヤオのほうが設置費用は割高であるが、台風による流失がほとんどないことが最大の利点である。大型船による衝突事故もない。マグロ類の蝦集効果には表層パヤオと中層パヤオで差がないという意見が多い。

熱帯島嶼国で中層パヤオを導入するには「設置技術」、「位置だし」の二つの大きな課題がある。中層パヤオの浮体を望んだ水深（30～80m）にもってくには正確な測深技術が要求される。特に水深1000mを超える場合は精度の高い測深機、あるいは魚群探知機が必要である。また、アンカーは投入後真下に沈降するわけではないので、海底ができるだけ平坦な場所を丹念に探さなければならない⁽¹⁶⁾。アンカーの重量が重くなることも課題である。中層の流れは表層より弱いとはいえ、流れでロープと浮体は傾く。これを軽減するためには浮力を増す必要があり、アンカー重量も重くなる。モーリシャスでは現在約1tのアンカーが使われているのが、中層パヤオ用のより重いアンカーを吊すことが可能な船を準備できるかが課題となる。まず試験的に簡易型の中層パヤオを、水深100～500m程度の浅い海域に設置してみるべきではないだろうか。この程度の水深なら測深は容易であるし、アンカー重量も比較的軽量となる。沖縄の北大東島でも試験的に水深100～200mの海域に中層パヤオを設置している。

次の「位置だし」の課題は、中層パヤオの浮体が海中にあって見えないことから生じる。沖縄のパヤオ漁船は、ほとんどがGPSを搭載しているので、浮体の近くへ正確に行くことができる⁽¹⁷⁾。モーリシャスの浮魚礁漁船には現状ではGPSは装備されていない。しかし、日本の漁業者が「山たて」と呼ぶ方法により位置だしは可能である。山たてとは、距離の異なる特徴的地形の重なり具合から2方位の見通しをとり、海上の位置をわりだす方法である。島に近い場所なら、かなりの

精度で位置を特定できる。モーリシャスの浮魚礁は平均距岸8.5km、最遠19kmにあるので十分山たてが使える⁽¹⁸⁾。また、漁業者は山たての技術に精通しているようである。政府が浮魚礁を設置する際には、漁業者が立ち会い、山たてと、位置が希望した場所であることの確認をおこなっている。

浮魚礁No.10は、設置作業のミスで偶然浮体が水深30mに沈み中層パヤオになってしまった。後に魚群が集まっていたため潜水調査がおこなわれ、浮体が確認された。このことにより、中層パヤオの魚群蝦集効果は漁業者に知られている。

モーリシャス周辺の海図は整備されている。中層パヤオを設置するには、この海図をもとに、より詳細な測深調査が必要であるが、これ以外に流れの情報もあつたほうがよい。流れによるロープの傾きを許容範囲内におさめるため、必要な浮力を計算しなければならないからである。また、パヤオ漁の漁況は流れに大きく左右されると言われている。この点でもパヤオ漁場の流れを調べることは有益である（鹿熊 2002b, c）⁽¹⁹⁾。

7. 沿岸資源の共同管理

ラグーン内の資源管理を進めるには、政府によるトップダウン的管理だけでなく、共同管理も導入しなければならないと思われる。このためには、漁村コミュニティ側の能力開発（キャパシティービルディング）が必要とされる。フィリピンでは、地方分権の動きに合わせ、地域コミュニティの能力開発が積極的に進められつつある（鹿熊 2004）。

7-1. 資源管理意識の向上

小規模漁業者には、自分達の資源を自分達で守っていこうという意識があまり感じられなかった。資源減少の原因は全て「外」にあり、自分達の漁労活動が資源に悪影響を与えていたとは考えていないようだ。この傾向は、モーリシャスにおいて、これまで政府がトップダウン的に資源管理を進めてきたことと無関係ではないだろう。漁業者には自分達の漁場、資源を管理す

る権限が与えられていなかったため、その責任も感じていないのだろうと思われる。したがって、共同管理を進めるには、まずその重要な担い手である漁業者の意識を変えていく必要がある⁽²⁰⁾。漁業者の意識向上のためには様々な方法がある。FITECにおける研修も重要である。研修計画 (AFRC 2004) によると、ラグーン外の漁業技術、海上安全確保が重視されているようだが、資源管理に関する研修も増やしていくべきであろう。国内の会議、ワークショップ、政府関係者の国際会議、JICAトレーニング等への参加も有効であると思われる。最も効果的なのは、モーリシャスに1地区優良事例を作り、それを国内に波及させていくことだと思われる。

7-2. 漁民の組織化

小規模漁業者の地域内組織力が弱いことも問題である。ラージネットの組合が3つあるが、日本の漁業協同組合⁽²¹⁾のような地域組織は存在しない。共同管理を進めるなら、政府と管理の責任、権限を共有する漁民組織は必須である。また、ホテルや農地からの汚染問題、リゾートでのマリンスポーツと漁業に関する紛争に対処するためにも、組織として交渉した方が漁業者にとって有利なはずである。さらに、カプマルルーやマエブーには立派な水揚げ施設があり、冷凍施設なども整備されているが、あまり利用されている様子はなかった。漁民の組織化が進み、自分達の施設であるという意識が強まれば、もう少し有効に利用されるのではないだろうか。

7-3. 普及員、NGOの活用

漁業者の資源管理意識、活動を高める上で、政府の普及員が重要な役割をもつことが多い。沖縄の恩納村地域では、普及員が資源管理型漁業開始のきっかけを作った (Kakuma and Higa 1995)。サモアでも同様に、数多くの漁村が沿岸資源、生態系の管理計画を作成する上で、普及員が重要な役割を担った (King and Fa'asili 1997)。これまでモーリシャスには普及員制度が

なく、AFRCの研究員がその役割を一部担っていたようだが、これからはFITECの職員が普及員的な活動をおこなうことになるので、その業務の一部に共同管理の推進も含めるべきであろう⁽²²⁾。

NGOが沿岸水産資源、生態系管理の分野で活発に活動している様子はなかった。政府の人員体制の弱い東南アジア、太平洋島嶼国では、NGOが普及員的な役割を担い政府を援助する形態がみられる。モーリシャス政府も、NGOを積極的に利用していく方向を検討すべきだと考えられる。

8. 沖縄、南太平洋、東南アジアとの比較

モーリシャスにおける沿岸小規模漁業の管理状況を南太平洋島嶼国、東南アジア島嶼国と比較すると、まず、モーリシャスでは、政府のトップダウン的管理の性格が強いことがあげられる。トップダウン的な資源管理が機能するためには、しっかりと取締体制を組まなければならない。生物学的にどんなに優れた管理策も、それが守られなければ効果がなく「取締のできない管理策はほとんど無意味である」(Adams 1996)と言われる。しかし、監視員、取締船を十分配備することは、離島が多いアジア太平洋島嶼国では困難である。モーリシャスでは、ロドリゲス島を除いて小規模漁業の存在する離島はほとんどない。モーリシャス島においては、取締はしっかりと機能していると評価できる。漁獲統計や調査研究体制も含め、筆者がこれまで調査したアジア太平洋地域のどの地区よりも沖縄と条件が似ている。沖縄では、取締、漁獲統計、試験研究は日本の枠組みのなかで実施されており、アジア太平洋島嶼国より充実していると判断できる。しかし、管理の対象となる魚種の数が膨大であること、取締を実施しなければならない多くの離島をかかえていることは、これらの島嶼国と同様である。1隻の県取締船で全ての島をパトロールすることは不可能であるし、水産資源管理の規定がある沖縄県漁業調整規則だけで沿岸資源を管理していくことは難しい状況にある。このため、沖縄においても漁業者、漁業協同組合が主体と

なる資源管理型漁業が進展しつつある。モーリシャスにおいても、沿岸漁業を政府のトップダウン管理で持続させることには限界があると思われる。ラグーン内の資源は減少傾向にあると判断され、この資源を適正に管理するためには、アジア太平洋諸国で広まりつつある共同管理を導入せざるを得ないものと考えられる。

アジア太平洋島嶼国と異なり、モーリシャスにはダイナマイト漁やシアン化合物漁等の破壊的漁業が存在しない有利な条件がある。サンゴ礁やマングローブの保全についても、モーリシャス政府はアジア太平洋島嶼国より優れた政策を実行していると判断できる。今後は、もう少し地域住民やNGOを交えた参加型の活動を推進する必要があると思われる。このほうが漁業者を含めたコミュニティーの沿岸資源、生態系保全への意識向上に役立つと考えられる。

海洋レジャーを基盤とする観光産業と小規模沿岸漁業の共存も大きな課題である。これは沖縄も同様であり、アジア太平洋島嶼国、例えばフィジーでも同じ課題をかかえている。ホテルからの廃水問題や海洋レジャーと漁業とのコンフリクト問題等を解決するとともに、より積極的に、沖縄で盛んになりつつある観光漁業（ダイビング案内、遊魚案内、体験漁業等）や海洋エコツーリズムを導入することも検討するべきであろう。但し、観光漁業を漁業者が主体的に進めるには漁業協同組合のようななっかりとした組織が不可欠である。

最後に、モーリシャス島の東にあるロドリゲス島は、沿岸小規模漁業と資源管理の状況がアジア太平洋の小島嶼国により近いと聞いている。この島の実態を調査し、沖縄、南太平洋、東南アジアと比較することも必要であると思われる。

謝 辞

この研究は、平成16年度文部科学省基盤研究（A）1「先住民による海洋資源の流通と管理」（研究代表者：岸上伸啓）の助成により可能となったことを明記するとともに、日本学術振興会に感謝する。また、アルビオン水産研究所のミラ（Meera Koonjul）氏には、調査地や聞き取り漁業者の手配をおこなっていただいた。ここに深謝する。

注

- (1) ここでは「地域」と「コミュニティー」はほぼ同義に使っており、範囲も明確には区別していない。共同管理とは「漁業資源やその他の天然資源を管理するため、政府と地域漁業者、共同体との間で責任と権限を分担すること」と定義されている。ここでいう西洋式管理手法とは、政府の研究機関が対象生物の資源生態を十分調査してから管理方策を決定し、この施行、取締まで政府が主体的に実施する手法を意味する。
- (2) この方法は、モニタリング→分析→話し合い→計画→実施→モニタリングというサイクルで資源管理策を改善していく順応型管理（Adaptive management）と同様である。
- (3) 最近、成体がMPAの周辺に移動することを狭い意味のスピルオーバー効果とし、卵、幼稚仔が流れ等でより遠い海域へ輸送される「加入」（recruitment、あるいはseeding）と分けることもある（中谷 2004：92-93）。
- (4) 日本の海外漁業協力財團（OFCF）も、同じ目的で浮魚礁と底魚一本釣導入プロジェクトを実施している（海外漁業協力財團 1994）。また、専用船を使ったゲームフィッシングも盛んであり、釣獲されたカジキ類（特にクロカジキ：*Makaira mazara*）は地元市場に供給され、一部は薰製加工も実施されている。ゲームフィッシングはハワイでは大きな産業となっており、クロカジキのヒット率から沖縄も発展の可能性をもっている。
- (5) ラインの太さ、針の大きさは様々であるが、水揚地の一つカブマルルーで見た針のフック部幅は1 cmと2.5 cmだった。浮魚礁でのマグロ釣りには幅1.5 cmのマグロ針が使われていた。
- (6) AFRCは、ラグーンの環境調査報告書（Chineah et al. 2001; Chineah et al. 1999）やサンゴ、魚のフィールドガイド（Pillay et al. 2002a; Terashima et al. 2001）も発行している。
- (7) これとは別にAFRC統計部の5人のスタッフが、61の水揚地のうち、ランダムに毎月20を選び、魚価を含めて調査をおこなっている。このデータは、FAOが開発したコンピューターシステムに入力され、分析されている。同時にFAO等の国際機関へのデータ提出に利用されている。漁業者はとても協力的に質問に答えていた。これは、統計担当職員が警察官でもあり、違法がないかを同時に調べていることと、登録された漁業者が漁業をおこなっているかをチェックしていることとも関係していると思われる。漁業者として登録されるといくつかの特権が与えられる。荒天補償、漁船やエンジンへの課税免除、低利ローンや子供への奨学金もある。シガテラ（熱帯特有の魚毒で、死亡例はほとんど無いものの、海產物流通で大きな問題となっている）の魚が混ざっていないかもチェックされていた。AFRCは魚毒に関する調査を実施しており、シガテラの可能性のある魚のリストも作っている（MOF n.d.e.）。
- (8) 駆除は沖縄のようにフックで引きずり出し陸上で処理するのではなく、薬剤を注入して殺している。
- (9) ホテル側からの聞き取りは実施していない。いくつかのホ

テルは一次処理をしているかもしれない。あるリゾートホテル前面の浜は海藻が多くたが、そのすぐ沖側には健全なサンゴ群集が見られた。但し、枝状サンゴに海藻が付着しており、海藻を育てるハナガスズメダイ *Stegastes lividus* もとても多かったのは気になる。

(10) この分野は日本が技術的に最も進んでいるため、モーリシャスに限らず東南アジアや太平洋諸国でもJICAは技術支援を実施している。しかし、熱帯域では、技術力だけでなく魚種や海洋環境の相違、漁業者の気質の相違、組織力の差、資金力の差等により、必ずしも全てで地域に根付いた発展がみられているわけではない。

(11) レッドテラピアは、AFRCで生産された種苗が無償で漁家等に配分され、養成されたものが市場に出荷されていた。マングローブ植林地区でカキ殻をたくさん見た。カキの簡易養殖は可能だと思う。実際、AFRCも対象種の一つと考えており、ある地区では試験が取り組まれている。海藻養殖は、餌料を使わず、大規模施設も用いないので環境へのインパクトが比較的小さい。また、必要な資金や技術の面でも熱帯域の小規模漁業者が導入するのに適している。しかし、モーリシャスでは海藻を食べる習慣がないと、日本人観光客もまだ少ないので、国内の需要がほとんどないことが問題である。

(12) 強い東よりの貿易風のため、浮魚礁は島の風下側にあたる西側に多い。

(13) 浮魚礁漁業のCPUEは10.4～42.6kg/人日で、これはラグーン内の小規模漁業の4.6kgより多い。

(14) 沖縄では表層近く（深くても50～80m）を泳ぐキハダ *T. albacares* が1番のターゲットであり、縦延縄は使われていない。パヤオでビンナガをねらう漁業者も少ない。最近、キハダより深い層を泳ぐメバチ *T. obesus* を夜間ライトで表層へ導き漁獲する漁法が広まってきた。沖縄では活餌はあまり使われていないが、南北大東島では、ムロアジを活餌として、キハダ、カマスサワラ *Acanthocybium solandri* を漁獲している。

(15) 海上での安全訓練が必要である。モーリシャスの漁業者には泳げない人も多い。ライフジャケットは政府から無償で提供されるが、操業中はじゃまなので着けない漁業者が多いようだ。2003年、モーリシャスは海上での事故により5人の命を失った。小型の船により荒天で操業していることが主因である。デッキがないと雨水が船底に溜まる。また、波により入った海水も溜まり自動排水されることはない。このため、船底の水はくみ出さなければならない。

(16) 海図や漁業者の意見を参考によよその位置を決めた後、その点を中心に海底が平坦な場所を探す作業を必ず実施しなければならない。ロープの長さ等の設計はその後におこなう。ロープの「のび」も正確に計算しなければならない。例えば、水深1000mでロープが1%伸びると10m浮体の水深は浅くなる。

(17) 実際には、魚群探知機は測器真下の魚群や構造物、海底を検出することしかできないので、GPSの精度では海上で小さな中層パヤオの真上に行くことはほとんど不可能である。しか

し、魚群が鰐集していれば、それが魚群探知機に反応するので、これをより中層パヤオのおよその位置が判断できる。漁業者にとってはこれで十分である。また、スキャニングソナーという機器を使うと、広範囲の魚群や構造物の位置、深度を測定できる。

(18) FITECのパトロールボートで連れていってもらった浮魚礁（No.2）は距岸5kmだったが、そこから島を見ると山たてに見えそうな地形がたくさんあった。

(19) モーリシャスでは沿岸域の流動場を観測した事例はある（MOF n.d.b; n.d.c）。しかし、浮魚礁漁場での観測例はほとんどないと考えられるので、現場での流況観測が必要とされる。現状では、調査船によるADCP（音響ドップラー多層流速計）観測が現実的であると思う。ADCPは航行しながら複数層の流速を測定できる。モーリシャスの調査船（長さ14m）は小型のADCPなら搭載可能と考えられる。次に調査船を整備する機会には、ADCPの装備も計画に加えるべきではないだろうか。正確な方位を計算するため磁気コンパスでなくジャイロも必要となる。

(20) 政府の側にも、漁業者へ権限と責任を与えていくという意志が必要だが、その意志もあり感じられなかった。マグロ漁業からの入漁料や港の使用料、バンク漁業のほうも、小規模漁業と比べて自国の経済、食糧供給上重要であると判断してきたからかもしれない。

(21) 水産省上層部には、日本に行って漁業協同組合のシステムを見てきている人が多いので、このシステムの利点、欠点をよく知っているはずである。しかし、水産省が発行した10年計画（MOF n.d.e），水産業概要（MOFMR 1995），年次報告には漁民の組織化の項目は見あたらなかった。漁民の組織化は漁業者と政府の共同作業になるが、政府が強い意志をもって進めなければ有効なシステムは実現しないだろう。

(22) 政府の人達と話していると、よくコンサルテーションという言葉が出てきた。これは、政府が何か漁業者のための活動、プロジェクトを実施する際、十分相談して漁業者の意向を組み入れているということを意味しているのだろう。しかし、コンサルテーションはあくまで政府主導である。普及員が常に政府とコミュニティーの間に入り、両者が対等のパートナーとなる共同管理の形態をめざす必要がある。

引用文献

- Adams, T.J.H., 1996, Modern institutional framework for reef fisheries management. *Reef Fisheries*, Chap.13. Chapman and Hall: 337-360.
- Adeel, Z. and C., King, 2002, *Conserving Our Coastal Environment*, United Nations University.
- AFRC Ministry of Fisheries, 2004, *Fisheries Training and Extension Centre, Proposed Training Programme -2004/2005*. Unpublished.
- Bauljeewon, S.C., V.M. Chooramun and N. Dussooa, 2004, Seasonal abundance of pelagic fish around Fish Aggregating Devices along the

- coast of Mauritius. Albion Fisheries Research Centre. Unpublished.
- Chineah, V., V. Chooramun, Y.B. Rai, R.M. Pillay, N. Jayabalan, H. Terashima and A. Terai, 2001, Status of the Marine Environment of the Flic en Flac Lagoon, Mauritius. Food and Agricultural Research Council, Reduit, Mauritius: 219-230.
- Chineah, V., V. Chooramun, M. Nallee, Y.B. Rai, M. Hurbungs, C.N. Paupiah, J.I. Mosaheb, H. Terashima, A. Terai and N. Jayabalan, 1999, Status of the Marine Environment of the Albion Lagoon. Food and Agricultural Research Council, Reduit, Mauritius: 195-207.
- Hoshino, T. and S. Khadun, 1998, Rehabilitation of Barachois (from a fisheries engineering point of view), The Coastal Resources and Environment Conservation Project, Albion Fisheries Research Centre, Mauritius and Japan International Cooperation Agency. Unpublished.
- 海外漁業協力財団, 1994『モーリシャス共和国 水産開発協力研究調査報告書（モーリシャス島ラグーン外漁業開発プロジェクト）』。
- 鹿熊信一郎, 1999, 「南太平洋諸国と沖縄の水産技術交流に関する研究－沿岸資源管理とパヤオに主眼をおいて－」『国内・国外派遣研究員研究報告書第8号』, 沖縄県人材育成財団: 30-53.
- 鹿熊信一郎, 2002a, 「沖縄におけるパヤオ漁業の発展と紛争の歴史」, 明道智彌・岸上伸啓編『紛争の海』人文書院: 39-59.
- 鹿熊信一郎, 2002b, 「パヤオ漁場の流れと漁況」『平成12年度沖縄県水産試験場事業報告書』: 91-97.
- 鹿熊信一郎, 2002c, 「耐久性浮遊礁漁場の流況特性」『平成12年度沖縄県水産試験場事業報告書』: 71-77.
- 鹿熊信一郎, 2004, 「フィリピンにおける沿岸水産資源共同管理の課題と対策—パナイ島バナテ・ネグロス島カディス・ミンダナオ島シリガオの事例—」『地域漁業研究』45巻1号, 地域漁業学会: 1~34.
- Kakuma, S, 2000, Synthesis on moored FADs in the North West Pacific region. Proceedings: Tuna Fishing and Fish Aggregating Devices, Oct. 1999, Martinique: 63-77.
- Kakuma, S, 2003, Coral reef fisheries co-management in tropic and sub-tropic regions. GALAXEA, JCRS, 5: 69-77.
- Kakuma, S. and Y. Higa, 1995, Sedentary resource management in Onna village, Okinawa, Japan. South Pacific Commission and Forum Fisheries Agency workshop on the management of south pacific inshore resource fisheries, Manuscript collection of country statement and background papers vol.1: 427-438.
- King, M. and U. Fa'asili, 1997, Community based management of fisheries and marine environment. Fisheries management and ecology, 6: 133-144.
- 国際協力事業団, 1995『モーリシャス沿岸資源・環境保全計画事前調査団報告書』。
- 国際協力事業団, 1996『モーリシャス沿岸資源・環境保全計画実施協議調査団報告書』。
- 国際協力事業団, 1997『モーリシャス沿岸資源・環境保全計画計画打合せ調査団報告書』。
- 国際協力事業団, 1999『モーリシャス沿岸資源・環境保全計画巡回指導調査団報告書』。
- 国際協力事業団, 2000『モーリシャス共和国沿岸資源・環境保全計画終了時評価報告書』。
- Ministry of Fisheries (MOF), Mauritius, 1998a, The Fisheries and Marine Resources Act 1998. <http://fisheries.gov.mu/aboutalb.htm>
- Ministry of Fisheries (MOF), 1998b, Regulations Made by the Minister under Sections 7 (3) and 73 of the Fisheries and Marine Resources Act 1998. <http://fisheries.gov.mu/aboutalb.htm>
- Ministry of Fisheries (MOF), n.d.a, Annual Report 1995, Fisheries.
- Ministry of Fisheries (MOF), n.d.b, Annual Report 2000, Fisheries.
- Ministry of Fisheries (MOF), n.d.c, Annual Report 2001, Fisheries.
- Ministry of Fisheries (MOF), n.d.d, 10-Year Fisheries Development Plan. <http://fisheries.gov.mu/aboutalb.htm>
- Ministry of Fisheries (MOF), n.d.e, List of Toxic Fishes. <http://fisheries.gov.mu/aboutalb.htm>
- Ministry of Fisheries and Marine Resources (MOFMR), 1995, The Fisheries and Marine Sectors of Mauritius - an Overview.
- 中谷誠治, 2004『自然環境保全における住民参加 热帯沿岸における海洋保護区を例に』, 国際協力機構国際協力総合研修所.
- Pillay, R.M., H. Terashima, A. Venkatasami and H. Uchida, 2002a, Field Guide to Corals of Mauritius. Coastal Fisheries Resources and Environment Conservation Project, Albion Fisheries Research Centre, Ministry of Fisheries and Japan International Cooperation Agency.
- Pillay, R.M., H. Terashima and H. Kawasaki, 2002b, The extent and intensity of the 1998 mass bleaching event on the reefs of Mauritius, Indian Ocean. GALAXEA, JCRS, 4: 43-52.
- Pomeroy, R.S. and M.J. Williams, 1994, Fisheries co-management and small-scale fisheries: a policy brief. ICLARM.
- Terashima, H., J.I. Mosaheb, C.N. Paupiah and V. Chineah, 2001, Field Guide to Coastal Fishes of Mauritius. Coastal Fisheries Resources and Environment Conservation Project, Albion Fisheries Research Centre, Ministry of Fisheries and Japan International Cooperation Agency.

渡嘉敷島における年中行事とウタキ

— 2004年の調査から —

長谷川 曾乃江*

Traditional Annual Functions on Tokashiki Island in 2004

Sonoe Hasegawa

2004年に実施した渡嘉敷島の2集落（渡嘉敷及び阿波連）での民俗調査結果を整理し、年中行事（集落全体で行うもの）の実際と聖地（ウタキ及び拝所）の現状を、『渡嘉敷村史』の記述と比較しながらまとめた。

キーワード：渡嘉敷、阿波連、年中行事、ウタキ、拝所。

1. 渡嘉敷島調査の目的と方針・方法

(1) 調査目的

筆者の最大の興味関心は、琉球文化圏⁽¹⁾における位牌祭祀慣行が現代までいかに変容しつつ継承されてきたのか、またいかなる地域的なヴァリエーションを生み出してきたのかにある。こうした問題意識を前提としたうえで、慶良間諸島など首里・那覇から近距離の離島で、位牌信仰がどのように受け入れられ、現在どのような形態をとっているかを調査しようと思った。

(2) 調査方針・方法

位牌祭祀の調査は各家庭のプライバシーとも直結しているため、いきなり開始するのは困難であると思われた。むしろ、年中行事など島の伝統文化が現在どのような形に変化しながら継承されてきているかを調査しながら、その変化の背景にある生活実態の変化や、伝統文化に対する人々の意識を探り、その延長線上で現在の位牌祭祀のあり方を調べる方法が妥当と思われた。そこで、主に集落ごとに行われている年中行事の見学や調査を中心に調査日程を立て、その前後に個別の聞き取り調査を進めていくようにした。

2. 2004年に実施した調査

(1) 調査目的

2004年には予備調査を含め、それぞれ短期間の調査を計5回行った。

2004/3/7～9 予備調査その1

2004/3/18～21 予備調査その2及び彼岸の仏壇飾り見学

2004/4/20～23 浜下り見学を中心に

2004/7/1～5 五月ウマチー見学を中心に

2004/11/8～13 種取り行事見学を中心に

今回の調査報告では紙数の関係上、年中行事（ここでは各家庭や門中だけの行事は含まず、集落全体で行っているもの）とウタキ及び拝所について、『渡嘉敷村史』における記述と現状を比較しながら調査した結果をまとめた。墓制、葬制、門中組織、各家庭での仏事や門中行事（十六日、彼岸、盆、清明祭などを含む）、位牌祭祀のあり方などについては、2005年以降も引き続き調査を行ったうえであらためて報告したい。

3. 年中行事の伝統と実際

『渡嘉敷村史・資料編』では伝統的な年中行事が曆

*中央大学理工学部、連絡先：112-8551 東京都文京区春日1-13-27

順に整理され解説されているが、そのもとになった民俗調査は1970年代終わりから80年代にかけて行われたもので、現在すでに行われなくなった行事もあるため、いま実施されている行事を再確認することが必要と思われた。

渡嘉敷及び阿波連において現在も継続されている区の主要行事は表1及び表2の通りである⁽²⁾。

表1 渡嘉敷区の行事

日 程	行 事 名
新1月3日	生年祝者合同祝賀会
新1月7日	ハチウガン（初御願）
旧2月1日	海神祭
旧3月4日	ハマウリ、ハーリー
旧5月15日	ゲンガチウマチ
旧6月15日	ルクガチウマチ
旧6月25日	大綱引
旧8月10日	八月ウマチー[シバサシ]
旧10月大安	種取行事
新12月20日迄の大安	シーウガン

表2 阿波連区の行事

日 稲	行 事 名
旧1月7日	ナンカヌスク
旧1月25日	ハツウガン
旧2月4日	ウミヌウガン
旧2月15日	カーウガン
旧3月3 or 4日	ハマウリ
旧3月5日	虫バレー
旧4月15日	アブシバレー
旧5月4日	ゲンガチヨッカー
旧5月15日	ゲンガチウマチ
旧6月15日	ルクグアチウマチ
旧8月10日	ハチグアチウーミ（ウィーミ）
旧9月30日	ミッカウタカビ
旧10月2日	タニトイ
旧11月30日	シーウガン

生年祝（トウシビー） 13歳、25歳、37歳、49歳、61歳、73歳、85歳の厄落としの祝い。現在は村全体の合同行事として村公民館で盛大に行われている。

ハチウガン、ハツウガン（初御願） 『村史』には「ハチグニントウ（初御年頭）」とも書かれている。正月一日に各家庭の繁栄と健康を祈願するもの。

ナンカヌスク（七日の節句） 『村史』には、各家で仏壇に拝んだ後正月飾りを取り払ったとある。現在では阿波連のみ。

ウミヌウガン（海の御願） 渡嘉敷では、海神宮に漁業関係者や役場関係者などが集まり、海の航海安全と大漁を祈願する海神祭として行われる。阿波連では、海沿いの拝所を含む場所で行われる。

カーウガン 阿波連のみで、集落内及びその周辺の重要な井戸（カー）で行われる。

ハマウリ、ハーリー（爬竜船競争） 2004年には旧暦3月3日（新暦4月21日）に阿波連のハマウリ、4日（同22日）に合同ハーリー（渡嘉敷港で）及び渡嘉敷のハマウリが実施された。元来は子どもの健康祈願などの意味を含めた行事だが、現在では老若男女が参加する公認の休日であり、学校も半休となる。自然の浜が残っている阿波連区では昔通り無人島に小舟で渡っての拝みが行われ、観光客も交えてバーベキューや潮干狩りを楽しむ。一方、フェリー就航のために港を埋め立てた渡嘉敷区では、待合所で区全体の懇親会（酒宴）が行われる。新暦ではちょうど年度替わりにあたるため、人事異動で新たに赴任してきた人たち（青年の家、駐在、郵便局、消防署などの職員）の顔見せも兼ねている⁽³⁾。

虫バレー（虫払い）、アブシバレー（畦払い） 田畠の害虫であるカタツムリ、バッタ、蛇、テントウムシなどを捕らえて海に流し、害虫駆除を祈願する行事。旧4月15日からルクグアチウチまでの2ヶ月間はヤマドメ（山留め）（稻の生育を妨げないための禁忌）のため、ウタキに登っての祈願やチジン（太鼓）などの鳴り物は避ける。渡嘉敷では、ハマウリ前日に水田の土を3回掘り起こした後害虫を捕らえ、ハマウリの朝に海に沈めている。

ゲンガチヨッカー（五月四日） 『村史』では「ユッカヌヒー」（四日の日の海の祈願）として、阿波連では海の祈願とハーリーを行ったとある。現在でも行われている。

ゲンガチ（五月）ウマチー 『村史』には「アラホバナ（新穂花）の祭り」「五月ウイミー（五月折り目）」とある、稻穂の豊穣祈願。2004年阿波連区では、旧暦5月15日（新暦7月4日）に拝所2カ所（トンチ

グアー、阿波連神社)で挙みが行われた。稻の生育を願うため、供物には頭付き魚(奇数)、果物、お菓子の他、白米握りも添えられる。ヤマドメのため、オモロは肉声と手拍子のみ。

ルクヴァチ(六月)ウマチー 五月ウマチーの祈願が叶えられたお礼に、一期作でできた米で赤飯を炊いて供え、豊年、健康、大漁の祈願をする。ヤマアキ(ヤマドメの禁忌解除)のため、ウタキ登りも可能となり、鳴り物も許される。

大綱引 現在では渡嘉敷のみ。朝から長さ約200メートルの大綱を作り、東西2組に分かれて勝負する。東(海側)が勝てば豊漁、西(水田側)が勝てば豊作が訪れるとされる。真夏の観光シーズンと重なり、観光客や青年の家利用者なども交えての大イベントとなっている。

八月ウマチー、シバサシ(柴差) ススキの葉と桑を各家庭や挙所の要所に飾り、厄払いと祈願を行う。阿波連ではハチヴァチウーミ(ウィーミ)と呼ばれている。

タニトイ(種取り行事) 『村史』では元来旧暦9月の行事とされているが、現在では渡嘉敷、阿波連とも旧10月に行われている。2004年の種取り行事実施日は、渡嘉敷区が新暦11月9日、阿波連区が同11月13日であり、それぞれ3日前にはミッカウタカビ(三日御崇べ)として、神々を迎える祈願が行われた。渡嘉敷ではミッカウタカビの日は集落内の重要な挙所数ヶ所で¹⁴⁾、祭当日は渡嘉敷神社で、役場、漁協、農協等の昼夜休みに合わせて祈願した。この祈願は区長がとりおこなう神式に近いものだったが、その後、区内女性たちによる古式ゆかしき挙みも行われた。挙みの中心となったのは、渡嘉敷でのノロの仕事を実質上継承してきた97歳の女性だが、この行事を期に公式行事から引退するということで、参加者にとっては特別な機会になったようである。供物は、揚げ菓子、揚げ物、赤飯握り、おかず、果物、酒。ウコールの脇には稲穂も置かれた。

一方、阿波連でのミッカウタカビは、集落内の挙

所だけでなく、字の発祥や信仰に関わる重要な挙所も含めて全16ヶ所を廻る丁寧なものであった¹⁵⁾。祭当日は阿波連神社で時間をかけて祈願を行った。供物には、お菓子や果物、お茶の他、小高く盛った白米の上に白握りを一つ乗せたものを作り、その上にバナナの葉をかぶせた。

『村史』には、昔は種取り祭は7日間もかけて行われたとある。その期間、渡嘉敷では伊平屋から神々が来て滞在すると信じられ、祭の最終日には伊平屋に帰る神々を音を立てずに送るため、家の中で静かにしていなければならなかった。特に神々が馬に乗って帰っていく姿はのぞき見ではならないとされたが、古老によると「白装束の人たちがお椀で馬の蹄の音を立てていたようだ」ということである。阿波連区についても同様の記述が『村史』にある。

シーウガン(末御願) 年始に行った御願が聞き届けられたお礼と、これまでに願ったことを解く御願(御願解き)。三段重ねの餅が供物に加わる。

4. 重要なウタキと挙所

(1) 渡嘉敷の重要なウタキと挙所

『村史資料編』では字渡嘉敷の聖地として40ヶ所のウタキと集落内の挙所が報告されている。このうちウタキに関しては、ウタキ登りが以前のように定期的に行われなくなり草木が生い茂ったり、ウタキの場所を記憶している高齢者が減少したために、すでに確認が難しいものもある。そこで、現在重要な聖地と見なされているものだけを聞き取りにより整理した。また集落内の挙所に関しては、場所と存在を筆者が確認できたもののみ列挙した¹⁶⁾。

ニシタキ(西御嶽) 渡嘉敷島の北にある標高208メートルの西山頂上付近にあり、現在は国立沖縄青年の家の敷地内。字渡嘉敷のどのウタキからも見える場所にあり、最も重要なウタキであった。

ナカムイガウフシリ 「ナカムイ」とはクミチヂ(久米頂)山のこと。クミチヂ山は村役場の南西300メ

一トルの場所にあり、底辺がほぼ三角形をした標高約37メートルの丘。港側から見れば、集落の最も奥にある小高い山のように見える。渡嘉敷の先祖が最初に平地に住み始めた頃、この周辺に集落を作ったと言われている。そのためか、最も古い拝所やノロを出した家、旧家がこの辺りに集中している。

シラシダキ（しらせ御嶽） 渡嘉敷小中学校の西側にある高さ116メートルの白瀬山。

メータキ（前御嶽） 役場から真南で高さ204メートルのメーヤマ（前山）の頂上。

ナカタキ（仲御嶽） サミカダキの南西に隣接する標高141メートルの山の中腹。

ナガサチ（長岬御嶽） 渡嘉敷区中心部から東南方向に約1キロ進んだ、ナガサチ山の頂上。この山の特徴は、東の海に向かって300メートルほど張り出した半島状になっていることと、その先端が東に細長く着きだしていること。

サミカダキ（さめか御嶽） 恩納川が海に注ぎ込む河口辺りの、高さ105メートルのサミカ山の中腹。

海神宮 『村史』で「船藏御嶽」と紹介されている拝所は、現在では海神宮と呼ばれている。渡嘉敷小中学校の奥にある。コンクリートで整地された同じ敷地内には、渡嘉敷の最初のノロと言われているハチレーガナシ及びその後継者であるクシレーガナシを祀った拝所もあり、それぞれの子孫とされる家々が中心になって管理している。

サチリュウグウ 『村史』で「渡嘉敷大宮の神（カナヒヤグの殿）」とされている拝所に違いないと思われる場所には、現在も香炉が置かれているが、「サチリュウグウ」と呼ばれている。

スンドウンチ（ナー） 『村史』で「慶良間宮の殿（首里殿内ナー）」とされている拝所の番地には、現在コンクリート造りの拝所がある。同じ敷地内の向かって左の方に別の拝所があるが、これは個人の建造物らしい。

クミムトウ（久米元） 渡嘉敷神社からも近く、種取

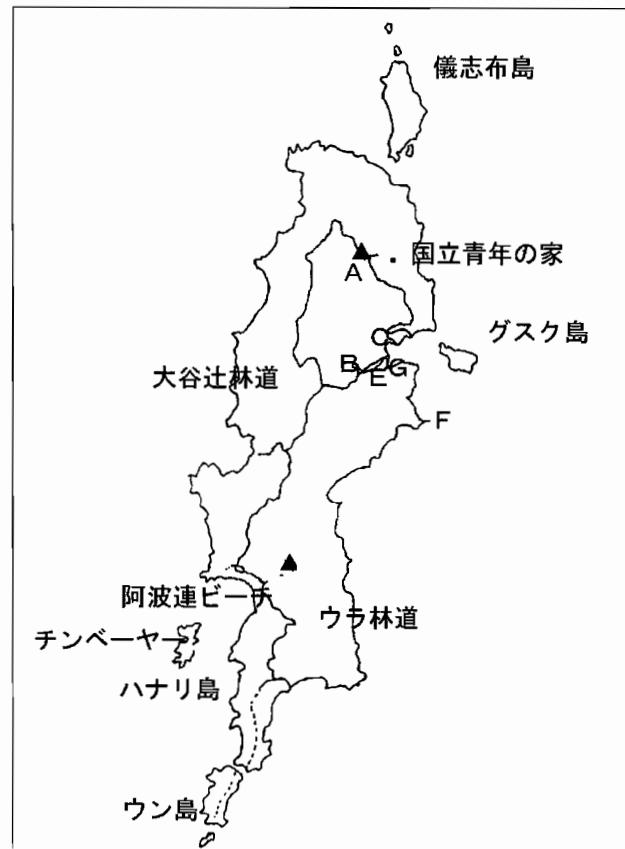


図1 渡嘉敷島の重要なウタキ A：ニシタキ、B：ナカムイガウフシル、C：シラシダキ、D：メータキ、E：ナカタキ、F：ナガサチ、G：サミカダキ。

り祭のミッカウタカビにも使われる重要な拝所。

渡嘉敷神社 『村史』によれば、ここは昭和12年に神社鳥居が建てられるまで「トンチグア（殿内小）」と呼ばれていた。近辺には祝女殿内、前祝女殿内、元祝女殿内、新祝女殿内、シラシダキの主宰者などの旧家がある。現在、渡嘉敷区の主要な行事はほとんどこの神社で行われている。

アマンザ 道路から石段を少し上がった空き地に三つの拝所がある（上の殿とヒヌカン、下の殿）。

ヒジナガストゥン（髭長の殿） 大きなガジュマル、桑の木、紙を作る原料にしたというカビギー（カジの木）に囲まれた拝所。カビギーは村指定天然記念物となっており、アラカキニヤー（新垣仁也）という人物が中国で製紙法を学びカジノキを持ち帰ったという案内板が立っている。

ウヌルモー 『村史』には、戦前は渡嘉敷神社の前あたり(渡嘉敷村字渡嘉敷38番地)にさまざまな行事を

行う広場があり、そこをウヌルモー（御祝女毛）と呼んだあるが、現在「ウヌルモー」と呼ばれている場所は文化財根元家石垣の隣（46番地）である。今も行事には欠かせない重要な拝所であることに変わりはない。

カヤヌーメーグা 郵便局と道を隔てて、フクギに囲まれた小さな広場にコンクリートで作られた拝所。『村史』によると、茅葺きのカミアシャギがここに建てられたのが名の由来ではないかとある。

カヤヌーメー 消防署敷地内の、建物と建物に挟まれた狭い場所にあるコンクリート作りの拝所。

マカー（真川）ダキ 集落北西部にある浄水施設の横を通り、道沿いに登ったところにある拝所。

ウチマシガー 役場近くのカープミラーのある場所に井戸があり、現在は蓋がされている。以前は生活水を汲むために使われており、「ムラガーラ」とも呼ばれていたらしい。

世の主の墓 『村史』には「世の主加那志の殿」とある。鬼慶良間（渡嘉敷出身ではないが、渡嘉敷でさまざまな貢献をした人物）の墓。

ナガジョーストゥン（長丈の殿） 拝所内部にウコールとヒヌカンを確認したが、管理者が那覇在住ということもあり、そこが本当にナガジョーストゥンかどうかは未確認。

学問の神様 イフサチ（渡嘉敷川が港に注ぐ少し手前の、畑沿い）という場所にある、コンクリート製の新しい小さな拝所。薩摩藩から派遣されて琉球に和文をもたらし、渡嘉敷滞在中は島の人々に学問を教える「ガクムンユースンシー（学問世の先生）」と呼ばれた僧侶を祀る⁽⁷⁾。

（2）阿波連の重要なウタキと拝所

阿波連の聖地についても同様に場所の確認が難しくなっているため、2004年の調査で実際に確認できたウタキ及び集落内の拝所だけ取りあげ、整理する⁽⁸⁾。

カニマン（金満）ウタキ カータガーラのさらに奥と

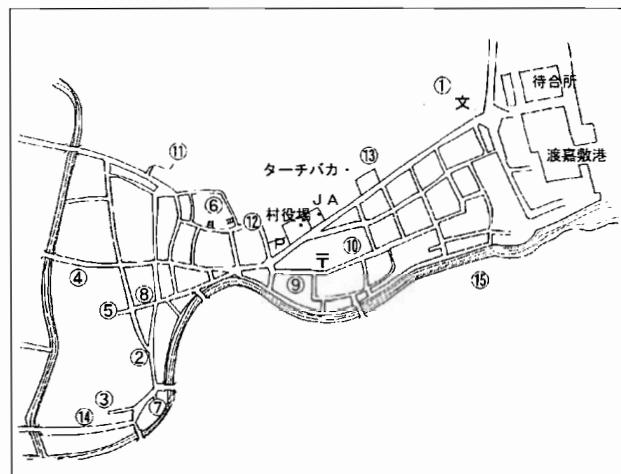


図2 渡嘉敷区集落内の主なウタキと拝所 ①海神宮、②サチリュウグウ、③スンドゥンチ（ナー）、④クミムトゥ、⑤渡嘉敷神社、⑥アマンザ、⑦ヒジナガストゥン、⑧ウヌルモー、⑨カヤヌーメーグা、⑩カヤヌーメー、⑪マカーダキ、⑫ウチマシガー、⑬世の主の墓、⑭ナガジョーストゥン、⑮学問の神様。

いう場所から推測して、『村史』では「西川上御嶽」として紹介されている場所と思われる。阿波連の先祖の居住地であったと伝えられ、また「東川上御嶽」と並んで阿波連集落の重要な水源だった重要なウタキである。

チンベーヤー（君南風屋） ハナリ（阿波連ビーチ沖に浮かぶ無人島）にある拝所。琉球王国時代、高級神女チンベーが久米島と沖縄島を往復する途中、風向きが変わるので待つために阿波連の近くに船を停泊させ、この岩屋に滞在した。それを知った阿波連の神女たちが料理など用意してハナリに渡り、チンベーをもてなしたのがハマウリの由来になっている（図1参照）。

シラバ 『村史』では「船藏御嶽」とされている場所（阿波連小学校に隣接する保安林の中）にある拝所は現在ではこう呼ばれている。大きなビジュル石の両脇に小さな石が一つずつと、長方形のウコールが一つ置かれている。

イビガナシ、イビヌメー（威部の前） 集落から阿波連漁港に向かう少し手前の、同敷地内にある二つの拝所。入口には鳥居が建てられコンクリートで整地されている。二つとも海の守り神であり、鳥居に近い方がイビヌメー（大きなビジュル石3個、ウコール

ル5個、賽銭箱)、奥にある方がイビガナシ(大きなビジュル石2個に、それぞれウコール1個ずつ)。

阿波連神社 阿波連集落の最も奥であり山裾にあたる位置にある。大きな拝所にウコール5つとヒヌカンがあり、さらに奥には神式の小さなお宮があって、扉を開けると神鏡とウコール1つが置かれている。

トンチグラー(殿内小) 阿波連集落から渡嘉敷へと続く道路が上っていく脇の拝所。入口近くに大きなガジュマルの木があるのが目印。『村史』には、神社が整備されるまではここが主要な拝所だったとあるが、現在でも多くの行事で利用されている。

マカー(真川)ウタキ 字阿波連13番地の民家のすぐ裏側にある崖の上。渡嘉敷に向かう道路のすぐ脇を、草木をかき分けながら入っていくと、半分土に埋もれたウコールが3個ある。昔はこの辺りまで海がせまっていたため、阿波連の先祖はさらに上方に屋敷を建てたという。『村史』で「ウイストン(上の殿)」が位置するとされているトゥヌヤマ(殿山)の裾部分に当たると思われる。

トーバル(桃原) 『村史』では「桃原の御殿」とされており、現在も、阿波連区の行事祈願の中心となってきた女性の屋敷である。ハツウガンやシーウガンの際に祈願が行われてきた。

クバンダキ 展望台の西側すぐ下にある拝所。

ウマンサン 『村史』には「ウシアゲモー御嶽」ともある。生活館(字阿波連公民館)敷地内の、入口を入って右側の植え込み(石があるだけ)。昔、若者たちが力比べや武芸の練習をした場所。かつては2ブロック西側にもモー(野原)があり、そちらを「イリヌモー」、ここを「アガリヌモー」と呼んでいた。

ヌールン 教員住宅敷地内にある、小さな屋根付きの拝所。長方形のウコールが1個ある。かつてはこともモーであり、種取り祭の際にカミアシャギが作られた。

カータガーラ 集落北西部に広がる畠地を、山の方に入っていった場所。すぐ横に、昭和2年12月建立の祈念碑があるのが目印。この拝所の左上の方にも拝

みを行う場所があるが、わかりにくい。水源に近いため、昔はここまで水を汲みに来たという。

フル(古)ガ 阿波連神社の東南にある民宿の裏。現在は蓋がされている。

ミー(新)ガ トンチグラーの敷地から道を隔てた東側の井戸。「ムラガ」とも呼ばれ、日常生活にも利用された。現在は蓋がされている。

ウフサメー キャンプ場内のコンクリート製の拝所で、「阿龍眞之宮」と書いたセメントの柱が立っている。内部にはウコールが5個あるが、真ん中のものは首里の円覚寺に由来するという。

ウフシル キャンプ場内の、ウフサメーの南側にある拝所。『村史』調査時には赤瓦屋根だったらしいが現在はトタン屋根がついている。ウコールが上段に3個、下段に2個ある。中国から渡ってきた人が葬られた場所で、死体の体液(シル)が大量に流れしたことからこの名がついたという。

カンヤシチ 集落の中ほどにある、民宿けらま荘の道を隔てて東隣。同地所内には2つ拝所があるが、そのうち北側のもの(南側は個人のもの)。内部には向かって右側に大きなビジュル石と長方形のウコール2個、左側には石が3個置いてある。『村史』には記述が見あたらなかった。

シーシヤー 集落東端に作られた、新しいコンクリー

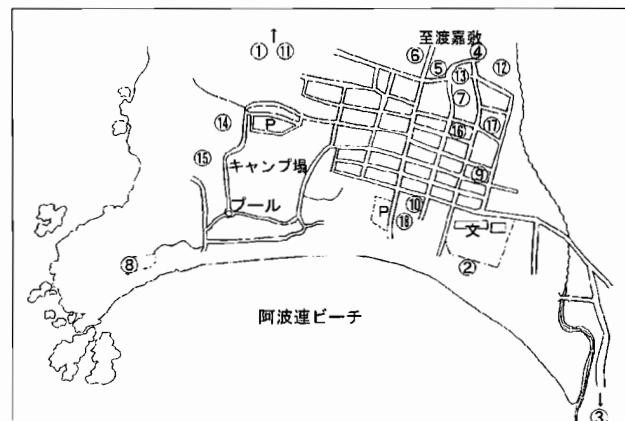


図3 阿波連区集落内及び周辺の主なウタキと拝所 ①カニマントウタキ、②シラバ、③イビガナシ、イビヌメー、④阿波連神社、⑤トンチグラー、⑥マカーウタキ、⑦トーバル、⑧クバンダキ、⑨ウマンサン、⑩ヌールン、⑪カータガーラ、⑫フルガ、⑬ミーガー、⑭ウフサメー、⑮ウフシル、⑯カンヤシチ、⑰シーシヤー、⑱ナカドウマイ。

ト製の拝所。かつて行われていた獅子舞の、獅子頭だけが飾られている。ウコールが2個置かれている。村史には記述なし。

ナカドウマイ（仲泊） ペンションサザンクロス敷地内の浜側にある小さな拝所。中央奥の石碑には「仲泊 龍宮神平成八年三月」とあり、その前にビジュル石が3個、長方形のウコールが3個置かれている。ナカドウマイとは、その昔唐船などが船を一時停泊させた場所（トウマイ）の、何ヶ所かある中間あたりを指したのではないかということである。『村史』には記述なし。

5. 考察—伝統行事の現状と今後

上にも書いた通り、ウタキ登りが行われなくなつてウタキの場所が確認しづらくなり、また参加者の高齢化（行事への参加者は主に70代後半以上）に伴つて、祈願場所を減らしたり、あるいは車で拝所を廻るなどの変化が近年では見られる。

しかし最も重要な変化は何と言つても後継者の減少であろう。渡嘉敷にはかつて40名ほどの神女組織があり、ノロとその下位の神女（ウチナンシー）から構成される「イチトウクルガミ（五所神）」が祭祀の中心になつてゐた。しかし戦後ノロ制度が廃止され、またウタキ信仰も迷信として否定された時期を経て、伝統的な祈願行事が行える人たちは減少した。上述したように、2004年には最後のウチナンシーの一人だった女性が公式行事から引退した。一方、首里系のルーツを持つと言われ、伝統的な形態を比較的残してきたと思われる阿波連でも、2004年11月調査の段階で拝みの中心となる女性が引退を表明している。生活や意識の変化

とも相まって、今後どのようななかたちで伝統行事が引き継がれ実施していくのかが興味深いところである。

謝 辞

調査の際には、渡嘉敷村役場宮平昌治氏、与那嶺綱子渡嘉敷区長、東恩納昇阿波連区長、その他両区の伝統行事を支えておられる高齢のご婦人方をはじめ、渡嘉敷島在住の多くの方々にいろいろご教示頂いた。この場を借りて、深く御礼を申し上げる。

注

- (1) ここでは、琉球王國体制下において、首里・那覇の土族文化が波及したと考えられる地域を指す。
- (2) 渡嘉敷、阿波連各区長による。阿波連区の行事については、2002年に実施した行事記録を参照させて頂いた。また、『渡嘉敷村史』の記述については『渡嘉敷村史 資料編』第2章第3節を参照されたい。なお、以下では『村史』と略す。
- (3) 詳細については、長谷川（2004）を参照。
- (4) クミムトゥ、渡嘉敷神社、ウヌルモー、マカーダキ、海神宮。
- (5) 訪れた順に、トンチグア、フルガ、ミーガー、マカーウタキ、カータガーラ、カニマンウタキ、ウフサメー、ウフシル、ナカドウマイ、シラバ、イビガナシ及びイビヌメー、ヌールン、カンヤシチ、ウマンサン、シーシヤー、阿波連神社。それぞれのウタキや拝所の詳細については4.(2)を参照せよ。
- (6) 『村史』第2章第2節1を比較参照のこと。
- (7) 詳細は『村史』または『とかしきの民話』198-200頁参照。
- (8) 『村史』第2章第2節2を比較参照のこと。

引用文献

- 小嶺園枝, 2004, 「渡嘉敷の伝統」(私の覚書)。
 渡嘉敷村史編集委員会編, 1987, 『渡嘉敷村史資料編』渡嘉敷村。
 渡嘉敷村史編集委員会編, 1983, 『とかしきの民話』渡嘉敷村: 198-200。
 長谷川曾乃江, 2004 「渡嘉敷島における2つの『浜下り』についての覚書」, 『人文研紀要』(中央大学人文科学研究所) No.51:279-294.

呉越地域における文明の曙光

(張荷著『呉越文化』第一章)

訳者：長谷 千代子*・劉 剛**

"The Dawn of Civilization in the Wu-Yue Area"

(Translation into Japanese from Chapter 1 of Culture of "Wu-Yue" by He Zhang)

Translated by Chiyoko Nagatani and Gang Liu

順番が前後したが、本稿は、本誌創刊号に訳文の一部(第6章)を掲載した(劉・草野(訳),2005)『呉越文化』の第一章を翻訳したものである。新石器時代から春秋時代にかけて中国大陸東南部に勃興した呉と越の状況を、文献と考古学的資料の両面から考証している。中原の青銅器文明や舜と禹にまつわる伝説にも言及しながら、呉越地方と中原の関係についても考察されている。本章は、のちに豊かな江南文化を花開かせる土台としての古代の呉越文化を論じた著書『呉越文化』の導入部となっている。

キーワード：句呉、于越、舜・禹

1. 句呉、于越、百越

句呉とは、つまり呉のことである。その祖先は今の江蘇省南部、安徽省南部、浙江北部一帯に住み、太湖の東南一帯では于越と雜居していた。また、東は海、西は今鄱陽湖の北に臨んで楚とその境を接し、南は新安江の上流に至り、北は長江を隔てて南淮夷と隣り合っていた。この地域がいわゆる呉の地にあたる。于越が最も早く活動したのは今の浙江北部、および太湖一帯であった。

句呉と于越はどちらも古越族一百越一に属する。つまり百越の支系である。百越は中国の古い民族の一つで、中国の東南部や南部、さらにはベトナム北部という広大な地域にその足跡を残す。顏師古が臣瓚を引用して『漢書・地理志』につけた注には「交趾(現在のベトナム)から会稽(現在の浙江省)に至る七、八千里のあいだに百越が雜居し、それぞれ違う姓をもっている(自交趾至会稽七八千里、百越雜處、各有種姓)」とあり、百越の分布の広さ、支系の多さを物語る。「越に百種あり」(『呉氏春秋・恃君篇』高誘注)というが、その中でも于越、句呉、揚越、閩越、南越、東越、山越、駱越、甌越などが著名な支系である。百越の名が最初

に現れるのは呂不偉の『呉氏春秋・恃君篇』で、「揚漢之南、百越之際」とある。西漢のときもやはり百越と呼ばれており、百越はこの部族群の通称であった。時代の変遷と社会の変化につれて、やがて百越のある支系は消滅し、ある支系は統合され、またあるものはよそへ移っていく。春秋戦国の頃には句呉は于越に滅ぼされ、于越は楚に滅ぼされている。その後、後裔たちは浙南閩北、閩南・浙江沿海の島々で閩越と甌越に分かれる。西漢が興ると、閩越、甌越、それに南越、西甌、駱越等の支系は前後して中原文化に統合され、少數の者だけが廣東、廣西、福建、江西、湖南、浙江の山岳地帯に散在するのみとなり、山越と呼ばれた。越人は台湾の島々にも移住しており、今日の高山族と当時台湾に渡った越人には起源上の関係がある。

考古学の成果によると、百越は支系が多かったとはいえ似通った点も多く、例えばその一つは水稻耕作である。百越は長江の南側の広大な地域に分布していたが、ここは気候も地理環境も稻作に適しており、水稻耕作は百越に共通する特徴となっている。浙江の河姆渡、杭州の錢山漾と水田畝、上海青浦の崧澤、江蘇無錫の仙蠡墩、呉県の草鞋山、江西の跑馬嶺、廣東

* 日本学術振興会特別研究員、VYA06414@nifty.com

**沖縄大学人文学部

の曲江石峽などの遺跡から米や粉の遺物が発見されている。

幾何学模様の印紋陶も越族文化の特徴である。これは陶器に模様の型を押し付けて幾何学模様を出すもので、江蘇淮陰の青蓮崗、南京の陰陽營、湖北京山の屈家嶺、江西青山などの遺跡から大量の新石器後期の印紋陶が出土している。これらの印紋陶は二期にわたって作られたらしく、初期のものは細泥紅陶、夾砂紅陶、それに少量の泥質黒陶で、後期には厚手と薄手の黒褐色あるいは灰褐色の印紋陶がある。硬質で、叩くと涼やかな音がするこの系統の陶器は、古越人の文化特性の一つとなっている。印紋陶の幾何学模様はその多くが蔑紋、席紋などの編み目模様であり、雲雷紋や回字紋も時折見られる。西周以後、模様はじょじょに複雑になり、浮き彫りを思わせるような模様の作品も現れる。戦国以後は再び簡素化し、秦漢時代には印紋陶は衰退するが、幾何学模様の印紋陶は江蘇、浙江、江西、福建、広東、湖南、湖北、台湾などに広く見られる。

句吳の民族系統については、史学界では古くから議論されており、「周人の一支系である」とか「土着の越族である」などが主な説である。句吳と于越は「氣風と習俗を同じくし（同氣共俗）（『越絶書・越絶外伝記范伯』）、「同じように土を崇拝する習慣（同俗拝土）（『越絶書・越絶外伝記策考』）」があり、また句吳の土地から越族文化と同じような遺物が出土していることから、句吳が越族の一支系であることは明らかである。句吳は攻敵、攻歟、攻歎、攻吳、吳などともいう。句吳という語は『史記・呉太伯世家』に「太伯は荊蛮に出奔して自ら国号を句吳とした（太伯之犇荆蛮、自号句吳）」とあり、また、顏師古が『漢書・地理志』の注で「句吳」について「句の音は鈎で、^{いみどく}夷の俗語から出たものである。また越とは于越のようである」と記している。

于越という名はどこから来たのだろうか。ある見方によれば、この名はその土地の特産品である麻糸と関係があるという。「越」という発音は麻製品を表す「苧祁」が変化したというのである。『正義』には『括地志』を引いて、「これは皆揚州の東の方、島に住む夷^{いみどく}であ

る。思うに東南の夷は「葛越」という布、蕉や竹などの葉で作られた粗末な衣服を着ている人々で、越とは苧祁のことである（此皆揚州之東島夷也。按：東南之夷草服葛越、蕉竹之属、越即苧祁也）」とある。この他、現在に伝わる越の青銅器にはほとんど例外なく「戈」や「鉢」と刻んであるので、これをこの一族の目印と考えて、「越」という名の起源を考える者もある。では「戈」や「鉢」（古代の武器の一種、まさかり）とはなんなのか、どのような形をしていたのだろうか？ある学者は三角形の磨製石犁——「鉢」を「鉢」と見なし、ある者は石斧を、ある者は越族独特の穴のあいた扁平な石斧を「鉢」と考えている。1977年長興県から出土した銅鉢は長さ20.5cm、幅16.9cmで、幾何学模様と早期印紋陶の葉脈紋や菱形紋などの模様が施されており、石戈と同じ形をしていた。石戈と鉢は杭州の古蕩、良渚、湖州といった越族文化の遺跡からすべて出土しているが、同じ時期の黄河地区の墓地からは全く出土していない。したがって鉢は越人が先に発明して使っていたもので、とりわけ良渚文化期に一種の礼器となつたと考えられる。そして、中原の人が越族の鉢製造にすぐれているのを見て、「手工業の種類によって姓を名乗ることを命じる」古い習慣に従って「鉢人」と呼んだとしてもおかしくはなく、やがてそれが「越人」となつたのかもしれない。考古学の発見によって鉢がもっとも多く出土するのは今の浙江地区、つまり古越族である于越が居住していた地域であり、年代も古いことが分かっている。このことから当時この地域では鉢がすでに一般的に使われており、「越」という名称はこの于越に対して使われたのが最も早かったと推測される。おそらく于越とは中原の人々が越族を指したものであり、于越の自称ではなかつたであろう。

句吳と于越は隣り合っており、それぞれの発展の中でそれぞれの部族があるとはいえたお互いに交流があり、また氣風習俗を共にするといつてもそれぞれに特徴があるという状態であった。吳越文化の形成においても各部族は密に交流し、共通した側面を持ちながら、同時に異なる特徴も持っていた。なお、ここで言う吳越

文化はある広範囲にわたる文化のことであり、呉越の祖先が居住していた地域に限定するものではない。

2. 呉文化の土壤

(1) 呉文化の起源

『史記・呉太伯世家』によれば、商代末、周代初めごろ、太伯は弟に王位を譲って呉に赴き、太湖に着いたところで呉の人のように断髪、入れ墨をして呉の国を築いたという。しかし考古学の資料によれば、呉の祖先は太伯が呉に来る前にすでにこの地で何世代も農業を行っていた。

呉文化の生誕地は寧鎮地区と推定される。寧鎮地区は長江の南、茅山の西に位置する丘陵地帯である。1955年から1958年にかけて、考古学の研究者たちは南京市北陰陽営遺跡を重点的に発掘し、北陰陽営文化の一つ上の地層から湖熟文化を掘り出した。この二層の文化が、のちに呉文化を生む土壌を構成している。

北陰陽営文化は現在すでに3100平方メートル以上が発掘され、豊富な墓葬層が代表的である。墓層の分布は密集しており、互いに重なり合っているが、墓坑や葬具は未だに見つかっていない。骨の保存も悪く、多くは熟化していない土層の上にあって、一般に頭を東北に向かって、すべて一人ずつ埋葬されている。随葬品は、馬家浜文化とは違って生産工具が多く、一つの墓に10件足らずだが、墓群の90%以上に随葬品が納められている。こうした生産工具はすでに個人所有となっていて、氏族集体制は解体していたと思われる。

北陰陽営文化は馬家浜文化後期と時間的に近く、馬家浜からも大量の石器や陶器が出土している。石器は磨製で丁寧に作られており、鋤・刀・シャベル・斧・糸車の輪などが主なものだが、狩猟用具は比較的少なく、農業生産を主に営んでいたものと思われる。紡績のはしりのようなものも見られるが、織り布の断片は見つかっていない。ここではまた、石の鋤が三つと、七つの穴のある大きな石刀が二つ出土している。これらの随葬品はすべて当時の先進的な石器であり、中国の新石器時代の遺跡の中でも最初に発見されたものに

属する。彩陶は北陰陽営文化を代表する重要な特徴であり、紅衣深紅彩、白衣紅彩、紅衣黒彩など数種類の技法が陶器に装飾模様を付けるために使われている。多くは陶器の外部に描かれるが、口の広いたらい状の陶器の内壁に描かれたものも少量だが存在する。彩陶は蘇南の太湖地区ではまだ珍しく、浙北の太湖地区では、今日まで発見されていない。おそらく北陰陽営文化と、越文化の発祥地に属する馬家浜文化および良渚文化とでは、ある程度の違いがあると思われる。

湖熟文化は北陰陽営文化の上層にあり、調査の結果、この種の文化遺跡は江蘇・安徽の長江沿岸に数多く発見されている。湖熟文化遺跡は1951年に発掘されたときに命名されたもので、現在は先呉文化と称すのが普通である。

湖熟文化の始まりは中原地区の殷商初期と近いように思われる。石器や骨器などの生産用具を出土していることから見て、北陰陽営文化を継承していると考えられる。

寧鎮地区と中原は地理的に近いので、中原の影響を受けたのは間違いないだろう。私たちも湖熟文化にそうした一端をかいま見ることができる。北陰陽営文化の第三層からは亀甲、牛、羊の肩胛骨が発見されている。商朝は亀甲、牛、羊の肩胛骨を占いの道具にしており、これらを焼いたあとの模様から吉凶を占っていた。北陰陽営遺跡から出土したこれらの骨にはみな焼けたあとがあり、同じように占いに使われたことが分かる。この習俗によって、彼らが中原商族の文化的影響を受けていたことが分かるのである。

商文化の影響は他の方面にも現れている。湖熟文化層から出土した大量の小さな青銅器、例えば小刀、釣り針、矢じりなど、それに銅を精錬した痕跡と見られる銅液の附着した一つの陶鉢が、当時すでにここで青銅器が作られていたことを物語っている。このため、人によっては湖熟文化を早期青銅文化と称するのである。

中国では炊事道具は東南、西北の両系統に大別される。例えば鼎は東南系、鬲(れき、三本の空洞の脚を

持つ古代の蒸し器)は西北系である。太湖地区では現在に至るまで鬲は出土していないが、寧鎮文化では大量の鬲と甗(こしき)が出土している。

鬲と甗はどちらも北方の炊事道具だが、ここで出土したものは中原のものとは少し違って、鼎の取っ手を鬲に借用した角型の取っ手となっている。これは湖熟文化独特の鬲である。ただしそうした変化はあるにせよ、基本的な特性は二里崗商代中期の鬲に近い。

こうしたことから見て、寧鎮地区的文化はより中原文化に近く、太湖地区および寧紹平原とは明らかに違っている。つまり、先吳文化は先越文化よりも進んでいるが、中原文化には劣るのである。あるいは、寧鎮は吳国発祥の地であり、寧紹平原、杭嘉湖、太湖周辺、それにのちに吳に属すことになる蘇州地区は当時みな越文化圏に属していたとも言える。

(2) 泰伯(太伯)の出奔と吳文化

泰伯は周王古公亶父の長男である。周王朝は長子相続制なので、泰伯は当然王位を継承するはずであった。もし泰伯が習わしどおり王になっていたら、吳国の様子もまた違ったものになっていたかもしれない。泰伯の王位継承問題はちょうど王位にあった古公亶父その人から発している。古公亶父は幼い季歎を偏愛していたが、これは礼制にそぐわない事態でもあった。それでも「季歎は賢く、さらにその子昌(のちの周の文王)には聖人の資質があるので、王は季歎を跡継ぎとし、王位が昌に及ぶことを望んだ(季歎賢、爾有聖子昌、太王欲立季歎以及昌)」(『史記・吳太伯世家』)。父の願いを叶えるために、泰伯とその弟仲雍は相談した末、一緒に出奔した。そして「荆蛮にはしり、刺青と断髪をして再び帰らない決意を示した(乃奔荆蛮、文身断髪、示不可用)」(『史記・吳太伯世家』)。泰伯と仲雍は吳(今の無錫梅里一帯)に赴き、吳の風俗に倣って髪を切り、入れ墨をして、吳の族名である「句吳」を名乗ったのである。

二人が吳にやってくる以前から、吳には句吳族があり、独自の文化を生み出していた。彼らはなぜ二人を

受け入れ、しかも「荆蛮の人々は彼を義人と認め、千余家が彼に従った(荆蛮義之、従爾歸之者千余家)」という現象が起きたのだろうか。

問題は「義之」の二字にある。これはいったい何を意味しているのだろうか。泰伯と仲雍は呉に来たとき、中原の人間が普通南方の土着民を見るような見方で、つまり「蛮夷」としては見なかった。むしろ彼らを尊重し、その風俗に従うという賢明な態度をとったので、お互いの確執を避けることができ、かえって彼らのリーダーとなるチャンスをつかむことができたのである。また、二人がやってきたのは亡命ではなく、また支配するためでもなく、孝をつくし、王にならないためだったので、彼らの謙讓・誠実の美德が印象づけられることになった。こうした美德は人々の尊敬を集めることもあり、彼らが江南呉人の賞賛と信望を勝ち得たとしてもおかしくはない。しかも二人は中原の進んだ文化と管理経験を呉にもたらしたのであり、これによって啓発された呉の人々が彼らを推戴することを望んだ。こうして泰伯は呉の開国の君となったのである。

泰伯と仲雍が呉に入ったことで、呉の文化は大きな影響を受けた。

まず、このことは呉文化と周文化の融合を促した。泰伯と仲雍は断髪・入れ墨をして表面上は呉の風俗を尊重していたが、その陰で周文化の影響は呉文化の各方面に行き渡り、土着文化と融合して新たに発展した呉文化を生み出した。

中原の進んだ耕作技術が呉の農業の発展を促し、築城技術が呉の城壁やのちの城市的の出現と発展に貢献した。『呉越春秋・呉太伯伝』によると、泰伯と仲雍が江南に移って「数年のうちに人々は富み栄えた。しかし時代は殷の衰退期であり、諸侯がさかんに兵を動かしたので、荆蛮にもその動乱の及ぶ恐れがあった。そこで太伯は周囲三里二百歩、外廓三百余里の城を築いてその西北隅に住み、最初の呉と称した。人々はみなその城壁内で田畠を耕した(数年之間、民人殷富、遭殷末之世衰、中國侯王數用兵、恐及於荆蛮。故太伯起城、周三里二百歩、外廓三百余里、在西北隅、名曰故呉、

人皆耕田其中)」。泰伯が建てたこの城は無錫梅里にあり、それほど大きくもない普通の城壁だが、まさに城壁を築いたことによって徐々に城市が生まれ、のちの呉小城、呉大城があるのである。呉の城市は泰伯の城に始まったといえる。

泰伯が来る前、呉では铸造業や工芸もあまり発達しておらず、わずかに小型の青銅器を铸造するのみであったが、泰伯と仲雍が進んだ铸造技術をもたらしたおかげで周初には青銅铸造業が盛んになった。青銅器の多くが中原で作られたものとほとんど遜色ないばかりか、彼らは中原の進んだ技术を吸收するにあたってただ盲目的にまねるのでなく、呉の环境条件に合わせて改造、再創造し、たとえば鬲に羊角の取っ手を付けたのである。造形と模様にも呉独自の意匠を施し、異なる特徴を巧みに組み合わせた。器の形は中原風でも曲線を多用したきめの細かい风格を備え、雲雷紋や蛇紋など南方風の模様を使うことで中原文化を有機的に土着文化に取り入れ、本来の特色を失っていない。この点、呉の人々はすぐれた想像力ないし创造力を持っていたと言える。

泰伯と仲雍が呉にやってきたことは、進んだ中原文化をもたらしただけではなく、呉の人々の目を開かせ、向学心に富む積極的に解放された気風を生むこととなり、呉の文化的發展において重要な意義を持ったのである。

3. 越文化の摇籃

(1) 初期の越文化

越は、古くは于越(於越)と称した。于越の名はまず『春秋・定公五年』の「於越、呉に入る(於越入呉)」という記載に見える。于越は「大越」「内越」とも称し、百越の中で比較的早く发展し、文化程度も高かった。初期越人の活動範囲としては、「南は句無(現在の浙江諸暨)、北は御兒(現在の嘉興)、東は鄞(現在の寧波鄞県)、西は姑蔑(現在の太湖)(南至る句無、北至る御兒、東至る鄞、西至る姑蔑)」(『国語・越語上』)であった。旧石器時代には早くも越の先民がこの地域

に多く居住していた。1963年、考古学の作業員が浙江建德県(もとの寿昌県)でひとつの古人類の歯と哺乳動物の化石を発見した。この歯の化石は今から五万年も前の新人段階のものと測定された。その身体構造や歯の構造は現代人と比べても大差ない。これが建德人といわれる古人類であり、今のところ知られている越人の最も初期の祖先である。

新石器時代、越文化の土壤は河姆渡文化、馬家浜文化、良渚文化などを生み出したが、その中で最も有名なのは河姆渡文化である。河姆渡文化の遺跡は、杭州湾の南、寧紹平原の余姚県河姆渡村にある。四明山の山裾に連なり、姚江の南に位置する。遺跡の東西は広い平原に面し、周囲は湖沼、丘陵、山地に囲まれており、肥沃な土地ときれいな水に恵まれた風光明媚な土地である。漁業するもよし、農耕するもよしという、こうした良好な生態環境が、古人類の生活を支える基本的条件となったのである。1973年11月および77年10月の二度の発掘調査を経て、遺跡の総面積は四万平方メートルと測定され、現在は約2600平方メートルの発掘が終わっている。河姆渡文化には全部で四つの文化層が重なっており、第三、四層の内容が最も豊富である。炭素14法による測定で、第四文化層は6900年前のものとされた。四つの文化層のあいだには、明らかに相互の継承関係を見てとることができる。三・四層を初期文化のそれぞれ一期、二期とし、一・二層を後期文化の三期、四期とする。河姆渡文化の範囲は主に浙江寧紹平原の東部であり、寧波の妙山八字橋には河姆渡第一・二層文化の遺跡が、舟山群島の定海には第二層文化の遺跡が、余姚牛山と慈溪童家(天山)には第三・四層文化の遺跡が、唐家墩には第一層文化の遺跡がそれぞれ残っている。この他、余姚の茅湖、鄞県の辰蛟、丹山の白泉などにも河姆渡文化の遺跡がある。河姆渡遺跡の発掘は、われわれに古代越人の生活絵巻を見せてくれている。

河姆渡遺跡からは大量の木、石、骨、陶器の生活用具と生産用具が出土しており、生産工具だけで数千件にのぼるが、骨器がもっとも多く、ノミ、キリ、さじ、

針、耜（すき、スコップ形の鋤）、矢じりなどがある。特徴的なのは、耜やシャベルなどで、多くは牛や鹿などの有蹄類の肩胛骨でできている。骨耜は当時の重要な生産用具で、河姆渡文化に典型的な器物の一つであり、第四層だけで170件以上が出土し、その数の多さと精巧さが注目を集めている。骨器のほか、木製のものも少なくなく、これらの骨製、木製の工具は様式も新しく精巧に作られていて、なおかつ中国の新石器時代の遺物のなかでも初期のものである。大量の生産工具が出土したということは当時の生産力の発展水準を示しており、河姆渡人がすでにかなり発達した農業に従事していたことを物語る。河姆渡の農業文化は焼畑などの粗放な未開墾地耕作段階のあと、牛による耕作段階を経ずに、開墾地耕作段階に入った。これも中国の農業生産および農具の発展におけるユニークな特徴の一つである。

稻作文化は越文化の一つの指標である。河姆渡文化遺跡からは大量の稻作のあとが発見されており、越人の長きに渡る稻作文化はすでに相当な水準に達していたことを裏付けている。河姆渡の稻作遺跡は第四文化層居住区内のものが突出しており、米粒、粉、ワラ、粉殻、稻の葉の堆積層が一メートル以上にも達する部分があり、一般的な部分でも20-50センチになる。数量が多く保存状態もよい点で、新石器考古学史上非常に希な例である。河姆渡から出土した粉は今日中国で発見されている人口栽培による稻の最も初期のものであり、アジアにおいても最古の実物の水稻遺物である。この稻はうるち米の亞種晚稻型水稻に属し、世界的に見ても中国が稻作の重要な発源地の一つであることを証明している。

河姆渡文化の四つの堆積層のうち、第四層が最も初期に属し、量的にも豊富で重要な堆積層であり、第三層がこれに次ぐ。第四層からは大量の木の杭、梁、柱などの木造建造物の破片が1000件も出土している。このことは当時木製の手工芸品が発達していたことを示すとともに、河姆渡人の生活の様子を偲ばせてくれる。木製の生活用品、労働用具、それに木製の高床式建築

物は早期段階に最も豊富であることから、約6900年以上前には河姆渡の越人はすでに豊かな生活文化を築いていたことが分かる。遺跡からは玉や象牙で作られた玦（けつ、輪形の装飾品）、珠（宝玉）、璜（こう、半円形の玉）などの芸術品も数多く発見されている。河姆渡人はすでに原始的ながら審美眼を持っていたのであり、その精巧で美しい原始芸術品に、彼らのなかなか良いセンスが反映している。また第三層からは、瓜棱型で丸い脚を持つ木製の漆の碗が一つ出土しているが、その碗の外側には赤い顔料が施してあった。化学分析とスペクトル分析によって、表面のこの赤い顔料は生漆であり、馬王堆漢墓から出た漆の成分に似ているが、馬王堆より数千年早いことが分かった。これが中国で見つかった最古の漆製品である。

かつて、人々は黄河こそ中華民族の母なる川であり、中華民族の發祥地であると考えていた。しかし河姆渡文化の出現は中華文明の起源が複数あることを物語っている。河姆渡文化は年代的に見て黄河流域の仰韶文化、半坡文化よりも早く、しかも黄河流域の文化とは異なる風貌を見せており、中華文明の長江流域以南の文化的特色を示しているがゆえに、中華文明の發源地の一つであるということができるるのである。河姆渡文化に続いて、杭州湾の北、太湖周囲の地方に羅家角文化、馬家浜文化、良渚文化が相次いで発見されたが、それぞれの間には相互の繼承関係があり、みな原始稻作文化の特徴を備えている。越の先民たちはまさにこの土地において少しづつ開墾し、一歩一歩前進し、ユニークな特色を備えた越文化を創造したのである。

（2）越における舜と禹の伝説

舜は古代の神話伝説に登場する神聖で英明な王である。舜に関する伝説は黄河流域、中原地区に多い。例えば『孟子・離婁篇』では、「舜は諸馮（現在の山東諸城）で生まれ、…鳴条（現在の山東充陶西）で亡くなった（舜生於諸馮…卒於鳴条）」とあり、『墨子・尚賢』では「舜は歷山を耕し、黄河のほとりで焼き物を作り、雷澤で漁をした（舜耕歷山、陶河瀨、漁雷澤）」など

とある。舜は有能だったので、堯は娥皇と女英の二人娘を舜の嫁として与えた。古越の地域にも少なくない数の舜伝説と遺跡が残っている。舜は堯の子丹朱の反乱を回避するために会稽（今の浙江紹興）に身をひそめ、同時に田畠を耕して悠々自適の生活を送っていた。「会稽山には虞舜の巡狩台があり、麓には望陵祠があつた（会稽山有虞舜巡狩台，下有望陵祠）」（任昉『述異記』）。舜の七人の息子は余姚、上虞等の地に分封された。上虞という名の由来も舜と関係がある。『水經注』には『晋太康地記』を引用して、「舜は丹朱を避けてここに到り、それにちなんで県名を付けた。百官がこれに従ったので、県の北には百官橋がある。また舜と諸侯はここで会合し、苦労や楽しみを共にしたので、上虞というとも言われる（舜避丹朱於此，故以名縣，百官從之，故縣北有百官橋。亦云舜與諸侯會事迄，因相虞樂，故曰上虞）』とある。上虞の土地には、現在も百官橋や舜山などの地名が残っており、上虞の曹娥江はまたの名を舜江ともいう。こうした記述は越での舜の足跡を偲ばせ、手がかりや根拠を提供している。

舜が越にいた時間はそれほど長くはなかったらしく、あまり多くの故事は残っていないが、舜が越に及ぼした影響は連綿と伝えられ続けている。宋の王十朋は『会稽風俗賦』で次のように言っている。「舜は人の子としてよく孝にかない、その心得は未だに見習われている。舜は人の臣下としてよくその道を尽くし、その心得は未だに踏襲されている。舜は人の兄として恨みや怒りを抱くことなく、その心得は今もって敬愛されている。舜は人の君主として天下を譲り、その心得は今もって高潔謙虚とされる（舜為人子，克諧以孝，故其俗至今烝烝是効；舜為人臣，克尽其道，故其俗至今孳孳是蹈；舜為人兄，怨怒不藏，故其俗至今愛而能容；舜為人君，以天下禪，故其俗至今廉而能遜）」。舜の影響は宋朝にいたってもまだ消えることはなく、人々の心の中で高い地位を占め、大きな影響力を持っていたことが分かる。

舜が越にいたという伝説は伝えられて久しく、越には多くの虞舜廟が見られる。上虞、余姚、紹興などで

は舜を祀る習俗が残っている。紹興の舜皇廟は大舜廟ともいい、紹興市の双江渓に、川辺の小さな山である舜王山嶺をのぞむように建てられている。廟には虞舜像が祀られている。毎年元宵節には祭祀をする人がとりわけ多く訪れるのが当地の風俗となっている。この廟は清の咸豐年間に建てられ、同治年間に新たに修復されている。大舜廟は南向きに作られており、百以上の石段があって、渓辺から人々を廟の門へと誘い入れている。正殿前の四本の石柱には龍鳳の彫刻が施され、廟は煉瓦作りとなっており、精緻な木彫装飾も見られる。全体に威厳の感じられる建築であり、その古風な重厚さでもって一代の明君舜を記念している。

大禹治水の故事は長年にわたって語り伝えられ、禹が越に及ぼした影響は舜より更に大きいといつても過言ではない。史学界ではかねてから「越は禹の後裔である（越為禹后）」という説がある。事の真偽はともかく、禹が越に残した影響と伝説はすでに数千年の昔から伝えられており、無数の文人墨客の慨嘆を引き出してきた。秦の始皇帝は東に行幸して会稽に至ったとき、自ら大禹を祀っている。司馬遷は『史記』を編むにあたって自ら会稽に赴き、禹穴（禹の墓所とされる場所）を尋ね、禹にまつわる伝説を収集している。

ところで禹はいつごろ越に来たのだろうか？『越絕書・外伝記地伝第十』には、「禹は最初、民を憂いて治水を行ない、越に到って茅山に登り、大きな集会を開いて有徳の者には爵位を与え、功を立てた者には領土を与え、茅山の名をはじめて会稽に改めた（禹始也，憂民救水，到大越，上茅山，大会稽，爵有徳，封有功，更名茅山曰会稽）」とある。このことから、大禹は治水に成功したあと越を訪れ、ここで四方の諸侯に接見して「大会計」といわれる論功行賞をおこなった。茅山も、これにちなんで「会稽山」と名付けられ、以来この名で知られるようになったのである。越には禹の足跡が残っているだけではなく、禹の墓もある。『史記・夏本紀』には、「帝禹は狩をして東方に遊び、会稽山に来たとき崩御した（帝禹東巡狩，至会稽爾崩）」とある。伝えられるところによれば、禹が葬られたのは「会稽

山の北、黄帝の藏書があったところである。禹は治水のため会稽に至り、黄帝の水經を穴の中に見つけ、その示すとおりに実行したところ、水も土も平らかになった。これにちなんで禹穴というのである（在会稽山陰、昔黄帝藏書處也。禹治水至会稽、得黄帝水經於穴中、按爾行之、爾后水土平、故曰禹穴）」（明鄭善夫『禹穴記』）。また『方輿勝覽』には「禹穴は龍瑞宮（会稽山の麓にあった中国の有名な道觀）のそばにある（禹穴在龍瑞宮之側）」とされる。後世の人々は大禹を記念するために、禹穴の地に禹陵を建てた。陵の中に
は空石があるが、これは普通埋葬したあとに置く鎮めの石であり、禹はこの石の下に眠っていると伝えられる。古くからたくさんの人がこの空石を研究し、魯迅も『会稽禹廟空石考』を書いている。阮元の『兩浙金石志』によれば、「空石は会稽の禹陵廟の中にあり、高さ六尺、周囲の広さは四尺で、てっぺんには穴があり、秤の重りのような形をしている（空石在会稽禹陵廟中、高六尺、周廣四尺、頂上有穿、狀如秤錘）」。禹陵の傍らに建つ禹廟はいつ建てられたのか不明で、漢代に建てられたとか、梁朝に建てられたなどと言われている。禹陵、禹廟は禹に対する人民の思慕の気持ちを表しており、人々の心がここに託されている。

言い伝えによると、大禹ののち、夏の少康が禹の祭祀を途絶させないために庶子の無余を会稽に封じて「于越」を建国させたという。『呉越春秋・越王無余外伝』には、「少康は禹の廟祭祀が途絶えることを恐れ、其の庶子を于越に封じ、「無余」と号した（至少康、恐禹亦廟祭祀之絶、乃封其庶子于越、号曰「無余」）」とある。「余がその命を受けたとき、人々は山に暮らしていた。そこでは鳥を豊富に得ることはできたが、寺廟祭祀のための費用は貢物によってようやくまかなわれ、斜面の土地を何度も往復して耕作したり、鳥や鹿を追って食糧を手に入れなければならなかった。無余は派手な宮殿など構えず、民と共に質素に暮らした（余始受封、人民山居、雖有鳥田之利、和貢才給寺廟祭祀之費、乃復隨陵陸爾耕種、或逐禽鹿爾給食、無余質朴、不設宮室之飾、從民所居）」（『呉越春秋・越王無余外伝』）。こののち、越部族は会稽を中心、次第に勢力を強めていった。こうして春秋時代には、越はすでに呉、楚と対抗できる国になっていたのである。

引用文献

- (1) 劉剛・草野美保(訳)、2005、「元、明時の中国が遭遇した海禁と倭患」(張荷著『呉越文化』第6章)『地域研究所』
1:139-147